

移住って良いことあるんだ!!

知らないと損する 全国自治体支援制度

2015年度版

5910

住まい	家を借りる	01
	家を購入・改修する	04
	空き家	17
	設備	24

住まい

01.家を借りる					
都道府県名	市町村名	事業名	事業概要	お問合わせ先	
北海道	赤平市	民間賃貸住宅家賃助成事業	若年の定住人口の増加を図るため、市内の民間賃貸住宅に住む若者転入世帯および新婚世帯に対し、家賃の一部を市内で使用できる「まごころ商品券」を上限3万円として最長5年間支給し、助成する。	企画財政課 企画調整係	0125-32-1834
北海道	滝川市	滝川市住み替え支援補助制度	基準を満たす対象世帯に対して、入居から3年間に限り、家賃の一部を補助。上限2万5千円。	建築住宅課	0125-28-8040
北海道	栗山町	民間賃貸住宅家賃助成制度	町内事業所に正社員として勤務する若者・子育て世代が、町内の民間賃貸住宅を借りて転入した場合、家賃の一部を最高36か月間助成	ブランド推進課 ブランド推進グループ	0123-73-7516
北海道	占冠村	民間賃貸住宅建設支援事業	当該住宅に係る固定資産税を3年間免除。	企画商工課	0167-56-2124
北海道	鹿追町	民間賃貸住宅家賃助成制度	民間賃貸住宅入居者を対象とした家賃助成制度（所得制限、入居期間等条件あり上限月額5,000円）	企画財政課	0156-66-4032
北海道	池田町	池田町民間賃貸住宅建設促進事業	町内において、賃貸住宅の建設を検討されている者に対し、補助金を交付 1.町内の事業者により建築する場合…1平方メートル当たり15,000円 2.町外の事業者により建築する場合…1平方メートル当たり 7,500円	企画財政課企画 統計係	015-572-3112
北海道	厚岸町	きのこ生産者住宅の賃貸	現在空き家となっている住宅を、きのこ生産者以外の希望者に賃貸する。入居期間は1年以内とするが、生産者の入居希望がない場合は、1年以内で更新が可能。 家賃／月額4万円（敷金は家賃2ヶ月分） H10年建 3LDK 平屋建	まちづくり推進課 商工雇用推進係	0153-52-3131
青森県	弘前市	子育て支援住宅制度	対象者の条件を満たす場合、弘前市駅前住宅の住宅使用料を上限2万円として、子ども1人（18歳以下）につき、1万円を減額。	財産管理課	0172-35-1321
青森県	八戸市	若者定住促進賃貸住宅	45歳未満の方を対象として市営住宅を提供します。（1棟8戸）	建築住宅課	0178-43-9109
青森県	五所川原市	五所川原市子育て世帯移住促進事業	市外在住の子育て世帯で一定の要件を満たし、当市に移住された方に対して、家賃の補助。額は、実質家賃負担額（家賃－住宅手当）の2分の1の額。上限は2万円。交付決定から起算して24ヶ月を限度。	企画課	0173-35-2111 （2154）
青森県	七戸町	ヤングファミリー定住支援補助事業	町内の民間賃貸住宅に転居、転入する子育て世帯及び新婚世帯を対象に、家賃から住宅手当を控除した額の20,000円を超えた部分（限度額20,000円）を補助。	企画調整課	0076-68-2940
青森県	おいらせ町	地域の元気再生定住促進事業（若者・子育て世帯対象）	下田小学校区又は甲洋小学校区に転入等し、戸建住宅を賃借する世帯で、一定の条件を満たすことで定住促進助成金を交付します。12ヶ月経過後12万円まで最大3年間	企画財政課	0178-56-4273
青森県	田子町	若者定住促進住宅等入居支援事業	（条件） ・世帯主となる方が、18歳以上39歳までの単身及び夫婦世帯及び、U・Iターン世帯 ・3年以上継続して定住する意志があること （内容） ・月額2万円を3年間 ・家賃の額が2万円を下回るときは当該家賃の額	住民課 子育て定住移住 支援室	0179-23-0678
宮城県	栗原市	新婚生活応援家賃助成事業	婚姻の届出から1年以内の新婚世帯が、市内の民間賃貸住宅に入居した場合、家賃を助成する。実質家賃額から3万円を差し引いた額で、月額上限1万円を2年間助成。	成長戦略室	0228-22-1125
宮城県	七ヶ宿町	地域担い手づくり支援住宅	40歳未満で中学生以下のお子様がいる世帯を対象に、20年間住んだ場合に土地、住宅を無償で譲渡。住宅の間取りは入居者の希望により決定。	農林建設課	0224-37-2115
宮城県	山元町	定住促進事業【民間賃貸住宅家賃助成事業】	新婚世帯又は子育て世帯、若しくは新規転入町内就業者で一定の要件を満たす方が賃貸する民間賃貸住宅の家賃の2分の1を月額上限2万円を36ヶ月助成。	町民生活課生活 班	0223-37-1112
秋田県	鹿角市	民間住宅リフォーム支援事業	住宅を10万円以上の増改築またはリフォームをする方に、工事費の20％（上限10万円。※耐震改修工事と同時に行う場合、上限20万円）を補助します。	都市整備課 建築班	0186-30-0266
山形県	新庄市	新庄市定住促進住宅家賃軽減事業	子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、中学3年生までの子どもと同居する世帯が、市が管理する定住促進住宅「東山団地」に入居した場合に、最大で2割の月額家賃の軽減を行う。	都市整備課 建築住宅室	0233-22-2111 （内線522）
福島県	福島市	子育て支援住宅供給事業	安心して子育てができるよう、広い間取りの住宅の家賃を世帯の所得額に応じて減額し、貸し出す公的な賃貸住宅である。現在、管理している比較的中心市街地に近い団地の部屋を改修して供給する。	建築住宅課	024-525-3757
福島県	二本松市	新婚世帯家賃助成金交付制度	市内の民間賃貸住宅と賃貸借契約を締結（H25.4.1以降）、居住している新婚夫婦を対象に家賃を助成（月額1万円を最長36月）。（年齢40歳未満等の条件有）	企画財政課	0243-55-5090
福島県	川俣町	新婚世帯定住奨励金	結婚届け出後1年以内の新婚世帯（就業世帯）で、民間借家に入居後3か月以内のとき、月額1万円の家賃補助を3年間助成。※世帯主満年齢50歳以下	産業課 商工交流係	024-566-2111
福島県	川俣町	UIターン者定住奨励金	定住後3か月以内のUIターン世帯（就業世帯）が、民間借家に入居したとき、月額1万円の家賃補助を3年間助成。※世帯主満年齢50歳以下	産業課 商工交流係	024-566-2111
福島県	金山町	金山町少子化対策推進事業 賃貸住宅生活支援	金山町に住所を有し町に永住する意思があり、40歳未満又は子育て世帯（0歳～18歳までの扶養が1人以上いる方。小中学生は町立学校、高校生は川口高校に通学している児童生徒に限る）。賃借料月額10,000円以上。転勤が伴う職種、公務員、滞納者は対象外で、6ヶ月に1度、月額5,000円を町内の商品券で支給。	復興政策課 復興政策係	0241-54-5203
福島県	三春町	三春町賃貸住宅家賃助成事業	町内へ転入し賃貸住宅に入居した40歳未満の単身・夫婦世帯、子育て世帯に賃貸住宅の家賃の一部（最大月額2万円×24か月）を助成。	総務課 企画情報 グループ	0247-62-8125
茨城県	大子町	子育て世帯に対する町営住宅使用料の軽減	町営住宅において、18歳未満の児童がいる世帯は、家賃の減額が受けられます。	建設課	0295-72-2611
栃木県	宇都宮市	宇都宮市若年夫婦・子育て世帯家賃補助制度	中心市街地にある民間賃貸住宅へ転居した、夫婦いずれもが40歳未満の若年夫婦世帯、または義務教育終了前の子どもとその親がいる世帯に対して、家賃の一部を補助します。	建設部住宅課	028-632-2735
栃木県	茂木町	民間賃貸住宅家賃助成事業	町内の民間賃貸住宅に転入される世帯又は新婚世帯に対する家賃助成（月あたり家族：15,000円、単身7,000円（補助金1/2、商品券1/2）最大3年間）	商工課	0285-63-5668
群馬県	みどり市	定住促進住宅事業	みどり市東町地域に定住する意志を有する方に、市有沢入住宅を賃貸します。平成5年建築2階建て、家賃1K7,000円（6部屋）、2DK10,000円（5部屋）。空状況はホームページに掲載。	建設課 住宅係	0277-76-1904
千葉県	いすみ市	いすみ市若者定住促進家賃補助金	平成27年4月1日以降に本市に転入し、夫又は妻のいずれかが満40歳以下であり、申請日前1年以内に婚姻届を提出している夫婦を対象に、賃貸住宅の家賃を1世帯につき月額1万円補助する（2年間）。	企画政策課	0470-62-1382
山形県	村山市	就業者定住促進事業	市内への定住を促進するため、市外から市内のアパートなどに転居した就業者等に対して、家賃の一部を助成（最高10万円／年、3年まで）	商工観光課	0237-55-2111
新潟県	小千谷市	小千谷市定住促進事業家賃補助金	小千谷市に定住した民間賃貸住宅居住者を対象に、月額2万円上限、最長36月の家賃を補助する。	建設課	0258-83-3514
新潟県	糸魚川市	雇用促進住宅家賃軽減	市内に居住又は居住しようとする勤労者に対し住宅を斡旋しています。勤労者がUIターン者の場合は、4年間、家賃を軽減しています。（軽減額9,100円／月～15,200円／月）	建設課 建築住宅係	025-552-1511
新潟県	五泉市	ファミリー住みえる応援事業家賃等補助金	新婚世帯もしくは市外から転入した中学生以下の子どもが同居する子育て世帯の家賃の一部を補助します。補助額は家賃月額から勤務先の住宅手当を引いた額で、月額1万円を上限とし、最長で36か月分の補助金を交付。離職により住居を失い生活に困窮している人、また住居を失う恐れの高い人を対象に、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給。	企画政策課	0250-43-3911
新潟県	胎内市	住居確保給付金		福祉介護課	0254-43-6111
新潟県	田上町	新婚世帯家賃支援事業	町内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯へ補助金を交付。夫婦の満年齢の合計が100歳未満で、家賃月額に対し10,000円を交付。補助金交付期間は3年を限度。	総務課	0256-57-6222
富山県	黒部市	転入者住宅取得支援制度	市外に1年以上住んでおられた転入者で、市内で新たに戸建て住宅を取得される方に、住宅にかかる借入金額の2％（上限：新築40万円、中古20万円）を助成。	都市計画課	0765-54-2111 （内線532～535）
富山県	南砺市	南砺市民間賃貸住宅居住補助金	民間賃貸住宅への家賃補助。市外からの転入世帯月額1万円1年間、新婚世帯月額1万円2年間、転入かつ新婚世帯月額2万円2年間（2年目1万円）、転入でかつ学生世帯月額2万円2年間。過疎地域は金額1.5～2倍	市長政策室 南砺で暮らしません課	0763-23-2037
石川県	七尾市	移住定住促進補助（住宅家賃）	県外から転入し、民間賃貸住宅（集合住宅や戸建て住宅）に入居した人に、家賃の一部（最高：月額1万5千円、補助期間：3年間）を助成。	総務部 企画財政課	0767-53-1117
石川県	七尾市	賃貸住宅家賃助成金	市内の民間賃貸住宅に住む子育て世帯や新婚世帯の低所得者を対象に、家賃の一部（最高：月額1万円）を助成。	建設部 都市建築課	0767-53-8429
石川県	七尾市	新規就農者確保対策事業	新規就農者で市内の定住促進住宅への入居者に対し、最高月1万5千円を助成。	産業部 農林課	0767-53-8422
石川県	輪島市	輪島市定住促進奨励金	※Iターン、Uターンについて要件有 ○住宅賃貸支援 家賃の1/2（上限月/2万円 ～12か月） ○住宅確保支援 新築…購入価格の1/10 上限70万円、地元産使用で30万円加算 中古…購入価格の1/10 上限50万円、地元産使用で10万円加算※増築の場合 改修…改修費の1/2 上限50万円	交流政策部企画 課	0768-23-1113
石川県	珠洲市	移住定住促進補助金	市内の賃貸住宅等に入居するU・Iターン世帯に対し、家賃の1/2以内を最大5年間補助。1年目：上限3万円/月、2～3年目：上限2万円/月、4～5年目：上限1万円。	自然共生室	0768-82-7720
石川県	羽咋市	定住促進家賃補助制度	民間賃貸住宅に入居される、子育て中または新婚世帯（市外からの転入者）に家賃の一部を補助	地域整備課	0767-22-9645
石川県	かほく市	かほく市新婚さん住まい応援事業補助金	40未満の新婚夫婦が市内の民間賃貸住宅または特定公共賃貸住宅に入居した場合に月1万円を最大2年間、補助します。また、夫婦ともに市外から転入された場合は月額5,000円を1年間、加算します。	総務部企画情報 課	076-283-1112
石川県	穴水町	Iターンファミリー移住暮らし応援補助金	県外からの転入された子育て世帯、40歳以下の世帯で、引越補助金として限度額10万円、家賃補助金として限度額1万円/月額を助成します。家賃補助金については、3年間を限度とします。	政策調整課	0768-52-3627
福井県	福井市	若年夫婦世帯等家賃補助	市外から転入してまちなか地区の民間賃貸住宅に入居した若年夫婦などに対して、家賃の3分の1を補助（上限 15,000円/月）（期間は最高36か月）	建設部 住宅政策課	0776-20-5570
福井県	あわら市	勤労者定住促進事業補助金	市外から転入した従業員に企業が借り上げた借家等を貸し付ける場合、月額1万円／世帯をその企業に助成。（最長3年間）	観光商工課	0776-73-8030
山梨県	都留市	井倉団地新婚子育て世帯入居支援事業	「新婚子育て世帯に対しての入居支援」施策により、要件に該当する方は収入基準・優先入居・家賃減免の優遇が受けられます。	建設課 建築住宅担当	0554-43-1111 （内線137）
山梨県	大月市	大月市転入子育て世帯家賃助成金制度	大月市内の民間賃貸住宅を利用する市外から転入してきた子育て世帯に対し、家賃の助成金を月1万円を上限に交付します。	企画財政課 地域活性化担当	0554-23-5011
山梨県	大月市	大月市市営住宅への入居	市営住宅は、公営住宅法等に基づき、市が管理し、賃貸している住宅です。民間住宅とは異なり、入居にあたっては収入基準等の一定の要件が必要です。 高齢者や障害者には、一定の条件に該当すれば収入基準を緩和していますが、大月市では、中学校卒業前の子どもがいる世帯や新婚世帯が入居する場合にも、収入基準の緩和を行っています。	建設課 住宅担当	0554-20-1852
山梨県	大月市	大月市新婚世帯家賃助成金制度	大月市内の民間賃貸住宅を利用する、婚姻の届出の日から3年以内の新婚世帯に対し、家賃の助成金を月1万円を上限に交付します。	企画財政課 地域活性化担当	0554-23-5011
長野県	長野市	特定公共賃貸住宅	田舎暮らしを希望する方向けの市営住宅。入居者資格、申込み方法等についてはリンク先URLを参照。	住宅課	026-224-7427
長野県	長野市	若者向け住宅	田舎暮らしを希望する方向けの市営住宅。入居者資格、申込み方法等についてはリンク先URLを参照。	住宅課	026-224-7427
岐阜県	高山市	若者定住促進事業補助金	高山市の事業所にU・I・Jターン就職又は就業された方でその日の年齢が35才未満で住民登録等された方が、市内における民間の借家・アパート等を賃借される場合に、家賃月額の3分の1以内の額で15,000円を上限に最大3年間補助。	商工課	0577-35-3144
岐阜県	美濃市	美濃市新婚世帯家賃補助金交付制度	美濃市への若年層の定住を促進するため、美濃市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に対して家賃補助月1万円（補助期間は24か月まで）	建設部 都市整備課	0575-33-1122
岐阜県	飛騨市	賃貸住宅家賃補助金	市内の民間賃貸住宅に居住する方（転入者（45歳未満）、新婚世帯（婚姻1年以下でいずれか40歳未満）いずれもが公務員以外の世帯。）に対し、賃貸住宅の家賃を奨励金として36ヶ月間支給。	商工課	0577-73-7463

岐阜県	下呂市	U・I・Jターン促進家賃助成事業	U・I・Jターン者で下呂市内の借家等に居住する方を対象に、家賃の一部を補助します。(55歳未満の方対象。社宅・社員寮等及び公共的な住宅を除く)	経営管理部 地域振興課	0576-24-2222
岐阜県	揖斐川町	賃貸住宅家賃助成奨励金制度	町内の民間賃貸住宅に3年以上移住することを前提に入居する者に対し、家賃の一部を助成します。12ヶ月間。基本奨励金:(実質家賃－4万円)×1/2以内。上限月額1万円。加算要件該当で別途加算あり	企画部 政策広報課	0585-22-2111
静岡県	御前崎市	新規就農者支援家賃補助事業	新規就農者支援事業を終了した者で市内の借家、賃貸マンション、アパートなどに3ヶ月以上居住し、家賃が月額2万円以上であること。家賃の1/2以内の額(月額2万円上限)で補助し、研修を修了してから1年間を支給。	農林水産課	0537-85-1125
兵庫県	洲本市	洲本市定住促進事業『お帰らないプロジェクト』新婚世帯家賃補助金	夫婦の年齢の合計が満80歳未満の新婚世帯が、民間の賃貸住宅で生活されている場合に、最長3年間補助金(月額1万円)を交付します。	企画情報部 企業立地対策課 定住促進係	0799-24-7641
兵庫県	洲本市	洲本市風情ある住まいづくり支援事業助成金(緑化部門)	市内に住所を有し、自ら居住する住宅の敷地において緑化(樹木、芝、多年生植物又は地被植物等)を行った者に対し事業費の1/3又は緑化面積(1㎡未満切り捨て)に5千円を乗じた額を比較し低い方の金額 上限5万円を助成します。	都市整備部 都市計画課	0799-24-7611
兵庫県	洲本市	洲本市営特定公共賃貸住宅家賃助成金	洲本市営特定公共賃貸住宅の入居者で3ヵ月以上居住した方に対し、収入に応じて家賃助成金として最大36,000円/月を助成します。	都市整備部 都市計画課	0799-24-7611
兵庫県	相生市	新婚世帯家賃補助金交付事業	婚姻届出3年以内で、夫婦どちらかが40歳未満の新婚世帯の方で、平成26年4月1日以降に市内の民間賃貸住宅の契約をされた方に、月額1万円を上限に、3年間の家賃補助を行います。	企画総務部 定住促進室	0791-23-7125
兵庫県	豊岡市	豊岡市過疎地域賃貸住宅入居世帯定住支援補助金	過疎地域内の市営住宅居住者を対象に、現在住んでいる地域での定住を支援。 ・家賃支援(月額5万円を超える場合、そのを超える額。中学生以下の子どもがいる場合、月額5千円を加算。) ・住宅取得支援(対象経費の4分の3、上限100万円)	大交流課	0796-21-9096
兵庫県	赤穂市	新婚世帯家賃助成事業	平成25年4月1日以後婚姻し、市内の賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、家賃の一部を赤穂商工会議所商品券で最大3年間助成。市外からの転入者には加算有り。	企画広報課	0791-43-6867
兵庫県	養父市	やぶ暮らし住宅支援制度(民間賃貸住宅入居奨励金)	賃借料の月額が4万円以上の民間賃貸住宅等に入居した場合、月額1万円を上限に最大24箇月間、奨励金を交付する制度。年齢要件等あり。		
兵庫県	南あわじ市	新婚世帯家賃補助	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助。(家賃が5万円未満の場合は月額5千円、家賃が5万円以上の場合は月額1万円。)最長36ヶ月。	ふるさと創生課	0799-43-5205
兵庫県	神河町	若者世帯向け家賃補助事業	中学校までの子どもを持つ世帯、新婚世帯が賃貸住宅に入居する場合、4万円以上の家賃に対して最高2万円を5年間補助する。	地域振興課	0790-34-0185
奈良県	吉野町	定住促進住宅(町営住宅)	入居条件を満たす、利用希望者への定住促進住宅の貸付 【募集期間】H27.5～8月末まで※入居可能時期はH28年4月頃 【募集戸数】10戸※上記以外にも申請時に条件などがあります。詳しくはお問い合わせください。	まちづくり振興課	0746-39-9064
鳥取県	岩美町	若年勤労者世帯家賃補助事業	要件を満たす世帯に、実質家賃負担額から35,000円を差し引いた額(月額上限10,000円)を助成。【補助期間】60ヵ月	住民生活課	0857-73-1415
鳥取県	若桜町	新若葉町営住宅	入居対象者は35歳以下の夫婦で、家賃は25,000円。さらに、子ども1人につき5,000円減額(上限15,000円)。	町土整備課	0858-82-2236
鳥取県	若桜町	町営若者向け住宅	入居対象者は主たる生計者が35歳以下の夫婦。家賃は25,000円。さらに、子ども1人につき5,000円減額(上限15,000円)	町土整備課	0858-82-2236
島根県	大田市	新婚さん住まい応援事業	夫婦いずれも40歳未満の新婚世帯の民間住宅賃貸費用の一部を助成します。結婚1年以内の夫婦でいずれも40歳未満の新婚世帯に月額1万円(24ヵ月間)、UIターン者の場合は、月額5千円を加算(12ヵ月間)。助成金の予算がなくなり次第、終了となります。	地域振興課 定住推進室	0854-83-8029
島根県	大田市	定住奨励事業(賃貸住宅)	住宅を賃貸する移住者に対し家賃の3ヵ月分か10万円の低い額を助成。子ども1人につき25000円(18歳以下が対象で二人まで)加算。世帯主45歳未満で家賃1ヵ月分か3万円の低い額を加算。合計18万円上限。助成金の予算がなくなり次第、終了となります。	地域振興課 定住推進室	0854-83-8029
島根県	雲南市	子育て世帯定住宅地貸付事業	市有宅地を25年間有償貸付し、貸付期間満了後は無償譲渡します。対象者:①夫婦の年齢又は夫婦いずれか一方の年齢が40歳未満である者の世帯又は②年齢が16歳未満の子どもがいる世帯	都市建築課	0854-40-1064
島根県	雲南市	定住促進住宅(木次東・加茂中団地)の入居者支援事業	木次東団地と加茂中団地の家賃引き下げ(木次東団地「41,200円」→「29,400円」・加茂中団地「42,300円」→「30,200円」) また、要件に該当する場合、申請に基づき、定住促進住宅への入居者の家賃から子ども1人につき5,000円を減額します。※3人まで	業務管理課	0854-40-1061
島根県	美郷町	若者定住住宅	40歳以下で、小学生までの子ども(妊娠中も可)を持つ子育て世帯のための住宅(家賃3万円)。20年以上の定住が条件で、20年住めば住宅を無償譲渡、25年住めば宅地を無償譲渡。	定住推進課 定住推進係	0855-75-1212
岡山県	岡山市	移住・定住用お試し住宅提供制度	県外から岡山市へ移住・定住を希望される、同居親族のある成人の方を対象として、就職や本住居の確保など、移住・定住の準備期間として使用できる、お試し住宅(市営住宅を活用)を提供。 ○対象者 ・県外から本市へ移住や定住をご希望される成人の方々で同居する親族がある世帯 ・暴力団構成員でないこと(申込者だけでなく、同居者も含む)	都市整備局 住宅課	086-803-1471
岡山県	高梁市	新婚世帯家賃助成金	市内の民間賃貸住宅(家賃3万円以上)に入居する新婚世帯(婚姻日から1年以内)を対象に、月額1万円の家賃助成金を2年間交付。	定住対策課	0866-21-0282
岡山県	高梁市	ウェルカムたかはし家賃助成金	市外から民間賃貸住宅(家賃2万円以上)に転入する若者世帯(40歳以下)を対象に、月額1万円の家賃助成金を2年間交付。	定住対策課	0866-21-0282
岡山県	久米南町	民間賃貸住宅家賃助成事業	賃貸物件を借り、夫婦どちらかが40歳未満の方又は義務教育終了までのお子さんがいる方に家賃の4割を助成。【月額上限1万5千円、対象期間60ヶ月】	定住促進課	086-728-2134
広島県	三次市	空き家情報バンク制度	三次市への移住・定住希望者に対して物件を紹介する制度	地域振興部定住 対策課	0824-62-6129
広島県	三次市	お試し住宅事業【準備中】	移住を検討している人が田舎暮らし体験、仕事や家探しの目的に応じて一定期間利用できる住宅の貸出します。	地域振興部定住 対策課	0824-62-6129
広島県	庄原市	庄原市新婚世帯定住促進補助金	夫婦とも40歳未満の新婚世帯が民間の賃貸住宅に住む場合、月額家賃から3万円を引いた金額を補助(上限2万円、補助期間12ヶ月)する。夫婦どちらかが市外に通勤する場合は月額3,000円を加算。	自治定住課	0824-73-1257
広島県	庄原市	定住促進住宅	市外からの転入者および中堅所得者等に賃貸する住宅。入居要件は、世帯の収入(月収額)が158,000円以上か、市外からの転入者または企業等の市外からの転勤者であること。	都市整備課	0824-73-1172
広島県	北広島町	若者定住促進住宅の建設	◆町が賃貸住宅を建設し、安価な家賃で若者に住宅を貸し出す。 雄鹿原高原住宅(2棟) 2012年築 家賃30,000円/月 志路原田園住宅(3棟) 2013年築 家賃35,000円/月	企画課 地域振興係	050-5812-1856
山口県	下関市	人口定住促進住宅管理運営業務(豊北ハイツ)	過疎地域への人口定住促進。(地域限定) 本市へのUIターン希望者に対して、一定期間(最長5年間)低家賃で賃貸するもの。	企画課	083-231-1911
山口県	萩市	UIターン促進住宅	UIターン希望者を対象とした賃貸住宅を提供しています。(入居期間原則3年間。1DK～3DK、家賃7千円～1万9千円)	企画政策課	0838-25-3819
徳島県	勝浦町	勝浦町定住促進賃貸住宅家賃助成事業	若者(子育て世帯)に対し、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成。家賃の3割補助(上限 子育て世帯2万円 夫婦世帯1万円)	企画総務課	0885-42-2511
徳島県	石井町	新婚世帯向け家賃助成制度	平成27年4月1日以後に婚姻の届出をした新婚夫婦が同日以後に賃貸借契約を締結し、民間賃貸住宅に居住する場合、1世帯あたり月額1万円の家賃を24ヵ月を限度に助成する。(夫婦ともに町外から転入等の要件を満たす場合は5千円を加算)	総務課	088-674-1111
香川県	坂出市	坂出市新婚世帯家賃補助金制度	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯(婚姻日がH26.4.1～H29.3.31)で交付要件を満たした方に対して補助金を交付します。	政策課	0877-44-5001
高知県	津野町	ステップ住宅・地域優良賃貸住宅	入居10年以内に、津野町に定住する目的で個人住宅を取得し、ステップ住宅及び地域優良賃貸住宅を明渡す場合に、支払い家賃の30～70%の定住奨励金を交付します。	総務課	0889-55-2311
福岡県	筑後市	新婚世帯家賃支援事業	若年層の筑後市への定住を促進し、安心して子どもを生育でられる地域社会形成の手助けとして、市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯に家賃の一部を最大36万円(月額上限1万円・最長36ヵ月)支給します。	企画財政課	0942-53-4245
福岡県	みやま市	新婚世帯家賃補助	みやま市の賃貸住宅に住む新婚世帯に、月額最大2万円の家賃補助をします。	企画財政課	0944-64-1504
福岡県	岡垣町	内浦・戸切校区民間賃貸住宅家賃補助金交付事業	小学生までの子を持つ世帯または夫婦の合計年齢が80歳未満の新婚世帯が内浦・戸切校区の民間アパートに転入または校区外から転居した場合、3年間にわたって家賃を補助するもの。※限度額2万円	都市建設課	093-282-1211 内線136
福岡県	添田町	若者定住促進事業	添田町に定住を希望される夫婦(条件あり)に、新築一戸建て住宅を家賃35,000円で提供。27年度に6戸建設。28年度以降も建設予定。	まちづくり課	0947-82-5965
佐賀県	鹿島市	定住促進住宅入居に関する補助	市外からの転入者が入居した場合、2年間3千円を家賃から減額する。また、小学校就学前の子どもがいる場合は、更に2年間2千円減額する(ただし小学校就学前まで)。また、市外からの転入者は敷金が無除される。	都市建設課	0954-63-3415
佐賀県	鹿島市	家賃補助	市外に3年以上居住していた転入者が、空き町家に住民票を移し5年以上定住かつ、肥前浜宿のまちづくりに協力する場合、家賃の2/3を補助。ただし上限5千円/月。対象となる期間は2年間。	都市建設課	0954-63-3415
長崎県	東彼杵町	新婚世帯家賃補助	新婚1年以内のご夫婦で、町内民間住宅にこれからお住まいの方へ家賃の一部を補助します。 補助額:2万円(限度額)、期間2年間	まちづくり課企画 係	0957-46-1111
熊本県	南関町	転入者引越し奨励金	転入し3年以上借家等に居住する人(1世帯1回限り5万円)	まちづくり課	0968-57-8501
熊本県	小国町	小国町お試し暮らし住宅	町が準備した“お試し暮らし住宅”に一定期間滞在する事が出来ます。家賃は10,000円で1年以内の入居が可能。	政策課	0967-46-2118
大分県	日田市	上津江地区定住交流促進施設	上津江町への定住促進及び地域住民との交流促進を目的に設置運営されている宿泊施設です。(2年ごとに更新手続きが必要) 月額:13,100円	上津江振興局	0973-55-2011
大分県	津久見市	新婚世帯・子育て世帯家賃補助金	市内の賃貸住宅に居住する新婚世帯又は市外から転入された子育て世帯に対し、月額上限1万円(12ヵ月限度)の家賃補助を行うもの。新婚世帯については、市外からの転入者1人につき5千円の加算あり。	政策企画課	0972-82-2655
大分県	豊後高田市	新婚さん応援住宅「ハピネスステージ」	新婚さん専用の若いカップルのニーズに合わせた市営住宅です。(3DK=約68㎡、家賃4万円/月)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	定住促進子育て応援住宅「住まいるハウス」	子育て世帯向けの菜園付き戸建て市営住宅です。移住希望者が優先して入居することができます。(5戸、3LDK=約96㎡、家賃4万8千円/月)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	ムーブイン就労家賃応援	市内に勤務し、市外に居住している方が転入し、民間アパート等に入居した場合、家賃応援金を交付します。(3万6千円)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	杵築市	新婚世帯応援家賃補助金交付制度	民間賃貸住宅を賃借し、転入する新婚世帯に対して家賃の一部(最大、月額1万円)を補助する。	政策推進課	0978-62-1804
大分県	杵築市	子育て世帯応援家賃補助金交付制度	民間賃貸住宅を賃借し、転入する就学前の子供がいる世帯に対して家賃の一部(最大、月額1万円)を補助す	政策推進課	0978-62-1804
大分県	宇佐市	市営住宅(特定公共賃貸住宅)	中堅所得者(一般公営住宅の所得基準を超える方)を対象とした賃貸住宅です。家賃は団地ごとに一律で、空室のある団地は先着順で募集しています。	建築住宅課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	市営住宅(一般公営住宅)	所得が基準以下の方を対象とした賃貸住宅で、ほとんどの市営住宅がこれにあたります。毎月「広報うさ」及びホームページにて募集を行っています	建築住宅課	0978-32-1111
大分県	日出町	子育て世帯移住奨励補助金	「子育て世帯」が町内の賃貸住宅に移住した際に移住奨励補助金を交付	政策推進課	0977-73-3116
大分県	九重町	民間賃貸住宅家賃助成事業	平成20年4月以降に町内の民間賃貸住宅に入居し家賃を支払っている方に対し、単身世帯10,000円/月・同居世帯15,000円/月を限度に実質家賃の2分の1を最大36ヵ月間助成。	企画調整課	0973-76-3807
宮崎県	日南市	若者移住促進支援事業	市内に転入する子育て世帯の者が賃貸住宅に入居する場合、月額2万5千円を超える家賃の一部について月額3万円を上限に補助。(先着12件)	地域振興課	0987-31-1128
宮崎県	えびの市	新婚世帯家賃助成金	市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対し、家賃の一部(2分の1以内・上限月額1万円)を3年間助成します。市外からの転入の場合は1人につき上限月額が2,000円加算されます。	企画課	0984-35-1111
宮崎県	西米良村	若者定住住宅支援	若者専用の安価な家賃の村営住宅を建設。40歳以下の独身者のみが入居でき、家賃は2DKタイプで1万円、1Kタイプで7千円。	むら創生課	0983-36-1111
宮崎県	川南町	民間賃貸住宅居住雇用者等助成金制度	町内の事業所に正規雇用されている人で、過去1年以上、町内に住んだことがない人に家賃の2分の1(最大15,000円)を最長3年間助成。	産業推進課	0983-27-8011

鹿児島県	出水市	子育て世帯定住促進家賃補助事業	市外から転入され、民間賃貸住宅にお住まいの子育て世帯(未就学児がいる世帯に限る)の方に、月額2万円を上限に最大3年間補助。	観光交流課	0996-63-2111
鹿児島県	大崎町	定住促進賃貸住宅家賃補助事業	転入・新婚世帯の町内定住を促進するため、月額3万円(実際負担している金額)を超える民間賃貸住宅の家賃を支払っている者に対し家賃の一部を最大24月間補助。	企画調整課	099-476-1111
鹿児島県	屋久島町	口永良部島定住促進住宅事業	口永良部島における移住者の定住を促進するための公営住宅を設置しています。家賃は月1万円、使用期間の限度は7年間です。入居条件があります。	財産管理課	0997-43-5900

[▶ 目次へ](#) [▶ 記事へ戻る](#)

02.家を購入・改修する

都道府県名	市町村名	事業名	事業概要	お問合わせ先	
北海道	旭川市	旭川市山村定住促進補助金	江丹別地域に土地や住宅を購入し移住した方に対し、購入費の15%(上限150万円)を補助。市内業者を通して家を購入・新築した場合は更に住宅購入費の10%(上限100万円)を補助。	総合政策部 政策推進課	0166-25-5316
北海道	室蘭市	子育て世代持家住宅促進	市内で持家を新築または購入し居住する子育て世帯に対し、住宅等の固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1相当額を助成。持ち家取得による子育て世代の市内定住を促進する。	都市政策課	0143-25-2592
北海道	網走市	宅地の販売・分譲	市内計5区画　230.00㎡～667.57㎡、1,633,000円～5,922,000円	財政課管財係	0152-44-6111 (内線242)
北海道	網走市	住宅改修に対する助成等	市内で住宅を取得し、自ら居住する場合、市のリフォーム融資資金(50万円以上、限度額500万円)を利用可能。	建築課建築係	0152-44-6111 (内線254)
北海道	網走市	住宅新築に対する助成等	網走市省エネ住宅基準を満たす住宅を市内で新築し、自ら居住する場合、費用の一部を補助(20～50万円)。	建築課建築係	0152-44-6111 (内線254)
北海道	留萌市	留萌市住宅改修促進助成事業	市内に住所を有する方が現に居住する市内住宅の改修工事(工事対象経費が税込100万円以上で年度内に費用の支払いまで完了する増改築工事等)を、登録施工業者が行う場合、20万円を上限に助成します。	地域振興部 経済港湾課	0164-42-1840
北海道	苫小牧市	住宅耐震・リフォーム支援事業	住宅のリフォームに必要な資金を金融機関から融資を受けた市民に対し、その利子の一部(1.5%)を苫小牧市が利子補給として補助。	都市建設部 建築指導課	0144-32-6527
北海道	美唄市	住宅バリアフリー改修促進助成金	市内に住所を有する60歳以上の方等がバリアフリー化工事及び断熱・防寒工事を実施する場合、経費の一部を助成(上限20万円)。	都市整備部建築 住宅課 建築住宅グループ	0126-63-0139
北海道	美唄市	木造住宅耐震改修促進助成金	市内にある木造住宅の耐震診断、耐震改修をする場合に、耐震診断は上限3万円、耐震改修は上限30万円以内の助成を行う。	都市整備部建築 住宅課 建築住宅グループ	0126-63-0139
北海道	美唄市	移住・定住促進助成制度	土地付き新築住宅の建築、土地付き分譲住宅・中古住宅を購入した市外からの転入者に対し、最大150万円の助成金を交付。	総務部企画課 政策調整グループ	0126-62-3137
北海道	芦別市	持ち家取得奨励事業	芦別市に定住するために住宅を新築または中古物件を購入した方などに奨励金を交付。(新築…市内業者建設のみ100万円、中古…購入価格の1/10上限50万円)	総務部企画政策 課	0124-22-2111
北海道	芦別市	住宅リフォーム助成事業	快適な住環境の整備のために、住宅リフォーム工事等に要した経費の一部を助成。(改修工事費の1/5上限20万円)	経済建設部 商工観光課商工 振興係	0124-22-2111
北海道	士別市	住宅建築に対する助成	市内建設業において住宅を新築した場合、居住部分1㎡につき1万円(上限100万円)を助成。	経済部商工労働 観光課	0165-23-3121
北海道	士別市	住宅改修に対する助成	市内建設業において住宅の増築、改築、修繕、設備に対する改修を行い、その費用が100万円以上の工事の場合、20万円(定額)助成。	経済部商工労働 観光課	0165-23-3121
北海道	千歳市	住まいのコンシェルジュ(住宅総合相談員)の配置	住宅の新築、増築、改修等に関する各種手続き、法律、設計、支援制度、融資制度及び税などの相談対応及び情報提供を行う。また、空き家・空き地に関する情報提供等をホームページにおいて試行し、市民ニーズを把握検討。	市営住宅課	0123-24-0430
北海道	千歳市	土地の販売・分譲	文京ニュータウン97区画、264.48～432.15㎡、396.7～648.2万円・福住住宅地35区画、306.24～992.25㎡、475.9～1,915.1万円	開発振興課	0123-42-5501
北海道	滝川市	滝川市住宅改修補助制度	所有する住宅の改修に係る経費、所得合計580万円以下の世帯。補助対象経費×10パーセント、上限50万円。	建築住宅課	0125-28-8040
北海道	滝川市	ニュータウンせせらぎ分譲	ニュータウンせせらぎ分譲中	財政課	0125-28-8008
北海道	砂川市	ハートフル住まいる助成事業	①新築、建売、中古住宅購入助成:最大5%(上限120万円)) ②住宅改修助成:工事費の20%(上限50万円)地元企業利用が条件	建築住宅課 建築指導係	0125-54-2121
北海道	砂川市	ハートフル住まいる推進事業	①18歳未満の子どもがいる世帯に対して、 ・新築、建売、中古住宅購入の場合:子ども一人当たり10万円を補助。 ・住宅改修の場合:工事費の5%相当額(上限10万円)を補助。 ②他市町村からの移住者に対し一件当たり20万円の新規移住祝金を付与。	建築住宅課 建築指導係	0125-54-2121
北海道	深川市	住宅助成制度(まちなか居住等推進事業) ※住宅建築に対する助成	新築住宅(建売住宅可)を建設する方に市外業者で建設する場合は30万円、市内業者で建設する場合は100万円を工事費の5/100を限度に助成(まちなか居住推進エリア内に建設した場合であれば更に100万円を加算(まちなか居住推進エリア外の方がエリア内で建設する場合は更に150万円を加算))	建築住宅課	0164-26-2453
北海道	深川市	住宅助成制度(まちなか居住等推進事業) ※住宅改修に対する助成①	住宅のバリアフリー改修工事をする方に、工事費の1/5(上限20万円)を助成 ※まちなか居住推進エリア内で工事をする場合は工事費の1/3(上限30万円)を助成	建築住宅課	0164-26-2453
北海道	深川市	住宅助成制度(まちなか居住等推進事業) ※住宅改修に対する助成②	木造住宅の耐震改修工事をする方に工事費の1/5(上限30万円)を助成	建築住宅課	0164-26-2453
北海道	深川市	住宅助成制度(まちなか居住等推進事業) ※住宅改修に対する助成③	住宅のリフォーム工事をする方に工事費の1/5(上限20万円)を助成 ※まちなか居住推進エリア内で工事をする場合は工事費の1/3(上限30万円)を助成	建築住宅課	0164-26-2453
北海道	富良野市	住宅リフォーム助成事業	住宅リフォームに要する費用の一部を助成する。 【対象工事】市内のリフォーム事業者が行う50万円以上のリフォーム 【助成金額】100万円以上の改修工事に対して20万円、50万円以上100万円未満の改修工事に対して10万円を補助する。	都市建築課 都市建築係	0167-39-2316
北海道	恵庭市	恵庭市在宅支援住宅改修費助成事業(市上乗せ分)	介護保険住宅改修の上乗せ分として、介護保険認定者のみ利用可能。介護保険住宅改修制度で認められた工事、15万円を上限額として、9割を助成	保健福祉部介護 福祉課	0123-33-3131 内線1224
北海道	恵庭市	恵庭市身体障害者等住宅改修費給付金	身体障害者等の住宅にかかる手すりの取付、段差の解消など。補助率:9/10(低所得者は1/10の自己負担額の軽減有り)。上限額15万円。	保健福祉部障がい福祉課	0123-33-3131 内線1215
北海道	恵庭市	木造住宅耐震診断・耐震改修助成事業	市内にある木造住宅の耐震診断及び改修工事に掛かる費用を補助する。耐震診断に要する経費の額(1の住宅につき上限額5万円)、耐震改修工事に要する費用(上限額30万円)	建設部建築課	0123-33-3131 内線2531
北海道	北広島市	木造住宅耐震診断・改修支援事業	木造住宅の耐震化促進のため、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象に所有者が耐震診断・改修工事を行う際に要する経費の一部を助成します。	建築課	011-372-3311
北海道	北広島市	ファーストマイホーム支援制度	北広島市に初めて住宅を取得される方に50万円助成します。 50歳未満で同じ世帯に18歳以下の子どもがいる方が対象です。	政策推進室企画課	011-372-3311
北海道	北広島市	住宅リフォーム支援事業	北広島市内に居住、所有の住宅の改修に係る補助対象経費の1/10(上限10万円)を助成します。	商業労働課	011-372-3311
北海道	当別町	土地の販売・分譲	町有住宅「ゆとりっち」の販売【17区画】288～423㎡、183～266万円	企画部企画課	0133-23-3198
北海道	当別町	宅地・中古住宅情報の提供	「住んでみたい当別推進協議会」において、希望者に対し町内の中古住宅物件及び宅地の情報提供	企画部企画課	0133-23-3198
北海道	松前町	地域材で建てる住宅支援事業補助金	松前杉などの地域材の利用拡大と林業・木材産業の振興を図るため、地域材を利用して住宅等を新築又は増改築する場合に、その使用量に応じて建築経費の一部を助成します。	農林畜産課	0139-42-2275
北海道	蘭越町	蘭越町定住促進支援制度「マイホーム取得奨励金」	新築、建替え、又は購入住宅の固定資産税相当額の5年間分を商品券で交付	総務課企画防災 対策室 まちづくり推進係	0136-57-5111
北海道	蘭越町	蘭越町定住促進支援制度「ふれあい定住住宅地賃付事業」	本町に定住を確約できるＵターン者等で、契約締結後2年以内で、自家住宅を建築する場合、20年間無料で貸付し、20年後に安い価格にて譲渡	総務課企画防災 対策室 まちづくり推進係	0136-57-5111
北海道	ニセコ町	住宅省エネルギー改修補助事業	既存住宅の省エネルギー改修工事(30万円以上)に対してその金額の20%(上限30万円)を助成	建設課建築係	0136-44-2121
北海道	余市町	住宅支援制度(住宅建築(購入)に対する助成)	土地を購入し、3年度以内に新築または建売住宅を購入した方を対象として、土地購入価格の1/10【指定区域(用途地域内)上限20万円、まほろば地区上限50万円)を助成。※平成27年度まで。	まちづくり計画課	0135-21-2124
北海道	余市町	住宅支援制度(住宅改修に対する助成)	町内業者施工で50万円(税抜)以上の工事をした場合、補助対象工事費の1/5を助成(上限20万円)。※リフォーム工事での設備設置を含む。 ※平成27年度まで。	まちづくり計画課	0135-21-2124
北海道	南幌町	宅地分譲キャンペーン事業	南幌町の住宅団地「ニュータウンみどり野」の宅地を300万円台から分譲中。また、地元割引・子育て・高齢者支援として対象者のいる世帯はさらに30%OFF	まちづくり課 企業誘致グループ	011-378-2121
北海道	由仁町	やっぱり由仁定住応援事業(住宅新築コース)	町内に住宅を新築(新築住宅の購入を含む)した場合、住宅の固定資産税相当額を5年間交付 ※但し、子どもがいる世帯は最長18年(子どもが高校を卒業するまで)助成	まちづくり室	0123-83-2112
北海道	長沼町	住宅リフォーム助成事業	町内の住宅を町内業者を利用してリフォームした場合、経費の10%を助成。(上限30万円)	都市整備課 建築係	0123-88-2111
北海道	長沼町	木造住宅耐震診断・改修助成事業	町内の木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る費用の一部を助成。(耐震診断:要した費用の3分の2(上限3万円)、耐震改修:対象経費の額によって助成額も変動)	都市整備課 建築係	0123-88-2111
北海道	栗山町	新築住宅取得費用助成制度	栗山町外に居住し、栗山町内に移住目的で住民登録をした若者・子育て世代が町内に住宅を建築、又は購入し移住した場合、最大120万円を助成。	ブランド推進課 ブランド推進グループ	0123-73-7516
北海道	栗山町	中古住宅取得費用助成制度	若者・子育て世代が町内に中古住宅を購入し移住した場合、取得費用の10%(最大30万円)を助成。リフォーム済中古住宅を購入した場合、工事費の30%(上限30万円)を加算	ブランド推進課 ブランド推進グループ	0123-73-7516
北海道	栗山町	中古住宅リフォーム助成制度	若者・子育て世代が町内に中古住宅を取得し移住した場合で、その中古住宅をリフォームした場合、工事費の30%(最大30万円)を助成。	ブランド推進課 ブランド推進グループ	0123-73-7516
北海道	浦臼町	浦臼町住宅リフォーム等補助金	住宅リフォームに要する費用の一部を助成。【対象工事】町内業者が行う50万円以上のリフォーム 【助成金額】リフォームに要する費用の1/5(上限20万円)	総務課企画統計 係	0125-68-2111
北海道	厚真町	持ち家住宅建築促進支援助成金	分譲地フォーラムビレッジまたはきらりタウンで、住宅建築後1年以内に転入された方限定で、条件付きの助成金。フォーラムビレッジ:上限150万円。かみあつまきさりタウン:上限200万円	まちづくり推進課 事業推進グループ	0145-27-3179
北海道	厚真町	空き家活用事業補助金	当町空き家バンクに登録した住宅に係るリフォーム費用の1/2(上限100万円)を助成	まちづくり推進課 事業推進グループ	0145-27-3179
北海道	妹背牛町	土地購入費支援事業	定住を目的に住宅等を2年以内に新築するために土地(町有宅地は除く)を購入した場合、土地購入費の1/3上限50万円(商品券)を助成。	企画振興課	0164-32-2411
北海道	妹背牛町	住宅新築支援事業	住宅を新築した場合、工事代金の1/10、上限は町内業者施工の場合100万円、町外業者50万円。さらに、18歳未満の子どもがいる場合1人につき20万円、新規移住者の場合20万円増額。合計金額を3年に分割して商品券を助成。	企画振興課	0164-32-2411
北海道	妹背牛町	中古住宅購入支援事業	定住を目的に2年以内に居住する中古住宅を購入した場合、購入価格(土地含む)の1/10上限30万円を助成。さらに新規移住者の場合20万円増額。合計金額を3年に分割して商品券を助成。	企画振興課	0164-32-2411
北海道	妹背牛町	定住促進対策事業宅地分譲	本町に定住を希望される方に、町有地を1坪5,000円で販売。分譲決定後2年以内に自己住宅を完成できる方。	企画振興課	0164-32-2411
北海道	秩父別町	移住者引越し補助金交付事業	町内に新築又は中古住宅を購入して住所を異動して定住する方に対し1戸(2人以上)あたり5万円を補助。3人以上で高校生以下の扶養家族がいる場合にはその家族一人につき1万円を加算	企画課企画グループ	0164-33-2111
北海道	秩父別町	住宅用地取得補助金交付事業	町内に65㎡以上の住宅を新築又は中古住宅を購入した者に対し、100㎡以上の土地の購入費用の2/3を補助(上限:新築200万円、中古100万円)	企画課企画グループ	0164-33-2111
北海道	秩父別町	ふるさと回帰リフォーム補助金交付事業	1年以上町外に生活拠点を置いていたものが、3親等以内の親族の所有する建物に住所を移して居住する場合、当該建物の改修費用(内外装、給湯器、風呂、トイレ、冷暖房設備等の改修)の1/2を補助(上限100万円)。	企画課企画グループ	0164-33-2111
北海道	秩父別町	定住促進団地宅地分譲	宅地を1㎡＝1円で販売。宅地が低価格の上に暮らしやすさが魅力の為、道内外からの移住実績も多く、3期にわたって分譲し、38区画中32区画を販売。	企画課企画グループ	0164-33-2111
北海道	北竜町	持家取得奨励事業	新築建築費の1/10を上限200万円で助成	企画振興課	0164-34-2111
北海道	北竜町	宅地取得奨励事業	分譲地購入の1/2を上限100万円で助成	企画振興課	0164-34-2111
北海道	沼田町	沼田町住んで快適暮らしで満足移住定住応援事業	20歳代で町内にある融雪溝沿線の土地を購入、町内業者で建築するなど諸条件を満たした場合、最大で520万円の奨励金。これに加え、中学生以下の子供を扶養している子育て世帯には子供一人に対し50万円の加算。中学生以下の子供が2人いれば、最大620万円の奨励金！	農業商工課	0164-35-2114

北海道	秩父別町	定住促進団地宅地分譲	宅地を1㎡＝1円で販売。宅地が低価格の上に暮らしやすさが魅力の為、道内外からの移住実績も多く、3期にわたって分譲し、38区画中32区画を販売。	企画課企画グループ	0164-33-2111
北海道	北竜町	持家取得奨励事業	新築建築費の1/10を上限200万円で助成	企画振興課	0164-34-2111
北海道	北竜町	宅地取得奨励事業	分譲地購入の1/2を上限100万円で助成	企画振興課	0164-34-2111
北海道	沼田町	沼田町住んで快適暮らしで満足移住定住応援事業	20歳代で町内にある融雪溝沿線の土地を購入、町内業者で建築するなど諸条件を満たした場合、最大で520万円の奨励金。これに加え、中学生以下の子供を扶養している子育て世帯には子供一人に対し50万円の加算。中学生以下の子供が2人いれば、最大620万円の奨励金！	農業商工課	0164-35-2114
北海道	鷹栖町	鷹栖町住宅建築支援事業補助金制度	住宅の新築・増改築を行う方に対し、補助対象経費1/2、50万円以内を補助(基本額)。子ども加算、転入加算、町内事業者加算、二世帯同居加算があり、合計で最大130万円の補助金となります。	総務企画課 地域振興係	0166-87-2111
北海道	愛別町	愛別町定住促進空き家改修支援事業	愛別町空き家情報に登録されている空き家を改修して居住する方に対して、改修費用の1/2を助成します。(上限額:50万円。ただし、町内業者利用の場合は55万円)	政策企画室	01658-6-5111
北海道	上川町	上川町住宅リフォーム等補助金	上川町内に住民登録を有し、対象住宅に居住している等要件を満たす場合、当該住宅のリフォーム等に係る経費の一部を補助	建設水道課	01658-2-4060
北海道	占冠村	マイホーム奨励事業	マイホームを新築、建て替えたものに現金50万円を交付。新築、建て替え、又は購入住宅の概ね3年間分を商品券で交付。5年以上継続して暮らす意思のあるものに、さらに20万円の商品券を交付。	企画商工課	0167-56-2124
北海道	和寒町	マイホーム応援事業	①住宅新築を行う場合、町内施工業者が行う場合は200万円補助(定額)、町外施工業者が行う場合は150万円補助(定額)し、さらに、子ども(中学生以下)1人につき20万円を補助。②中古住宅を購入した場合、購入価格又は固定資産税評価額の20%以内を補助。併せて中古住宅の改修を行う場合、対象経費の20%以内を補助。(上限100万円)など。	総務課まちづくり推進係	0165-32-2421
北海道	剣淵町	剣淵町住宅新築・改修促進助成事業	建設業者が自ら行う、100万円以上の住宅新築・改築工事で、町内業者で新築施工の場合定額60万(町外業者は1/2)。町内改修は定額30万(町外業者は1/2)。助成金の1/3を地域通貨で交付。	町づくり観光課	0165-34-2121 (内線 221)
北海道	音威子府村	北星団地宅地分譲募集要綱	土地を購入し、10年居住すると土地代全額返却	総務課 総務財政室	01656-5-3311
北海道	音威子府村	音威子府村増改築経費補助事業	住宅増改築に対し、最大50万円の補助	総務課総務財政	01656-5-3311
北海道	音威子府村	音威子府村持ち家住宅促進奨励金交付要綱	新築に対し、最大130万円の補助。基礎工事が必要な場合、18万円上乗せ。	総務課総務財政	01656-5-3311
北海道	幌加内町	幌加内町定住促進条例制度	住宅建設に係る課税標準額の100分の15以内、100万円を上限として支給、特別住宅については150万円が限度。	建設課	0165-35-2123
北海道	幌加内町	住宅リフォーム交付事業	町民が町内業者により住宅のリフォームをした場合工事費の2/5(上限30万円)を助成。(町外業者の場合上限20万円を助成)	建設課	0165-35-2123
北海道	増毛町	増毛町住宅リフォーム事業	1、100万円以上の住宅改修費の補助。(定額30万円)、2、50万円以上の住宅解体工事に係る産業廃棄物処分費用の補助。(上限30万円)、3、空き家の購入費用補助。(上限30万円＋※10万円(敷地))	建設課建築係	0164-53-1115
北海道	羽幌町	羽幌町住宅改修促進助成事業	羽幌町に住民登録がある方(町税等滞納していない方)で、本人や親族が所有又は本人が居住している住宅(解体の場合は除く。)を対象として、町内業者において100万円以上の住宅改修(増築・改修・除去)を行う場合に補助するもの。(定額20万円)	町民課住宅係	
北海道	中頓別町	住宅建築(購入)に対する助成制度	町内での住宅の新築・増改築に対して経費の一部を助成(上限120万円)	産業建設課	01634-6-1111
北海道	利尻町	あけぼのニュータウン	町民の定着と町外からの転入を促し、過疎化の防止と活性化を図るため、定住促進団地「あけぼのニュータウン」を設置・管理しています。	まちづくり振興課	0163-84-2345
北海道	美幌町	勤労者住宅資金貸付事業	住宅の建築や購入に必要な資金について、低利率の貸付が可能となるよう、町から金融機関に預託をしています。	商工観光グループ 商工労政担当	0152-73-1111
北海道	美幌町	美幌町産材活用事業	美幌町では、世界基準に基づき適切に管理され生産された町産認証材を使用し、町内に良質な住環境を備えた住宅を新築又は増改築する方に対し、町産認証材の使用量1m3あたり4万円(総額100万円を限度)を補助しています。	耕地林務グループ 森林担当	0152-73-1111
北海道	美幌町	住宅リフォーム事業	住宅の増改築、修繕および、CO2削減に寄与する設備の設置等に対し、20%(上限50万円)を補助しています。	建築グループ指導担当	0152-73-1111
北海道	津別町	持家建設奨励金制度	町内に持ち家を新築、中古住宅を購入、住宅の改修工事をを行い、かつ10年以上の定住を確約する方に奨励金を交付。限度額は新築の場合、加算額含め200万円。中古住宅は30万円一律。住宅改修は、改修費用の20%で、50万円が限度。	産業振興課 商工観光G	0152-76-2151 (内線258)
北海道	清里町	移住促進交付金	町内に移住し、住宅の新築または住宅を購入された65歳未満の方に対し最大200万円を交付。(5年間の分割交付。交付金の一部は町内商品券で交付)	総務課企画財政グループ	0152-25-2131
北海道	清里町	定住支援交付金	町内で住宅の新築または住宅を購入で取得された65歳未満の方に対し、5年間、住宅にかかる固定資産税分を町内商品券で交付。	総務課企画財政グループ	0152-25-2131
北海道	清里町	清里町地域経済活性化(住宅リフォーム)事業	町内に住所を有し、町内に存する自分の持家を町内の業者で50万円以上のリフォーム工事を行った場合、要した費用の3分の1(上限30万円)を補助する。	産業課 商工観光・林政グループ	0152-25-3601
北海道	置戸町	置戸町森と住まいの支援補助金	70㎡以上の新築、10年以上上居住者に補助。補助基本額50万円、町内の森林認証材使用50万円、同居する18歳未満の子ども1人につき25万円、町内プレカットセンター加工材使用50万円、転入者加算50万円	施設整備課建築係 町づくり企画課企画係	0157-52-3314 0157-52-3312
北海道	置戸町	住宅改修奨励金	町内に住宅を所有又は借用し、町内に住所を有する個人又は法人、及び今後町内に住所を移そうとする個人に助成。改修工事費の20%以内で50万円を限度に町商工会発行の商品券を支給。町外業者の場合は1/境野親交新団地5区画(1区画約140坪499,800円)	町づくり企画課企画係	0157-52-3312
北海道	置戸町	宅地分譲		総務課管財係	0157-52-3311
北海道	佐呂間町	住宅建設促進事業	町内建設業者により、町内に個人の住宅を新築・増築・改修する場合、費用の一部を助成します。	経済課 商工観光係	01587-2-1200
北海道	滝上町	定住促進宅地分譲事業	滝上町に宅地を必要とする方で、町内に住所を有する方(見込みを含む)を対象に3年以内に住宅建築を終了することを条件に低価格(10,000円/1坪)で宅地を提供する。	まちづくり推進課	0158-29-2111
北海道	滝上町	「ずっと住みいるたきのうえ！」支援制度	滝上町内に一戸建ての住宅や共同住宅などを新築、取得又は、中古住宅を購入し改修することに対して補助を行う。(要件により最大200万円を補助)	建設課	0158-29-2111
北海道	西興部村	美しい村づくり事業推進補助金	村の景観指針に基づき、美しい景観づくりのために村民等が行った事業(住宅等の色彩統一や廃屋解体事業など)の経費の一部を助成する。	企画総務課	0158-87-2111
北海道	西興部村	持ち家建設奨励補助金	村に住所を有し村内に一戸建て専用住宅を建設する者に対し、1棟定額100万円の補助金を交付する。また、指定宅地に建設の場合は建設後10年間の宅地使用料を無料とする。	住民課	0158-87-2111
北海道	雄武町	移住宅地の無償貸付及び無償譲渡	移住宅地において住宅建築予定者に無償で貸付を行い、一定期間に住宅を建築した際に無償譲渡する。	財務企画課	0158-84-2121
北海道	大空町	大空町住み替え促進助成金	大空町内の一戸建て住宅に売買により住み替えした方を対象に売買金額の50%、限度額20万円を助成。1年以内に改修工事実施の際は改修工事費の3分の1以内、限度額30万円を助成。賃貸借住み替え時の助成も大空町内の建設業者によって施工される、持家住宅のリフォーム工事に係る費用の3分の1以内、限度額30万円を補助。	総務課企画G	0152-74-2111
北海道	大空町	大空町住宅リフォーム補助金	新築・中古住宅を購入される方に対して取得費の一部を助成。○新築住宅1軒につき上限70万円(町内事業者施工の場合は30万円分の商品券追加助成)○中古住宅1軒につき上限50万円(取得費の1/10以内)	産業課商工G	0152-74-2111
北海道	壮瞥町	持ち家住宅取得奨励制度	50万円以上の洞爺湖町内の住宅等リフォーム工事を対象に10万円の商品券を助成する。申込件数に上限あり、また、詳細についてはお問合せ下さい。	企画調整課	0142-66-2121
北海道	洞爺湖町	洞爺湖町住宅等リフォーム・住環境整備支援事業		産業振興課水産・商工グループ	0142-74-3005
北海道	浦河町	住宅新築リフォーム等緊急支援補助事業	町内業者で費用100万円以上の新築・増改築・リフォームを行った者に対し、10～30万円の補助	建設課	0146-26-9010
北海道	えりも町	住宅改修工事等助成制度	町内の建設業者により住宅の新築や改修工事を行うものに対し、50万円を上限として工事費用の5/100に相当する額を助成。	建設水道課	01466-2-2114
北海道	新ひだか町	新築・リフォーム等促進事業	工事請負金額200万円以上で新築／工事請負金額の5%(上限100万円)、リフォーム・増改築／工事請負金額200万円以上で、請負金額の10%(上限50万円)の補助※工事施工町内業者限定。	経済部建設課	0146-43-2111
北海道	上士幌町	土地の販売・分譲	みなみ野団地8区画、407.5～499.98㎡、1㎡あたり5,300円	総務課	01564-2-2111 (内237)
北海道	上士幌町	定住住宅建設等促進奨励事業	町内業者施工により、町内に住宅を新築した場合、延べ床面積に応じ最高50万円分の町内で使用できる商品券を交付	建設課	01564-2-2111 (内153)
北海道	上士幌町	定住住宅建設等促進奨励事業	町内業者施工により、町内の居住住宅をリフォームした場合、対象経費の10%(上限20万円)の町内で使用できる商品券を交付	建設課	01564-2-2111 (内153)
北海道	上士幌町	定住住宅建設等促進奨励事業	町内業者施工により、住宅の法改修を行った場合、20万円を超える経費に対し、10万円を限度に町内で使用できる商品券を交付	建設課	01564-2-2111 (内153)
北海道	上士幌町	子育て住宅建設費等助成事業	中学生以下の子供がいる世帯で、新築の場合、子供一人あたり100万円を交付。町内建設業者による施工販売は、50万円を加算する。ただし、総額の9割を現金振込(助成金)とし、残りを商品券(報奨金)で交付。	建設課	01564-2-2111 (内153)
北海道	上士幌町	子育て住宅建設費等助成事業	中学生以下の子供がいる世帯で、土地付き中古住宅購入の場合、子供一人あたり50万円(但し、購入額の1/3以内)。ただし、総額の9割を現金振込(助成金)とし、残りを商品券(報奨金)で交付。	建設課	01564-2-2111 (内153)
北海道	鹿追町	定住促進住宅建設奨励制度	延べ床面積が50㎡以上でかつ500万円以上の新たな住宅を建設する、もしくは200万円以上の中古住宅を購入する者に、住宅建設面積1㎡当たり1万円(中古住宅の場合、購入価格の10%)を商品券で助成。業者が町内の場合上限100万円、町外の場合上限50万円、中古住宅購入の場合上限30万円。	企画財政課	0156-66-4032
北海道	鹿追町	いずみ野団地分譲	23区画142坪から186坪坪あたり13,000円で分譲。	企画財政課	0156-66-4032
北海道	更別村	更別村住宅建設等助成金	新規移住者が住宅を新築又は購入し、その住宅に住所を有し、5年以上上居住する場合、助成金を交付(限度額:新規150万円、中古住宅購入80万円)。	建設水道課	0155-52-5200
北海道	広尾町	広尾町住宅リフォーム支援事業奨励金	町商工会に加入する業者が施行するリフォームに要する費用が50万円以上の工事に対し、上限10万円まで奨励金を交付する。	水産商工観光課 商工観光係	01558-2-0177
北海道	幕別町	マイホーム応援事業補助金	住宅を新築又は購入する場合は30万円、中古住宅を購入する場合は10万円を補助 ▼加算条件 ・幕別市街及び忠類市街に新築または購入する場合50万円 ・町内業者で住宅を新築する場合または町内業者から住宅を購入する場合50万円 ・18歳未満の第1子及び第2子1人につき10万円、第3子以降1人につき20万円	企画室 企画情報担当	0155-54-6610
北海道	幕別町	住宅新築リフォーム奨励金制度	町内業者の施工により住宅を新築(購入)した方に10万円相当の商品券(町商工会発行)、リフォームした方に奨励金対象工事費の5%に相当する額の商品券(限度額5万円)を交付。	経済部商工観光課	0155-54-6606
北海道	池田町	池田町住宅リフォーム促進奨励事業	町内に住所を有する事業者によって、住宅のリフォームを行う町民に対し、リフォームに要した経費の10%分を奨励金として商品券で交付(限度額20万円)	企画財政課企画統計係	015-572-3112
北海道	足寄町	住環境・店舗等整備補助金	町内の建設業者により施工される住宅及び店舗・事務所等の新築、増改築、中古住宅の購入に上限150万円を交付。	建設課 建設室建築担当	0156-25-2141 内線382
北海道	浦幌町	定住住宅取得補助金制度	住宅を新築・中古購入した場合、条件に応じて50～250万円(現金・商品券)を交付。	まちづくり政策課	015-576-2112
北海道	厚岸町	住宅改修に対する助成	町内事業者を利用し、工事費が10万円以上のリフォームをした場合、助成金として対象工事費の10パーセント(65歳以上または中学生以下の子どもがいる場合は15パーセント)を交付。上限20万円。 ※H27年度に限り、工事費の5パーセント分の商品券を上乗せ交付する。上限10万円。	建設課 建築係	0153-52-3131
北海道	厚岸町	住宅建築(購入)に対する助成	町内業者を利用し、新築する(床面積が、50平方メートル以上の住宅で外構工事、敷地造成工事を除く工事費が1000万円以上)場合、助成金として20万円を交付※H27年度に限り、20万円分の商品券を上乗せ交付する	建設課 建築係	0153-52-3131
北海道	標茶町	分譲地の販売	平和・麻生地区残24区画、247.71～459.99㎡、1㎡あたり4,143円～6,881円	管理課	015-485-2111
北海道	弟子屈町	住宅建設促進事業	町内に自らお住まいになる住宅を、町内に本店又は支店のある建設業者を利用し、新築・増築・改築・リフォームを行う場合、掛かった費用の一部を町内の店舗や事業所で利用できる商品券で助成します。(20万円～50万円)	建設課	015-482-2941
北海道	鶴居村	分譲地の販売	下幌呂夢の杜団地残2区画175.33坪～229.64坪坪平均単価17,800円 中幌呂分譲地残2区画171.13坪～197.22坪坪平均単価11,500円	企画財政課 企画調整係	0154-64-2112

北海道	標津町	住宅取得助成	住宅新築:最高300万円、中古取得:最高100万円	建設水道課	0153-82-2131
北海道	標津町	住宅リフォーム助成	最高50万円を助成(町内業者による施工に限定)	建設水道課	0153-82-2131
青森県	弘前市	弘前市子育てスマイル(住まいる)アップ補助事業	対象者の条件を満たし、対象となる住宅の新築・購入、またはリフォーム工事を行う子育て家庭に対し、補助金を交付。	子育て支援課	0172-40-7038
青森県	八戸市	中心市街地まちなか住宅取得支援事業	中心市街地内における定住を促進するため、住宅の取得、増改築等をする方に対して補助金を交付します。申請者を含む2名以上の居住が必要です。増改築等の場合は、居住者が2名以上増加することが必要です。	まちづくり文化推進室	0178-43-9426
青森県	五所川原市	五所川原市住宅リフォーム助成事業	市民が市内の施工業者を利用して自己の居住する住宅の修繕や増改築の工事を行う場合に、対象工事費の20%で20万円を上限とし補助。	建築住宅課	0173-35-2111 (内線2661・2664)
青森県	十和田市	定住促進新築住宅取得事業補助金	十和田市へ転入し住宅を新築または購入した方を対象に、建築費等の10%(上限100万円)を補助します。	政策財政課	0176-51-6712
青森県	平川市	平川市木造住宅耐震診断支援事業	対象:①所有者が居住している一戸建て専用住宅又は併用住宅で地上階数が2階建て以下②昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、建築基準法に違反していないもの。診断費総額のうち110,000円を市が負担。	都市計画課 建築係	0172-44-1111 (内線2235)
青森県	平川市	子育て住宅支援補助金	市内に住所のある世帯、転入を予定している世帯で、中学生以下の子とがいるか妊婦のいる世帯が住宅を新築・購入する場合、補助対象経費の5%に相当する額(上限40万円)を助成。市内業者施工の場合20万円加算。	子育て支援課 子育て支援係	0172-44-1111 (内線1151・1152)
青森県	平内町	平内町地域活性化住宅リフォーム支援事業	町内施工業者を利用して自己の所有する住宅の修繕、増改修の工事を実施する者に補助金を交付する。	水産商工観光課	017-755-2118
青森県	外ヶ浜町	外ヶ浜町定住促進住宅設置事業	○対象・条件:町に住所を有しようとする者等○内容:平成27年4月現在全棟入居、外ヶ浜町定住促進団地○家賃:平屋3LDK(1棟)46,700円/月、2階建て3LDK(2棟)48,300円/月	建設課	0174-31-1226
青森県	大鰐町	定住促進・子育て住宅支援事業	町内に居住又は町外から転入し居住することが明らかな方で、・新築の補助金:工事費の2%で上限額300千円、子育て世帯は3%で上限額500千円。リフォームの補助金:工事費の20%で上限額200千円、子育て世帯は30%で上限額300千円。空き家等を活用する場合は、リフォームに上限額200千円を上乗せ。	建設課	0172-48-2111
青森県	板柳町	木造住宅耐震診断支援事業	内容については、今年度の要項策定中のため公表できません。 ※診断費用等の改正(案)有り(H27.7月予定) ※耐震診断の対象となる条件有り	建設課	0172-73-2111 (343)
青森県	七戸町	定住促進新築住宅建設補助事業	転入者を対象に、新築住宅建設費の100分の3以内の額(限度額50万円)を補助。若者夫婦(婚姻届を出しているいずれも40歳未満の夫婦)の場合10万円を加算。	企画調整課	0076-68-2940
青森県	七戸町	産業活性化住宅新築リフォーム支援事業	町内外の方で、町内に新築または町内に既存の住宅をリフォームする方を対象に①新築:1,000万円以上の契約額の3%(上限50万円)②リフォーム:30万円以上の契約額の10%(上限30万円)を補助。	建設課	0176-62-6244
青森県	七戸町	民間賃貸住宅建設助成事業	町内に事業所がある法人又は町内に住所を有する個人を対象に①戸建の賃貸住宅を新築・建替える場合1戸当たり100万円②共同住宅の賃貸住宅を新築・建替える場合1戸当たり50万円を補助。	建設課	0176-62-6244
青森県	おいらせ町	洋光台団地定住促進事業	快適な住環境を整備したおいらせパークタウン洋光台団地の宅地を分譲しています。土地購入から10年以内に住宅を新築した方に土地代金の一部を助成します。通常:坪あたり約4万円/被災者:坪あたり約6万円	企画財政課	0178-56-4273
青森県	おいらせ町	洋光台団地購入者紹介報奨金制度	洋光台団地分譲地の購入者を紹介した方(個人)に奨励金を交付します。1区画につき10万円。	企画財政課	0178-56-4273
青森県	おいらせ町	地域の元気再生定住促進事業(若者・子育て世帯対象)	下田小学校区又は甲洋小学校区に転入等し、住宅を新築又は取得する場合、一定の条件を満たすことで定住促進助成金を交付します。経費総額の10%(新築上限150万円/中古住宅上限100万円)	企画財政課	0178-56-4273
青森県	三戸町	三戸町木造住宅耐震改修補助事業	旧耐震基準によって建築された木造住宅の耐震改修工事費を一部助成。	建設課	0179-20-1154
青森県	田子町	安全安心住宅リフォーム促進事業	(条件)町内に住所及び住居を有し、居住している方。(移住を希望し、町内の空き家等を購入し居住する方も含む) (内容)住居改修工事費用の一部助成。	建設課	0179-20-7117
青森県	南部町	新築リフォーム支援事業	自己居住用住宅の新築工事又はリフォーム工事を行う者へ助成金支給。・新築工事:対象工事費の1.5%を補助。上限額35万円・リフォーム工事:対象工事費の10%を補助。上限額20万円※工事は町内業者限定	建設課	0179-34-2518
岩手県	花巻市	花巻市定住促進住宅等取得補助金制度	県外から転入し花巻市に住民登録した者で、2年以内に住宅を取得し、当該住宅に住民登録し、かつ、住宅取得日現在で中学生以下の子と同居しているものを対象に建物等の物件取得時に必要となる経費に対し、100万円を上限に交付。	建設部 都市政策課	0198-24-2111 (内線542・546)
岩手県	一関市	移住定住奨励助成事業	転入者が住宅を取得した場合に、最大220万円を交付します。中学生以下の子を扶養する場合は子一人あたり5万円を加算します。さらに、地元業者の施工の場合は20万円を加算します。	まちづくり推進部 いきがいきづくり課	0191-26-0820
岩手県	八幡平市	木造住宅建築支援事業	一戸建て木造住宅を新築または増改築する際に要した経費に対して最大50万円助成。市産材を増改築工事に使用し、その木材が5立方メートル以上使用する場合に加算助成(最大50万円)。	産業建設部 建設課	0195-74-2111
岩手県	奥州市	奥州市定住促進持家取得補助金交付事業	Uターン者で市内に持家を取得した方に対し、50万円の補助金を交付します。	財務部財産運用課	0197-24-2111 内線128
岩手県	奥州市	奥州市市有地等分譲促進補助金交付事業	平成24年4月1日以降に市が分譲した土地について自ら土地分譲契約を締結し、平成27年12月31日までに住宅の所有権登記をした方に50万円の補助金を交付します。	財務部財産運用課	0197-24-2111 内線128
岩手県	雫石町	雫石町定住促進住宅	平成21年度に財団法人雇用振興協会が管理運営する雇用促進住宅雫石宿舎を買取り、平成22年4月1日より雫石町定住促進住宅として、雫石町が管理運営しています。	地域整備課	019-692-6579
岩手県	雫石町	町産材利用推進事業費補助金	一定割合以上の町産材を使用して建築する木造住宅へ補助金を交付しております。	農林課	019-692-6495
岩手県	葛巻町	土地取得助成事業	満65歳未満のU・Iターン者で、住民登録後6ヶ月を経過した方が、定住目的で1,000㎡以上の土地を取得し、取得後4年以内に住宅を建築する場合に、30万円を交付。	総務企画課	0195-66-2111
岩手県	一戸町	一戸町住宅リフォーム支援事業	町内の施工業者によってリフォームを行う場合に、対象工事に要した経費の100分の15に相当する額以内の額(千円未満切捨て、上限20万円)に相当する商品券を交付します。	地域整備課	0195-33-2111
岩手県	一戸町	一戸町木造住宅耐震診断士派遣事業	木造住宅の耐震診断を希望される方に耐震診断士を派遣する事業を行っています。昭和56年5月以前に建築された木造住宅で以後改築等を行っていないもの。個人負担は3,000円。	地域整備課	0195-33-2111
岩手県	一戸町	一戸町木造住宅耐震改修工事助成事業	耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると診断された住宅に対し、耐震化工事費の一部を助成。判定値が1.0未満と診断され、判定値を1.0以上とする耐震改修工事に対し経費の2分の1以内かつ60万円限	地域整備課	0195-33-2111
岩手県	一戸町	子育て支援住宅「キッズあい」	子育て世代の支援住宅。家賃は満18歳までの親族が1人:36,000円、2人:32,000円、3人以上:26,000円。町外からの入居の場合、それぞれ10,000円を減額。	地域整備課	0195-33-2111
宮城県	栗原市	若者定住促進助成事業	40歳以下の方が市内に転入し、1年以内に住宅を新築または購入した場合、借入金を助成する。毎年末の借入金残高の5%相当額、上限20万円を5年間助成。	成長戦略室	0228-22-1125
宮城県	栗原市	住環境リフォーム助成事業	バリアフリー・防災・省エネ(気密・断熱化)等を含む住宅リフォーム工事に対し、工事費の10%(上限20万円)の補助金を交付する。	建築住宅課	0228-22-1153
宮城県	大崎市	おおさき地域材需要拡大支援事業	また、市内事業者が工事を施工する場合、工事費の20%(上限40万円)を加算交付する。 市外の居住者が、主要構造部材に市産材を50%以上、かつ優良みやぎ材の市産材を40%以上使用する住宅を大崎市内に新築する場合(上限75万円/棟)を補助。	農林振興課	0229-23-7090
宮城県	村田町	村田町定住促進事業補助金	定住を目的に売買により土地を契約し、住宅を取得した方へ新築30万円、中古物件15万円を補助。新築取得のうち町内業者にて建設された方へは、20万円を加算し最高50万円補助。	企画財政課	0224-83-2112
北海道	森町	森町木造住宅耐震改修等補助金	木造住宅等の耐震診断および、耐震改修工事に要する費用の一部を助成。 耐震診断 対象経費の2/3かつ6万円以下(千円未満の端数は切り捨て)。 耐震改修工事 対象経費(※耐震改修工事にかかる経費)の23%かつ、50万円以下(千円未満の端数は切り捨て)。	建設課	01374-7-1285
北海道	森町	森町定住対策促進奨励金	からまつの森分譲地に49.5平方メートル(15坪)以上の住宅若しくは社員住宅の新築或いは購入で、一定要件を満たす場合、土地の購入額15%以内(上限30万円)、町内業者により建築設計・施工した場合は奨励金(※)を加算交付。*設計のみ:5万円、施工のみ:15万円、設計及び施工:20万円	企画振興課	01374-7-1283
宮城県	山元町	定住促進事業【住宅取得奨励事業】	新婚世帯又は子育て世帯、若しくは新規転入者で一定の要件を満たす方が住宅取得に要した費用について300万円(中古住宅の場合は100万円)を上限に補助。	町民生活課生活班	0223-37-1112
宮城県	山元町	定住促進事業【住宅リフォーム支援事業】	新婚世帯又は子育て世帯で一定の要件を満たす方が行う50万を超える住宅の増改築・リフォーム費用について3分の1を50万円を上限に補助。町内建築業者使用の場合は10万円の加算補助。	町民生活課生活班	0223-37-1112
宮城県	加美町	ファミリー住ま居る(スマイル)住宅取得補助金	人口減少を抑制し定住の促進と地域の活性化を図るため、新たに住宅の取得を行う、新婚世帯・子育て世帯・新規転入者に対し、住宅取得に要した経費の一部を補助。(最大で100万円)	企画財政課	0229-63-3115
宮城県	女川町	定住促進事業補助金	女川町内に新築・中古住宅を取得(土地を含む)したり、既存住宅の建替えを行う方に補助金を交付する。	生活支援課	0225-54-3131
宮城県	女川町	木造住宅耐震診断助成事業	昭和56年5月31日以前着工の木造在来軸組構法、枠組壁構法の女川町内にある戸建住宅で、平家建てから3階建てまでの住宅(併用住宅含む)を対象として、耐震診断士を派遣して耐震診断を行い、耐震対策を支援	生活支援課	0225-54-3131
宮城県	女川町	耐震改修工事助成事業	女川町木造住宅耐震診断助成事業により耐震診断を実施後、改修計画に基づき、改修設計、改修工事を行う住宅又はみやぎ版住宅に建替える住宅に補助金を交付し、耐震対策を支援する。	生活支援課	0225-54-3131
宮城県	南三陸町	南三陸村利用促進補助事業	地元材を使用した住宅を新築する方に対し、最大20万円を補助	産業振興課	0226-46-1378
宮城県	南三陸町	木造住宅耐震改修工事助成事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅が対象で、耐震改修工事に要する経費に対し最大50万円を助	建設課	0226-46-1377
秋田県	美郷町	住宅リフォーム緊急支援事業	住民票があってその家を所有し住んでいる方が、住宅のリフォーム等50万円以上の工事で、町内業者が施工した場合、10%に相当する額(上限8万円)を補助。	建設課	0187-84-4910
秋田県	美郷町	若者定住促進奨励金	町外に連続10年以上の居住者が町内に新築、既存物件の購入をした場合、奨励金を交付。【交付額】住宅・宅地評価額の5%(上限70万円)を助成。町内事業者加算、子供加算もあり。	商工観光交流課	0187-84-4909
秋田県	美郷町	定住促進奨励金	町外の方が定住を目的に家屋等を取得し定住した場合、その当該年度に支払った固定資産税相当を奨励金として交付。若者定住奨励金に該当しない方が対象。	商工観光交流課	0187-84-4909
秋田県	美郷町	3世代同居奨励支援事業	子育て環境および介護環境の充実のため、新たに3世代同居を目的とした住宅取得や新築、増改築する方に対して補助金を交付。【補助額】住宅整備費用の20%(上限200万円)	商工観光交流課	0187-84-4909
秋田県	秋田県	分譲宅地の優遇制度	県内3カ所(秋田市、鹿角市、湯上市)にある分譲宅地を県外から転入される方が取得する際に、販売価格から25%を割引します。	建設部建築住宅課	018-860-2436
秋田県	秋田県	住宅リフォーム事業	50万円以上の増改築・リフォーム費用のうち、補助対象工事費用の10%、最大15万円を助成します。(工事完了後に県内に転入される方であれば、転入前の利用もできます。)	建設部建築住宅課	018-860-2561
秋田県	秋田市	秋田市住宅リフォーム支援事業	秋田市内に住所を有し、市税の滞納がなく、自らが居住し所有する住宅、親または子が所有し自らが居住する住宅などの市内業者が施工する50万円以上の増改築やリフォーム工事を行う方に対し、5万円を補助する。	都市整備部 住宅整備課	018-866-2134
秋田県	秋田市	秋田市多世帯同居・近居推進事業	世帯が同居・近居するために必要な住宅の改修等や賃貸借契約に係る費用に対し補助する。同居は改修費用の2分の1で上限額50万円、市外からの移住者や子育て世帯 上限額100万円。近居は市外からの移住者のみ。住宅購入費上限額100万円、賃貸借契約費上限額30万円。	都市整備部 住宅整備課	018-866-2134
秋田県	能代市	能代市住宅リフォーム支援事業	【対象】 ・30万円以上の増改築・リフォーム工事 ・能代市に住所がある方、能代市内にあり、申請者が住んでいる住宅(賃貸住宅は不可)が対象 ※空き家をリフォームして居住する場合も補助対象となります。 【補助額】 ・工事費の10%、上限20万円	都市整備課	0185-89-2940
秋田県	大館市	増改築・リフォーム補助	市内業者を活用して住宅をリフォームする市民に対し、補助金を交付。30万円以上の工事費の5%に相当する額(最大10万円)。50万円以上の場合、県との補助を合わせ15%(最大25万円)。	都市計画課	0186-43-7083
秋田県	男鹿市	男鹿市住宅リフォーム助成事業	平成28年3月31日までに転入する方で、自ら居住する持家住宅等の市内業者を活用した30万円以上の増改築・リフォームに対し一律5万円を補助します。福祉対策世帯・環境対策世帯・子育て対策世帯に該当する場合は工事費の10%・最大30万円補助します。	産業建設部建設課	0185-24-9144
秋田県	鹿角市	かつのde“ふるさとライフ”奨励金	かつの「田舎のねじろ」宅地建物データベースの登録物件を購入・賃借した方で、居住に必要な補修を行った場合、その費用の100%(上限50万円)を補助します。	政策企画課 鹿角ライフ促進班	0186-30-0208
秋田県	鹿角市	水洗便所改造資金融資あっせん利子補給費補助金	水洗化工事に係る資金について金融機関から融資を受ける際に利子分を補助します。	上下水道課 管理班	0186-30-0275

秋田県	鹿角市	高齢者住宅改修費補助金	地域包括支援センターの行う生活機能評価において、生活に必要な機能が低下していると判断された高齢者の居住する住宅のバリアフリー改修工事に係る経費(対象工事費の9割、上限18万円)を補助します。	長寿支援課 長寿生活班	0186-30-0234
秋田県	由利本荘市	定住促進奨励金	市内に定住する意思を持って土地・住宅を取得し、転入した方に対して一律50万円を交付。	由利本荘まるごと 営業本部 仕事づくり課	0184-24-6378
秋田県	由利本荘市	住宅リフォーム資金助成事業	自己居住の住宅(賃貸は除く)を、市内業者を利用して住宅リフォーム工事(増設、修繕、補修等)を行った者に補助金(上限10万円)を交付。	建設部建築住宅課	0184-24-6334
秋田県	潟上市	住宅リフォーム補助制度	市内に本店及び支店等を有する建設業者及び個人の建設業者を利用し、50万円以上の住宅増改築・リフォーム費用を補助。(工事費の10%、上限20万円)	都市建設課 都市計画班	018-853-5370
秋田県	北秋田市	移住者住宅支援事業	北秋田市に転入し定住のために住宅を取得した方へ、住宅の取得に要する費用の一部を補助。対象費用の2/10以内(補助限度額65万円)	都市計画課	0186-72-5246
秋田県	北秋田市	住宅リフォーム緊急支援事業	工事費用が50万円以上で、北秋田市内に本店のある業者または個人が施工するリフォームに対し工事費の1/10を助成(住宅リフォーム・増改築工事は限度額20万円、耐震・断熱・省エネ・バリアフリー・屋根の克雪対策に有効な工事は限度額25万円) ※別荘・賃貸用のためのリフォームは対象外	都市計画課	0186-72-5246
秋田県	北秋田市	市の分譲地(宅地)	上杉駅前団地(33区画) ※秋田内陸線上杉駅すぐそば 大野台駅前団地(1区画) ※秋田内陸線大野台駅すぐそば	財政課	0186-62-6607
秋田県	にかほ市	定住奨励金	定住を目的として市内に住宅を購入し転入された方(若しくは転入後定住のために3年以内に住宅を購入した方)へ100万円交付する。	総務部企画課	0184-43-7510
秋田県	にかほ市	宅地・住宅取得支援金	定住を目的として市内に住宅を購入し転入された方(若しくは転入後定住のために3年以内に住宅を購入した方)へ、取得した宅地・住宅にかかる固定資産税相当額を3年間交付する。	総務部企画課	0184-43-7510
秋田県	にかほ市	住宅リフォーム支援事業	リフォーム工事費50万円以上の工事の場合に工事費の5%、上限10万円を補助。(市内業者が工事を施工などの条件あり。)	農林水産建設部 建設課	0184-38-4306
秋田県	にかほ市	定住世帯温泉無料パスポート	定住を目的として市内に住宅を購入し転入された方(若しくは転入後定住のために3年以内に住宅を購入した方)へ、家族全員が市内温泉施設(5ヶ所)を1年間無料で入浴出来るパスポートを交付する。	総務部企画課	0184-43-7510
秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村住宅リフォーム緊急支援事業	リフォーム等工事に要する費用が50万円以上で、村内に本店を有する建設業者等が施工するものに最大20万円を支給。補助額は、リフォーム等工事に要する費用の1/10相当(1,000円未満切捨)が限度。	建設課	0186-77-2224
秋田県	大潟村	定住化促進事業(多世代同居住宅増改築支援)	多世代同居を目的として住宅を増改築した工事費の10%(上限50万円)を補助する。	総務企画課	0185-45-2111
宮崎県	美郷町	一般住宅建築支援事業	住宅の増改築を行う場合、もしくは新築を行う場合に、その工事費に対し1/2(100万円上限)を補助	建設課	0982-66-3618
秋田県	羽後町	羽後町リフォーム促進事業	町内企業によるリフォームを行った場合、費用の10%(上限10万円)を支給。	財政課	0183-62-2111
秋田県	東成瀬村	住宅リフォーム等促進事業	子育て世帯である場合には費用の20%(上限20万円)を支給。	建設課	0182-47-3408
秋田県	東成瀬村	子育て住宅リフォーム等促進事業	10万円以上のリフォーム等工事に要する費用に対して、対象経費の20%に相当する額を助成。上限30万円。	建設課	0182-47-3408
山形県	村山市	子育て応援定住促進対策事業	村山市に定住することを目的に、住宅の新築、新築建売住宅の購入、土地を購入する方を対象に最大100万円の補助金を交付	建設課	0237-55-2111
山形県	鶴岡市	住宅リフォーム支援事業補助金	市内にある自己居住用住宅のリフォーム工事又は耐震改修等の工事を市内業者を利用して行う場合、その経費の一部を助成。本人又は同居家族が婚姻や出産を行った場合は上乗せ助成。	建設部建築課	0235-25-2111
山形県	鶴岡市	若者世帯新築支援事業	若者世帯が住宅を新築する場合、その経費の一部を助成。また、「移住世帯」かつ「婚姻世帯」または「子育て世帯」のいずれかに該当する場合は加算して助成。	建設部建築課	0235-25-2111
山形県	酒田市	移住定住者取得費補助金	庄内地域外からの転入者で酒田市内に自ら居住するため住宅を新築または購入し、転入した者に対して補助率1/10、100万円を上限に補助します。	政策推進課	0234-26-5768
山形県	酒田市	住宅リフォーム総合支援事業	住宅の質の向上、酒田産木造利用拡大に係るリフォーム工事を行う方に支援します。住宅の質の向上などを含むリフォーム工事費の20%で、5万円～40万円まで補助します。三世代、移住、新築、子育て世代の場合は、補助率、補助限度額が引き上げられます。	建築課	0234-26-5749
山形県	上山市	住宅リフォーム等支援事業補助金	現在上山市にお住まいの方や新たに上山市に住所を移し居住される方で、市内業者の施工で居住部分のリフォームする方に費用の一部を補助。工種、条件によるが、最大で40万円補助。	建設課	023-672-1111
山形県	上山市	持家住宅建設等補助金	現在上山市外にお住まいで上山市に居住するための住宅の取得又は建設する方に対し30万円の補助。市内在住の方でもみはらしの丘市保有地を購入し住宅を建設される方は20万円補助。	建設課	023-672-1111
山形県	上山市	地方創生定住応援事業費補助金	持家住宅建設等補助金の交付決定を受けた方のうち、みはらしの丘市保有地を購入し持家住宅の建設を行う方に100万円、その他高校卒業前の子供を養育している場合等条件に応じ、最大130万円補助。	建設課	023-672-1111
山形県	南陽市	持家住宅建設助成金	市内持家住宅や付属建築物のリフォーム・増築等の工事で50万円以上の工事を行う方を対象とした工事費の10%又は20%の助成金(上限40万円)	建設課	0238-40-3211 (325)
山形県	南陽市	子育て応援定住交付金	市内に持家住宅の新築又は購入を行う子育て世帯に費用支援を行うもの	建設課	0238-40-3211 (325)
山形県	朝日町	定住促進助成金	町内に自宅を新築または購入し、居住した方に対して、35万円を交付(子育て加算10万円、西部地区に居住した方に対する加算30万円)	政策推進課 定住・戦略推進係	0237-67-2112
山形県	朝日町	朝日町持家住宅建築奨励補助金	住宅(付属施設含む)の新築、増改築等工事を行う際、朝日町内の建設業者と契約する場合、50万円を上限に補助。	建設水道課	0237-67-2115
山形県	朝日町	朝日町木材製品利用住宅建築奨励補助金	住宅(付属施設含む)の新築、増改築等工事において、国産木材を朝日町内の製材業者より購入する場合、30万円を上限に補助。	建設水道課	0237-67-2115
山形県	朝日町	朝日町住宅リフォーム総合支援事業補助金	住宅のリフォーム等工事を行う際、山形県内の建設業者と契約する場合、40万円を上限に補助。	建設水道課	0237-67-2115
山形県	大蔵村	住宅リフォーム助成	村内業者利用したリフォームの20%「最高60万円」助成。県内業者は30万円助成。	地域整備課	0233-75-2102
山形県	小国町	小国の住宅総合支援事業	住宅リフォーム総合支援(限度額 400,000円)対象工事費の20%を助成。 木材製品利用住宅建築奨励助成(限度額 500,000円)木材製品代金の20%を助成。 耐震改修助成(限度額 1,200,000円)耐震改修工事費の50%を助成。 耐震診断費助成(限度額 100,000円)対象耐震診断に対する費用を助成。	地域整備課	0238-62-2431
山形県	白鷹町	「すまいる！四季の郷」定住促進プロジェクト	住宅建築のために、町の販売する土地(四季の郷住宅用地)を購入をした方へ補助。 県外居住者：100万円 町外居住者：70万円 町内居住者：50万円	建設水道課	0238-85-6140
山形県	白鷹町	すまいる住まい！若者定住サポート事業	住宅の新築や新築建売の購入を行う若者世代、他市町村からの移住者に対する補助。 若者世帯(世帯員全員50歳未満の夫婦及び夫婦とその子の世帯)：50万 他市町村からの移住世帯(世帯主が50歳未満で世帯員全員が町内に転入する世帯：70万	建設水道課	0238-85-6140
山形県	三川町	住宅取得支援事業	三川町内に定住を目的として住宅を取得する方に対し、費用の一部を補助します。	建設環境課	0235-35-7036
山形県	三川町	住宅リフォーム支援事業	安全で良質な居住空間を形成するため、住宅のリフォーム等工事を行う方に工事費の一部を補助します。	建設環境課	0235-35-7036
山形県	三川町	移住定住促進事業	三川町内に移住定住することを目的として住宅を建設または取得する方に対し、費用の一部を助成します。	建設環境課	0235-35-7036
山形県	庄内町	若者定住促進助成事業	若者夫婦世帯(満41歳未満)が町内に住宅を取得し定住する場合に、取得費用の一部(最大150万円)を助成。	建設課 都市計画係	0234-42-0860
山形県	遊佐町	ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築助成制度	遊佐町にある青葉台住宅団地分譲地を購入し、住居を建設し居住した場合、分譲地購入の50%相当額を助成します。	企画課	0234-28-8257
山形県	遊佐町	定住住宅取得支援金	定住を目的として遊佐町内の建売・中古住宅を取得する場合、対象取得費の10%(上限100万円)を助成します。 ※40歳未満、町外在住者は120万円まで。	地域生活課	0234-72-5883
山形県	遊佐町	定住住宅新築支援金	定住を目的として、遊佐町内に住宅の新築工事を行う場合、対象取得費の10%(上限100万円)を助成します。 ※40歳未満、町外在住者は120万円まで。	地域生活課	0234-72-5883
山形県	遊佐町	持家住宅リフォーム支援金	条件(詳細はHPへ)を満たすリフォームにかかる工事費(20万円を超えるもの)の10%(上限100万円)を助成します。	地域生活課	0234-72-5883
福島県	福島県	福島県空き家・ふるさと復興支援事業	被災者や県外からの移住者が自ら居住するために行う空き家のリフォーム等を190万円を上限に補助。	土木部建築指導課	024-521-7529
福島県	福島県	福島県森と住まいのエコポイント事業	県産木材を使用して木造住宅の建設等を行う建築主に対し、県産の農林水産品等と交換可能なポイント(30万ポイント等)を交付。	土木部建築指導課	024-521-7529
福島県	福島県	ふくしまエコ・プラス住宅応援事業	地域型住宅を建設した子育て世代や高齢者世帯に対し、県産の農林水産品等と交換可能なポイント(30万ポイント等)を交付。	土木部建築指導課	024-521-7529
福島県	会津若松市	循環型地域経済活性化奨励金制度	会津若松市産材その他福島県産材をおおむね30%以上使用した木造住宅を地元の登録建築会社を利用して新築または購入した個人に対して、地元の登録小売店での購買額を基礎として、建物分に賦課された固定資産税相当額を3ヶ年支給する。(支給総額500,000円上限)	市商工課	0242-39-1252
福島県	二本松市	三世代同居住宅改修助成金	新婚夫婦とその父母または祖父母が同居するために住宅を改修(平成27年4月1日以降に契約したものに限り、し、機能の変更等が伴う同居するために必要な改修で、20万円以上の工事を対象。助成対象工事に要する費用の2分の1の額とし、36万円を上限とし、助成。	企画財政課	0243-55-5090
福島県	二本松市	定住促進奨励金	市内に定住する意思をもち、新築住宅を取得した方を対象に奨励金(月額2万円を最長36月)を支給。(年齢40歳未満、配偶者又は18歳未満の子を有している等の条件有)	企画財政課	0243-55-5090
福島県	二本松市	定住促進住宅取得奨励金	市内に定住する意思をもち、新築住宅(平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に契約をしたものに限る。)を取得した方で申請時の年齢が40歳未満の方…72万円奨励金支給 年齢が40歳未満以外の方で、新たに転入し、取得された方…50万円奨励金支給	企画財政課	0243-55-5090
福島県	南相馬市	若年夫婦・子育て世帯への定住奨励金	市内で民間賃貸住宅に新たに入居または住宅の新築・購入をした若年夫婦世帯・子育て世代に奨励金を交付します。奨励金の金額は、民間賃貸住宅への入居の場合は18万円、住宅の新築・購入の場合は100万円	建築住宅課	0244-24-5253
福島県	本宮市	避難者支援奨励金制度	市内に住宅を新規取得する避難指示区域等の住民に対し奨励金を交付する。 ①奨励金の額は＝初年度の固定資産税額×3 ②中学生以下の子がいる世帯…上限30万円 ③その他の世帯…上限20万円 ※奨励金の額を算出する基準日は、住宅を取得した日。	市長公室 定住対策室	0243-24-5323
福島県	本宮市	高齢者住宅改修支援事業	高齢者に対応する住宅改修にかかる費用の助成。 介護予防の工事を行う場合、改修費用の10分の9(上限18万円)	保健福祉部 高齢福祉課	0243-63-2780
福島県	本宮市	マイホーム取得奨励金制度	市内に住宅を新規取得する方に対し奨励金を交付する。 ①中学生以下の子がいる世帯… 30万円(うち、3万円を本宮商品券による交付) ②その他の世帯…20万円(うち、2万円を本宮商品券による交付) ※奨励金の額を算出する基準日は、住宅を取得した日	市長公室 定住対策室	0243-24-5323
福島県	国見町	Uターン新築等奨励金	Uターン、あるいはUターンで国見ニュータウンに家を新築される場合、新築家屋と土地の固定資産税1年分に相当する額を交付。	企画情報課 総合政策室	024-585-2217
福島県	川俣町	林業等活性化対策奨励金	町内に居住するために、町産林が10%以上で町産林を含む県産林が50%使用し住宅を建築した方に、最大50万円の商品券を支給。	産業課 商工交流係	024-566-2111
福島県	西会津町	西会津町定住促進助成事業(住宅団地購入費補助事業)	定住を目的に移住しようとする方(移住して5年未満の方)が町住宅団地を購入する場合、1区画につき50万円の補助金を交付。	商工観光課	0241-45-2213
福島県	西会津町	西会津町定住促進助成事業(定住住宅整備費補助事業)	町内の45歳以下の若者又は移住者向け住宅整備費の1割を補助。新築・新築住宅購入は5百万円以上の事業で上限百万円。中古住宅購入は3百万円以上の事業で上限50万円。増改築は2百万円以上の事業で上限空家状態から1年以上経過した補助対象者所有の物件。町民及び移住者(年度末までに転入すること)。定住の意思があり、町税等滞納なし。改修を町内業者で実施。住宅部分の改修、設備は対象。対象経費の2/3補助。上限100万円。	商工観光課	0241-45-2213
福島県	金山町	金山町少子化対策推進事業 空き家改修補助	建築後5年以上経過した補助対象者所有の物件。町民(年度末までに転入なら対象となる)で世帯員の増員を伴う。定住の意思があり、町税等滞納なし。改修を町内業者で実施。住宅部分の改修。設備は対象。対象経費の2/3補助。上限100万円。	復興政策課 復興政策係	0241-54-5203
福島県	金山町	金山町少子化対策推進事業 住宅改修補助	建築後5年以上経過した補助対象者所有の物件。町民(年度末までに転入なら対象となる)で世帯員の増員を伴う。定住の意思があり、町税等滞納なし。改修を町内業者で実施。住宅部分の改修。設備は対象。対象経費の2/3補助。上限100万円。	復興政策課 復興政策係	0241-54-5203
福島県	中島村	定住化奨励金	村の分譲地である「浦原ニュータウン」の土地を取得後、その土地に住宅を建築(50m2以上)し、居住を開始した方を対象として、毎年10万円を交付(最大10年間)。	建設課	0248-52-3484

福島県	玉川村	玉川村定住促進補助事業	村内に定住する意思をもち、新築住宅を取得した方に基本額30万円、(15歳未満の子供1名につき15万円加算、転入者につき40万円加算)を補助。	産業振興課	0247-57-4629
茨城県	日立市	(仮)子育て世代住宅取得支援事業	中学生までの子育て世帯が、住宅の取得等を行い、市内に居住した場合、20万円相当の商品券を交付(他該当要件あり)。3世代同居の場合は、更に10万円相当を加算。10月1日から受付開始。詳しくは、お問い合わせください。		0294-22-3111
茨城県	高萩市	住宅リフォーム補助金	平成27年4月1日以降に自己住宅の改修工事を行った市民に対する補助(市内施工業者、上限100千円)。着工前補助申請要。	観光商工課	0293-23-7316
茨城県	高萩市	新婚家庭実助成事業	助成金申請日前3年以内に婚姻届を提出している夫婦で、平成26年度以降新たに民間賃貸住宅の契約をした世帯に、家賃月額1万円の助成を行います。(他該当要件あり)	子育て支援課	0293-23-2129
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市定住促進のための住宅取得奨励金	子育て世帯等の定住を促進し、本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住宅を建設し、又は購入する子育て世帯等に対し、定住促進のための住宅取得奨励金を最大50万円交付します。	経済建設部 都市建設課	0295-52-1111
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市定住促進のための住宅取得奨励金	子育て世帯等の定住を促進し、本市の人口減少に歯止めをかけるとともに、活力あるまちづくりを推進するため、市内に住宅を建設し、又は購入する子育て世帯等に対し、定住促進のための住宅取得奨励金を最大50万円交付します。	経済建設部 都市建設課	0295-52-1111
茨城県	稲敷市	若年夫婦世帯マイホーム取得支援制度	40歳未満の夫婦(夫婦のいずれかが40歳未満であれば対応)を対象に、市内に新築住宅を取得した場合、助成金を交付し、未就学児のいる世帯や市外からの転入世帯に対しては最大100万円を交付	政策企画課 人口減少対策室	029-892-2000
茨城県	大洗町	大洗町定住促進奨励金制度	定住を目的にH26.4.1～H28.3.31までに住宅を取得した45歳未満の方に対し、義務教育終了前の子がいる世帯には30万円、それ以外の世帯には20万円を交付します。	まちづくり推進課	029-267-5111
茨城県	大洗町	住宅リフォーム補助金制度	H27.4.1以降に着工し、H28.3.31までに完成するリフォーム工事(10万円以上)で、町内の施工業者を利用する場合、工事費の10%(上限10万円)を補助します。	商工観光課	029-267-5111
茨城県	八千代町	保留地住宅支援助成制度	平成29年3月31日までに保留地を購入し、購入後2年以内に住宅を建築した者、又は第三者が建築した住宅を建築完了後2年以内に購入した者で、自ら又は子が居住した場合に100万円を上限として、保留地面積に対して、2,000円/㎡を交付。交付の方法は5年に分けて交付。	都市建設課	0296-49-3945
茨城県	境町	定住化促進制度	転入者が住宅を新築または購入した場合に、固定資産税の家屋相当額を奨励金として、3年間支給する。	まちづくり推進課	0280-81-1314
茨城県	境町	定住化促進のための住宅取得に係る住宅ローンの優遇措置	Uターン者またはUターン者が自ら居住するための住宅を転入後2年以内に取得した場合、店頭金利から年1.60%を軽減する。	栃常陽銀行 栃筑波銀行 結城信用金庫 茨城県信用組合 境支店	0280-87-1211 0280-87-1345
茨城県	境町	転入奨励金	平成27年4月1日から平成31年12月31日までに、初めて境町に転入し定住する方に対し、2年目は町民税額の2分の1相当額、3年目は町民税相当額の奨励金を交付する。	まちづくり推進課	0280-81-1314
茨城県	境町	子育て世帯等定住促進奨励金	中学生以下の子を養育する世帯又は婚姻後3年以内の新婚世帯のうち、全ての世帯員が1年以上境町以外の市町村に居住していた世帯であって、境町に転入かつ1年以内に住宅を取得した場合、奨励金50万円を交付し住宅を新築、建て替え又は建売住宅を購入した場合、50万円を上限に助成。	まちづくり推進課	0280-81-1314
茨城県	利根町	新築マイホーム取得助成金	現に居住している住宅または居住する予定の住宅について、性能や機能を向上させることで、住みなれた住宅を安全・安心に長く使っていただくことを目的に、住宅改修を行う際の工事費の一部を補助。	企画財政課	0297-68-2211
栃木県	宇都宮市	住宅改修補助制度	中心市街地区域内において新たに住宅を取得し、転居する世帯に対し、住宅取得費用の一部を補助します。	建設部住宅課	028-632-2537
栃木県	宇都宮市	宇都宮市住宅取得補助事	栃木市に定住を希望する方で、本市の市街化区域(西方地域においては用途地域)に住宅を新築・購入し、その後本市に住み続けていただける方に補助金を交付します。	建設部住宅課	028-632-2735
栃木県	栃木市	まちなか定住促進住宅新築等補助制度	住宅1棟につき、1回限り工事費の5%以内(上限10万円)を補助する。20万円以上の住宅のリフォーム工事を実施する方(鹿沼市民に限る)が対象。	都市整備部 住宅課	0282-21-2451
栃木県	鹿沼市	鹿沼市住宅リフォーム助成事業補助金	昭和56年5月以前に建築された木造在来軸組工法の住宅について、耐震診断に要した費用の2/3(上限2万円)、補強計画策定に要した費用の2/3(上限8万円)を補助。耐震診断の結果耐震改修が必要な場合、別途補助があります。	経済部産業振興課	0289-63-2182
栃木県	鹿沼市	木造住宅耐震診断等補助金	市内に親、子、孫と一緒に住む家を建てて、三世代で住んだ場合に、その建築費について20万円(市内業者の場合40万)を補助。	都市建設部建築指導課	0289-63-2242
栃木県	大田原市	三世代住宅建築費等補助金	建物の敷地に新たに生垣を設置する際の費用の一部を補助。補助金額は1㎡につき3千円で最大6万円。対象となる生垣の長さは道路に3 m以上面し、かつ総延長が5m以上。	建設部都市計画課	0287-23-8711
栃木県	大田原市	生け垣づくり補助金	子育て環境を充実させる施策と並行して、矢板市内にマイホームを取得する方へ支援を行っています。住宅を取得し5年以上住むことなどの一定の要件を満たせば最大50万円の補助が受けられるほか、市内建築業者の利用や子どもの数に応じて補助が加算されます。	総合政策課 政策企画担当	0287-43-1112
栃木県	矢板市	「暮らし」のびのび定住促進補助金	町有地を住宅用地(10区画)に整備し、那珂川町に移住される方に20年間無償で貸与します。さらに、定住促進奨励金(家屋の固定資産税相当額)を3年間交付します。	農林振興課	0287-92-1113
栃木県	那珂川町	那珂川町定住促進住宅用地貸付事業「農ある田舎暮らし高手の里」	町内に新築された住宅に対し、固定資産税分(上限10万円)を最大3年間助成	商工課	0285-63-5668
栃木県	茂木町	定住住宅固定資産税助成事業	ぐんま優良木材を使用して、県内に自己の居住用の住宅を新築・購入または内装を改築する場合に費用の一部を補助します。補助額は構造材補助で15～80万円。内装材補助で上限額20万円となります。※併用不可	環境森林部林業振興課	027-226-3231
群馬県	群馬県	ぐんまの木で家づくり支援事業	群馬県内に住宅を所有、居住しており、市税を滞納していない方を対象にリフォーム工事費用の一部を補助	群馬県住宅供給公社 桐生支所	0277-46-1111 (内線625)
群馬県	桐生市	市営住宅の紹介	桐生市に住宅を所有、居住しており、市税を滞納していない方を対象にリフォーム工事費用の一部を補助	黒保根支所 地域振興整備課 産業振興係	0277-96-2113
群馬県	桐生市	過疎地域定住促進奨励金(新築等祝金)	同一事業所に1年以上継続して勤務している方に対し、住宅の新築、増改築または建売、中古住宅の購入をする場合に融資を行う	建設住宅課 住宅係	0277-46-1111 (内線633)
群馬県	桐生市	住環境改善助成事業補助金	坪2.2万円～。日当たり良好な団地の分譲	産業政策課 商業・金融係	0277-46-1111 (内線583)
群馬県	桐生市	勤労者貸付事業(住宅資金貸付金)	坪2.2万円～。日当たり良好な団地の分譲	黒保根支所 地域振興整備課 建設係	0277-96-2110
群馬県	桐生市	ひまわり団地分譲事業	住宅用地の分譲	桐生市土地開発公社 (都市計画課庶務係)	0277-46-1111 (内線784)
群馬県	桐生市	住宅取得応援事業補助金	桐生市内に住宅を建築または購入し、5年以上定住する方を対象に最高200万円を補助	建設住宅課 住宅係	0277-46-1111 (内線633)
群馬県	桐生市	川内町一丁目住宅用地販売事業	住宅用地の分譲	桐生市土地開発公社 (都市計画課庶務係)	0277-46-1111 (内線784)
群馬県	桐生市	上越市克雪すまいづくり支援事業	市内の特別豪雪地帯で克雪住宅を整備する人に、補助金を交付します。	都市整備部建築住宅課	025-526-5111
群馬県	沼田市	住宅リフォーム促進事業	要件を満たした対象者に、個人住宅の機能や性能を維持又は向上させるために修繕を行う改修工事で、市内業者が施行し要する費用が20万円以上の工事に費用の一部を補助する。	建設課	0278-23-2111
群馬県	みどり市	定住促進住宅用地分譲事業	3年以内に住宅を建築し、家族とともに生活の本拠とする方に、浅原分譲地(面積253.88㎡/価格3,351,000円)、東町並分譲地(面積253.36㎡/価格3,040,000円)を提供します。	都市計画課 都市計画係	0277-76-1903
群馬県	みどり市	勤労者資金貸付事業(住宅資金)	市内に居住しようとする勤労者に対し、住宅の建築・増改築、または既設住宅を購入するための費用及びそれに必要な宅地を購入するための資金を利率(固定)年2.5%で融資します(諸条件あり)。	商工課 商工労政係	0277-76-1938
群馬県	下仁田町	定住促進奨励金制度	町内に定住を目的として新築した住宅を取得した方を対象に、固定資産税が課税される当初の年度に25万円を一括交付。	地域創生課 企画政策係	0274-64-8809
群馬県	下仁田町	下仁田町ぐんまの木で家づくり支援事業	町内に居住用の住宅を新築・購入・改築した方で、群馬県で実施する「ぐんまの木で家づくり支援事業」で構造材補助に該当する方を対象に、群馬県から交付される補助金と同額を交付。(県補助と併せて最大160万円)	産業観光課 農林係	0274-64-8806
群馬県	下仁田町	下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給制度	町内に在住する勤労者で、金融機関から建設資金の融資を受け、町内に140㎡以下の専用住宅を新築した方に対し、年率2.0%を超える利率のうち1.5%を限度として補給を行う。(400万円以下)	産業観光課 商工係	0274-64-8805
群馬県	中之条町	住宅リフォーム補助金	町民が自宅の修繕や補修工事を行う場合に、経費の一部を補助。対象工事：工事金額が20万円以上。住宅の修繕・改築・増築等。補助金額：工事費の10%。上限30万円。(町外業者の場合は工事費の2.5%・最高額は10万円)	観光商工課	0279-26-7727
群馬県	中之条町	勤労者住宅建設資金利子補給	住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的とし、町内に自己のために住宅を建築又は新築の住宅を購入する勤労者を対象とする。	観光商工課	0279-26-7727
群馬県	東吾妻町	住宅新築改修等補助事業(住宅の新築・改修・修繕・増築等)	総床面積280平方メートル以下の専用住宅で12万円を限度として利子補給金を交付する。	地域政策課	0279-68-2111
群馬県	東吾妻町	定住促進住宅用地分譲事業&宅地分譲事業	対象者が自ら居住するための主たる住宅の工事で、その工事費用(補助対象事業費)が20万円以上であること。補助対象事業費の10%以内で30万円を限度。(対象者の要件あり)	総務課	0279-68-2111
群馬県	みなかみ町	介護保険住宅改修費補助制度	町内にある3カ所の分譲地購入には条件あり。また割引制度があります。	町民福祉課	0278-25-5011
群馬県	みなかみ町	住宅新築・改修等補助制度	要介護、要支援者が住宅の手すりの取り付け、段差の解消等の工事を行う際に補助する。補助率10分の9以内で上限18万円。	まちづくり交流課	0278-25-5028
群馬県	みなかみ町	重度身体障害者等住宅改造費補助制度	住宅の新築、改修等を行う方に対して費用を補助する。補助率10分の1以内で上限20万円。但し、20万円以上の工事に限る。	町民福祉課	0278-25-5011
埼玉県	熊谷市	熊谷市定住人口増加のための固定資産税の課税免除制度	重度身体障害者等が浴室、便所等を改造する際に補助する。補助率6分の5以内で上限50万円。	資産税課	048-524-1329
埼玉県	熊谷市	三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業	40歳未満の転入者で住宅を購入した方(建築含む)に対し、家屋に係る固定資産税及び都市計画税を最大7年間免除。	長寿いきがい課	048-524-1398
埼玉県	熊谷市	スマートハウス補助金制度	親世帯、子世帯が市内で同居または近居することで、3世代以上の家族となり、住宅の購入等をした方に対し、最大25万円(商品券)を補助。	環境政策課	048-536-1547
埼玉県	熊谷市	勤労者住宅資金貸付制度	太陽光発電システムや家庭用燃料電池システム(エネファーム)による「創エネ」設備、LED照明等による「省エネ」設備、家庭用蓄電システムによる「蓄エネ」設備、エネルギー計測装置(HEMS)による「エネルギーの見える化」設備等を有する住宅を、市内に新築又は購入した方に対し最大50万円を補助。	企業活動支援課	048-524-1470
埼玉県	熊谷市	勤労者住宅資金貸付制度	市内に居住、または居住しようとする勤労者(雇用契約関係にある労働者で事業主は該当しません)の方に、低金利で住宅資金の貸付けをしています。	企画政策課	048-556-1111
埼玉県	行田市	子育て世帯定住促進奨励金	市外から転入した子育て世帯が、市内に住宅を取得し一定要件に該当する場合、最高60万円、市内在住の子育て世帯が市内事業者の施工により住宅を取得した場合、最高で20万円の奨励金を交付。	農林課	042-973-2122
埼玉県	飯能市	西川材使用住宅等建築補助金	市内において飯能市産の西川材を使用して住宅等の建築やリフォーム、木塙を設置する方に補助金を交付。新築：上限50万円・リフォーム・木塙：上限20万円	産業振興課	042-986-5083
埼玉県	飯能市	住宅リフォーム資金補助金	飯能市民、又は市内に転入を予定している方が住宅の増・改築等リフォーム工事を行う場合に、10万円を限度にその費用の一部を補助。	建設課	042-973-2170
埼玉県	飯能市	木造住宅の耐震診断、耐震改修、建替え補助金	昭和56年5月31日以前に建てられた、市内の木造住宅の『耐震診断』『耐震改修』『建替え』を行った場合に、経費の一部を補助。		

埼玉県	羽生市	住宅改修補助制度	市内に住所があり、市内施工業者により自己用住宅を改修する場合、その費用の一部を補助します。工事費税別20万円以上で、年度内までに工事完了、検査を受けられるものに工事費の5%を補助(限度額10万円、1000円未満切捨て)。	商工課	048-560-3111
埼玉県	小鹿野町	定住促進奨励金	5年以上町外に居住していた方が小鹿野町に転入してマイホームを新築または購入した場合に奨励金を交付します。 奨励金額は対象家屋の固定資産税額に相当する額で、5年間交付します。 ※町外事業者による建築の場合は2年間	総合政策課	0494-75-1238
埼玉県	小鹿野町	住宅リフォーム資金助成	小鹿野町民の方が所有する住宅をリフォーム(住宅改修工事)する場合、その経費の一部を助成します。 助成金額は最大10万円、災害による改修の場合は最大20万円です。	産業振興課	0494-79-1101
千葉県	銚子市	銚子市住宅リフォーム助成事業	住宅リフォームに要する費用の一部を助成。 【対象工事】市内建設業者が行う20万円以上のリフォーム 【助成金額】20万円以上50万円未満→2万円、50万円以上100万円未満→5万円、100万円以上→10万円	都市環境部 都市整備課	0479-24-8945
千葉県	館山市	住宅リフォーム補助金(移住定住促進)交付制度	リフォーム工事のうち、補助金対象経費対象となる額の20%で、補助金限度額50万円を上限に補助。	建設環境部 都市計画課	0470-22-3610
千葉県	佐倉市	耐震補助事業	木造建築物耐震診断や木造住宅補強改修工事、耐震補強リフォーム、耐震シェルター設置などの経費の一部を補助。	建築住宅課	043-484-6169
千葉県	勝浦市	若者等定住促進奨励金	新たに住宅を取得または増改築し、市外から転入した若者夫婦に対して60万円(中学生以下の子ども1人につき5万円を加算)を支給。新たに民間賃貸住宅に入居した若者夫婦に対して10万円(転入の場合は20万円)を	企画課	0470-73-6654
千葉県	鴨川市	鴨川市マイホームこころ配り事業(住み鯛コース)	新築住宅を取得した転入者へ建設費の一部を補助。 市内建設業者により建設した場合は100万円、それ以外は20～50万円。 ※平成27年度限り。住宅取得後6ヶ月以内に申請が必要。補助金がなくなり次第終了。	都市建設課	04-7093-7851
千葉県	鴨川市	鴨川市マイホームこころ配り事業(直し鯛コース)	個人住宅のリフォーム費を一部助成。20万円以上の改修・修繕・増築・模様替え等の工事などの条件を満たす方に対して、対象経費の10%に相当する額(上限30万円)を助成。平成27年度限り。	都市建設課	04-7093-7851
千葉県	南房総市	住宅取得奨励金交付制度	市内で新築住宅を建設または購入した子育て世帯(満15歳未満の子を持つ世帯)の世帯員または若年者(満39歳以下の者)で、交付申請時に対象住宅に定住している者に対し、奨励金を交付(最高70万円)。	建設環境部管理課	0470-33-1102
千葉県	匝瑳市	転入者マイホーム取得奨励金交付事業	匝瑳市に定住する意思を持って市外から転入し、新築又は中古住宅を取得した人に奨励金を交付(新築最大100万円、中古最大60万円)。	企画課 まちづくり戦略室	0479-73-0081
千葉県	いすみ市	いすみ市木造住宅耐震診断補助事業	市内に存する昭和56年5月31日以前に着工された、一戸建ての木造住宅に対して行われる耐震診断に対する金銭の補助。補助額は耐震診断に要した費用の3分の2(限度額4万円)。	都市整備課	0470-62-1204
千葉県	いすみ市	いすみ市木造住宅耐震改修工事補助事業	上記の耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以下のものに対して行う耐震改修(設計・改修・監理)に対する金銭の補助。補助額は耐震改修(設計・改修・監理)に要した費用の3分の1(限度額60万円)。	都市整備課	0470-62-1204
千葉県	いすみ市	いすみ市定住促進住宅取得奨励事業	定住する意思をもって住宅を取得した者に対し、新築住宅の場合は50万円、中古住宅の場合は20万円を基本的に金銭にて補助。年齢等による交付対象条件、世帯構成等による加算要件あり(限度額80万円)。	都市整備課	0470-62-1204
千葉県	いすみ市	いすみ市住宅リフォーム助成商品券交付事業	市内に存する個人住宅又は併用住宅に対して、市内の施工業者の請負によりリフォーム工事を行う場合の金銭補助。リフォーム工事に要した費用の10分の1(限度額10万円)の額を商品券にて交付。	都市整備課	0470-62-1204
千葉県	大網白里市	住宅リフォーム助成制度	市民が、市内の施工業者を利用して住宅リフォームを行う場合、一定の要件を満たせば、工事費の一部を、予算の範囲内で助成する。	産業振興課	0475-70-0355
千葉県	大多喜町	大多喜町住宅取得奨励金	50㎡以上の住宅を取得した方を対象に基本額50万円に加え、町内業者が建築した場合30万円、入居者全員が転入者の場合20万円、主体構造部を町内の製材・材木業者で加工された場合は20万円をそれぞれ加算	建設課	0470-82-2115
千葉県	大多喜町	大多喜町船子城見ヶ丘分譲地住宅用地取得補助金	町が分譲する船子城見ヶ丘団地の個人用地を購入した方を対象に1区画につき500万円の定額補助を実施	建設課	0470-82-2115
千葉県	大多喜町	住宅リフォーム奨励金	居住の用に供する住宅に住む者が町内の建築業者で20万円以上のリフォーム工事を実施した場合、工事費用の1/10か20万円のいずれか低い額を補助	建設課	0470-82-2115
新潟県	新潟県	ふるさと越後の家づくり事業	「越後杉ブランド認証材」を使用した住宅の建設を支援。木材使用量により補助額が変動。また、若者・U・Iターン者及び農林水産業新規就業者には補助額の加算もありま	農林水産部林政課	025-280-5324
新潟県	新潟市	子育て支援健幸すまいリフォーム助成事業	妊娠している方・中学生以下の子どもがいる子育て世帯などが行う自宅のバリアフリーリフォームや子育て対応リフォームなどのリフォーム工事を行う方に、その費用の一部を補助します。	建築部環境政策課	025-226-2815
新潟県	三条市	三条市木造住宅耐震改修費補助金交付事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震改修費について、50万円を上限とし補助	建設部建築課	0256-34-5511
新潟県	三条市	三条市三世代同居推進リフォーム資金利子補給	三世代が同居する住宅をリフォームする際、工事に必要な資金について銀行などから融資を受ける方に対し、利子の一部を補給(利子補給率：1%、補給期間：5年間、融資額の上限：1,000万円)	建設部建築課	0256-34-5511
新潟県	柏崎市	U・Iターン住宅資金助成金	市内金融機関の住宅ローンを利用して、転入3年以内に住宅を新築・購入・リフォームする転入者を対象に、取得方法に応じてローン返済の利子相当額(最大36回分)を助成。	産業振興部商業労政課	0257-21-2311
新潟県	柏崎市	柏崎市空き家活用支援事業補助金	空き家のリフォーム費用(50万円以上)の一部を補助。 ●補助金額：工事費の20パーセント(上限額50万円)	市民生活部市民活動支援課	0257-21-2272
新潟県	新発田市	住宅取得補助金制度	活気ある新発田の中心市街地を取り戻すため、市外からの転入者を対象に、中心市街地における住宅の建築及び取得費の一部補助を行う。(新築住宅取得の場合最大180万円補助)	みらい創造課	0254-22-3101
新潟県	新発田市	住宅リフォーム支援事業	市内施工業者による住宅のリフォーム工事に対する補助金。税込10万円以上の工事が対象で、補助対象工事費の20%(上限20万円)。	建築課	0254-22-3101
新潟県	小千谷市	小千谷市住宅取得補助金	市内での住宅取得者に対し、費用の一部を補助する(新規取得10万円、市内事業所を利用すると20万円加算、転入者の場合は50万円加算。転入者が中古住宅を購入した場合は30万円)。	建設課	0258-83-3514
新潟県	小千谷市	小千谷市若者マイホーム取得補助金	申請日現在に45歳未満、または18歳未満のお子さんがいる方を対象に、市内で住宅を取得した場合に最大20万円を補助する。住宅取得補助金との併用可能。	建設課	0258-83-3514
新潟県	小千谷市	小千谷市住宅リフォーム補助金	市内施工業者によって住宅のリフォームをした場合、10万円を補助する。	建設課	0258-83-3514
新潟県	十日町市	住宅リフォーム補助金	屋根雪処理上の安全対策設備設置や克雪化、耐震化、バリアフリー化、省エネ化衛生設備の水洗化を目的とした一般リフォームにより居住環境を向上させる場合、住宅リフォーム工事費の一部(上限15万円、ただし一般リフォーム工事のみの場合は上限10万円)を補助。	都市計画課	025-757-9935
新潟県	十日町市	木造住宅耐震改修支援事業	地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準(昭和56年5月以前)により建設された木造住宅の耐震改修費用の一部(上限45万円)を補助。	都市計画課	025-757-9935
新潟県	十日町市	克雪すまいづくり支援事業	雪に強いまちづくりに向けて、1戸建て住宅の新築・増改築・改良又は建売住宅を購入する場合で、融雪式・耐雪式・落雪式の装置又は構造を有する克雪住宅の整備費用の一部を補助。	環境衛生課	025-752-3924
新潟県	燕市	移住家族支援事業	子育て世代などの移住・定住を支援するため、市外から燕市に移り住み定住する方を対象に、住宅取得の際の費用の一部を補助致します。(要件を満たした場合最大100万円)	都市計画課	0256-77-8263
新潟県	燕市	定住家族支援事業	子育て世代などの移住・定住を支援するため、燕市の住民基本台帳に記録され、かつ生活の本拠が本市である方を対象に住宅取得の費用の一部を補助いたします。(要件を満たした場合最大50万円)	都市計画課	0256-77-8263
新潟県	燕市	住宅リフォーム助成事業	生活環境の向上を図るための個人住宅のリフォーム工事費の一部を助成します。 助成率：200,000円以上の工事費用の10%、 上限額：100,000円	営繕建築課	0256-77-8282
新潟県	糸魚川市	持家住宅資金貸付制度	住宅を建築しようとする人で、自己資金の不足する方に対し、住宅資金を貸し付けます。(貸付額500万円以内、年利1.65%、期間15年以内)申込みにあたり各種条件があります。	建設課 建築住宅係	025-552-1511
新潟県	糸魚川市	いといがわ木の香る家づくり促進事業	糸魚川産木材を利用して住宅の新築、増築及び改築(リフォームを除く)工事に要する経費の一部を補助します。(糸魚川産材購入費の50%(1棟あたりの上限は30万円)	商工農林水産課 農林水産係	025-552-1511
新潟県	妙高市	妙高市住宅取得等支援事業補助金	市内で住宅又は住宅と土地の取得、多世代同居や結婚による増・改築において200万円を上限に補助。	建設課	0255-74-0026
新潟県	妙高市	妙高市住まいのリフォーム促進事業補助金	個人住宅等のリフォーム費用の一部を助成。最大10万円分の「地域商品券」を補助。補助対象工事費1/4(10万円以上の工事が対象)【受付期間：平成27年5月7日～平成27年8月31日】	建設課	0255-74-0026
新潟県	妙高市	妙高市空き家情報登録制度	空き家を貸したい・売りたいという所有者の方と、空き家を借りたい・買いたいという希望者の方を、市が間に入り情報提供や連絡調整を行いながら両者をつなぐ制度。	企画政策課	0255-74-0005
新潟県	妙高市	ふるさと妙高の家づくり事業	市産材を使用した住宅の建築に対して、市産材の購入費の1/5以内、40万円を上限に補助。	農林課	0255-74-0029
新潟県	五泉市	ファミリー住まいる応援事業住宅取得補助金	新たに取得する住宅で、平成24年4月1日以降に婚姻届を提出した新婚さんもしくは中学生以下の子どもが同居する子育て世帯へ市内在住者に最大100万円、転入者に150万円の補助金を交付。	企画政策課	0250-43-3911
新潟県	五泉市	マイホーム等建設支援事業	市内建築業者で増・増改築し、マイホームを取得する方に対して支援金を交付。支援金＝建設費100万円に対し10万円＋100万円を超える建設費×1% (限度新築・改築20万円、増築15万円)	商工観光課	0250-43-3911
新潟県	五泉市	住宅リフォーム事業	市内施工業者に発注した20万円以上のリフォーム工事に要する費用の20%、10万円を限度に補助金を交付。	商工観光課	0250-43-3911
新潟県	五泉市	五泉の木づくり家づくり事業	五泉産の木材を使って、市内に住宅を新築または増・改築する方を対象に、五泉市産材の購入額が1棟につき30万円以上で補助率3分の1以内、30万円を限度に補助金を交付。	商工観光課	0250-43-3911
新潟県	阿賀野市	虹の架け橋住宅取得支援事業	市内に住宅を取得する方に対して補助金を交付。【転入者の方：対象要件の全て該当で最高100万円】【市内在住の方：対象要件の全て該当で最高70万円】	建設課	0250-61-2480
新潟県	阿賀野市	住宅リフォーム補助事業	市内施工業者を活用して住宅をリフォームする方(市外の人も対象)に対して、その経費の一部を補助。【最高30万円】	建設課	0250-61-2480
新潟県	阿賀野市	地場産瓦普及助成事業	新築建物、リフォーム工事において地場産瓦(安田瓦)を使った人に対して、瓦代金を補助。【最高10万円】	商工観光課	0250-61-2479
新潟県	南魚沼市	ウッドタウン八色団地ふるさと区画購入費助成	①県外に住民登録を有して3年以上経過②宅地購入時の年齢50歳以下③宅地購入契約日から5年以内に住宅建築、6年以内に住民登録可能以上を満たすU・Iターン者に購入宅地面積1㎡あたり3,000円を助成	財政課 用地管財班	025-773-6671
新潟県	南魚沼市	南魚沼の木で家づくり事業補助	市内事業者と建築主が連携し、南魚沼市産の杉を使用して住宅を建築する場合に購入額の一部を補助。対象経費・住宅建築に必要な南魚沼市産スギ材を製材・加工した木材の購入費補助率：1/3(上限50万円)	農林課 農地林務係	025-773-6663
新潟県	南魚沼市	個人住宅リフォーム事業補助	市内施工業者による住宅のリフォーム工事に対する補助。補助率：補助対象経費の20%(上限10万円) ※過去にこの補助金を受けた人や住宅は、10万円から既に受けた補助金の額を控除した額が上限。	都市計画課 施設係	025-773-6662
新潟県	胎内市	公営住宅及び特定公共賃貸住宅	公営住宅及び特定公共賃貸住宅を設置。空き情報や入居要件については、担当窓口まで。	地域整備課	0254-43-6111
新潟県	胎内市	高齢者及び障害者向け住宅整備補助事業	要介護認定者及び身体障害者手帳1級又は2級の障がい者等が居住している住宅の段差解消やトイレ、浴室等の改修等を行う際に、費用の一部を補助。 補助率：補助基準額(上限30万円)に対し、生活保護世帯100%、所得税非課税世帯75%、その他の世帯50%	福祉介護課	0254-43-6111
新潟県	胎内市	松くい虫自主防除事業	土地の所有者又は代理人が実施する松くい虫駆除・防除対策に要した費用の一部を補助。補助対象経費は3万円以上の伐倒駆除及び搬出又は防除に対する経費で、補助率3分の1、限度額は5万円。	農林水産課	0254-43-6111
新潟県	胎内市	住宅建築リフォーム事業	市民が所有し自ら居住している住宅を、市内に主たる事業所を有する工事店等でリフォーム工事を行う場合、工事費の20%で20万円を上限に補助。	地域整備課	0254-43-6111
新潟県	胎内市	木造住宅耐震診断助成事業	市内に住所を有し、かつ、補助の対象となる建物を市内に所有する方を対象に、一定要件を満たす住宅の耐震診断を無料で実施。	地域整備課	0254-43-6111
新潟県	胎内市	越後杉利用住宅建築奨励事業	新潟県の「ふるさと越後の家づくり事業」を利用して市内で住宅の新築や増改築・リフォームを請負う市内の建築業者を対象として、1戸につき10万円を交付(新潟県の補助金に上乗せ)。	農林水産課	0254-43-6111
新潟県	田上町	新婚・子育て世帯向け個人住宅取得資金利子補給金	新婚5年以内および子育て世帯(中学生以下の子どもがいる世帯)に対し、町内で住宅を取得し、500万円以上を借り入れた場合、年末貸付残高(上限1,000万円)の1%を5年間交付する制度を新設しました。	総務課	0256-57-6222
新潟県	阿賀町	住宅整備補助金	U・Iターン者で転入後3年以内に住宅を整備する者 ●住宅整備補助金【新築】上限50万円、【増改築】上限30万円	建設課	0254-92-5765
新潟県	阿賀町	克雪住宅整備補助金	克雪住宅を新築・増改築した方、又は克雪住宅を購入した方に対して、補助金を交付します。●補助金の額は、対象工事費の50%とし、50万円を限度とします。	建設課	0254-92-5765
新潟県	阿賀町	郡内産材「東蒲杉」利用住宅等建築奨励事業補助金	「東蒲杉」を利用した木造建築物建築する方に対して、補助金を交付します。 ●補助金の額は、補助対象経費の30%以内とし、木造建築物1棟につき50万円を限度とします。	建設課	0254-92-5765
新潟県	関川村	住宅リフォーム補助事業	村内の施工業者によって個人住宅のリフォーム工事を行う村民を対象に、経費の10%を補助(上限10万円)。下水道に接続する場合には、補助率20%に嵩上げ(上限20万円)。	総務課 企画財政班	0254-64-1476

富山県	高岡市	高岡市まちなか耐震住宅リフォーム支援事業	まちなかで「高岡市木造住宅耐震改修支援事業」の補助金を受けて耐震改修工事を行う住宅で、同時にリフォームを行う場合、リフォームに要する費用の10%について40万円を上限に補助します。	都市創造部 建築住宅課	0766-30-7291
富山県	高岡市	高岡市木造住宅耐震改修支援事業	耐震改修工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、上限60万円とする。	都市創造部 建築指導課	0766-20-1429
富山県	高岡市	定住促進住宅団地の宅地購入支援事業	市外から本市への移住等の理由で本市が指定した定住促進住宅団地の土地を購入し居住された方に対して、土地取得費の一部(限度額50万円～100万円)を助成。	都市創造部 建築住宅課	0766-30-7291
富山県	高岡市	高岡市新婚家庭住宅建築資金利子補給	新婚に伴う住宅の新築や購入、増改築などの借入金のうち、400万円を限度に、年率1%の利子相当額の利子の一部を助成。(最高で年間4万円以内、最長5年間で20万円以内)	都市創造部 建築住宅課	0766-30-7291
富山県	高岡市	高岡市まちなか住宅取得支援事業	まちなか区域の新築、購入の際の借入額の5%補助(上限100万円)、中古マンションの購入の際の借入額の5%補助(上限50万円)、中古戸建住宅の購入の際の購入額の5%補助(上限50万円)	都市創造部 建築住宅課	0766-30-7291
富山県	氷見市	ふるさと定住促進事業 (氷見市住宅取得支援補助金)	市内在住の40歳未満で結婚5年以内の者又は、市外に転入直前1年以上住んでおり転入から1年以内の者で自ら居住するための住宅の取得又は増改築した場合に固定資産税相当額を2年間交付する。(限度額50万円)	地方創生と自治への 未来対話推進課	0766-74-8075
富山県	滑川市	まちなか居住推進事業	市が定める区域内において、一戸建て住宅を建設、または購入した親族2人以上の世帯に対し補助金を交	まちづくり課	076-475-2111
富山県	黒部市	黒部市住宅リフォーム補助事業	市内にある自己住居用の一戸建て住宅で、補助対象となるリフォーム工事費を1件につき5万円(30万以上～60万円未満)、10万円(60万円以上)を補助。	都市計画課	0765-54-2111 (内線537)
富山県	砺波市	三世代同居住宅支援事業 【砺波市三世代同居推進事業】	三世代同居住宅の新増改築工事費について20万円を上限に補助する。	建設水道部都市 整備課	0763-33-1111 (内線245)
富山県	南砺市	南砺市定住奨励金	市外からの転入の場合、新築100万円＋家族加算(1人5万円)、中古住宅60万円＋家族加算(1人5万円)を交付。市内での転居の場合、新築30万円、中古10万円を交付。過疎地域は金額1.5～2倍。	市長政策室 南砺で暮らしませ ん課	0763-23-2037
富山県	射水市	射水市木造住宅耐震改修等支援事業	耐震改修費用に対して最大60万円、リフォーム費用に対して最大30万円を補助。	都市整備部 都市計画課	0766-52-7390
富山県	射水市	射水市指定宅地取得支援助成金	市が指定する住宅団地において、住宅のために宅地を購入し、購入から1年以内に住宅を新築された方又は住宅付土地を購入した方で、当該土地に住所を有する方に対し、助成金を3か年で交付。	都市整備部 都市計画課	0766-52-7390
富山県	入善町	安心定住促進事業	1親等以内の者と同一公民館区域に住宅を新築・購入に対して取得費用の1/2以内を交付。上限 40万円(※町外者＋20万円) 2親等以内の者と同居するための住宅改修に対して改修費用の1/2以内を交付。上限 40万円(※町外者＋20万円)	住まい・まちづくり 課	0765-72-1100
石川県	石川県	エコ住宅整備促進補助金	いしかわ住まいの省エネパスポート制度にて5つ星の評価を受けた住宅に対して、一律10万円を補助(新築・改修)	温暖化・里山対策 室	076-225-1462
石川県	石川県	いしかわの木が見えるたてもとの推進事業	県が認定した事業者が行う5m3以上の県産木材を使用した住宅・店舗等の新築・増改築に対し、県産木材の使用量に応じて8万円又は15万円を補助	農林水産部森林 管理課	076-225-1643
石川県	七尾市	移住定住促進補助(住宅取得)	県外から転入し、一戸建て住宅を新築、購入(購入後の改修を含む)した人に、費用の50%(最高100万円)を助成。(※中古は空き家バンク登録物件に限る)	総務部 企画財政課	0767-53-1117
石川県	七尾市	定住促進住宅取得奨励金	金融機関から借り入れをして、一戸建て住宅を新築または購入する人に、奨励金(最高70万円)を助成。	建設部 都市建築課	0767-53-8429
石川県	珠洲市	珠洲木材活用住宅助成事業	地元産木材を50%以上使用して市内業者が新築・増改築した木造住宅に補助(上限30万円)。対象者:市民またはUターン者。新築:床面積100m2以上、増改築:地元産木材を5m3以上使用。	産業振興課	0768-82-7766
石川県	珠洲市	蛸島地区街なみ整備助成事業補助金	市内蛸島町の街なみ環境整備促進区域において、街並み景観が向上すると認められる建築物や工作物などの修景整備に対し費用を補助します(上限50万円)。	建設課	0768-82-7756
石川県	珠洲市	空き家購入費補助金	本市空き家バンク登録物件を購入した方を対象に、当該物件の購入に係る経費の1/3、上限100万円を助成。	自然共生室	0768-82-7720
石川県	珠洲市	空き家改修費補助金	本市空き家バンク登録物件を購入又は賃借した方を対象に、当該物件の改修に係る経費の1/2、上限100万円を助成(ただし空き家購入費補助金との重複は不可)。	自然共生室	0768-82-7720
石川県	加賀市	未組織労働者信用保証料補給金	住宅資金を借りる際に(公財)石川県労働者信用基金協会の債務保証により融資を受ける場合、保証料の一部を補給。	経済観光部商工 振興課	0761-72-7940
石川県	加賀市	加賀市移住住宅取得助成事業	定住を前提に、住宅を新築又は中古住宅を購入される。市外からの転入者を対象に上限70万円(その他加算額有)の補助。 ※一定の条件を満たす必要があります。	建設部建築課	0761-72-7936
石川県	加賀市	加賀市まちづくりファンド事業	伝統的な建造物を、その建築形態を維持しつつ、地域の賑わい創出に貢献する施設への改修、外観の修繕及び構造の補強に対する改修工事に係る経費について250万円上限に助成。(但し、重点整備区域内のものは上限350万円)	建設部建築課 文化財保護課	0761-72-7936 0761-72-7888
石川県	羽咋市	住まいづくり奨励金交付制度	転入者および市内在住者の新築住宅の取得に対して奨励金を交付。 A型(転入者 市内業者施工):限度額40万円、B型(転入者 市外業者施工):限度額20万円 C型(市内在住者 子育て世帯):限度額10万円	地域整備課	0767-22-9645
石川県	かほく市	かほく市若者マイホーム取得奨励金	金融機関等から借入れし、市内に一戸建て住宅を新築・購入(中古住宅含む)して生活する45歳未満の方に最大170万円の奨励金を交付します。	総務部企画情報 課	076-283-1112
石川県	かほく市	かほく市木の家づくり奨励金制度	地元産材(金沢森林組合産のすぎ柱)を使って木造住宅を新築(購入含む)・増築・改築する市民に最大20万円の奨励金を交付します。	産業建設部産業 振興課	076-283-7105
石川県	かほく市	宅地分譲地における住宅建築支援金	かほく市土地開発公社の分譲地を購入し、住宅を建築した方に30万円を交付。さらに住宅内見会を実施した場合、20万円を加算します(かるがの団地に限る)。	総務部総務課管 財室	076-283-1113
石川県	能美市	定住促進支援制度	45歳以下で市外から住宅を取得し、転入してきた夫婦世帯に20万円。指定特区の移住ほか加算要件により最大80万円。	企画振興課 地域振興室	0761-58-2212
石川県	能美市	加賀の木づかい奨励金	地元産材を使用して住宅を新築、増改築、もしくは地元産材を使用した建売住宅を購入する人に最大30万円補助。	農政課	0761-58-2256
石川県	志賀町	定住促進住まいづくり奨励金	新規転入者、再転入者が志賀町建築業者により新築・改築した場合に助成。新築は、取得費の2.5%(上限50万円)。改築は、工事費の1/3(上限30万円)。	まち整備課	0767-32-9211
石川県	志賀町	西山台土地購入補助金	西山ニュータウンに住宅を新築した方に奨励金を交付します。(限度額100万円)	まち整備課	0767-32-9211
石川県	志賀町	既存建築物耐震改修工事費等補助金	地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、耐震診断・耐震設計・耐震改修工事の費用に対する補助します。	環境安全課	0767-32-9321
石川県	穴水町	定住促進奨励金	定住を目的として町外から転入された世帯で、町内に新築住宅を取得した場合、最大100万円、中古住宅を取得した場合は最大50万円の奨励金の助成。	政策調整課	0768-52-3627
石川県	穴水町	穴水ニュータウン(宅地無償分譲)	町外から移住する概ね20歳以上40歳未満の夫婦を対象に町有地の無償分譲を行う。	政策調整課	0768-52-3627
石川県	穴水町	Uターンファミリー同居リフォーム支援事業	県外からUターンして、多世帯同居を目的とした住宅のリフォームに係る工事費の2分の1(上限30万円)を助成します。同居する世帯に義務教育終了前の子どもがいる場合は上限50万円。	政策調整課	0768-52-3627
福井県	福井市	二世帯型戸建て住宅建設等補助	二世帯型住宅の新築又は購入に対して補助(1戸当たり100万円)(まちなか地区限定)	建設部 住宅政策課	0776-20-5570
福井県	福井市	戸建て住宅リフォーム補助	既存の住宅をリフォームする際の費用に対して補助(上限50万円)(まちなか地区限定)	建設部 住宅政策課	0776-20-5570
福井県	勝山市	勝山市定住化促進事業	40歳以下の方で、勝山市に転入し、住宅(新築・中古)を取得した場合、最高100万円を助成。	建設課	0779-88-8107
福井県	あわら市	宅地情報提供	優良宅地(市有地・県有地)の情報をWeb上で公開。 (「あわら市 市有地・保有地販売」「あわら市 県有地売却」で検索)	監理課	0776-73-8009
福井県	あわら市	勤労者住宅資金利子補給	勤労者が市内で住宅を新築または購入するときの借入金の利子の一部を補給。(300万円(上限)を18年間毎月均等割で返済する条件で、借入当初の利率(上限2%)で利子を算定した最初の5年間の利子を補給)	観光商工課	0776-73-8030
福井県	坂井市	定住促進空き家リフォーム支援事業補助金	坂井市空き家情報バンクに登録されている物件を購入し、居住するためにリフォームする者が行う改修工事費について600千円を上限に補助。	土木部都市計画 課	0776-50-3052
山梨県	甲府市	中心市街地定住促進住宅取得及び住宅改修支援事業	甲府市の中心市街地で一般住宅の建築または一戸建ての分譲住宅、中古住宅もしくは分譲型共同住宅を購入する世帯に対し、費用の一部を補助。また、中古住宅もしくは分譲型共同住宅(中古)を購入する際、修繕、模様替えなどの内部改修をする費用の一部も補助	建設部都市計画 課計画係	055-237-5819
山梨県	甲府市	甲府市住宅リフォーム助成事業	市民の方が市内の施工業者を利用して、個人住宅のリフォームを行う場合、その一部を助成します。(平成25年度から27年度事業)	建設部建築指導 課指導係	055-237-5828
山梨県	甲府市	住宅リフォーム相談窓口を開設	リフォームを進める上でのトラブル防止のための留意点のアドバイス(リフォーム工事着工前が原則)、耐震診断・改修をはじめとする性能向上リフォームへの技術的アドバイス、各専門相談窓口の連絡先を紹介	建設部建築指導 課指導係	055-237-5828
山梨県	都留市	都留市子育て世帯定住促進奨励交付事業	都留市に転入し、新たに住宅を取得する世帯で、中学生3年生以下のお子さんを子育てする世帯に対し、新生活を支援するため、助成金の交付を行います。	企画課	0554-43-1111 (内線241)
山梨県	山梨市	定住祝い金制度	三富若者定住促進住宅から三富地区に持ち家を取得した方を対象(若者定住住宅に入居した月から退去した月までの月数に、1万6,000円を乗じて得た金額とする)。	建設課 住宅建築担当	0553-22-1111
山梨県	山梨市	住宅リフォーム補助金	最高10万円(耐震改修併用リフォームの場合は20万円)として、工事金額の10%まで補助。空き家バンク成約者も対象。	建設課 住宅建築担当	0553-22-1111
山梨県	大月市	大月市定住促進住宅取得助成金制度	大月市外の方が新築住宅を取得した場合、助成金を最高150万円交付します。大月市内の方が新築住宅を取得した場合、助成金を最高120万円交付します。	企画財政課 地域活性化担当	0554-23-5011
山梨県	甲斐市	甲斐市緑化推進記念樹交付事業	市内に住宅又は事業所を新築又は取得した場合、記念となる苗木(記念樹)を交付する。	都市計画課	055-278-1669
山梨県	甲州市	住宅リフォーム補助制度	市外からの転入者が行う空き家リフォームで市内業者に発注する場合に助成を行う。(工事費の2割補助 上限200千円)	建設課	0553-32-5071
山梨県	市川三郷町	若者定住促進住宅補助金制度	町内に住宅を取得(新築、建売・中古住宅を含む)し、転入する夫婦いずれかが40歳以下の若者世帯を対象に上限100万円の補助します。	企画課	055-272-1103
山梨県	市川三郷町	山王土地区画若者定住促進住宅補助金制度	町内の山王土地区画内に住宅を購入し、転入する夫婦いずれかが40歳以下の若者世帯を対象に上限100万円の補助します。	企画課	055-272-1103
山梨県	市川三郷町	住宅リフォーム助成金	町内の個人住宅を所有者が、町小規模工事等契約希望者登録されている業者により、30万円以上要したリフォーム工事に対し、最大10万円(事業費の1/10)の補助します。	建設課	055-272-6090
山梨県	富士川町	公有地売却事業	移住・定住希望者に町内の公有地を売却します。	財政課	0556-22-7207
山梨県	富士川町	中山間地域等住宅用地取得費補助事業	町が指定する中山間地域等に住宅用地又は既に住宅が建築された住宅用地を取得した方を対象に、住宅用地取得費について80万円を上限に補助。	企画課	0556-22-7216
山梨県	富士川町	定住奨励金事業	町内に住宅用地を取得し、その土地に住宅を建築し定住を開始した方等を対象に、固定資産税相当額を定住奨励金として5年間交付します。	企画課	0556-22-7216
長野県	長野市	Uターン促進多世代住宅建設補助金	中山間地域に住む家族と暮らすためにUターンする場合、住宅の建築やリフォーム工事に係る費用の20%、最大100万円補助。中学生以下の子どもとUターンする場合、子ども1人につき10万円、最大30万円加算。	住宅課	026-224-5424
長野県	長野市	長野市新マイホームづくり資金融資	長野市民が、市内に自分が住むための住宅を新築、購入、耐震改修、増改築等する資金の一部を融資。住宅新築資金・住宅購入資金600万円以下ほか。利率2.5%(融資実行後10年間の利率)。返済期間25年以内。	住宅課	026-224-5424
長野県	諏訪市	住宅リフォーム助成事業	総額10万円以上の住宅リフォーム工事等(市内の登録施工業者に発注した工事が対象)に対して、10分の1に相当する額を助成。	商工課	0266-52-4141
長野県	小諸市	小諸市定住促進住宅取得費等補助制度	県外から転入された満40歳未満の方が、新築住宅もしくは中古住宅を取得した場合に、取得費用の一部を補助。新築は基本50万円で加算制度あり。中古は基本30万円で加算制度あり。	商工観光課	0267-22-1700
長野県	大町市	定住促進マイホーム取得助成事業	市内に定住のための住宅を取得した方に、新築の場合は最大34万円、購入の場合は最大29万円を助成します。	企画財政課 定住促進係	0261-22-0420
長野県	大町市	住宅性能向上リフォーム支援事業	市民が居住する住宅の性能や機能向上を図る20万円以上の市内施工業者による住宅リフォーム工事経費の20%(20万円限度)を助成します。	建設課 建築住宅係	0261-22-0420
長野県	飯山市	移住・定住支援住宅建設促進事業(住宅建設の場合)	市外から転入しようとする40歳未満の夫婦または20歳未満の子供と同居する夫婦に最大で150万円を補助	移住定住推進課	0269-62-3111

長野県	飯山市	移住・定住支援住宅建設促進事業(中古住宅取得の場合)	市外から転入しようとする方へ購入費用及び改修費用の1/2、最大80万円を補助	移住定住推進課	0269-62-3111
長野県	佐久市	移住促進サポートプラン(移住促進住宅取得費等補助金)	佐久市に移住し、新築・中古で物件を取得される方に対し最大150万円を補助	観光交流推進課	0267-62-3283
長野県	安曇野市	住ま居る(スマイル)応援制度	45歳以下の方が、自ら居住するために市の登録建築関連業者が建築した住宅を購入する場合、50万円を助成(別に条件あり) 自宅をリフォームする場合も上限20万まで助成。他県・市より移住予定で中古住宅を購入しリフォームする場合、当該まで問い合わせ要(別に条件あり)	商工労政課	0263-71-2041
長野県	小海町	子育て世代住宅取得助成金事業	次世代を担う子育て世代の定住を支援・促進するために、子育て世代が町内で住宅を取得する場合に費用の一部を助成します。	総務課企画係	0267-92-2525
奈良県	川上村	川上村UJターン住宅補助金	川上村に転入し、住居を新築・購入・改修した方に対して、経費の10%を補助金として交付する。(上限:100万円)。※ただし、中学生以下の子育て世帯は、補助率・上限額ともに2倍。	定住促進課	0746-52-0111
長野県	下諏訪町	下諏訪町移住定住促進改修事業補助金	移住の為に買った住宅のリフォームなどの改修工事にかかる、工事費の2分の1(限度額50万円)を補助。中学生以下の子ども1人につき、10万円加算。	総務課企画係	0266-27-1111
長野県	富士見町	住宅リフォーム支援事業	地域産業の活性化、既存住宅の改修等による住環境の改善を図るため、町民が町内の施工業者を利用して住宅リフォームを行う方に、費用の一部を町が補助する支援事業(平成27年度まで)	建設課都市計画管理係	0266-62-9216
長野県	富士見町	移住・定住促進対策新築住宅補助金	町に定住する目的で住宅を新築または新築住宅を購入した、申請時に45歳未満の方を対象に50万円を補助(条件有)。平成27～30年度の4年間	総務課企画統計係	0266-62-9332
長野県	原村	若者定住促進新築住宅補助金	40歳未満で村内対象区域に住宅を新築又は、新築住宅の購入をした場合に50万円の補助。	建設水道課	0266-79-7933
長野県	原村	住宅リフォーム促進事業補助金	村内の施行業者を利用して、50万円以上のリフォーム工事をした場合に10万円の補助。	建設水道課	0266-79-7933
長野県	飯島町	飯島町住宅建設資金利子補給金	住宅の新築や中古住宅等を取得する際に、指定金融機関から融資を受けた方に対し、利子総額の1/2以内、40歳未満のターン者には最大50～40万円、その他一般の方にも最大25～8万円の利子補給金を交付	定住促進室	0265-86-3111
長野県	飯島町	飯島町住宅リフォーム支援補助金	リフォーム工事全般(塙の耐震補強・空き家の有効活用目的を含む)に係る費用の一部について、税抜き30万円以上の工事の5%相当・最大10万円を補助	定住促進室	0265-86-3111
長野県	飯島町	飯島町耐震補強工事補助金	東海地震などの大規模地震に備え、住宅の耐震化を進めるため木造住宅の耐震診断事業と、必要に応じた住宅等補強事業に対し、対象工事の1/2以内・最大60万円を補助	調査計画係	0265-86-3111
長野県	宮田村	個人住宅建設等利子補給	居住する住宅を新築する個人で村内建設業者により施行する者であり、住宅建設、及び土地購入資金の融資を受ける者に対し、借入残高の年利0.5%以内を3年間で上限10万円補助する	産業推進室	0265-85-5864
長野県	天龍村	住宅新築補助金	住宅新築工事に対し、工事費の10%以内の額(限度額100万円)を支給	総務課	0260-32-2001
長野県	天龍村	住宅用地取得補助金	住宅用地取得に係る費用を、取得費の100%以内の額(限度額100万円)を支給	総務課	0260-32-2001
長野県	天龍村	天龍村住宅新築・リフォーム補助金	住宅新築、リフォーム工事に対し、経費の100分の25に相当する金額を補助する(限度額20万、1,000円未満切り捨て)。尚、他の新築事業等補助金との併用は不可。年齢制限なし	建設課	0260-32-2001
長野県	筑北村	定住促進のための住宅・宅地取得等助成金	定住のため住宅の新築、増改築、中古住宅の取得及び住宅用地を取得した場合の費用に100万円を上限に助成します。※年齢要件等有	企画財政課	0263-66-2211
岐阜県	岐阜県	住宅資金助成制度	住宅を取得(新築・中古)するとき、もしくは住宅をリフォームするときに、民間の金融機関の住宅ローンを利用する人に対し、ローン返済額のうち、1.0%の利子に相当する額を当初5年間助成	公共建築住宅課	058-272-1111 (内線3657)
岐阜県	岐阜県	ぎふの木で家づくり支援事業	乾燥度合いや強さを表示したぎふ性能表示材を、柱や梁などの構造材に80%以上かつ梁桁に6㎡以上使用した住宅を県内に新築した場合に20万円助成。	県産材流通課	058-272-1111 (内線3013)
岐阜県	岐阜市	岐阜市中心市街地個人住宅取得資金利子補給事業(新築・中古)	中心市街地において、住宅を建設又は取得するため金融機関と住宅ローン契約を締結している人を対象に、岐阜県個人住宅建設等資金利子補給制度に基づく利子補給を受けている人に対し、同額の利子補給金を岐阜市が上乗せ支給。5年間総額 約23万円(対象融資額の1.0%程度、対象融資限度額:500万円)。	まちづくり推進部 まちづくり推進政策課	058-214-4494
岐阜県	岐阜市	岐阜市中心市街地新築住宅取得助成事業(新築)	中心市街地において、住宅を建設又は取得するために金融機関と住宅ローンを契約した人を対象に、建設費又は購入費の一部を助成。借入額の10%以内(最大75万円)。	まちづくり推進部 まちづくり推進政策課	058-214-4494
岐阜県	岐阜市	岐阜市まちなか賃貸住宅家賃助成事業(賃貸)	中心市街地及びその周辺エリアに立地する民間賃貸住宅に、岐阜市外から転入して居住した人を対象に、家賃の一部を助成。(家賃・住宅手当・5万円)の1/2。(最大月額2万円、1年間)。	まちづくり推進部 まちづくり推進政策課	058-214-4494
岐阜県	大垣市	子育て世代等住宅取得支援事業	中学生以下の子がいる人、または夫婦どちらか一方が34歳以下の人が、市内に住宅を新築、または新築住宅・マンションを購入し、市外から転入した場合、住宅取得借入金の利子を助成します。(限度額10万円/年、3年間)	都市計画部 都市プロモーション室	0584-47-7681
岐阜県	大垣市	まちなか住宅取得支援事業	中心市街地区域内に住宅を新築、または新築住宅・マンションを購入し、区域外から転入・転居した場合、住宅取得借入金の利子の一部を助成します。(限度額10万円/年、5年間)	都市計画部住宅課	0584-47-8184
岐阜県	高山市	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金(購入持ち家空家改修費補助金)	飛騨地域以外に居住している方が、高山市に転入し5年以上の居住予定で、居住するために購入した専用住宅(持ち家空家)を改修される場合に、改修にかかる費用の2分の1以内の額で100万円を上限に補助。	ブランド戦略課	0577-35-3001
岐阜県	高山市	飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金(借家等賃借料補助金)	飛騨地域以外に居住している方が、高山市に転入し5年以上の居住予定で、持ち家空家を賃借される場合に、家賃月額の3分の1以内の額で15,000円を上限に最大3年間補助。	ブランド戦略課	0577-35-3001
岐阜県	美濃市	美濃市らしい住まいづくり改修工事費補助事業	次の条件を満たす住宅の改修費の1/2(上限200万円)を補助 ・伝統的な町並み保存・中学生以下の子育て世帯・市外からの転入	建設部 都市整備課	0575-33-1122
岐阜県	瑞浪市	瑞浪住ま居る券	購入価格の10%のプレミアムが付く建設券「瑞浪住ま居る券」を販売	商工課	0572-68-9805
岐阜県	瑞浪市	移住定住促進奨励金交付事業	市内で新築住宅や中古住宅を売買契約にて取得した方を対象に、5年間にわたり、市内の協力事業者店舗などで使用可能な商品券を交付する事業です。新築住宅25万円、中古住宅10万円、転入者は新築25万円、中古車15万円の上限。	市民協働課	0572-68-9756
岐阜県	羽島市	高齢者向け住宅リフォーム助成	65歳以上の高齢者が居住している住宅を高齢者向けにリフォームする場合、手すりの取り付けや段差解消等住宅の設備・構造を改善するのに必要となる経費の一部を助成するもの。	高齢福祉課	058-392-1111
岐阜県	恵那市	定住促進奨励金交付制度	固定資産税の減免に該当する世帯について、25万円を交付します。また、義務教育以下の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算します。	ふるさと活力推進室 (内328)	0573-26-2111
岐阜県	恵那市	えなの木で家づくり支援事業	地域材の柱を30本以上使い、市内建設業者が住宅を新築したとき、市内の方は固定資産税を最長3年間減免、市外からの転入者は最大20万円の奨励金を交付します。	ふるさと活力推進室 (内328)	0573-26-2111
岐阜県	恵那市	固定資産税の減免	市内の方が、恵那市内に新築住宅を購入又は建築した場合、地方税法の減免分と同額を3年間減免します。	ふるさと活力推進室 (内328)	0573-26-2111
岐阜県	美濃加茂市	住宅工事等補助事業制度	改修費の10%相当を補助(上限10万円)	産業振興課	0574-25-2111
岐阜県	土岐市	土岐市定住促進奨励金	定住することを目的とした住宅を取得された方に30万円、中学生以下の子ども1人につき5万円の奨励金を交付します。	総務部総合政策課	0572-54-1111
岐阜県	土岐市	土岐市空き家リフォーム補助金	空き家バンク制度に登録された空き家の入居者が行うリフォームに対し、10万円を上限に補助金を交付します	総務部総合政策課	0572-54-1111
岐阜県	各務原市	わくわく定住奨励金助成制度	親世帯がすでに市内に住んでいて、中学生以下の子どもを扶養している子世帯が市内に新たに住宅(新築住宅、新築の分譲住宅およびマンション、中古の住宅およびマンション)を取得して転入される場合などに、1世帯10万円の奨励金交付	ブランド創造課	058-383-1426
岐阜県	可児市	住宅新築リフォーム助成事業	市民および転入者が市内施工業者で行う工事に対して、工事費の10%(上限10万円)を地域通貨(K-money)で交付します。	産業振興課	0574-62-1111
岐阜県	山県市	山県市新築等祝金事業	市内建設業者の施工により住宅工場等を増築した者及び市内に住宅、工場を取得して移住する者に対し、固定資産税相当額を3年間まちづくり振興券(地域通貨)で助成。	建設課	0581-22-6832
岐阜県	飛騨市	三世代同居世帯等支援事業	市内における三世代同居住宅の増改築等を行う方に改修費の1/3以内を補助。(上限 すでに三世代同居の方30万円、新たに三世代同居となる方50万円。条件 市内業者と契約する税込10万円以上の工事等。)	企画課	0577-73-6558
岐阜県	飛騨市	住宅新築・購入支援助成金	市内に住宅を新築または購入された方のうち下記要件を満たす方に助成金を交付。 ①転入世帯40万円、②若年世帯40万円、③三世代等同居10万円、④新三世代等同居30万円、⑤市内建築業者施工加算20万円(上限100万円)	都市整備課	0577-73-0153
岐阜県	本巣市	本巣市移住定住促進補助金	本巣市南部地域に移住・定住される方に補助金を交付します。住宅取得…限度額50万円(取得経費の1/20、子ども加算有り) 中古住宅…限度額25万円(取得経費の1/20、子ども加算有り)	企画財政課	0581-34-5024
岐阜県	本巣市	本巣市移住定住補助金	本巣市北部地域に移住・定住される方に補助金を交付します。住宅取得…限度額100万円(取得経費の1/10、子ども加算有り) 中古住宅…限度額50万円(取得経費の1/10、子ども加算有り) 借家…限度額1万5千円(家賃月額の1/2を3年間)	企画財政課	0581-34-5024
岐阜県	下呂市	移住促進住宅購入費等助成事業	U・I・Jターン者で下呂市内に住宅を新築、中古住宅の購入または改修する方を対象に、購入費等の一部を補助します。(40歳未満の方対象。社宅・社員寮等及び公共的な住宅を除く)	経営管理部 地域振興課	0576-24-2222
岐阜県	海津市	定住奨励金交付事業	45歳以下の市外からの転入者で、市内に住宅を新築した場合、固定資産税家屋120㎡までの床面積相当分を地域商品券で当初3年間交付。	企画財政課	0584-53-1113
岐阜県	海津市	地域経済活性化定住促進事業	市内事業者による工事で、工事費20万円以上等の要件を満たす、居住している自己所有住宅のリフォーム工事を行う場合に、経費の一部を市が商品券で補助。	商工観光課	0584-53-1374
岐阜県	笠松町	定住促進助成金	定住人口の増加を図るため、町内に住宅を新築されたり、新築購入をされたかたに、住宅に課税される固定資産税の額に相当する「定住促進助成金」を交付します。	税務課	058-388-1112
岐阜県	揖斐川町	新築住宅建設等奨励金制度	町内に新築住宅を建築、又は購入する者に対して奨励金を交付する制度。基本奨励金:10万円。加算要件該当で別途加算あり。	企画部 政策広報課	0585-22-2111
岐阜県	揖斐川町	新築住宅に対する固定資産税減免	町内に住宅を新築した場合、床面積120㎡以下について、3年間、固定資産税の1/2を減額。国制度との併用により床面積120㎡以下は、3年間、固定資産税がゼロ。	総務部 税務課	0585-22-2111
岐阜県	揖斐川町	住宅改修等奨励金制度	町内の既存住宅の改修工事等をする者に対し、改修費用の一部を助成。ただし工事経費が50万円以上の場合に限る。基本奨励金・対象工事に要する経費の100分の5相当。上限5万円。加算要件該当で別途加算あり	企画部 政策広報課	0585-22-2111
岐阜県	川辺町	定住促進奨励金	川辺町内に住宅を新築もしくは購入した方に3年間、住宅に課税される固定資産税相当額を助成する。	企画まちづくり課	0574-53-7213
岐阜県	東白川村	定住促進奨励金	定住人口の増加を図るため、ターン・Uターン等により、住宅新築、中古住宅購入、住宅改修された方に「定住促進奨励金」を交付します。	建設環境課	0574-78-3111
静岡県	富士市	富士市若者世帯定住支援奨励金交付制度	若年夫婦を対象に、住宅取得に係る費用に対して助成を行う。○対象者:市外に1年以上居住していた世帯で、富士市に定住する夫婦いずれかが満40歳未満(計画申請時)の若者世帯など。○対象住宅:玄関、居室、台所、トイレ及び浴室等を備えていて、自ら居住する住居であること等○奨励金の内容:1住宅取得 70万円/2市内業者での新築施工 30万円等。※詳細はお問い合わせください。	住宅政策課	0545-55-2817
静岡県	焼津市	焼津市若者世帯定住支援奨励金制度Get! やいづ230	夫婦とも40歳未満の世帯で、焼津市内に土地を購入し住宅を新築または購入すると最大で230万円の奨励金を交付。平成27年4月から2年間限定の制度。	住宅営繕課	054-626-2163
静岡県	掛川市	ゆつたり子育て三世代同居応援事業	新たに三世代同居を始める世帯に対し、住宅の新築、増改築、購入の費用の一部を買物券により助成。	こども政策課	0537-21-1211
静岡県	藤枝市	環境配慮型住宅改善費補助金	国の省エネ住宅ポイントの発行を受けて、対象の省エネリフォームを行う方に、ポイント数に応じて補助。	環境水道部 環境政策課	054-643-3183
静岡県	藤枝市	勤労者住宅建設資金貸付制度	住宅の建設・増改築や住宅建設目的による土地購入に利用できる最高1,200万円までの住宅建設資金を貸付。	産業振興部 産業集積推進課	054-643-3244
静岡県	下田市	住宅リフォーム振興事業	20万円以上の住宅又は併用住宅の増改築・修繕工事費の20%を助成する制度。150万円以上は30万円、20万円以上150万円未満は20%の額を助成。なお、助成額の30%は下田クレジット商品券で交付	産業振興課	0558-22-3914
静岡県	湖西市	勤労者住宅建設資金利子補給制度	市内に一定の条件を満たして住宅の建築または購入をしようとする勤労者に対して金融機関からの融資の利子の一部を補給する。	商工観光課	053-576-1215
静岡県	伊豆市	若者定住促進補助金	若者夫婦世帯(40歳以下)を対象に、市内に住宅と土地を取得すると最大100万円と小学校未就学児童1人につき10万円の補助。本補助金対象者は住宅ローンの特別優遇が受けられる。	総合戦略課	0558-74-3066
静岡県	御前崎市	住宅取得補助金制度	市内に住宅を取得(建て替え及び親等と同一敷地内の新築を除く)した場合に最大50万円を交付。	秘書政策課	0537-85-1161
静岡県	御前崎市	世代間同居促進住宅取得補助金制度	親等と同居するために新たに市内に住宅を取得した場合に最大50万円を交付。	秘書政策課	0537-85-1161

静岡県	御前崎市	住宅リフォーム支援事業	省エネ化、バリアフリー化、長寿命化等を目的とする市内業者施工の100万円以上のリフォーム工事について、工事費の10%（上限30万円）を補助する。	都市建設課	0537-85-1122
静岡県	菊川市	木造住宅耐震補強助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震補強工事費用に対し補助を交付する。（上限額50万円。高齢者のみでお住まいの方や、重度の障害がある方などの住宅の場合は、上限額が70万円）	都市政策課	0537-35-0957
静岡県	菊川市	固定資産税の減額	新築された住宅については新築後3年間（認定長期優良住宅は5年間）、固定資産税が減額される。	税務課	0537-35-0913
静岡県	伊豆の国市	プロジェクトTOUKAI-0(木造住宅耐震補強)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に無料の簡易耐震診断のほか、住宅が耐震基準に満たない場合には補強の設計・工事を補助する（工事費にあっては60万円（高齢者のみの世帯等は80万円）（上限）	危機管理課	055-948-1482
静岡県	伊豆の国市	住宅新築及びリフォーム助成事業	市内施工業者に発注する経費30万円以上の新築・リフォーム工事対象。工事費の15%（新築80万円、リフォーム30万円上限）を助成。	農業商工課	0558-76-8003
静岡県	伊豆の国市	伊豆の国市若年世帯定住促進補助金	静岡県外在住者の夫婦どちらかが40歳未満の世帯で、伊豆の国市に居住用の住宅を取得（新築・購入）する者に補助金を交付する。（新築200万円、中古住宅100万円上限。）	政策推進課	055-948-1413
静岡県	牧之原市	勤労者住宅資金利子補給金	勤労者の住宅建設を促進するため、住宅資金の借入に対して利子補給金を交付。対象は静岡県労働金庫が貸し付ける住宅資金。利子補給率は借入金1,000万円を限度として利子の1.00%以内、利子補給期間は返済開始月から60ヶ月。	商工観光課	0548-53-2623
静岡県	駿東郡小山町	定住促進事業助成金	小山町内への転入者や定住者に対し、居住用の土地・家屋の購入（最大50万円）、賃貸住宅の賃貸（最大5万円）、住宅建築（最大50万円）などについて、補助金を交付。	おやまで暮らそう課	0550-76-6137
静岡県	駿東郡小山町	個人住宅取得資金利子補給金交付制度	定住人口の拡大と流出人口を抑制するために、町内に自ら居住するための住宅を取得した者に、金融機関から借り入れた住宅資金を対象に利子補給金（5年間で最大35万円）を交付。	おやまで暮らそう課	0550-76-6137
愛知県	豊田市	豊田市農山村等住宅取得費補助金	農山村地域に定住するための住宅を取得した場合に、建物と土地の取得費の一部を補助します。 ●住宅：取得費の1/10以内（上限50万円） ●住宅用地：取得費の1/10以内（上限50万円）	都市整備部建築住宅課	0565-34-6648
愛知県	豊田市	豊田市エコファミリー支援補助金	下記の設備の導入費用の一部を補助 ●対象設備：住宅用太陽光発電システム、燃料電池システム、次世代自動車、家庭用エネルギー管理システム（HEMS）、家庭用リチウムイオン蓄電池システム	環境部環境政策課	0565-34-6650
愛知県	新城市	新城市長者平団地分譲地購入奨励金	長者平団地分譲地を購入後住宅を建設し、義務教育修了前の子供を養育する家庭か、交付申請時点で夫又は妻が35歳以下の夫婦が居住し市民となる場合に交付。1夫婦又は1家族につき1,000,000円。	企画部企画政策課	0536-23-7620
愛知県	設楽町	設楽町若者定住促進住宅補助金	若者世帯が町内に住宅を新築する場合に費用の1/3以内を補助（上限200万円）。中学生以下の子どもがいる世帯または年齢の合計が80歳未満の夫婦が対象。	企画ダム対策課	0536-62-0514
愛知県	設楽町	住宅新築奨励	延べ床面積100㎡以上の住宅を新築した場合に20万円／戸の報奨金を交付。対象は住宅を建てる方で40歳未満の世帯員と同居が必要。	企画ダム対策課	0536-62-0514
愛知県	設楽町	住宅資金貸付	住宅の新築・増改築経費の無利子貸付（上限300万円・1人1回限り）。	企画ダム対策課	0536-62-0514
愛知県	東栄町	とうえいの木住宅建設定住支援事業奨励金	地域材で新築住宅を取得・・・10万円うち一定体積以上使用・・・10万円 さらに町内工務店が施工・・・10万円加算	建設課	0536-76-1813
三重県	鳥羽市	鳥羽の定住応援事業(住宅新築等)奨励金	鳥羽市で住宅を取得する40歳以下の若者や若者夫婦に対し、最高100万円の奨励金を交付。	企画財政課	0599-25-1101
三重県	鳥羽市	鳥羽の定住応援事業(市有地購入)奨励金	鳥羽市で定住を目的に市が指定する市有地を購入する40歳以下の若者や若者夫婦に対し、購入費用の10%の奨励金を交付。	企画財政課	0599-25-1101
滋賀県	甲賀市	住宅リフォーム助成	市内に在住する個人居宅のリフォーム事業に対し、経費の一部を補助する。市内の施工業者による施工を補助対象とすることにより、地域経済の活性化を図る。	商工政策課	0748-65-0709
滋賀県	高島市	新築住宅取得補助	40歳未満の方または小学校6年生までの子を扶養し、同居する方が住宅を建築・購入する場合に固定資産税相当額を補助（限度額5万円/年）。補助金は地域通貨アイカで5年間補助	政策部企画調整課	0740-25-8114
滋賀県	高島市	定住住宅リフォーム補助	U・I・Uターナー者、実家定住者が行うリフォーム工事に対して補助。補助率は最高1/4（上限50万円）、地域通貨アイカで5年分割均等払いで補助 ※年齢によって補助率が異なります。	政策部企画調整課	0740-25-8114
滋賀県	日野町	住宅リフォーム助成券交付事業	自らが所有し、居住している住宅（空き家情報登録制度対象）について、町内の施工業者を利用してリフォームを行う場合、その対象工事費の10%（最高10万円）を助成します。	商工観光課	0748-52-6562
滋賀県	竜王町	定住促進住宅新築・リフォーム補助金交付	町外から町内に移住する者または婚姻、子育てのために家を建てる際、町内の建設業者を利用することを条件に、当該年度中に着工および完了できる工事の20%（上限100万円）を助成します。	産業振興課	0748-58-3706
滋賀県	多賀町	若者新築住宅取得支援事業	住宅を新築又は購入した若者への助成制度。住宅に課税される固定資産税相当額（3年間、限度額10万円/年）。	企画課	0749-48-8122
滋賀県	多賀町	若者世帯多世代同居支援事業	多世代同居をするために住宅を増築または建替えた若者世帯又は親世帯に固定資産税相当額を助成（3年間、限度額10万円／年）。町内業者が元請けで工事したときは1年目の申請時に限り、10万円を加算して交付	企画課	0749-48-8122
京都府	舞鶴市	舞鶴市農村移住促進事業	市内の農村集落のうち移住者の方を受入れる取組みを推進している地域に移住する場合に、移住先住宅（空き家バンクを通じた農村集落の住宅）の改修を上限180万円まで補助。	産業振興部農林課	0773-66-1023
兵庫県	洲本市	洲本市定住促進事業『お帰らないさいプロジェクト』転入世帯住宅取得奨励金	洲本市に転入された世帯で、世帯主の年齢が満50歳未満の2人以上の世帯が、転入日から3年以内に住宅を新築または購入された場合に、3年間奨励金（居住部分にかかる固定資産税相当分）を交付します。	企画情報部企業立地対策課定住促進係	0799-24-7641
兵庫県	洲本市	洲本市定住促進事業『お帰らないさいプロジェクト』新婚世帯住宅取得奨励金	夫婦の年齢の合計が満80歳未満の新婚世帯が、婚姻日から3年以内に住宅を新築または購入された場合に、最长3年間奨励金（月額1万円）を交付します。	企画情報部企業立地対策課定住促進係	0799-24-7641
兵庫県	洲本市	洲本市分譲地(さかえ団地)活性化促進金	洲本市以外で暮らしている人を対象に、若者の定住及び活気ある地域づくりを推進することを目的として、さかえ団地を購入して住宅を建築した転入世帯に対し、活性化促進金（200万円）を交付します。	五色総合事務所窓口サービス課開発係	0799-33-1921
兵庫県	洲本市	洲本市風情ある住まいづくり支援事業助成金(淡路瓦部門)	条件によっては追加支給あります。	都市整備部都市計画課	0799-24-7611
兵庫県	相生市	定住者住宅取得奨励金交付事業	市内に住宅を新築又は購入した40歳未満の世帯に50万円及び市外からの転入者で住宅を新築又は購入された世帯に30万円（年齢制限なし）を交付します。（中古住宅はいずれも半額助成）	企画総務部定住促進室	0791-23-7125
兵庫県	赤穂市	若者世帯住宅取得支援金交付事業	平成27年4月1日以後、市内で新築又は中古物件を購入した夫婦のいずれかが45歳未満の若者世帯に対し、赤穂商工会議所商品券20万円分を交付。中学3年生以下の子ども1人につき5万円加算有り。	企画広報課	0791-43-6867
兵庫県	赤穂市	転入者定住支援金交付事業	2人以上で転入し、市内で新築又は中古物件を購入した世帯に対し、赤穂商工会議所商品券20万円分を交付。中学3年生以下の子ども1人につき5万円加算有り。（若者世帯住宅取得支援金交付事業の併用はできない）	企画広報課	0791-43-6867
兵庫県	赤穂市	住宅リフォーム助成	市内の施工業者を利用した住宅リフォーム工事に対し、最大13万円を赤穂商工会議所商品券で助成する。	産業観光課	0791-43-6838
兵庫県	養父市	やぶ暮らし住宅支援制度（増改築奨励金）	延床面積が75平方メートル以上で、50万円以上の費用を要して専用住宅または賃貸住宅等（共同住宅を除く）を増改築した場合、増改築奨励金（上限25万円）を交付する制度。年齢要件等あり。		
兵庫県	養父市	やぶ暮らし住宅支援制度（U・Iターナー者世帯加算）	新築奨励金、空き家購入奨励金又は増改築奨励金の申請者が、U・Iターナー者世帯の場合、それぞれの奨励金の額に最大30万円を加算。		
兵庫県	養父市	やぶ暮らし住宅支援制度（多世代同居世帯加算）	新築奨励金、空き家購入奨励金又は増改築奨励金の申請者が、親、子、孫などの3世代以上で構成される世帯の場合、それぞれの奨励金の額に20万円を加算。		
兵庫県	養父市	住宅リフォーム支援事業	居住空間の維持、向上を図るため、市内の施工業者を利用してリフォームを行う場合、その対象工事費の10%（最高10万円）を補助。		
兵庫県	養父市	やぶ暮らし住宅支援制度（新築奨励金）	延床面積が75平方メートル以上の専用住宅を新築した場合、新築奨励金（上限40万円）を交付する制度。年齢要件等あり。		
兵庫県	丹波市	丹波市新いきいき定住促進住宅補助金交付制度	丹波市へU・Iターナーされる方の住宅新築・新規購入・改修費用の一部を助成。また、住宅を新築または新規購入し、中学生以下のお子さんが同居される場合は、補助金を上乗せし、最大100万円を助成。	建設部住まいづくり課	0795-88-5039
兵庫県	丹波市	特定分譲地販売促進補助金交付制度	市が販売している応相寺宅地分譲団地、優良田園住宅地を購入し、住宅を建築する場合、建築工事費の5%、上限50万円を補助。	建設部住まいづくり課	0795-88-5039
兵庫県	宍粟市	定住促進支援事業(引越費用助成)	市外に居住している世帯が、市内に住宅を新築又は空き家バンクにより住宅を取得もしくは借用し転入した場合、1世帯につき5万円の奨励金として支給する。なお、世帯に中学生以下の子供がいる場合は、1人につき5万円を加算する。	市民協働課	0790-63-3123
兵庫県	たつの市	転入者定住促進住宅取得奨励金制度	市外に居住されている方が、たつの市内に定住を目的として住宅を取得された場合に奨励金を交付します。	都市建設部まち未来創造課	0791-64-3167
兵庫県	たつの市	若者定住促進住宅取得奨励金制度	市内に居住されている方が、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に奨励金を交付します。	都市建設部まち未来創造課	0791-64-3167
兵庫県	神河町	若者世帯住宅取得支援事業	中学校までの子どもを持つ世帯、新婚世帯が住宅を取得する場合、最高150万円の補助をする。	地域振興課	0790-34-0185
兵庫県	神河町	古民家再生促進支援事業	築50年以上の木造軸組工法の民家を改修して、地域の賑わいの場づくりに活用する場合、最高333万円補助する。	地域振興課	0790-34-0185
奈良県	奈良市	三世代同居・近居支援制度	市外在住の子育て世帯が市内の親世帯と同居・近居するための住宅購入費・リフォーム費用について補助。（平成27年10月開始予定）	奈良ブランド推進課	0742-34-5172
奈良県	五條市	五條市U・Iターナー住宅取得補助金制度	五條市外の方が五條市内に転入し、5年以上定住しようとする場合、当該住宅の購入や改修の費用に対して、100万円を限度として補助金を交付します。 ※その他条件があります。予算に限りがあります。	企画政策課	0747-22-4001
奈良県	五條市	五條市新婚世帯住宅取得補助金制度	五條市内で家をたてたり購入したりする新婚世帯（平成24年3月18日以降に婚姻したもの）で、5年以上定住する世帯に対し、50万円を限度として補助金を交付します。 ※その他条件があります。予算に限りがあります。	企画政策課	0747-22-4001
奈良県	宇陀市	定住促進奨励金	定住者の増加と自治会の活性化による「活力あるまちづくり」を推進するため、市内に定住を目的として住宅取得（新築または購入）した転入者及び市民に対し、要件を満たせば転入者には10万円、市民には5万円のウッビー商品券を交付する。また、平成27年度から子育て加算金を導入。	企画財政部まちづくり支援課	0745-82-3910
奈良県	平群町	定住促進奨励金交付制度	平成26年4月1日以降に新規に住宅を取得した50歳以下の町内に在住の方へ、家屋の固定資産税額に相当する金額を3年間分キャッシュバックします。（最長3年間）	政策推進課	0745-45-1001
奈良県	吉野町	定住促進住宅新築助成制度	10年以上の定住を促進するため、住宅の新築時に助成金にて支援。①新築工事の施工業者は、吉野町内の事業所であること。②構造部分に使用する木材の80%以上が吉野町内で購入、製材された木材または生産された材であること等を満たす申請者に、限度額200万円の助成。	まちづくり振興課	0746-39-9064
奈良県	吉野町	住宅リフォーム助成制度	定住促進するため、住宅のリフォーム時に助成金にて支援。①吉野町内の住居等施設の修繕、改修、増築工事であること②施工業者は、吉野町内の事業所であること③使用する木材は吉野町内で生産または製材されたものを購入すること等を満たす申請者に対して、限度額20万円の補助。	まちづくり振興課	0746-39-9064
奈良県	黒滝村	若者定住促進住宅新增改築支援金	黒滝村で定住目的に住宅を新增改築する者を対象とした補助金がある。（対象条件あり）	企画政策課	0747-62-2031
奈良県	十津川村	住宅新築補助	十津川村に移住、定住する世帯の住宅新築工事費用について、十津川村産木材の使用量に応じて助成します。（上限200万円）	地域創生推進課	0746-62-0910
奈良県	十津川村	木造住宅耐震改修補助	既存の木造住宅の耐震改修工事費用の3分の1以内の額を助成します。（上限50万円）	地域創生推進課	0746-62-0910
和歌山県	橋本市	転入夫婦新築住宅取得補助金	平成27年4月1日以降に市内で新築住宅を取得し、かつ市外から転入（夫婦いずれも）してきた夫婦に対し、50万円の補助金を交付。	企画経営室	0736-33-1576
和歌山県	有田市	有田市三世代定住等支援事業	市外在住の子ども世帯が、市内在住の親世帯と同居または近居するために、新築、増築、購入により市内で住宅を取得する際、取得費用の1/2（上限20万円）を助成します。	経営企画課	0737-83-1111（内線323）
和歌山県	紀美野町	若もの定住促進補助金	自己の居住用に住宅を新築・購入又は増改築をする若者（40歳未満）を対象に定住促進補助金を交付します。（1件 250,000円～500,000円）	企画管財課	073-489-5913
和歌山県	かつらぎ町	定住促進住宅補助金	町内の定住促進住宅に居住する者に対して補助金を交付します。	企画公室	0736-22-0300
和歌山県	高野町	移住定住促進補助事業	町内における住宅の取得に対する補助金。 対象経費の1/2（新築は最大200万円、中古住宅購入は最大80万円）を補助。	産業観光課	0736-56-3000
和歌山県	高野町	住環境整備(リフォーム)補助事業	町内業者を利用した、住居のリフォームに対する補助金。 補助対象経費の1/2（最大20万円）を補助。なお、補助額のうち1割相当分は高野町商品券にて支給。	産業観光課	0736-56-3000
和歌山県	串本町	紀州材利用定住促進住宅等建築費補助金	乾燥紀州材を利用して木造住宅を建築する場合、構造材の材積1㎡あたり8万円（上限80万円）を補助。平成27年度まで実施。その他要件有り。	産業課	0735-62-0558

鳥取県	鳥取市	Uターン者住宅利活用推進事業	移住する目的で住宅を購入、建築、改修する者に100万円を限度として補助。また、家財道具を処分する者に40万円を限度として補助。	企画推進部 地域振興監 地域振興課	0857-20-3184
鳥取県	米子市	障がい者住宅改良費の助成	障がいのあるかたの在宅生活を支援するための改良費の一部を、予算の範囲内で助成します。	障がい者支援課	0859-23-5153
鳥取県	倉吉市	倉吉市住宅支援制度	県外から移住する人に対し、住宅の新築・購入・改修に要する経費を支援。新築は最大100万円(対象経費の5%)。中古購入は最大50万円(対象経費の5%)。中古改修は最大35万円(対象経費の10%)。	地域づくり支援課	0858-22-8159
鳥取県	倉吉市	若者の新築住宅固定資産税減免制度	35歳以下の人が住宅を新築した時には、3年間固定資産税の一部を減免します。(共同住宅や賃貸住宅は除きます)	税務課資産税係	0858-22-8114
鳥取県	倉吉市	空き家取得支援事業助成金	「くらし空き家バンク」の登録物件を購入する「[1]35歳以下の人」、または「[2]市外在住の人」に助成金を15万円交付します。	地域づくり支援課	0858-22-8159
鳥取県	倉吉市	賃貸物件家賃等助成事業	連続して3年以上県外に居住していた方が「くらし空き家バンク」の戸建て賃貸物件に一年以上入居される場合5万円を交付します。	地域づくり支援課	0858-22-8159
鳥取県	倉吉市	住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額	地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕、模様替えなどの改修工事(耐震改修)をすると、固定資産税の一部を減額します。	総務部 税務課	0858-22-8114
鳥取県	岩美町	住宅新築・リフォーム資金助成事業	・住宅新築・リフォームを行う方に経費の一部を助成。 【新築の場合】通常世帯：上限20万円、若者・子育て・多世代同居世帯：上限50万円 【リフォームの場合】町内事業者を利用される場合、通常世帯：上限10万円、若者・子育て・多世代同居世帯：上限15万円	住民生活課	0857-73-1415
鳥取県	岩美町	定住促進奨励金事業	・要件を満たす方が住宅を新築し居住されると、新築住宅に課される固定資産税の全部又は一部相当額を交付。【交付期間】課税されることとなった年度から3年度間	税務課	0857-73-1413
鳥取県	若桜町	移住者住宅新築等補助制度	移住定住者が住宅を新築、購入、改修した場合にその費用を補助。改修費等の1/2（上限200万円）。	ふるさと創生課	0858-82-2231
鳥取県	若桜町	赤松団地(宅地分譲)	通常簿分譲の他、定期借地権制度を利用し、土地購入費を51年間で分割した資料を町に支払うことで借地も可能。分譲は40,000円～/坪。定期借地は5,400円～/月。	町土整備課	0858-82-2236
島根県	出雲市	定住促進住まいづくり助成事業	新婚世帯、子育て世帯等が市内業者を利用し、市内に住宅を建築、購入すると固定資産税等相当額を5年間で最大75万円、リフォームを行うと工事費費用の一部を最大100万円を助成します。	縁結び定住課	0853-21-6629
島根県	出雲市	移住促進住まいづくり助成事業	新婚世帯、子育て世帯等が市内に本店又は支店のある業者を利用し、市内に住宅を建築、購入すると固定資産税等相当額を5年間で最大75万円、リフォームを行うと工事費用の一部を最大100万円を助成します。	縁結び定住課	0853-21-6629
島根県	益田市	益田市Uターン者応援事業補助金	市外在住者が益田市へ定住することを目的に、住宅を新築、中古物件購入、賃貸住宅へ入居または実家等を改修、入居する場合に、補助金を交付します。また若者加算、子育て加算、中山間地定住加算を設けています。	政策企画局人口 拡大課	0856-31-0173
島根県	益田市	益田市空き家改修事業補助金	空き家バンク制度に登録した空き家に入居したUターン者または、Uターン者と賃貸借契約を締結した空き家の所有者に対し、当該物件の改修に要する経費の1/2以内、最大50万円を補助します。	政策企画局人口 拡大課	0856-31-0173
島根県	大田市	定住奨励事業(住宅購入)	住宅を購入する移住者に対し費用の10%か20万円の低い額を助成。子ども1人につき25000円(18歳以下が対象で二人まで)加算。世帯主45歳未満で5万円加算。合計30万円上限。助成金の予算がなくなり次第、終了となります。	地域振興課 定住推進室	0854-83-8029
島根県	大田市	新築住宅の課税免除制度	地方税法による新築住宅の固定資産税軽減措置に併せて、市独自の課税免除上乘せを行なっています。市内業者が施工した住宅で120㎡にかかる固定資産税を国の制度で減額されなかった部分について3年間、大田市で独自に免除します。その他、別途要件がありますのでお問い合わせください。	税務課	0854-83-8024
島根県	雲南市	雲南市木材利用促進事業補助金	市産木材を含む県産木材を使って住宅を新築、増改築又は購入される方に対し、市産木材の使用状況に応じて補助を行います。補助額：市産木材使用1㎡当たり2万円、1戸あたり上限40万円(但し、年間予算が無くなり次第終了します。)	農林振興課	0854-40-1051
島根県	雲南市	子育て世帯定住宅地購入支援事業	住宅を取得することを目的に、民間売買により宅地を購入する場合、購入費に対し補助を行います。対象者：①夫婦の年齢又は夫婦いずれか一方の年齢が40歳未満である者の世帯又は②年齢が16歳未満の子どもがいる世帯、助率等：1.0分の1(上限50万円)	都市建築課	0854-40-1064
島根県	雲南市	木造住宅耐震化等促進事業補助金	雲南市では、「安全・安心な都市の実現」を推進するため、旧耐震基準で建築された建築物の地震に対する安全性能の向上を計画的に促進していくことを目的とし、耐震改修への助成を行います。	都市建築課	0854-40-1064
島根県	雲南市	空き家改修補助事業	空き家バンクに登録された空き家へ居住を希望する移住者に対し、改修にかかる費用に対し補助を行います。補助率等：2分の1(上限：50万円)	うんなん暮らし推進課	0854-40-1014
島根県	雲南市	新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度	住宅を新築又は建売住宅を購入した場合、その住宅にかかる固定資産税を条件に応じ3年・5年または7年間課税免除します。	税務課	0854-40-1034
島根県	奥出雲町	空き家改修事業補助金	町内にある空き家情報を収集し、奥出雲町定住サイト「おいずもん」に掲載。この制度を利用した場合、改修に必要な経費の一部を補助します。上限100万円。補助率1/2。	地域振興課	0854-54-2524
島根県	奥出雲町	親元へ住もう補助金	親世帯と同居するために住宅を改修した場合や近隣に住宅を新築・購入した際にかかった経費の一部を助成します。町内転居上限30万円、町外者上限50万円。補助率1/2。	地域振興課	0854-54-2524
島根県	奥出雲町	奥出雲町三世代同居等住宅建築支援事業助成金	三世代同居住宅を新築もしくは増改築する場合において、建築資金の融資を受けた方に対して償還開始から3年分の利息相当額を助成。上限100万円。	町民課	0854-54-2510
島根県	川本町	新築・住宅購入助成	町有地や民有地に住宅を新築や中古住宅を購入される場合に建築費や購入費用の一部を助成。町有地の場合は町有地代が実質無料、民有地の場合は建築費に対し上限200万円の補助。対象者には加算あり。	まちづくり推進課	0855-72-0634
島根県	川本町	Uターン住宅改修助成	町外に居住する親族が、町内の実家等にUターンし同居する際に必要となる家屋の リフォーム経費を助成。(1/2 補助 上限100万円)	まちづくり推進課	0855-72-0634
島根県	美郷町	定住新築住宅補助	世帯主か配偶者が40歳以下の世帯で、町内に住宅を新築・増築したときに、その固定資産税に相当する額を10年間補助。	定住推進課 定住推進係	0855-75-1212
島根県	美郷町	定住者用住宅改修事業	定住する人が住宅を改修する場合、改修費の一部を助成。(対象：30万円以上の改修、補助額：1/2で限度額50万円)	定住推進課 定住支援係	0855-75-1212
島根県	吉賀町	子育て世代住宅取得資金利子補給制度	子育て世代の住宅の新築(施工は町内業者に限る)に関する融資に対する利子を補給。1/2を利子補給(10年間)、限度額300千円。	企画課	0856-77-1437
岡山県	笠岡市	住宅新築助成金制度	40歳以下の人が笠岡市内に新築した場合に建築費用の1/10(最大100万円)助成します。	定住促進 センター	0865-69-2377
岡山県	笠岡市	固定資産税相当額一部助成金制度	笠岡市内に新たに住宅を取得した場合、建物の固定資産税相当額の1/2を3年間助成します。	定住促進 センター	0865-69-2377
岡山県	笠岡市	住宅リフォーム助成金制度	笠岡市内の施工業者を利用して個人住宅をリフォームした場合に、施工業者に最大20万円助成し、施主に最大4万円の市内共通券で助成します。	都市計画課	0865-69-2138
岡山県	高梁市	住宅新築助成金	市内での住宅新築に対して助成金交付。 ※用地取得：上限100万円 ＋ 住宅新築：上限100万円 ⇒最大200万円	定住対策課	0866-21-0282
岡山県	瀬戸内市	定住促進補助金交付制度	市が販売する分譲宅地に住宅を建て、住民票を当該地へ移した人に、分譲地販売価格の3割を補助する。	企画振興課	0869-22-1031
岡山県	瀬戸内市	耐震改修補助制度	市の耐震診断及び補強計画を受けて実施する耐震改修工事について、最大で戸当たり30万円を助成する。(その他条件有り)	建設課	0869-22-2649
岡山県	瀬戸内市	三世代同居等推進リフォーム補助金交付制度	市内において、三世代世帯が新たに同居又は近居するため、既存住宅のリフォーム工事を行う場合に、対象工事に要する費用の2分の1(上限30万円)を補助する。	企画振興課	0869-22-1031
岡山県	鏡野町	町営定住促進住宅無償譲渡制度	定住促進住宅に、20年間生活し、更に定住の意志がある場合に無償譲渡(5戸設置) ・家賃(月額)5万円、敷金15万円(家賃の3ヵ月分)	建設課	0868-54-2989
岡山県	鏡野町	おかやまの木で家づくり推進事業補助金	岡山県の補助事業「おかやまの木で家づくり推進事業実施要領」に規定する補助金交付決定者で、町内に自ら居住するために新築される1戸建て住宅を取得する者に上乗せ30万円	産業観光課	0868-54-2987
岡山県	奈義町	新築住宅普及促進事業補助金	町内に住宅を新築する方または建売住宅を購入する方に、最大50万円交付。	総務課	0868-36-4111
岡山県	久米南町	若者住宅補助金	夫婦どちらかが40歳未満の方、40歳未満の単身の方又は義務教育終了までのお子さんがいる方で、住宅を新築された場合は20万円、2親等以内の方が所有する住宅の改修に必要な費用の4割を補助。【上限10万円】	定住促進課	086-728-2134
広島県	三次市	宅地購入・新築奨励金	市外に在住の方が三次市に定住の目的で市内の土地に住宅を新築または購入した場合に家屋に係る固定資産税の納税額に相当する額を奨励金として5年間交付	地域振興部定住 対策課 定住対策係	0824-62-6129
広島県	三次市	Uターン者住宅改修補助	三次市以内の実家等へU(R)ターンして定住するため、実家等の改修が必要な場合に、費用の費用の2分の1以内(小学生以下の児童を有する世帯は、費用の3分の2以内)を補助(上限100万円)。	地域振興部定住 対策課 定住対策係	0824-62-6129
広島県	庄原市	庄原市転入定住者住宅取得及び改修補助金	移住者が住宅を新築・購入・改修される際に、新築・購入については費用の10%(上限100万円)、改修については費用の20%(上限50万円)を補助する。購入と改修は併用可で、子育て世帯には最大で10万円を加算。実家へのUターンを想定し、改修は2親等以内の持ち家でも対象にできる。	自治定住課	0824-73-1257
広島県	庄原市	五萬の里団地	宅地7区画を整備し分譲中(うち3区画売却済み)。簡易水道、公共下水道を整備済み。同一団地内には市営住宅20戸と集会所を建築済み。	総領支所産業振 興室	0824-88-3065
広島県	安芸高田市	子育て婚活住宅新築等補助金	子育て世代の新規定住者が、市内に市内業者により住居を新築した場合に最大で50万円の補助金を交付	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
広島県	安芸高田市	定住促進団地購入補助金	安芸高田市への定住を目的とする子育て世代等の者が、市内の補助対象団地を購入する際に、条件ごとに購入金額の最大30%(上限100万円)の補助金を交付	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
広島県	安芸高田市	安全・安心・住環境リフォーム普及促進事業補助金	市内に本社のある事業所等を利用して、自宅のバリアフリー化、省エネ化、環境・防災・防犯対策等を含むリフォームを行う場合に、最大20万円の補助金を交付	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
広島県	安芸高田市	定住促進団地	市営住宅跡地等を定住促進住宅として分譲	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
広島県	安芸太田町	定住促進奨励制度	家屋に係る固定資産税相当額の1/2を10年間助成。毎年度末に助成。補助対象：新築住宅の建築または購入される45歳以下で、その後10年以上定住される方又は、賃貸住宅3戸以上建築される方(年齢制限なし)	地域づくり課	0826-28-2112
広島県	安芸太田町	上段定住促進団地	いずれか一方の年齢が満40歳以下のご夫婦の世帯または、年齢が満12歳以下の子どもがいる世帯が対象土地譲受後2年以内に住宅新築工事に着手し、3年以内に居住、10年以上定住の条件で宅地分譲価格55%	地域づくり課	0826-28-2112
広島県	北広島町	新規定住化促進対策事業	◆定住者が住宅を新築・購入・増改築した場合に、費用の一部を地域通貨により最大60万円分の補助を行う【制度の内容】 対象年齢：65歳以下、対象事業費：300万円以上、補助金の上限額：20万円(増改築は10万円) ※町内企業の利用及び個人からの購入の場合は、条件により最大40万円の補助金の加算を行う(合計最大60万円)	企画課 地域振興係	050-5812-1856
広島県	北広島町	若者定住促進住宅団地造成及び販売	◆若者定住を促進するために町有地に住宅用地を造成し安価で販売する。 新庄せせらぎ団地 販売価格11,000円/㎡、購入価格のうち、最大250万円の優遇措置有り。 ※購入希望者は40歳以下に限定	企画課 地域振興係	050-5812-1856
広島県	北広島町	Uターン者住宅整備促進補助金	◆Uターン者が3年以内に住宅を建築・購入・増改築を行うため、町有住宅に入居する場合、町有住宅の家賃の3年分を上限に地域通貨により補助する。 ※50歳以下の者で、5年以上町外で生活したのち、再び本町の住民基本台帳に登録して生活の基盤を本町に置く者に限る。	企画課 地域振興係	050-5812-1856
広島県	神石高原町	住宅取得促進奨励金交付事業	住宅を新築又は取得された方を対象に、5年間固定資産税額の1/2相当額を奨励金として交付します。	神石高原町 まちづくり推進課	0847-89-3332
広島県	神石高原町	住宅建築事業費補助金交付事業	町内に住宅を新築し居住する場合、最高100万円を助成します。	神石高原町 まちづくり推進課	0847-89-3332
広島県	神石高原町	町有林樹木無償譲渡事業	町内に住宅を新築し居住する場合、町有林の樹木を提供します。	神石高原町 まちづくり推進課	0847-89-3332
山口県	下関市	移住者新築住宅購入支援助成金事業	本市に移住する方が、市内の土地に自らが居住する新築住宅を登録事業者から購入・建築し、定住されると、住宅の購入・建築費用を官民が折半で最大100万円相当を支援するもの。	企画課	083-231-1911

山口県	下関市	人口定住促進対策事業(定住奨励金)	過疎・離島地域への人口定住促進(地域限定)。定住する意思を持って転入し、1年以内に住宅を新築・購入、増築、賃借し、6ヶ月以上継続して居住した方へ10万円支給(1世帯1回限り)。	企画課	083-231-1911
山口県	下関市	市有地等活用定住促進助成金事業	本市の指定する土地を購入した移住希望者が、自らが居住するための住宅を建築し、定住した場合、当該土地及び家屋に係る固定資産税等相当額を10年間補助するもの。(上限200万円)	企画課	083-231-1911
山口県	宇部市	宇部市子育て世代UIJターン奨励助成金	市外から転入する中学生以下の子どもがいる世帯が実施する住宅の改修工事等にかかる経費の一部を助成します。	政策企画課	0836-34-8113
山口県	宇部市	宇部市中山間地域移住者用住宅改修助成金	中山間地域へ同地域外から移住・定住するために実施する住宅の改修工事等にかかる経費の一部を助成します。	北部地域振興課	0836-67-2812
山口県	宇部市	宇部市中心市街地建築促進助成金	宇部市の指定する中心市街地の区域内で、建築物等の新築または増築にかかる固定資産税相当額を助成します。	都市政策推進課	0836-34-8468
山口県	山口市	山口市安心快適住まいの助成事業	市内施工業者を利用して10万円以上の住宅リフォーム工事を行った場合に、対象工事費の10%(上限20万円)※を市内共通商品券で助成。※18歳以下の子を養育する子育て世帯は、助成率20%(上限40万円)。	商工振興課	083-934-2719
山口県	防府市	住宅リフォーム助成事業	市内の施工業者を利用して10万円以上のリフォーム工事を行う場合、工事費の10%相当の市内共通商品券を交付(限度額10万円、予算額に達したときは年度の途中で受付終了する場合あり、H27年度終了)	商工振興課	0835-25-2148
山口県	長門市	地域経済活性化住宅リフォーム資金助成事業	市内にある自己所有の住宅で、本人または親族(3親等以内)が居住する住宅の改修工事に要する経費の一部を補助します。対象工事:10万円以上の工事 補助率:工事費用の1/10以内(上限額:10万円)	経済観光部商工水産課	0837-23-1136
山口県	美祢市	Mineワクワク住マイル事業	平成26年8月1日以降に住宅を取得された補助要件を満たす市民に対して、最大300万円を上限に補助します。	総合政策部企画政策課	0837-52-1112
徳島県	徳島県	住まいの安全・安心なリフォーム支援事業	簡易な耐震工事と併せて行うリフォームの費用について補助。補助金額は40万円からで、全市町村で上乗せ補助があり。移住のための空き家の耐震化・リフォームも対象。	県土整備部住宅課建築指導室	088-621-2598
徳島県	阿波市	阿波市定住促進リフォーム補助金制度	【転入促進リフォーム】市外から転入してくる人で、工事完了後引き続き5年間に上居住する人に対して、30万円以上の対象工事に補助率40%で、12～40万円を補助金として交付します。	建設部住宅課	0883-36-1533
徳島県	石井町	石井町住まいのリフォーム応援事業	町内の施工業者を利用した個人住宅の修繕、補修工事やバリアフリー対応工事などのリフォーム工事費用の20%(最高20万円)または、新たに多世帯同居を開始する又は多世帯同居の世帯数が1以上増加する方のリフォーム工事費用の30%(最高30万円)を交付。	建設課	088-674-1117
徳島県	つるぎ町	定住促進事業	つるぎ町に定住する者に町有地を住宅用地として分譲する。	企画課	0883-62-3114
徳島県	つるぎ町	住宅リフォーム補助金	住宅リフォームを行う際に、補助対象工事費の20%(上限20万円)を補助する。	住宅課	0883-62-3115
香川県	善通寺市	善通寺市民間住宅リフォーム支援・市内商業活性化事業	市民が居住する住宅のリフォームを、市内業者が施工した場合の費用(30万円以上の工事が対象)の20%相当額(上限20万円)を善通寺市商品券で交付する。	建築住宅課	0877-63-6313
香川県	善通寺市	善通寺市住宅建設資金等融資利子補給事業	市指定金融機関の住宅ローンの貸付を受けた場合、その支払利子額の一部を5年間補給(上限:新築等5万円、増築等2万5千元)	商工観光課	0877-63-6315
香川県	観音寺市	耐震改修工事&リフォーム工事	耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と評価された住宅を対象に耐震改修工事費の一部を補助する。耐震改修工事:耐震改修工事に要した費用の2分の1。(上限90万円)リフォーム工事:耐震改修に伴う一連のリフォーム工事費用の5分の4 (上限20万円)	建設課	0875-23-3942
香川県	さぬき市	定住奨励金	H22. 1. 2～H28. 1. 1までに市内に住宅を新築または購入するなど交付要件を全て満たした方に対し、その住宅に係る固定資産税の半額相当を3年間交付。	総務部政策課	087-894-1112
香川県	さぬき市	住宅リフォーム支援事業	築3年以上の住宅の改修費用の10%相当額(上限20万円)をさぬき市共通商品券で交付。さらに、空き家バンクを通じて住宅を購入し、改修後に市外から転入してくる場合で、費用が200万円を超えるときは、200万円を超える部分の50%相当額(上限20万円)を追加交付。	建設経済部都市計画課	087-894-1113
香川県	三豊市	若者定住促進・地域経済活性化事業補助金	40歳未満の方が市内業者により住宅を新築、購入した場合、1500万円以上の場合100万円、以下の場合は20分の1を補助。	田園都市推進課	0875-73-3011
香川県	綾川町	若者定住促進補助金交付事業	40歳以下の方が、町内に住宅を新築又は購入、若しくは建替えを行って定住し、引き続き5年以上居住することを条件に、その費用に対し100万円を上限に補助。	総務課	087-876-1906
香川県	琴平町	ことひらハッピーリフォーム助成事業	建築後3年以上経過している町内の住宅で、町内業者が施工し費用が50万円以上のリフォームに対し、費用の20%を補助。(上限20万円)	農政土木課	0877-75-6708
香川県	琴平町	店舗リフォーム	建築後3年以上経過し、かつ1年以上事業を営んでいる店舗等で、町内施工業者が施工し費用が50万円以上のリフォームに対し、費用の20%を補助。(上限20万円)	農政土木課	0877-75-6708
香川県	まんのう町	若者住宅取得補助金制度	若者(40歳以下)が町内で自己名義の新築・・建売・中古住宅を取得する際に、取得費の5%(上限150万円)の補助を行うことにより、町内への定住を促進することを目的とする。	総務課	0877-73-0100
愛媛県	八幡浜市	南予産材利用木造住宅建築促進事業	市内において、地域産材を使用した木造住宅を新築又は購入する場合に、その経費の一部を補助。主な要件は、主要部材における体積率60%、床面積66㎡以上。補助上限は50万円(市から用地購入した場合は上限100万円。)	産業建設部農林課	0894-22-3111
愛媛県	新居浜市	住宅取得資金利子補給事業	市内在住の方で、新たに住宅を購入し、金融機関から資金を借入した40歳以下の方に、借入資金の利子補給を実施。(最大30万円)	企画部総合政策課	0897-65-1210
愛媛県	新居浜市	定住促進奨励事業	住宅を取得し、市外から転入した40歳以下の方に、住宅の取得費用の一部(最大100万円)を補助。	企画部総合政策	0897-65-1210
愛媛県	東温市	東温市三世帯同居支援愛家族支援事業	子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るため、三世帯同居用の住宅の新築・購入・増改築・リフォームに係る経費の一部を助成。	都市整備課	089-964-4412
愛媛県	東温市	東温市木造住宅耐震改修補助事業	東温市木造住宅耐震診断補助事業による耐震診断を受けた結果、補強が必要な住宅の所有者に対し、耐震改修にかかる経費の一部を補助。	都市整備課	089-964-4412
愛媛県	東温市	東温市木造住宅耐震診断補助事業	対象となる住宅の所有者に対し、補助対象経費の3分の2以内、かつ、最高2万円を限度に補助。(受付先着	都市整備課	089-964-4412
愛媛県	砥部町	木造新築住宅建築支援事業	愛媛県内で産出された木材を使用して町内に住宅を新築しようとする人に対し25万円を上限に補助。	産業振興課	089-962-5667
愛媛県	内子町	うちこんかい定住促進事業補助金	町の分譲宅地を購入し、住宅を建築する場合、土地購入費の20%(上限300万円)、住宅建築費用の5%(上限100万円)、内子町内の建築業者が施工の場合は、土地購入費の10%(上限100万円)を補助。	総務課	0893-44-6151
愛媛県	鬼北町	移住者用住宅改修事業補助金	新たに移住・定住を希望する者が居住のために空家を購入又は借り受けて増改築又はリフォームをする場合に費用の2分の1で100万円を限度に補助。	企画財政課	0895-45-1111
愛媛県	愛南町	住宅新築・リフォーム補助金	住宅の新築・増築・リフォームを町内所在の建築業者などで行う方に対して、補助金対象費用が50万円以上の場合に1/10に相当する額を予算の範囲内で補助。補助金の上限額は20万円。	建設課	0895-72-7313
愛媛県	愛南町	地域木材利用木造住宅建築促進事業補助金	住宅部分の床面積が66㎡以上で、住宅の主要部材に県南予地域産の木材を60%以上使用し、町内所在の工務店等により建築又は購入する方に対して地域材1㎡当たり25,000円を補助。補助金の上限額は50万円。	農林課	0895-72-7311
高知県	高知県	U/ターン住宅改修支援事業	移住者の住宅又は移住者希望者向け住宅の改修費補助(市町村が補助する経費に対する支援 補助率:1/2以内 補助上限:25万円)	産業振興推進部移住促進課	088-823-9755
高知県	高知市	住宅リフォーム助成事業	安全安心で快適な住環境の向上とともに、地域経済の活性化のため、また街なか居住を推進するため、住宅リフォーム費用について助成するもの	住宅政策課	088-823-9374
高知県	宿毛市	宿毛市Uターン希望者住宅改修事業費補助金	県外からの移住者が新たな生活を始めるために必要な住宅の改修工事費用の一部を助成する制度。補助率は2/3で、上限は500,000円。	企画課	0880-63-1118
高知県	土佐清水市	移住促進支援事業補助金交付制度	移住希望者を対象に住宅改修に対して補助。補助対象経費2分の1以内、1件あたりの事業費限度額100万円。	企画財政課地域づくり支援係	0880-82-1181
高知県	佐川町	住宅耐震化・耐震改修リフォームへの補助	昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震化を行う方に対し、費用の一部を補助。	産業建設課	0889-22-7712
高知県	日高村	日高村光輝く子育て応援金	日高村内に住居を新築または購入した方で、以下の条件を満たす方で、家屋に対する固定資産税相当額を5年間交付します。①居住開始から10年以上日高村に住み続ける意思のある方②H24年1月1日以後に住居を取得し、居住している事③住宅の名義が義務教育終了までの子どもを養育している方④増築や建て替えて45歳以下の方が、町内に定住する目的で新築若しくは親との同居目的で増築した方に対し、奨励金を交付。新築70㎡以上:100万円 増築30㎡以上:30万円	総務課	0889-24-5113
高知県	津野町	若者定住促進住宅取得奨励金事業	県内産乾燥木材を使用(柱など基本部位に材積70%以上)した新増築住宅や増築工事に対してその木材の使用料などに対して補助金の2分の1を補助。	企画調整課	0889-55-2311
高知県	津野町	木のいえ普及促進事業	45歳以下の方を対象に、住宅用の宅地の分譲を行っています。	企画調整課	0889-55-2311
高知県	津野町	若者定住団地(宅地分譲)	飯塚市民が、市内の施工業者によって住宅の改修工事を行なう場合に、経費の一部を補助金として交付します。	都市建設部建築	0948-22-5500
福岡県	飯塚市	住宅リフォーム補助	飯塚市に転入し住宅の新築又は購入をする方に対して奨励金を交付します。	都市建設部住宅	0948-22-5500
福岡県	飯塚市	マイホーム取得奨励金	・空き家バンクに利用者登録をし、10年以上居住することを目的に空き家を売買または賃貸借する人に対し、空き家改修工事に要した工事費の2分の1に相当する金額を補助金として交付する。(上限30万円)	都市整備部建築住宅課	0947-44-2000
福岡県	田川市	空き家改修工事補助金	・市内の施工業者によって住宅改修工事をする場合、住宅改修工事に要した工事費の10分の1に相当する金額を補助金として交付する。(上限10万円)	都市整備部建築住宅課	0947-44-2000
福岡県	田川市	住宅リフォーム工事補助金	・市内に定住し、住宅を新築することを目的として市有地を購入した場合、土地取得額の10%を交付する。	都市整備部建築住宅課	0947-44-2000
福岡県	田川市	移住・定住等住まい助成事業	・資格要件に該当する者が、市内業者によって住宅を新築した場合、50万円を交付する。	都市整備部建築住宅課	0947-44-2000
福岡県	田川市	住宅リフォーム助成事業	市民のみなさんの居住環境の向上と地域経済の活性化を図るため、市内の施工事業者を利用し、住宅リフォームを行う場合に費用の一部を補助します。補助対象工事費(税込)の10分の1以内の額(千円未満切捨て)上限10万円/市で行う他の住宅改修制度との併用は上限5万円	商工振興課商工係	0944-77-8763
福岡県	柳川市	すみよか住宅改造費助成	高齢者の自立助長や介護者の介護負担軽減を目的とした住宅改造費用の一部を助成。①介護保険の要支援、要介護1～5の認定を受けた方②身体障害者(1級、2級)③知的障害者④重複障害者のいずれかに該当し、かつ当該対象者世帯の生計中心者の住民税及び前年分所得税が非課税の方が対象。(上限20万円)	福祉課高齢者福祉係	0944-77-8516
福岡県	柳川市	すみよか住宅改造費助成	市内の施工業者によって現在お住まいの住宅を改修される人に、改修工事に要した費用(消費税別)の1割に相当する金額を補助します。(上限10万円)	都市計画課	0943-23-2577
福岡県	八女市	住宅改修事業補助金制度	申請者が八女市内に居住するための新築および増築の木造住宅であり、八女市内の方は50万円、八女市外からの転入者には80万円を補助いたします。	林業振興課	0943-23-1168
福岡県	八女市	八女材普及促進住宅資材助成事業	市内9つの市営住宅を整備します。	都市対策課	0942-65-7029
福岡県	筑後市	市営住宅整備事業	筑後市への転入および定住を促進するため、市内で新たにマイホームを取得した人への手助けとして、取得支援奨励金(固定資産税相当額)を最大45万円(年間上限15万円・最長3年間)支給します。	企画財政課	0942-53-4245
福岡県	筑後市	新築マイホーム取得支援事業	筑後市の定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、筑後市に転入された人で、市に定住し、一定の基準を満たした住宅のリフォームを行う場合、その手助けとして最大30万円の補助金を支給します。	企画財政課	0942-53-4245
福岡県	筑後市	住宅リフォーム補助事業	市内の施工業者によって住宅を改修される場合、工事費の10%、10万円を限度に補助します。	商工観光課	0942-65-7024
福岡県	筑後市	住宅小規模改修補助事業	中古住宅購入補助対象世帯又は空き家バンク登録物件を賃借し、自治会加入、市内業者が実施する40万円以上のリフォーム工事などの要件を満たせば1件1回限り30万円補助。	住宅都市交通対策課	093-246-6155
福岡県	筑後市	中古住宅リフォーム補助制度	空き家バンク登録物件を購入し、市外からの転入者、自治会加入、中学生以下の子どもと同居又は夫婦の合計年齢が80歳未満である世帯、滞納がないなどの要件を満たせば1件1回限り25万円補助。	住宅都市交通対策課	093-246-6155
福岡県	筑後市	中古住宅購入補助制度	市内業者に発注して行う住宅リフォームに対して、経費の一部を補助する。	都市建設部都市計画課	0946-22-1111(内線271・239)
福岡県	朝倉市	あさ暮らし住宅リフォーム補助金交付事業	市内業者に発注して行う住宅リフォームに対して、経費の一部を補助する。	都市建設部都市計画課	0946-22-1111(内線271・239)
福岡県	糸島市	糸島市マイホーム取得奨励金	平成27年1月2日から平成31年3月31日までの間に糸島市内で住宅を新築または売買で取得した人に、3年間、建物の固定資産税相当額を「奨励金」として商品券で交付するものです。市外から転入する人だけでなく、市内在住の人も対象となります。	地域振興課	092-332-2062
福岡県	那珂川町	住宅取得奨励補助金	平成25年1月2日から平成27年9月30日までに那珂川町内に住宅を取得し定住していただいた方に5年間で最大総額100万円の固定資産税相当額を補助します。	経営企画課	092-953-2211
福岡県	那珂川町	那珂川町住宅改修工事補助金	町民の住環境の改善および地域経済の活性化を図るため、町民が町内の施工業者によって、住宅改修工事(リフォーム工事)を行う場合、その経費の一部を補助します。	都市計画課	092-953-2211
福岡県	岡垣町	定住奨励金交付事業	中学生までの子を持つ世帯または夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯が取得した住宅及び住宅用地に課される固定資産税相当額を奨励金として複数年にわたり交付するもの。※年間最大15万円	都市建設課	093-282-1211内線136

福岡県	岡垣町	中古住宅購入等補助金交付事業	中学生までの子を持つ世帯、夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯が中古住宅を購入で、補助金20万円(※内浦・戸切校区は30万円)を交付。空き家バンクはプラス5万円、半年以内のリフォームでさらに20万円。	都市建設課	093-282-1211 内線136
福岡県	岡垣町	新築住宅建築に係る解体工事補助金交付事業	中学生までの子を持つ世帯または夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯が中古住宅を購入し、そのまま解体し、同一敷地に住宅を新築した場合、解体費の3分の2を補助するもの。※限度額70万円	都市建設課	093-282-1211 内線136
福岡県	鞍手町	定住促進奨励金	定住を目的に住宅を取得した人に、毎年の固定資産税相当額(上限15万円)を10年間交付するもの。	地域振興課	0949-42-2111
福岡県	添田町	添田町定住促進支援事業	町外に3年以上お住まいで、添田町に定住を希望される方に対して、用地取得費や住宅取得費等の一部を支援する制度。	まちづくり課	0947-82-5965
福岡県	みやこ町	みやこ町定住促進住宅助成金	転入者で、みやこ町に新しく家建てた方や中古住宅を買われた方に、固定資産税相当額の助成金を交付。限度額 年10万円(助成期間は最長3年間)※新規で町内建築業者と請負契約した場合は、助成金の額に5万円を加算します。	総合政策課	0930-32-2511
福岡県	吉富町	定住化奨励金／定住化促進制度	住宅を町内に住宅を新築建替え又は購入された方(他に自己所有の住宅を未所有)に対し、家屋及び土地に課税される固定資産相当額を1年度当り15万円を限度に奨励金として3年間交付する。	企画財政課	0979-24-4071
福岡県	久留米市	住宅リフォーム助成事業	「住宅の質の向上」を図ることを主な目的として、既存住宅における住宅リフォーム工事について、経費の一部を補助します。補助金の額は補助対象工事費の10％に相当する額(上限額は10万円)です。	都市建設部 住宅政策課	0942-30-9086
福岡県	久留米市	木造住宅耐震改修事業費補助金交付事業	1戸当たり50万円を上限とし、1.耐震改修工事額の23%2.改修延べ面積(平方メートル)×32,600円の23%を助成します。補助対象は①久留米市内に存するもの②昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築または着工したもの③久留米市内事業者に耐震改修工事を発注したものなど要件有。	都市建設部 建設指導課	0942-30-9089
福岡県	久留米市	久留米暮らし・ウェルカムキャンペーン(ウェルカムプレゼント)事業	自分が居住するための住宅を購入(中古住宅を含む)又は新築(建替を含む)し、市外から転入された方を対象に総額10万円相当の久留米の特産物等をプレゼントします。	総合政策部 くめの魅力向上 推進室	0942-30-9228
福岡県	久留米市	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費補助	要介護及び要支援認定を受けている在宅の方が、住み慣れた我が家で安全に自立した暮らしを続けるための住宅の改修をする際に、20万円を上限に費用を支給します。 ただし、かかった費用の1割は自己負担となります。	健康福祉部 介護保険課	0942-30-9036
佐賀県	佐賀市	佐賀市定住促進住宅取得費補助金	市内に転入する世帯を対象に、住宅の新築または購入に係る費用の一部を補助します。	企画政策課	0952-40-7038
佐賀県	多久市	三世代同居増改築等補助事業	三世代同居開始1年以内に、200万円以上の増改築か建て替えまたは新築中古住宅を購入した場合、増改築等費用の3％を補助。加算として、地元業者加算30万円があるが、補助金の上限は50万円。	総合政策課	0952-75-2116
佐賀県	多久市	多久市宅地造成事業	定住と交流を支える生活基盤づくりとして、優良な宅地供給を行うことによる定住促進を図る目的で公園や運動施設に隣接した住環境に適した場所に28区画の住宅団地造成を行い、分譲を行っています。	総合政策課	0952-75-2116
佐賀県	武雄市	定住特区補助金制度	市外から永住目的に住宅を新築、または空き家を購入及び賃借する世帯責任者を対象に補助を行う。 ◎定住奨励金 新築20万円/世帯 空き家購入20万円/世帯 空き家賃借10万円/世帯 ◎定住奨励金加算金 中学生以下の子 10万円/一人 ◎新築補助金 延床面積66㎡以上20万円 リフォーム補助金市内事業者施工の場合 上限20万円	つながる部 お住も課	0954-23-9221
佐賀県	嬉野市	定住促進奨励金	嬉野市では、定住人口の増加を図るため、市内に在住することを目的として住宅を取得された方に対して、定住奨励金を30万円から支給。	企画政策課	0954-66-9117
佐賀県	神埼市	定住促進住宅取得補助金	定住を目的に市内に住宅を取得された方に対して、補助金を交付する制度。定額20万円に加算額がある。脊振町又は千代田町東部地区に住宅を取得された場合30万円、市外から移住された場合10万円、市内の業者に発注された場合5万円、子ども一人あたり、乳幼児10万円、小・中学生5万円、高校生3万円。	企画室	0952-37-0102
長崎県	大村市	耐震・安心住まいづくり支援事業	大村市内の戸建て木造住宅に対して耐震診断・耐震改修計画・耐震改修工事費用の一部を助成する。	建築住宅課	0957-53-4111 (内線483)
長崎県	大村市	住宅リフォーム緊急支援事業	市内の中小企業者等の産業振興を図るため、住宅等(店舗含む)の改修工事費の10％(上限10万円)を助成し、リフォームの促進とその環境整備を行う。	商工振興課	0957-53-4111 (内線249)
長崎県	五島市	耐震・安心住まいづくり支援事業	五島市内の戸建木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事費用の一部助成 (診断に要する費用46,200円のうち30,800円助成)	建設課	0959-72-6188
長崎県	五島市	住宅性能向上リフォーム支援事業	住宅性能向上に係る改修工事費用(バリアフリーなど)の一部助成。ただし50万円以上で1/5助成。上限10万円。	建設課	0959-72-6188
長崎県	五島市	高齢者住宅改造助成	高齢者が安全に生活し、介護する家族の負担を軽減するため住宅を改造する費用の助成。(助成率2/3、助成限度額29万円)	長寿介護課	0959-72-6194
長崎県	五島市	浄化槽設置整備事業補助金	浄化槽の設置にかかる費用の助成。	生活環境課	0959-72-6116
長崎県	西海市	住宅性能向上リフォーム支援事業	市内の一戸建てまたはマンション等のリフォームについて補助する。(補助率1/5 上限10万円)	住宅建築課	0959-37-0021
長崎県	雲仙市	定住促進奨励補助金(新築住宅取得補助金)	市内に取得した新築住宅を生活の本拠地として居住する55歳以下の者に対し、①取得した住宅に係る固定資産税額1/2(上限10万円)②子ども(高校生以下)1人につき1万円①、②の合算額を5年間支給します。	政策企画課	0957-38-3111
長崎県	雲仙市	定住促進奨励補助金(中古住宅取得補助金)	市内に購入した中古住宅を生活の本拠地として居住する55歳以下の者に対し、①定額10万円②子ども(高校生以下)1人につき1万円。①、②の合算額を1回支給します。	政策企画課	0957-38-3111
長崎県	南島原市	南島原市住宅・店舗リフォーム資金補助金	住宅リフォームに要する費用の一部を助成。【対象工事】市内建設業者が行う30万円以上のリフォーム【助成金額】リフォームに要する費用の1／10(上限20万円)	企画振興部 商工観光課	050-3381-5032
長崎県	東彼杵町	東彼杵町持ち家奨励金制度	定住を目的に自己名義の土地に新たに新築住宅を取得した方及び中古住宅を取得された方に対して最高50万円を支給。更に高校生以下のお子さん1人当り10万円を支給します。	まちづくり課企画係	0957-46-1111
長崎県	波佐見町	定住奨励金事業	町内に新しく家建てたり中古物件を購入して定住された方について、条件により現金(最高70万円)と商品券(最高7万5円)と町内農産物等(5千円相当)を助成する。	企画財政課企画班	0956-85-8400
熊本県	八代市	八代市定住支度金事業	公営住宅分譲地を契約後、3年以内に住宅を建設して市に住所を移したら、定住支度金として支給。1分譲地あたり10万円。	企画政策課	0965-33-4104
熊本県	八代市	八代産材利用促進事業	構造材のうち八代産木材を80%以上使用して建築する木造の住宅等に対して助成。 新築の場合、最大20万円。増築、リフォームの場合は最大10万円。	水産林務課	0965-33-4119
熊本県	八代市	障がい者・高齢者住宅改造助成事業	在宅の高齢者のうち介護保険認定を受けられている方・重度障がい者(児)に必要な住宅改造の一部を助成。限度額70万円	長寿支援課 障がい者支援課	0965-33-4145 0965-35-0294
熊本県	水俣市	水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業	地元の資源(木材、製品業者職人等)を活用してつくる環境配慮型住宅を建築(新築・増築)又は補助対象となる建売住宅を購入する場合、建築又は購入費用の一部を補助する。	環境課	0966-61-1612
熊本県	玉名市	玉水ニュータウン分譲	風光明媚な天水町にある全29区画の分譲地。東側には特産のみかん畑が広がっており、面積約138坪とガーデニングや家庭菜園を楽しむことができるゆとりとした広さを確保。3,210,000円で残り1区画。	企画経営課	0968-75-1421
熊本県	玉名市	定住促進補助金	①住宅取得(100万)②リフォーム(上限50万)③新幹線通勤定期券購入(上限3万/月)の3つがあります。②③に関しては、①の補助金交付者が対象です。	企画経営課	0968-75-1421
熊本県	宇城市	住宅リフォーム助成制度	個人住宅のリフォームを行う際に、経費の一部を商品券で助成します。(上限20万円)	経済部 商工観光課	0964-32-1604
熊本県	美里町	木造住宅建築支援事業補助金	町内において自ら居住するための住宅を建築し、建築後居住する方で、県産材を使用して住宅を新築する方に対し補助金を支給します。	林務観光課	0964-47-1111
熊本県	玉東町	オレンジタウンこのは駅前分譲事業	66平方メートル以上で、(20坪)3.3平方メートルあたり1万円(限度50万) JR木葉駅の南側に広がるオレンジタウンを分譲しています。現在全118区画のうち100区画以上が分譲済みとなっています。	総務課	0968-85-3111
熊本県	玉東町	定住促進奨励金制度	オレンジタウンこのは駅前分譲地を購入し家を新築すると50万円が支給されます。更に町外者で中学生以下の世帯員1人につき20万円が追加で支給されます。	総務課	0968-85-3111
熊本県	玉東町	町内木造建築物請負業者利用奨励金	オレンジタウンこのは駅前に玉東町建築組合加盟業者の施工にて家を新築すると、1坪当たり1万円が支給されます(上限50万円)。	総務課	0968-85-3111
熊本県	南関町	住宅取得等補助金	定住のため転入される方(65歳以下)対象要件に該当する場合、新築50万、中古購入25万、リフォーム工事費の20%の額(上限25万)。町内登録業者との契約の場合、補助金加算あり	まちづくり課	0968-57-8501
熊本県	南関町	新築住宅固定資産補助金	住宅取得補助金が支給され5年以上居住する人 新築住宅の固定資産税に相当する額(限度額5万円)を3年間補助	まちづくり課	0968-57-8501
熊本県	長洲町	中古住宅購入に伴うリフォーム補助金	中古住宅を購入後半年以内に町内施工業者による20万円(消費税除く)以上のリフォーム工事を行った場合、工事費(消費税除く)の20%を補助します。(上限20万円)	まちづくり課	0968-78-3219
熊本県	和水町	新築住宅に対する固定資産税減免制度	平成28年3月31日までに新築された住宅、賃貸住宅に対し、1戸につき120㎡までの部分を最長5年間減免します。	まちづくり推進課	0968-86-5721
熊本県	御船町	水洗便所改修工事費等助成事業	助成金は、一世帯の改修工事1回に限り交付。下水道処理開始の公示の日から助成金交付決定までの期間に応じ交付。(1年以内 2万円・2年以内 1万5千円・3年以内 1万円)	みず環境課	096-282-1604
熊本県	氷川町	住宅リフォーム等促進事業	町内に住民登録し、かつ居住する方が所有する住宅を、町内の登録施工業者によってリフォーム工事を行った場合、工事費の20%を補助します(上限20万円)	商工観光課	0965-62-2315
熊本県	多良木町	住宅リフォーム事業	町民が居住している住宅等の増改修工事等を町内の施工業者に発注される場合において、補助対象工事に要する経費の20%(上限20万円)を助成。	環境整備課	0966-42-1259
熊本県	多良木町	木材需要拡大促進事業	町産材を使用した木造住宅を新築し、建築後、町内に定住する方を対象に、町産材の合計金額の1／2以内、100万円を上限に補助。	農林課	0966-42-1252
熊本県	山江村	住宅リフォーム助成	村内に住所を有し、その他要件に該当する方が、住宅のリフォームを村内施工業者に依頼する場合、工事費の20%を補助(上限20万円)	企画調整課	0966-23-3111
熊本県	苓北町	住宅建設補助金	町が分譲する土地を購入し、住宅の新築を行った際に、最高60万円の助成	土木管理課	0969-35-1111
大分県	日田市	木づかい促進事業	①日田材を使って住宅等を新築・リフォームする場合、日田家具への交換(上限38万5千円分)又は日田材(上限35万円分)を支給。②市内の店舗等のリフォーム工事に対して、木質化工事費の1/2(上限50万)を補助。	林業振興課	0973-22-8362
大分県	日田市	森林木(もりのき)団地分譲	上津江町「森林木(もりのき)団地」の分譲を行っています。少し不便な場所ですが、スローライフの要素がいっぱいの地域です。 販売価格:一区画1,144,000円(346.24㎡)～	上津江振興局	0973-55-2011
大分県	臼杵市	移住者居住支援制度(Uターン)	Uターン支援として、実家等の改修費を50万円を上限に補助	都市デザイン課	0972-63-1111 (内線1321)
大分県	臼杵市	移住者居住支援制度(I・Jターン)	I・Jターン支援として引越費用について20万円を上限に補助。移住奨励金10万円。新築及び購入について100万円を上限に補助。若年夫婦・子育て世帯への家賃の補助(上限15,000円／月:期間あり)	都市デザイン課	0972-63-1111 (内線1321)
大分県	津久見市	移住者居住支援事業	県外からの移住者が市内に住宅を確保するために必要な費用について、補助金を交付するもの。(仲介手数料補助、家財処分補助、新規建設・住宅購入補助、改修補助、引越補助、移住奨励金)	政策企画課	0972-82-2655
大分県	豊後大野市	持家取得助成金	Uターン、Iターン者が、新築または、住宅購入を行う際の助成金 市内業者新築:150万円、市外業者新築:50万円、中古購入:80万円 ※その他小規模集落加算あり	まちづくり推進課	0974-22-1001
大分県	豊後高田市	定住者向け分譲団地(夢まち分譲地)	学校や図書館、温泉に近い城台地区に定住者向けの安価(坪単価3万円～)な宅地を販売中です。	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	子育て支援住宅「エミール城台」	子育て世帯の方が安心して快適に暮らせる子育て支援住宅を「夢まち城台」に整備中です。木造2階建てメゾネットタイプ(18戸、2LDK、家賃48,000円／月)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	ハッピーマイホーム新築応援奨励金	市内で住宅を取得した場合、10万円の奨励金を交付します。また、市内の小規模地域や周辺部地域に住宅を取得した場合、最大30万円の奨励金を交付します。	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	夢まち分譲地への新築奨励金	夢まち分譲地に住宅を新築した場合は、最大50万円の奨励金を交付します。※さらに太陽光発電システム(10kw未満)を設置した場合には別途10万円の奨励金があります。	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業	65歳以上の高齢者がいる世帯や18歳未満の子どもがいる世帯に対し、持ち家等を改修する際に補助金を交付します。(最大40万円)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	お帰らない住宅改修事業	Uターン者が、市内にある自宅(空き家)の改修を行う際に補助金を交付します。(上限30万円)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	生活応援住宅リフォーム事業	家賃減額する(3千円以上)民間賃貸住宅の空き物件を改修するオーナーへ助成し、安くてきれいな住宅を整備します。	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	杵築市	定住促進補助金交付制度	転入者及び市内居住者で居住用住宅を新築、もしくは中古住宅を購入したのに対して補助金を交付する。県外からの転入者に60万円。	政策推進課	0978-62-1804

大分県	杵築市	定住促進補助金交付制度	県外からの転入者で居住用住宅を購入したのに対して仲介手数料及び引越し費用の補助金を交付する。最大25万円。	政策推進課	0978-62-1804
大分県	宇佐市	宇佐産材利用促進事業補助金	市内で生産製材した木材を利用し、居住のための一戸建木造住宅を新築・増改築した場合、使用量に応じて補助金を交付します。 ① 新築→10㎡以上使用で1㎡あたり5万円、上限100万円まで ② 増改築→1㎡以上使用で1㎡あたり5万円、上限40万円まで	林業水産課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	子育て世帯リフォーム支援事業	各種条件を満たす子育て世帯で、子どものための改修(省エネ化工事も含む)を行う場合に費用の一部を補助します。(30万円以上の工事で補助率20%、上限30万円まで)	子育て支援課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	高齢者世帯リフォーム支援事業	各種条件を満たす65歳以上の高齢者がいる世帯で、高齢者向けの改修(省エネ化工事も含む)を行う場合に費用の一部を補助します。(30万円以上の工事で補助率20%、上限30万円まで)	介護保険課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	在宅高齢者住宅改造助成金	条件を満たす高齢者がいる世帯で、高齢者向けの改修を行う場合に費用の一部を補助します。(補助率2/3、上限40万円まで)	介護保険課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	土地開発公社分譲地	「宇佐市四日市、安心院町緑の庄、院内町下恵良」の3か所に、宇佐市土地開発公社が販売している分譲地があります。	土地開発公社	0978-32-1111
大分県	宇佐市	若者定住促進住宅	市外にお住まいの子育て世帯の方が、専用住宅に入居した場合、子どもの年齢や人数に応じて5千円～3万5千円の減額制度有り。(基本家賃4万5千円) ※安心院町深見地区に2戸、院内町南院内地区に3戸建築済。空きがあります。入居者募集中♪ 周辺地域外にお住まいの子育て世帯の方が、周辺地域に居住用住宅を新築または購入(空き家含む)した場合に奨励金を交付します。	観光まちづくり課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	周辺地域若者定住奨励金	① 市内者10万円 ② 市外者20万円	観光まちづくり課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	家族支え合い住宅建設奨励金	離れて暮らしていた親子等が、支え合って居住するための住宅を新築、増築、改築する場合に奨励金を交付します。 ① 新築・新築購入→上限50万円(60万円) ② 増改築→補助率20%、上限30万円(40万円) ※括弧内は中学生以下の子供がいる場合	観光まちづくり課	0978-32-1111
大分県	日出町	新住宅等定住奨励補助金	転入や転居により住宅を取得し定住する方に対し、定住奨励補助金を交付	政策推進課	0977-73-3116
宮崎県	日南市	中心市街地子育て世帯定住促進事業	中心市街地対象区域内において子育て世帯の者が賃貸住宅に入居する場合、月額2万5千円を超える家賃の一部について月額3万円を上限に補助。(先着10件)	地域振興課	0987-31-1128
宮崎県	日南市	中心市街地住宅建築促進事業	中心市街地対象区域内に自らが居住するために新たに土地を購入し、新築する鉄筋杉住宅かつ市内建築業者と工事費1000万円以上の契約を行う方に一律80万円(最大270万円)の補助金を交付。(先着1件)	地域振興課	0987-31-1128
宮崎県	えびの市	住宅取得定住促進支援金	住宅を取得した場合に、経費の10%(市内業者を利用:上限50万円、市外業者を利用:上限30万円)を支援金として交付します。また、移住加算金(30万円)、子育て加算金(上限20万円)が加算される場合があります。	財産管理課	0984-35-1111
宮崎県	えびの市	住宅リフォーム促進事業補助金	自己が所有し、居住する住宅を、市内業者を利用して改修工事を行う場合にその経費の一部(補助率20%・上限15万円)を補助します。	観光商工課	0984-35-1111
宮崎県	西米良村	定住促進住宅	定住促進を図るため、移住者や子育て世帯への割引制度を導入した住宅を新築。(例 移住世帯でこども3人の家族の場合、2LDKで月額1万円)	むら創生課	0983-36-1111
宮崎県	西米良村	マイホーム建築祝金	西米良村に定住又は定住予定の方が、居住用に新たに家を新築する場合に、100万円の祝い金を交付。	むら創生課	0983-36-1111
宮崎県	西米良村	中古住宅取得金	西米良村に定住又は定住予定の方が、居住用中古住宅を取得した場合、20万円の祝い金を交付。	むら創生課	0983-36-1111
宮崎県	木城町	住宅取得奨励金	個人住宅として木城町内に住宅を新築・購入し、入居した場合に奨励金を交付する。新築の場合:建築費用の10%以内で上限100万円 購入の場合:購入費用の10%以内で上限80万円	まちづくり推進課	0983-32-4727
宮崎県	川南町	持家取得助成事業	平成25年4月1日以降に住宅取得に係る契約を行った方に建物価格の5%(千円未満切り捨て、上限50万円)を助成。事業期間は、平成25年度から平成27年度の3年間。40歳以下の夫婦には、若者夫婦加算有 既存住宅(空き家を含む)の耐震診断や耐震改修工事、リフォームに要する費用の一部を補助(申請者や対象となる既存住宅等の条件により補助内容が異なります。)	まちづくり課	0983-27-8002
鹿児島県	鹿児島市	安全安心住宅ストック支援事業	既存住宅(空き家を含む)の耐震診断や耐震改修工事、リフォームに要する費用の一部を補助(申請者や対象となる既存住宅等の条件により補助内容が異なります。)	建築指導課	099-216-1358
鹿児島県	鹿児島市	市営住宅入居者募集	市営住宅の新築住宅や空き家住宅について、年4回(6月、9月、12月、3月)入居者募集を実施(鹿児島市外の方も申込み可能。募集月の1日から、募集案内書を市HPに掲載します。)	住宅課	099-216-1362
鹿児島県	鹿児島市	市有地の売却	本市が所有している宅地等を売却中です。(物件の所在地などの詳細については、市HPをご覧ください。)	管財課	099-216-1158
鹿児島県	鹿児島市	定期借地権設定による市有地貸付事業	市有地の一部について、定期借地権制度を導入(本制度は、市有地を借りて住宅建築を行うもので、住宅取得時の初期費用が少なく、家の建築費用と土地の賃借料のみで家を所有できます。定期借地契約満了時に建物を解体して土地を返還する必要があります。)	管財課	099-216-1158
鹿児島県	鹿屋市	西原地区定住促進住宅用地分譲事業	・鹿屋市吾平地域の振興と活性化を図るため、市有地(吾平町西原地区の宅地)の分譲を実施	地域活力推進課	0994-31-1147
鹿児島県	鹿屋市	定住促進住宅用地貸付け及び分譲事業	・鹿屋市への定住促進を図り、地域の活性化を推進するため、輝北地区の定住促進住宅用地の貸付け及び分譲を行います。(1坪あたり19,200円)	地域活力推進課	0994-31-1147
鹿児島県	出水市	定住促進事業	市外から定住のため転入された方で、住宅を取得された方に3年間で最大100万円、リフォームされた方に最大15万円、市外へ公共交通機関を利用して通勤される方に最大月額1万円を補助。	観光交流課	0996-63-2111
鹿児島県	出水市	いきいき自治会定住支援事業	いきいき自治会(65歳以上人口が5割以上、かつ30世帯以内の自治会)に市外から転入、市内から転居された方に5年間で最大60万円、当該自治会内の住宅を新築、増改築された方に30万円を補助。	観光交流課	0996-63-2111
鹿児島県	指宿市	住宅リフォーム助成事業	市内の建築事業者を利用して、住宅の増改築の工事を行う場合、費用の一部(対象工事費が20万円以上の工事で、工事費の10%、上限10万円)を地元商工会議所等の発行する商品券により交付します。	産業振興部商工水産課	0993-22-2111 (内線312、313)
鹿児島県	指宿市	宅地分譲事業	温泉付き宅地を分譲しています。(いぶすき菜の花団地 残り12区画)	総務部財政課 (開発公社)	0993-22-2111 (内線149)
鹿児島県	指宿市	指宿市定住促進事業	市外居住者(1ターン)が、指宿市に移住して1年以内に住居を新築又は購入した場合、費用の一部を助成する制度です。(上限100万円)	総務部市長公室	0993-22-2111 (内線128)
鹿児島県	西之表市	島元気郷たねがしま定住促進支援事業	市内での居住期間が3年以内又は市に転入しようとする方を対象に市街地周辺6戸(菜園付)空き家改修住宅13戸(菜園付も有)を斡旋。	地域支援課 コミュニティ推進係	0997-22-1111 (内線215)
鹿児島県	西之表市	すまいの環境改善事業	市外や指定地域外(主に市街地)から指定地域内(主に大字地域)に居住する人に対して家賃・住宅リフォーム・住宅建築費(消費税を除く工事費の11%相当額を商品券で支給)を補助。	建設課管理係	0997-22-1111 (内線240)
鹿児島県	西之表市	地域を支える定住促進事業	市外や市内の指定地域外(主に市街地)から指定地域内(主に大字地域)に居住する世帯に対して家賃・住宅リフォーム・住宅建築を補助。	地域支援課 コミュニティ推進係	0997-22-1111 (内線215)
鹿児島県	薩摩川内市	定住住宅取得補助金	・平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に市外から本市へ転入し、自らの定住のために市内に住宅を新築または購入した方に最高250万円を補助。	企画政策課 企画総務係	0996-22-5115 (4821)
鹿児島県	薩摩川内市	定住住宅リフォーム補助金	平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に市外から本市へ転入した方又はゴールド集落へ転居した方に最高160万円を補助。	企画政策課 企画総務係	0996-22-5115 (4821)
鹿児島県	曾於市	住宅取得祝金支給事業	市内に住宅を新築、または市内の住宅を購入された方に、祝金と市内で使える商品券を支給します。(5万円～30万円)	企画課	0986-76-8802
鹿児島県	曾於市	定住促進住宅用地分譲事業	定住目的で住宅を建築する方に、宅地を分譲します。	企画課	0986-76-8802
鹿児島県	曾於市	住宅リフォーム促進事業	市内業者を利用して、自己が居住する住宅のリフォーム工事を行う場合、工事費用の10%を補助(上限15万円)します。	企画課	0986-76-8802
鹿児島県	霧島市	中山間地域活性化のための移住定住促進補助金	霧島市の中山間地域における住宅を新築、購入または増改築した市外からの転入者及び市街地からの転居者に対し、補助金を交付する制度です。新築:最高100万円、中古住宅購入:最高50万円、増改築:最高50万円	共生協働推進課	0995-45-5111 (内線1543)
鹿児島県	霧島市	定住促進用分譲地販売事業	定住促進を図り地域の活性化を推進するために、霧島市内各所の住宅用地を販売・貸付する制度です。	共生協働推進課	0995-45-5111 (内線1543)
鹿児島県	いちき串木野市	転入者住宅建設等補助金	平成28年度末までに、自ら居住するための住宅を新築・購入された転入者。 ○建築(購入)費の5%を補助。上限50万円(市中心部は上限30万円) ○義務教育終了前までの子ども一人につき10万円(上限30万円)を補助。	政策課	0996-33-5634
鹿児島県	いちき串木野市	定住奨励金	市の定める定住促進分譲団地に住宅を新築し定住する者で、かつ義務教育終了前まで(中学生以下)の子供のいる者。 ○義務教育終了前までの子1人につき30万円(上限90万円)を補助。	政策課	0996-33-5634
鹿児島県	いちき串木野市	住宅建築(購入)補助金	市の定める定住促進分譲団地に住宅を新築・取得した転入者。 ○建築費・購入資金 の5%(上限50万円)を補助。 (羽島矢倉・羽島松尾・芹ヶ野団地について、中学生以下の子を持つ者の場合、市内転居者も補助の対象。)	政策課	0996-33-5634
鹿児島県	いちき串木野市	土地購入補助金	市の定める定住促進分譲団地に定住する者で、自らの用に供する住宅の新築及び購入に付随する土地の購入をした者。 ○土地購入費の10%(上限100万円)を補助。	政策課	0996-33-5634
鹿児島県	いちき串木野市	定住促進住宅事業	酔之尾東団地を定住促進住宅(子育て支援住宅)として活用。 ・市外に居住し、18歳以下の養育している子がいる世帯、または今後子育てが見込まれる世帯が対象。 ○18歳以下の子1人につき1,000円の家賃減額助成。	都市計画課	0996-21-5154
鹿児島県	いちき串木野市	住宅リフォーム事業補助	市内に居住する個人住宅で住宅の居住の用に供する部分のリフォーム工事等を、市内業者(本社が市内)が行うことが条件。 ○対象工事費20万円以上(補助率15%) ○補助金限度額15万円	都市計画課	0996-21-5154
鹿児島県	南さつま市	移住者住宅取得補助金	平成24年4月1日以降に本市へ移住し、新たに住宅を取得した者に交付する補助金。新築または新築住宅を購入した場合は50万円、中古住宅を購入した場合は30万円を交付。その他、区域等の加算制度あり。	企画政策課協働推進係	0993-53-2111
鹿児島県	南さつま市	移住者住宅リフォーム補助金	平成24年4月1日以降に本市に移住する者が、快適な生活を営むことができるよう交付する補助金。リフォーム工事代金の2/3を助成。ただし、加世田小学校区域外は50万円、加世田小学校区域内は30万円が上限	企画政策課協働推進係	0993-53-2111
鹿児島県	南さつま市	移住定住促進補助金	市が定める土地を購入した上で、住宅を新築した者に交付する補助金。平成22年5月25日以降に移住した者には100万円、それ以前に移住した者には50万円を交付。加算制度で200万円を超える助成を受けることがで	企画政策課協働推進係	0993-53-2111
鹿児島県	志布志市	移住定住促進事業補助金	対象地域への転入定住者及び再転入者に対して最大200万円の補助金を交付する(金額については条件あり)。さらに、小学生以下の子どもがいる世帯に対し、子ども1人につき20万円の補助金を追加で交付する。	企画政策課	099-474-1111
鹿児島県	志布志市	住宅リフォーム助成事業	個人住宅の修繕、改修、増築に対して、助成対象工事費の15%に相当する額(上限15万円)を助成します。	建設課	099-474-1111
鹿児島県	さつま町	周辺地域等移住定住促進補助金	町内へ転入する方や町内間で転居する方で、住宅建設や購入、リフォームを行う方に対し、最高で160万円の補助します。	企業誘致対策室	0996-53-1111
鹿児島県	大崎町	定住住宅取得補助事業	大崎町に定住しよう町内に住宅を新築又は購入(中古住宅を含む)した者に対し補助金を交付。土地、住宅の取得経費の総額の5分の1を補助。ただし転入者100万円、町内居住者50万円の補助を上限とする。	企画調整課	099-476-1111
鹿児島県	大崎町	宅地分譲事業	住宅を建築する者に対し町有地(宅地)を格安で分譲。	企画調整課	099-476-1111
鹿児島県	屋久島町	島内産材需要拡大対策事業	屋久島で産出される木材を使用した木造住宅等について、木材の使用量に応じて1件につき40万円を上限に補助します。	農林水産課	0997-43-5900
鹿児島県	大和村	新築住宅助成金	床面積が50.0㎡以上の住宅を新築した方に対し、100万円を助成。	総務企画課	0997-57-2111
鹿児島県	和泊町	和泊町移住定住促進住宅	和泊町移住定住促進住宅(リリー・ハイツ)は、町外からの移住希望者が、すぐに入居することができる住宅です。島内の学校に通学する予定の18歳以下の子供が、同居していることが条件で、子供1人につき家賃の控	土木課	0997-84-3520
			除もあります。	▶ 目次へ ▶ 記事へ戻る	

住まい

03.空き家					
都道府県名	市町村名	事業名	事業概要	お問合わせ先	
北海道	室蘭市	空き家バンク活用促進事業	市内定住促進、空き家等の解消を図り安心して暮らせる定住環境づくりの為、空き家バンク登録物件購入者に助成。(登録物件購入、リフォーム等実施の場合、100万円以上の工事費で、50%補助。限度額50万円)	都市政策課	0143-25-2592
北海道	芦別市	空き家・空き地情報バンク	市内にある空き家及び空き地の物件情報を当該所有者から申し出ていただき、その物件情報を登録・公開し、購入・賃貸希望者に紹介する。	総務部企画政策課	0124-22-2111
北海道	赤平市	あかびら住みかエール	赤平市内の空き家を紹介。	企画財政課 企画調整係	0125-32-1834
北海道	名寄市	空き家情報提供	名寄市移住促進協議会では、空き住宅情報を提供している。	経済部営業戦略	01654-3-2111
北海道	砂川市	空き地・空き家情報	市内にある空き地及び空き家の物件情報を所有者等の申請を受けて、登録・公開する。	建築住宅課建築指導係	0125-54-2121
北海道	富良野市	富良野の住まい情報バンク	市内にある空き屋・空き部屋の物件情報を所有者等の申請を受けて登録・公開する。	企画振興課 移住相談ワンス トップ窓口	0167-39-2304
北海道	登別市	空き家情報の提供	宅建協会等と連携し、不動産情報(賃貸住宅等)を紹介	総務部企画調整グループ 移住相談ワンス トップ窓口	0143-85-1122
北海道	恵庭市	恵庭市空き家・空き地バンク	土地の売買、戸建住宅の売買・賃貸の情報を提供。	企画振興部 まちづくり推進課	0123-33-3131 内線2332
北海道	仁木町	空き家バンク活用促進事業	空き地・空き家情報の提供	企画課	0135-32-3951
北海道	南幌町	南幌町空き家・空き地バンク制度	町内の空き家(戸建・アパート)や空き地(宅地)に関する情報提供を実施。空き家に居住または空き地に概ね1年以内に居室を建築し居住することが条件	まちづくり課 企業誘致グループ	011-378-2121
北海道	由仁町	やっぱり由仁定住応援事業(住宅改修コース)	空き家取得改修・町空き家バンク登録物件の取得後の改修費用を交付(上限30万円。高校生以下の子どもがいれば60万円)	まちづくり室	0123-83-2112
北海道	由仁町	空き家・空き地バンク	町内にある空き家及び空き地の物件情報を当該所有者からの申請により、その物件情報を登録・公開し、購入・賃貸希望者に紹介	まちづくり室	0123-83-2112
北海道	長沼町	空き家バンク制度	「バンク」に登録された空き物件情報を町ホームページで公開し、移住希望者などに紹介。	総務政策課 政策・行革係	0123-88-2111
北海道	秩父別町	市街地区空き家改修補助金交付事業	町内市街地区の空き家を購入した者に対し、当該空き家の改修費用(内外装、給湯器、風呂、トイレ、冷暖房設備等の改修)の1/2を補助(上限100万円)	企画課企画グループ	0164-33-2111
北海道	鷹栖町	鷹栖町空き家改修支援事業補助金制度	空き家を改修して居住する方に、補助対象経費1/2以内で限度額50万円(基本額)の補助金を交付。さらに、子ども加算、転入加算、町内事業者加算の3つの加算項目があり、合計で最大80万円の補助金となります。	総務企画課 地域振興係	0166-87-2111
北海道	和寒町	和寒町で暮らしましょう	○空き家・空き店舗情報の提供。町内の空き家・空き住宅情報を募集し、町HPに掲載して家主と希望者のマッチングを実施。平成26年度までに33件を公開し、17件が賃貸または購入されている。	総務課まちづくり推進係	0165-32-2421
北海道	和寒町	危険家屋等解体支援事業	倒壊のおそれのある家屋等の解体を行う場合、対象経費の30%以内を補助(上限30万円)。また第3者に危害を及ぼすと想定される家屋等の解体を行う場合、対象経費の50%以内を補助(上限50万円)	総務課生活安全係	0165-32-2421
北海道	津別町	空き屋情報登録制度	町のホームページで「空き屋、空き地、空き事務所」の情報を掲載し、情報を提供することで、町内にある空き屋の有効活用を通して、地域の活性化・住み替えによる住環境の改善を図る。	産業振興課 商工観光G	0152-762151 (内線258)
北海道	滝上町	定住空き家活用事業	滝上町への移住促進のため空き家を整備し貸し出しを行う。(1ヶ月20,000円)	まちづくり推進課	0158-29-2111
北海道	洞爺湖町	洞爺湖町空き家情報登録制度「空き家バンク」	定住・移住を進めるために、町内の空き家情報を町ホームページで公開し、定住・移住を希望されている方々への橋渡し役として情報提供している。	産業振興課地域振興グループ	0142-74-3005
北海道	更別村	更別村空き地・空き家バンク	空き地及び空き家の情報を提供し、利用希望の方に対し所有者情報等を提供。	企画政策課	0155-52-2114
北海道	池田町	池田町老朽住宅解体促進奨励金事業	町内の空き家を町内に住所を有する事業者によって、解体する者に対し事業対象経費の3分の1を奨励金として商品券又は現金で交付(限度額30万円)	企画財政課企画統計係	015-572-3112
北海道	標茶町	不動産ネットワーク	市内にある空き家及び空き地の物件情報を当該所有者から申し出ていただき、その物件情報を登録・公開し、購入・賃貸希望者に紹介する。	管理課	015-485-2111
北海道	弟子屈町	弟子屈町空き家バンク制度	町内にある空き家について情報提供する空き家バンク制度を行っています。売りたい・貸したい空き家について、空き家バンクに登録していただき、空き家利用希望者に情報提供をする制度です。購入された場合には、最大で60万円の修繕に係る補助が受けられる制度もあります。	まちづくり政策課	015-482-2913
北海道	鶴居村	空き家バンクモデル助成事業補助金	空き家バンク登録物件の簡易な修繕等に対し、補助率8/10で24万円を上限額として補助する。	企画財政課 企画調整係	0154-64-2112
北海道	鶴居村	空き家バンク	鶴居村内にある空き家所有者からの情報を、村のホームページに掲載し、鶴居村への移住を希望する方に情報提供するもの	企画財政課 企画調整係	0154-64-2112
青森県	十和田市	定住促進空き家改修事業補助金	十和田市へ転入し空き家を購入または賃貸した方を対象に、改修費の50%(上限50万円)を補助します。	政策財政課	0176-51-6712
青森県	野辺地町	空き家バンク利用契約支援助成金	野辺地町の空き家バンクを利用して転入する場合、引越お祝い金として5万円を助成。	地域戦略課	0175-64-2111 (267)
青森県	南部町	空家バンク事業	空き家に定住し又は定期的に滞在して、地域の活性化に寄与しようとする方へ登録空家物件の情報提供を行う	商工観光交流課	0178-84-2119
岩手県	花巻市	花巻市空き家バンク制度	市内に所在する居宅および併用住宅について、住宅情報をインターネット等により広く公開し、不動産業者による契約手続きの支援等を行う。 空き家の所有者に対しては、賃貸又は売買契約が成立した場合、空き家活用奨励金として10万円を支給(1物件につき1回限り)。	総合政策部 秘書政策課	0198-24-2111 (内線213・214)
岩手県	一関市	空き家バンク事業	移住希望者向けに、市内の空き家物件を紹介しています。	まちづくり推進部 いきがいつくり課	0191-26-0820
岩手県	雫石町	雫石町空き家バンク制度	雫石町における空き家の有効活用を通して、町の定住促進による活性化を図る制度です。	地域整備課	019-692-6579
岩手県	葛巻町	空き家リフォーム支援事業	U・Iターン者が、転入から1年以内に空き家を居住目的で取得、またはリフォームする場合に費用の1/2、最高20万円を交付する。	総務企画課	0195-66-2111
岩手県	葛巻町	空き家活用奨励事業	U・Iターン者へ空き家を売買、または賃貸する物件所有者に5万円を交付。	総務企画課	0195-66-2111
宮城県	登米市	空き家情報バンク事業	市内に空き家を所有し、「貸したい・売りたい」と考えている所有者から、その物件の情報提供を受け、市の「空き家情報バンク」へ登録した後、「借りたい・買いたい」と考えている利用希望者へ情報提供するものです。	市民活動支援課	0220-22-2173
宮城県	栗原市	住まいる栗原ホームサーチ事業(空き家バンク制度)	空き家の売買または賃貸を希望する所有者からの申し込みを受けて登録した空き家情報を、利用登録した居住したい方へ情報提供する。	成長戦略室	0228-22-1125
宮城県	栗原市	住まいる栗原空き家リフォーム助成事業	「住まいる栗原ホームサーチ事業」を利用して空き家を購入または3年以上借りる方が、当該空き家をリフォームする場合、工事費を助成する。対象経費の1/2の額で、上限は40万円	成長戦略室	0228-22-1125
宮城県	川崎町	空き家活用移住定住促進補助金交付事業	川崎町「空き家バンク」を利用して移住定住した者に対し、引越越し費用×50%(上限額10万円)を補助する。	地域振興課	0224-84-2111
宮城県	川崎町	空き家活用移住定住促進補助金交付事業	川崎町「空き家バンク」を利用して移住定住した者に対し、住宅取得費用×50%(上限額50万円)を補助する。なお、移住定住者が45歳以下で子どもを扶養し且つ同居する場合に限る。	地域振興課	0224-84-2111
宮城県	川崎町	空き家活用移住定住促進補助金交付事業	川崎町「空き家バンク」を利用して移住定住した者に対し、住宅家賃ー3万円(上限額1万円／月)×36箇月を補助する。なお、移住定住者が45歳以下で子どもを扶養し且つ同居する場合に限る。	地域振興課	0224-84-2111
宮城県	川崎町	川崎町「空き家バンク」設置事業	空き家の利活用を及び移住定住化を図るため、町内に存する空き家の情報を提供する。	地域振興課	0224-84-2111
宮城県	川崎町	空き家活用移住定住促進補助金交付事業	川崎町「空き家バンク」を利用して移住定住した者に対し、住宅修繕改修費用×50%(上限額10万円)を補助する。	地域振興課	0224-84-2111
宮城県	山元町	空き家等活用情報提供事業	当町における空き家、空き地及び空き店舗を有効に活用することにより、定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等に関する情報を登録し、その情報の提供を行う。	町民生活課生活班	0223-37-1112
秋田県	秋田県	空き家利活用推進事業	市町村が指定する「空き家」住宅(賃借物件)を、県外から転入される方のご希望に沿って改修します。費用は最大400万円を市町村が負担します。	企画振興部人口問題対策課	018-860-1234
秋田県	秋田県	住居の雪対策助成事業	秋田県内に移住するために「空き家」を購入された方を対象に、住宅の雪対策に要する費用を最大100万円助成します。	企画振興部人口問題対策課	018-860-1234
秋田県	秋田市	秋田市空き家バンク制度	秋田市内にある空き家の売買や賃貸借を希望している所有者から、空き家バンクへの登録申込を受けて、その空き家の情報を市のホームページ等で公開し、空き家の利用希望者へ情報提供する制度	都市整備部 住宅整備課	018-866-2134
秋田県	秋田市	秋田市空き家定住推進事業	空き家バンクに登録された空き家を購入または賃借し、市外から移住し定住するために改修等を行う方等へ補助する(購入の場合は改修費の2分の1で上限額100万円、賃貸借の場合は改修費の2分の1で上限額30万	都市整備部 住宅整備課	018-866-2134
秋田県	横手市	空き家リフォーム助成事業	空き家を購入して定住した方に対し、当該空き家の改修に要する費用の50%(上限100万円)を助成。	まちづくり推進部 地域づくり支援課	0182-35-2266
秋田県	横手市	雪国生活支援事業	空き家を購入して定住した方に対し、雪囲い設置や雪下ろしに要する費用の100%(上限20万円)を助成。※初年度のみの助成	まちづくり推進部 地域づくり支援課	0182-35-2266
秋田県	大館市	定住奨励金制度	市外から転入かつ空き家バンクに登録されている物件に居住または賃貸する移住者に対し、奨励金を交付するもの。単身世帯15万円。2人以上世帯30万円。※空き家バンク制度を利用し、転入後1年以上居住している世帯が対象。	観光課	0186-43-7072
秋田県	男鹿市	空き家バンク制度	市内の空き家の有効活用を通して、交流人口の拡大や定住の促進を進め、地域の活性化を図るための制度	総務企画部 企画政策課	0185-24-9122
秋田県	鹿角市	かづの「田舎のねじろ」宅地建物データバンク	鹿角市内の空き家・空き地の情報をホームページで公開しています。	政策企画課 鹿角ライフ促進班	0186-30-0208
秋田県	由利本荘市	空き家情報の提供(空き家バンク)	市内にある空き家情報を所有者からの申し出により登録・公開し、利用希望者に紹介する。	企画調整部地域振興課	0184-24-6230
秋田県	北秋田市	空き家バンク制度	平成27年4月より、売却・賃貸が可能な市内の空き家情報を提供します。 該当物件は北秋田市のホームページで随時更新します。	都市計画課	0186-72-5246
山形県	山形市	山形市住宅リフォーム総合支援事業	住宅リフォーム等工事を行う市民に対し、工事費用の一部を助成します。 ○県市補助:工事に要する経費の20%(40万円上限)。 ※県産木材利用、空き家活用、人口減少対策加算有り。 ○市補助:工事に要する経費の50%(上限20万円)。 ※所得額制限有り。	まちづくり推進部 建築指導課	023-641-1212 (代表)
山形県	鶴岡市	空き家バンク活用補助金	NPOつるおかランド・バンクが実施する「空き家バンク事業」を利用して、空き家を取得、賃貸し改修工事を行う場合、その経費の一部を助成。	建設部建築課	0235-25-2111
山形県	酒田市	空き家改修費補助金	空き家の有効活用に資する目的とし、移住希望者等が空き家を賃借して改修する際について補助率1/2、50万円を上限に補助します。	政策推進課	0234-26-5768
山形県	朝日町	朝日町定住促進交付金	当町の空き家バンク制度を利用して半年間定住いただいた方に、10万円を支給。	政策推進課 定住・戦略推進係	0237-67-2112
山形県	朝日町	朝日町定住推進空き家利用支援事業補助金	当町の空き家バンク制度を利用する際に、空き家を改修する場合は、経費の1/2(最大50万円)を補助。	政策推進課 定住・戦略推進係	0237-67-2112
山形県	遊佐町	移住推進空き家利活用事業	遊佐町空き家バンクを通じて購入・賃貸借契約を結ぶ所有者または入居者による改修時の工事費を助成します。(助成率はHP参照)	企画課	0234-28-8257

山形県	遊佐町	借上げ空き家リフォーム制度	遊佐町空き家バンク登録物件を町が借上げ、リフォーム後に移住者に貸し出します。一棟につき、350万円を上限に台所や風呂等の修繕を施します。	企画課	0234-28-8257
山形県	遊佐町	家財道具等処分費用補助	遊佐町空き家バンク登録物件の所有者が定住の意思のある入居者において、物件に残る家財道具等の処分・搬出、清掃にかかる経費の50%(上限20万円)を助成します。	企画課	0234-28-8257
福島県	南相馬市	空き家・空き地バンク	住宅確保と生活再建を促進するため、市内の空き家・空き地の物件情報を提供。	建築住宅課	0244-24-5253
福島県	西会津町	西会津町定住促進助成事業 (空き家整備費補助事業)	町内の45歳以下の若者又は移住者向け登録空き家の住宅整備費の50%を補助。上限100万円。	商工観光課	0241-45-2213
福島県	西会津町	西会津町空き家バンク	空き家を売りたい(貸したい)という方と、空き家を買いたい(借りたい)という方とを繋ぎ、交流・定住人口の拡大を図ることを目的とする。空き家情報は「西会津町空き家バンク」HPで公開中。	商工観光課	0241-45-2213
福島県	三春町	三春町空き家・空き地情報バンク	定住対策の一環として、三春町に住んでみたいと希望される方へ登録物件の情報を提供。	総務課 企画情報グループ	0247-62-8125
茨城県	笠間市	空き家活用支援補助金	空き家バンク登録物件の修繕経費の一部(修繕費用の1/2以内500千円限度)及び登録物件の取得または賃借に要する費用の一部(取得対価の3%300千円限度、家賃2ヶ月分相当額100千円限度)を補助。	都市建設部 まちづくり推進課	0296-77-1101
茨城県	笠間市	笠間市空き家バンク制度	売却や賃貸を希望する所有者から申し込みを受けた空き家情報を登録し、利用希望者(市に定住または定期的な滞在を目的として、バンクに登録された空き家の利用を希望する方)に空き家の情報を提供する制度。	都市建設部 まちづくり推進課	0296-77-1101
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市空き家対策事業	市内の登録された空き家へ移住した場合に、10万円の移住奨励金を支給します。(各種条件有り)	市民協働課	0295-52-1111
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市空き家対策事業	市内の登録された空き家へ移住する場合に、空き家改修費の50%(最大50万円まで)を助成します。(各種条件有り)	市民協働課	0295-52-1111
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市空き家対策事業	市内の登録された空き家へ移住した場合に、10万円の移住奨励金を支給します。(各種条件有り)	市民協働課	0295-52-1111
茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市空き家対策事業	市内の登録された空き家へ移住する場合に、空き家改修費の50%(最大50万円まで)を助成します。(各種条件有り)	市民協働課	0295-52-1111
茨城県	利根町	空き家子育て活用促進奨励金	中学生以下の子供がいる世帯が空き家バンク制度を利用して利根町に転入した場合、20万円を助成	企画財政課	0297-68-2211
茨城県	利根町	空き家リフォーム工事助成金	空き家バンク制度を利用して利根町に転入し、リフォーム工事を行った場合、工事費用の2分の1を助成(上限30万円)。	企画財政課	0297-68-2211
栃木県	栃木市	あったか住みるバンク	売買や賃貸が可能な空き家を市に登録していただき、市のホームページで情報提供を行う制度と、空き家バンクに登録された住宅に対し、リフォームや家財処分の補助を行います。	都市整備部 住宅課	0282-21-2451
栃木県	大田原市	空き家改修費補助金	空き家バンクを利用して空き家を購入した方に改修費の一部を補助。補助率は1/2で、限度額60万円。(施工業者が市外の場合は50万円)	建設部都市計画課	0287-23-1916
栃木県	茂木町	空き家情報等バンク制度	空き家等の物件の情報提供や所有者との連絡調整を行う制度	企画課	0285-63-5619
栃木県	茂木町	茂木町空き家改修事業費補助事業	茂木町空き家情報バンク制度を利用し、定住を目的に物件の改修(家財処分含む)費用1/2(上限50万円)を助	企画課	0285-63-5619
群馬県	桐生市	空き家・空き地バンク	桐生市内の土地・建物を買いたい・借りたい方へ物件の情報を提供し移住・定住を支援	空き家対策室 定住促進係	0277-46-1111 (内線367)
群馬県	みどり市	みどり市空き家バンク制度	市内への移住や定住を促進するため、市内の空き家物件所有者からの物件情報を登録いただき、賃貸または購入を希望する方に紹介します(登録制)。	企画課 地域連携係	0277-76-0962
群馬県	下仁田町	空き家等情報バンク	町内への移住・定住を希望する方に対して町内の空き家情報を提供。	地域創生課 企画政策係	0274-64-8809
群馬県	みなかみ町	空き家等活用促進事業補助制度	空き家バンクに登録されている物件を購入あるいは賃借した場合に購入費、改修費、賃借料について補助する。購入、改修等は補助率10分の1以内で上限100万円。賃借料は補助率4分の1以内で上限月10,000円(最長3年間)。 但し、賃借料補助は若年夫婦のみ対象。	まちづくり交流課	0278-25-5028
群馬県	みなかみ町	空き家バンク制度	空き家等の賃貸・売却を希望する人から申込みを受けた情報を、空き家等の利用を希望する人に紹介する制度。バンクに登録されている物件を購入あるいは賃借した場合、補助制度が利用できる。	総合政策課	0278-25-5001
千葉県	大多喜町	空き家利用促進奨励金	町の空き家バンク利用登録をした方が、空き家バンクに登録された売却物件を購入し町内の建築業者で100万円以上のリフォーム工事を実施した場合、工事費用の1/3か100万円いずれか低い額を補助。	企画財政課	0470-82-2112
新潟県	新潟市	空き家活用リフォーム推進事業	市内の空き家を購入して、住み替える場合に行うリフォーム工事の費用の一部を補助します。	建築部住環境政策課	025-226-2813
新潟県	三条市	(仮称)空き家改修費助成事業補助金	三条市移住支援サイト(平成27年7月開設予定)を活用して、物件を賃貸借又は賃借した者が行う物件の改修等に要する経費の1/2(上限50万円)に対し補助。	地域経営課	0256-34-5511
新潟県	三条市	(仮称)空き家バンク利用促進契約代行補助事業	UIターンのため空き家バンク利用登録者が登録された物件の賃貸借契約をする際、市内の不動産業者が契約手続きを代行した費用の一部を助成。上限5万円。	地域経営課	0256-34-5511
新潟県	三条市	(仮称)旬の農産物定期便事業	空き家バンク利用登録者が登録された物件に居住した場合に旬の農産物を提供。年2回	地域経営課	0256-34-5511
新潟県	新発田市	空き家バンク制度	市内にある空き家を有効活用し、市内に定住する人の増加及び地域の活性化を図るため、空き家の物件情報を登録し市のホームページ等で情報を公開。また、登録物件の売買契約が成立した後に祝金を交付する。	みらい創造課	0254-22-3101
新潟県	小千谷市	小千谷市空き家情報バンク制度	市内の空き家の有効活用を通して、地域の活性化を図るため、空き家に関する情報を都市に住む方に対し、広く提供する。	地域振興課	0258-83-3556
新潟県	十日町市	空き家バンク事業	市内の空き家等の有効活用を通して、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家バンクを設置(2015年10月本格稼働予定)。新潟県宅地建物取引業協会と業務協定を締結し、売主・買主・貸主・借主双方にとって円満な契約となるよう態勢整備。	企画政策課	025-757-5137
新潟県	村上市	空き家バンク	市内にある空き家の物件情報を所有者から申し出ていただいで登録・公開し、利用希望者(市外の人)に紹介します。	自治振興課	0254-53-2111 (内線332)
新潟県	燕市	空き家・空き地活用バンク事業	市内の空き家や空き地の物件情報を、市ホームページ上に公開しています。 市内の空き地・空き家所有者からの登録により、市ホームページ上に公開することで、物件の有効活用の促進・地域活性化・市内定住の促進を図っています。	都市計画課	0256-77-8264
新潟県	糸魚川市	Uターン促進空き家改修事業	市外にお住まいの方が定住を目的に空き家情報提供制度を通じて成約し、空き家の修繕等を行った場合に修繕費の一部を助成する制度です。(補助率1/3補助限度額50万円。条件によっては補助率1/2、限度額100万円拡充あり。)	定住促進課 人口減対策係	025-552-1511
新潟県	糸魚川市	空き家情報提供制度	空き家の有効活用と市外からの定住を促進し、地域の活性化を図るため、所有者から登録していただいた、市内にある空き家情報をホームページで公開しています	定住促進課 人口減対策係	025-552-1511
新潟県	阿賀野市	空き家バンク	空き家を探している方に対して、空き家バンクに登録されている物件(売却・賃貸)をホームページやパンフレット等で紹介する制度。	市長政策課	0250-61-2502
新潟県	田上町	空き家情報バンク	空き家・空き地の有効活用を通して、定住促進を図ることを目的とし、町内にある空き家の所有者で、売却・賃貸希望する方が町に物件を登録し、ホームページ上でその物件を移住希望者に情報公開している。	総務課	0256-57-6222
新潟県	津南町	空家・空き地情報バンク	移住を希望される方の住宅探しをお手伝いするため、貸し出しや売却が可能な空き家、空き地物件について「空き家・空き地情報バンク」として登録し、ホームページで紹介。	地域振興課	025-765-3115
新潟県	津南町	空き家定住促進住宅	空き家になっている住宅を町が管理し、その住宅を移住・定住希望者に転貸している住宅。現在2軒あり。	地域振興課	025-765-3115
富山県	高岡市	高岡市まちなかエコ・バリアフリーリフォーム支援事業	「まちなか」の空き家等に対し補助。バリアフリーリフォーム(耐震パッケージタイプ※以下A:上限15万円、まちなか定住促進タイプ※以下B:上限10万円)、エコリフォーム(A:上限35万円、B:上限30万円)	都市創造部 建築住宅課	0766-30-7291
富山県	高岡市	空き家情報バンク	空き家の有効活用のため、情報提供を行っています。	都市創造部 建築住宅課	0766-30-7291
富山県	氷見市	ふるさと定住促進事業 (定住促進家賃補助金)	市外からの転入者で「氷見市空き家情報バンク」に登録されている空き家を借り上げて家賃を支払う者に月額家賃の2分の1に相当する額(1,000円未満切り捨て・2万円限度)を補助する。	地方創生と自治への未来対話推進課	0766-74-8075
富山県	氷見市	セカンドライフ住宅取得助成事業	市外に5年以上居住し、現在市内に住所を有していない方、又は住所を有して6月を経過しない方が空き家バンクを利用し住宅を購入の際に必要な経費またはリフォーム費用の2分の1以内(50万円限度)を助成する。	地方創生と自治への未来対話推進課	0766-74-8075
富山県	氷見市	氷見市空き家情報バンク	市内の空き家を賃貸または売却を希望する所有者等からの申し込みにより登録する。空き家の利用を希望する方にインターネット等を通じて情報提供している。	地方創生と自治への未来対話推進課	0766-74-8075
富山県	黒部市	空家情報バンク	市内の空家を売りたい・貸したいことを希望される所有者から、空家情報バンクへの登録の申込みがあった場合に、その空家情報を市ホームページにて公開し、空家の利用希望者に紹介。	都市計画課	0765-54-2111 (内線537)
富山県	黒部市	空家バンク活用促進補助金	空家情報バンクを通じ、売買・賃貸借契約を行った所有者、購入者、賃借者に対して、売買契約→売買代金相当額の5分の1以内の金額、賃貸借契約→1年間の賃貸借料相当額の5分の1以内の金額を補助(上限:10万	都市計画課	0765-54-2111 (内線537)
富山県	砺波市	定住促進空き家利活用補助金 【砺波市三世代同居推進事業】	「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を利活用する方に対して、改修等経費及び家賃の一部を助成する。当該住宅で三世代同居を行う場合は、補助金額が加算される。	商工農林部 となみ散居村ミュージアム	0763-34-7180
富山県	南砺市	南砺市空き家バンク	(社)富山県宅地建物取引業協会にご協力をいただき、南砺市内の空き家の有効利用を図るとともに、遊休資産の活用と市外からの定住促進などによる地域の活性化を目的に市内の空き家情報を提供する。	市長政策室 南砺で暮らしません課	0763-23-2037
富山県	南砺市	南砺市空き家バンク活用促進事業	空き家バンク登録者には売買代金の1/10(10万円限度)又は年間家賃の1/5(5万円限度)を、利用者には住宅改修費等の経費(賃貸住宅は1/5(10万円限度)、購入住宅は1/10(20万円限度))を補助	市長政策室 南砺で暮らしません課	0763-23-2037
富山県	射水市	射水市空き家情報バンク	市内の空き家、空き地等の賃貸または売却を希望する所有者等からの申し込みにより登録した物件を、利用を希望する方にインターネットを通じて情報提供している。	産業経済部 港湾・観光課	0766-82-1958
富山県	射水市	きらら射水移住支援事業	本市に自らが定住する目的で「射水市空き家情報バンク」に登録されている空き家を購入される方に対し、その経費の一部を補助(上限30万円)。	産業経済部 港湾・観光課	0766-82-1958
富山県	舟橋村	セカンドライフ住宅取得支援事業	村外在住者が、空き家を取得した場合に、取得費の1/2(限度額500千円)を補助。	生活環境課	076-464-1121
富山県	立山町	移住定住事業補助金	・県外から里山地区への移住・定住、空き家等を改修する場合は補助金の上限額を拡大 ・移住し、三世代で同居するための新築・改築費用も対象 ※地区によって要件が異なる ・「子育て世帯」や「若年世帯」(要件有)には加算有 ・立山舟橋商工会に加入する建築業者等が施工した場合、補助額(上限10万円)加算有	企画政策課	076-462-9980
富山県	入善町	空き家バンク	空き家等の既存ストックを有効に活用し、『若者の定住』『団塊の世代等の移住』を促進するために居住用空き家情報を募集。	住まい・まちづくり課	0765-72-1100
富山県	入善町	空き家バンク活用推進事業	空き家バンクに登録し、空き家や空き地の売買・賃貸契約等が成立した売主・賃貸者、買主・賃借者に対し、補助を行う。	住まい・まちづくり課	0765-72-1100
石川県	七尾市	空き家情報登録活用制度(空き家バンク)	所有者からの空き家情報(売買及び賃貸借)を集約し、空き家の利用希望者へ情報提供。	総務部 企画財政課	0767-53-1117
石川県	珠洲市	空き家バンク制度	市内の空き家(売買・賃貸)を登録し、移住・定住を希望する方向けにホームページで紹介。物件の内見や契約をご希望の方には、地元の宅地建物取引業者がサポート。	自然共生室	0768-82-7720
石川県	加賀市	加賀市空き家バンク制度	所有者からの空き家情報(売買及び賃貸借)を集約し、空き家の利用希望者へ情報提供。	建設部建築課	0761-72-7936
石川県	羽咋市	空き家情報バンク制度	市内の空き家を有効活用して本市への移住及び定住を促進すると共に、地域の活性化を図るため、羽咋市空き家情報バンク制度を実施しています。	地域整備課	0767-22-9645
石川県	羽咋市	空き農地・空き農家バンク制度	農地保全と中山間地域を中心とした定住促進のための制度です。市内に在住している「空き農家・農地を所有する提供者」や、市内への「移住等を希望する利用者」からの申し込みを「空き農家・農地情報バンク」として受付登録しています。	農林水産課	0767-22-1116
石川県	羽咋市	空き家リフォーム再生事業	空き家のリフォームや購入に対する助成 ＜リフォーム助成＞・市内施工業者によるリフォーム 最大50万円 ・市外施工業者によるリフォーム 最大20万円 ＜購入助成＞・転入者 最大50万円 ・市内在住者 最大20万円	地域整備課	0767-22-9645

石川県	かほく市	かほく市空き家バンク	市内の空き家の有効利用と定住人口増加を目的として、空き家情報の提供を行っています。	総務部企画情報	076-283-1112
石川県	志賀町	志賀町空き家情報	現在使用していない住宅(空家)の情報提供。	まち整備課	0767-32-9211
福井県	福井市	空き家情報バンク	空き家情報を募集し、登録された情報をWeb上で公開	建設部 住宅政策課	0776-20-5570
福井県	福井市	空き家リフォーム支援事業	①空き家の所有者で、売買又は賃貸を目的に空き家をリフォームする場合 ②居住目的で空き家を購入又は賃貸して3ヵ月以内の場合 上記のいずれかの場合に費用の20%を補助(上限30万円)	建設部 住宅政策課	0776-20-5570
福井県	勝山市	空き家情報バンク	空き家の売却、賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空き家の購入、貸借を希望する方に対し情報提供を行う。	建設課	0779-88-8107
福井県	勝山市	住んでネット	空き宅地の売却賃貸、空きアパート等の賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、空き宅地、空きアパート等の利用を希望する方に情報提供を行う。	建設課	0779-88-8107
福井県	あわら市	空き家情報バンク	空き家情報を募集し、登録された物件をWeb上で公開。「あわら市 空き家情報」で検索)入居希望の物件があれば、宅建業者が仲介し入居までのお世話を実施。	建設課	0776-73-8031
福井県	若狭町	若狭町空き家活用支援事業補助金	若狭町空き家情報バンクに登録された空き家を購入または賃借する者が定住する際に必要な改修に要する経費に対し、100万円を上限(補助対象経費の1/2以内)補助する。	政策推進課	0770-45-9112
山梨県	甲府市	空き家バンク制度	市内の農山村集落に存在する空き家の有効利用を通して、コミュニティ機能の維持、定住、二地域居住による地域の活性化を図る	企画部南北地域 振興課振興係	055-237-1173
山梨県	甲府市	まちなか不動産バンク	中心市街地にある空き家や空き店舗、空き地といった遊休不動産や低未利用地などの有効活用を通して、定住人口の増加や魅力と賑わいを創出し、中心市街地の活性化を図る	企画部まちづくり 課まちづくり係	055-237-5319
山梨県	都留市	都留市空き家バンク制度	市内にある空き家物件情報を当該所有者から申し出ていただき、その物件情報を登録・公開し、購入・賃貸希望者に紹介する。	産業課 商工観光担当	0554-43-1111 (内線155)
山梨県	山梨市	空き家バンク制度	空き家の利用希望者に物件情報を紹介(利用登録が必要)。宅建協会との協定により安心な契約手続きが可能。	まちづくり政策課 まちづくり担当	0553-22-1111
山梨県	大月市	大月市空き家バンク成約物件リフォーム助成金制度	大月市空き家バンクに利用登録し、売買の成約に至った場合、空き家の購入者に対し、リフォーム工事費用の一部を10万円を上限に交付します。	企画財政課 地域活性化担当	0554-23-5011
山梨県	大月市	大月市空き家バンク登録促進報奨金制度	大月市空き家バンクに物件登録し、売買の成約に至った場合、物件の登録者に対し、3万円の報奨金を交付します。	企画財政課 地域活性化担当	0554-23-5011
山梨県	大月市	大月市空き家バンク制度	自分の所有している空き家を「貸したい」「売りたい」という考えをお持ちの方と、大月市での生活を希望し、住宅を探している方が登録し、その情報をホームページなどで共有し、空き家の有効活用を図ります。	企画財政課 地域活性化担当	0554-23-5011
山梨県	南アルプス市	南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付制度	空き家バンクに登録した物件の所有者・購入者・賃借人に対し、物件の改修費等の½を100万円を上限に補助。	政策推進課 交流定住化担当	055-282-6073
山梨県	南アルプス市	空き家バンク制度	市内における空き家の有効活用を通じて、定住促進による地域の活性化及び市民と年住民の交流拡大を図る。	政策推進課 交流定住化担当	055-282-6073
山梨県	甲斐市	甲斐市空き家バンク制度	売買・賃貸を希望する空き家の情報を市のホームページ等で公開し、物件利用を希望する方に紹介する制度	秘書政策課	055-278-1678
山梨県	甲州市	空き家情報バンク制度	空き家の利用希望者に物件情報を紹介(利用登録が必要)。	市民課	0553-32-5037
山梨県	富士川町	空き家バンク制度	町内の空き家について賃貸や売却を希望する所有者から申込を受け、「空き家バンク」に物件登録を行い、空き家の利用希望者に対し、情報提供を行う。	企画課	0556-22-7216
山梨県	富士川町	空き家改修費補助事業	空き家バンク登録物件を購入又は賃貸された方を対象に、空き家改修費用の一部(上限25万円)を補助します。	企画課	0556-22-7216
長野県	長野市	まちなかパワーアップ空き店舗等活用事業補助金	中心市街地の空き店舗、空き家、空き倉庫等を活用して行う事業に対して、改修・改築費の一部を補助。補助率は経費の2分の1。補助限度額30万円(長野市が指定する通り沿いへの出店の場合は50万円)。	産業政策課	026-224-8318
長野県	小諸市	空き家バンク登録・利用促進補助制度	空き家バンクに登録された物件の、片付け、清掃、必要最低限の改修をした場合に、費用の一部を補助。基本5万円で加算制度あり。	商工観光課	0267-22-1700
長野県	大町市	空き家改修事業補助金交付制度	市外から移住される(した)方が、2年以内に空き家を市内施工業者により改修して、新たに入居し定住する際の改修工事費用の2/1以内(30万円限度)を助成します。	企画財政課 定住促進係	0261-22-0420
長野県	飯山市	空き家改修事業補助	空き家バンクに登録されている住宅を賃借して改修する場合に、改修費用の1/2、最大40万円を補助	移住定住推進課	0269-62-3111
長野県	茅野市	楽ちの空き家バンク	空き家の検索が可能	移住推進室	0266-72-2101
長野県	茅野市	空き家住宅改修事業補助金	楽ちの空き家バンクの物件に登録されている物件を改修する場合、最大25万円を補助します。	都市計画課	0266-72-2101
長野県	小海町	空き家情報バンク	定住対策の一環として、このまちに住んでみたいと希望される方への空き家の情報提供を受け付け、利用希望者に登録物件の情報提供をします。	総務課企画係	0267-92-2525
奈良県	川上村	住まいるネット(川上村空家バンク)	空家バンクに登録された空家を紹介し、空家所有者と川上村外の移住希望者とのマッチングを行う。	定住促進課	0746-52-0111
長野県	富士見町	空家情報検索サービス(空き家バンク)	町内の空き家・土地物件の検索が可能	総務課企画統計	0266-62-9332
長野県	宮田村	空き家改修補助金	空き家バンクに登録している物件の改修等に要した費用の一部を補助。空き家機能向上のための改修等：補助対象費用の2分1以内の額(限度額50万円)。不要物の撤去：、補助対象費用の額(限度額10万円)。	みらい創造課	0265-85-3181
長野県	宮田村	宮田村空き家バンク	地元の不動産組合と提携し、村内の空き家物件を紹介。	みらい創造課	0265-85-3181
長野県	宮田村	空き家・空き店舗等活用事業	空き店舗を賃貸借契約し集客事業をする商業団体、小売・飲食事業者に家賃の一部を補助。賃借料の半額、6ヶ月分(1月分)の上限5万円)	産業推進室	0265-85-5864
長野県	天龍村	住宅増改築補助金及び空き家等取得補助金	住宅の増改築及び空き家の取得に係る費用を、工事費(取得費)の10%以内の額(限度額30万円)を支給	総務課	0260-32-2001
長野県	筑北村	空き家改修事業補助金	定住のため「空き家バンク」を利用し購入又は賃借した空き家の機能向上のための事業費の1/2を補助します。上限50万円	企画財政課	0263-66-2211
長野県	筑北村	空き家活用事業補助金	「空き家バンク」に登録した空き家が契約に至ったのち、空き家所有者が家財整理を業者に委託する費用に20万円を上限に補助します。	企画財政課	0263-66-2211
岐阜県	岐阜県	空き家の相談窓口	空き家の所有者等を対象に適正管理や活用(売買・賃貸)、解体などにかかる、様々な相談に対応できる空き家の相談窓口を開設	岐阜県住宅供給 公社	0584-81-8511
岐阜県	岐阜県	住み替え支援制度	(一社)移住・住みかえ支援機構が行う高齢者が不要となった戸建て住宅等を子育て世帯等へ提供する「マイホーム借上げ制度」の案内、取次ぎ等	公共建築住宅課	058-272-8693
岐阜県	美濃市	NPO法人美濃のすまいづくり	NPOとの協働により、市内の空き家に新しい住まい手呼び込み、空き家の利活用を促進する	NPO法人美濃の すまいづくり 建設部都市整備	0575-33-0760 0575-33-1122
岐阜県	瑞浪市	空き家・空き地バンク事業	ホームページなどで空き家・空き地利用を希望者へ紹介する	市民協働課	0572-68-9756
岐阜県	瑞浪市	空き家等改修補助事業	空き家・空き地バンク登録物件に改修補助(上限：100万円)	市民協働課	0572-68-9756
岐阜県	恵那市	恵那市空き家バンク事業	市内に空き家や、遊休土地を所有している方から物件情報を提供頂き、その情報をホームページなどで公開し、U・I・Jターンなどで空き家利用を希望する方へ紹介	ふるさと活力推進 室	0573-26-2111 (内328)
岐阜県	恵那市	空き家改修補助金制度	空き家バンクに登録してある物件を、賃貸または売却した場合、生活する上で必要な部分の改修費用2分の1(上限100万円)を助成します。	ふるさと活力推進 室	0573-26-2111 (内328)
岐阜県	土岐市	土岐市空き家バンク制度	空き家等の物件の売却・賃貸を希望する所有者と、空き家等の物件の購入・賃借を希望される利用者を市ホームページ等で結びつけます。	総務部総合政策 課	0572-54-1111
岐阜県	可児市	空き地・空き家バンク	可児市内の住宅団地に空き家・空き地を所有されている方からの登録により、空き地・空き家情報を提供し、土地・建物所有者と利活用を希望する人の橋渡しをします。	建築指導課	0574-62-1111
岐阜県	飛騨市	移住促進住宅改修事業	市内に移住定住を希望する方が市内の空き家を購入し改修を行った場合の改修費について1/3以内、100万円を上限に補助。(条件：市内業者と契約する税込10万円以上の工事等)	企画課	0577-73-6558
岐阜県	飛騨市	空き家情報サイト「飛騨市住むとこネット」	人口減少対策、空き家対策の一環として、市内宅地建物取引業者と連携し、市内の空き家を、大切に使うための「住まい手・借り手につなぐ空き家情報サイト「飛騨市住むとこネット」を開設。	企画課	0577-73-6558
岐阜県	揖斐川町	田舎暮らし住宅活用奨励金制度	空き家に3年以上の居住を前提に購入又は賃貸した者が改修、ハウスクリーニングを行う際の費用の一部を助成。①改修費用の1/2以内。上限10万円。加算要件該当で別途加算あり。②清掃費の1/2以内。上限5万円	企画部 政策広報課	0585-22-2111
岐阜県	揖斐川町	空き家バンク制度	町内に空き家を所有しており、賃貸・売却を希望する方が町の空き家バンクへ物件情報を登録し、その情報を町がホームページで公開し、移住定住を希望する方に紹介する制度。	企画部 政策広報課	0585-22-2111
岐阜県	白川町	移住定住促進補助金(家賃補助)	空き家バンクに登録した中古住宅の賃貸にかかる費用を助成 補助額：中古住宅の家賃1/2助成(上限月額1万5千円)・子育て加算2千円(中学生まで1人に付き) 対象：住民登録してから36ヶ月までの家賃	企画課企画係	0574-72-1311
岐阜県	白川町	移住定住促進補助金(購入補助)	空き家バンクに登録した中古住宅の購入にかかる費用を助成 補助額：中古住宅の購入費用の1/2補助(上限50万円)・子育て加算10万円(中学生まで1人に付き) 対象：住民登録してから1年を経過していない	企画課企画係	0574-72-1311
岐阜県	白川町	移住定住促進補助金(改修補助)	空き家バンクに登録した中古住宅の改修にかかる費用を助成 補助額：中古住宅の改修費用の1/2補助(上限50万円) 対象：住宅取得後6ヶ月以内に着手した改修費用	企画課企画係	0574-72-1311
岐阜県	白川町	移住者支援センターの設置(空き家全般)	移住希望者へ空き家等の情報提供を行う総合窓口を設置 名称：白川町移住・交流サポートセンター 空き家バンク：賃貸、売却の希望がある中古住宅の登録及び紹介、斡旋 体験住宅：田舎暮らし体験用の中古住宅を管理(1週間以上1日1千円、1ヶ月3万円で貸し出し)	企画課企画係	0574-72-1311
岐阜県	東白川村	空き家対策事業補助金	空き家バンクに登録してある物件を、空き家所有者若しくは定住者が整理及び改修等の事業に要する経費の2分の1(上限あり)を助成します。	総務課	0574-78-3111
岐阜県	東白川村	空き家バンク制度	村内の空き家所有者が空き家バンクへ物件情報を登録していただき、その情報提供を行う。	総務課	0574-78-3111
岐阜県	白川村	空き家再生活用事業	空き家等の○賃借料補助金：月額家賃の1/3以内の額(上限15,000円/月)○購入費補助金：購入費の1/3以内の額(上限100万円)○改修費補助金：改修費の1/2以内の額(上限300万円)	観光振興課	05769-6-1311
静岡県	静岡県	静岡県空き家バンク	県・市町の連携により、県内の空き家情報を一元的に集約管理する「静岡県空き家バンク」を運用し、静岡県公式移住・定住情報サイト「ゆとりすと静岡」HPにて情報提供。	くらし・環境部政策 監 (移住・定住担当)	054-221-2610
静岡県	静岡市	中山間地域移住用住宅改修事業補助金	中山間地域空き家情報バンクに掲載されている賃貸住宅(一部除外あり)を借り受け、移住する方を対象に、借り受ける住宅を改修する経費を補助する(補助率10分の9、上限100万円)。	経済局農林水産 部	054-294-8805
静岡県	静岡市	中山間地域移住奨励金	中山間地域空き家情報バンクを利用して移住し、6月以上居住実績がある方に奨励金を交付する。①単身世帯20万円、②世帯構成員が複数の世帯40万円、③②の世帯構成員の中学生以下の子ども1人につき20万円加算(上限3人まで)	経済局農林水産 部 中山間地域振興課	054-294-8805
静岡県	掛川市	掛川市中山間地域空き家バンク	市内中山間地域の空き家をホームページ上で公開し、移住希望者へ情報提供をする。	地域支援課	0537-21-1150
静岡県	藤枝市	空き家バンク	中山間地域の空き家の利用を希望する人に対し、売買や賃貸物件の情報提供を行い、住まいの確保を支援する。	産業振興部 中山間地域活性化推進室	054-639-0120
静岡県	藤枝市	中山間地域活性化推進事業費補助金(移住・定住促進事業分)	空き家バンクを利用し、移住する人または移住先の空き家所有者に対し、空き家の改修(媒介費用含む)に要する費用を補助する。補助対象経費の1/2以内、限度額30万円。ただし、中学生以下の子どもが同居する場合は限度額50万円。	産業振興部 中山間地域活性化推進室	054-639-0120
静岡県	藤枝市	中山間地域活性化推進事業費補助金(子育てファミリー移住促進事業分)	市外に居住する中学生以下の子を持つ世帯が、空き家バンクを利用し、移住する際の移転費用をを補助する。補助対象経費の1/2以内、限度額50万円(予定)。	産業振興部 中山間地域活性化推進室	054-639-0120
静岡県	藤枝市	まちなか空き家バンク	まちなかの空き家の利用を希望する人に対し、売買や賃貸物件の情報提供を行い、住まいの確保を支援する。(予定)	都市建設部 建築住宅課	054-643-3481

静岡県	藤枝市	まちなか子育てファミリー移住促進事業	まちなか空き家バンクに登録後入居を希望する借主と空き家を提供する貸主の双方に対して、入居に係る移転費用等や住宅改修工事費用について対象経費の1／2以内で50万円を上限に補助する。(予定)	都市建設部 建築住宅課	054-643-3481
静岡県	伊豆市	空き家情報提供制度	市内に点在している空き家物件の情報を提供。	総合戦略課	0558-74-3066
静岡県	伊豆市	事業用空き物件登録制度	事業用に使用できる空き物件(空き用地、空き店舗、空き工場など)の情報を提供	産業振興課	0558-72-9910
静岡県	駿東郡小山町	売りたい・貸したい不動産バンク	小山町内にある個人、不動産会社などが所有している土地、賃貸物件などをホームページを通じ、売りたい物件、貸したい物件として情報配信し、売主と買い主をマッチングさせ、定住促進を図る仕組み。	おやまで暮らしそう課	0550-76-6137
静岡県	川根本町	空き家改修費補助金	川根本町空家バンクに登録された物件を賃貸・購入した町内に在住する方を対象に物件の改修費を助成。総事業費の1/2(ただし1件当たり50万円が上限)	企画課まちづくり室	0547-56-2221
愛知県	豊田市	豊田市中山間地域空き家再生事業補助金	空き家情報バンク制度により賃貸借契約が成立した空き家に対して、改修に必要な経費の一部を補助。 ●補助額:改修費の8/10(上限100万円)	社会部地域支援課	0565-34-6629
愛知県	新城市	新城市空き家情報登録制度	市内に存在する空き家を賃貸または売却を希望する所有者から物件情報の提供を求め「空き家バンク」へ登録し、その内容を入居を希望する方へ情報提供する制度。	企画部企画政策課	0536-23-7620
愛知県	新城市	新城市空き家改修事業補助金	新城市空き家バンクに登録された物件を売買、賃貸した場合に、その物件の補修等に要する経費の2分の1を乗じて得た額(上限30万円)を補助。	企画部企画政策課	0536-23-7620
愛知県	東栄町	定住促進空き家活用住宅制度	町が借り上げた空き家を町がリフォームし、定住希望者に貸し出します。家賃は家の大きさにより28,000円～35,000円ですが、中学生以下が同居する場合、家賃は2割引きとなります。	企画課	0536-76-0502
三重県	津市	津市移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助金	空き家情報バンクを利用して空き家を購入された方を対象に、当該空き家の改修工事費用を補助する。改修箇所の限定無し。(工事費用の1/3、上限額100万円)施工箇所が重ならなければ、空き家情報バンク利用物件改修費補助金との併用可能。	美杉総合支所地域振興課	059-272-8082
三重県	津市	空き家情報バンク利用物件改修費補助金	空き家情報バンク制度を利用して空き家を購入された方を対象に、浴室・トイレ・炊事場等の水回り部の改修工事費用を補助する。(工事費用の1/2、上限額50万円)施工箇所が重ならなければ、津市移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助金との併用可能。	美杉総合支所地域振興課	059-272-8082
三重県	伊勢市	移住促進対策空き家改修支援事業	県外から市内の空き家に移住される方に対して、空き家を改修するための費用について200万円を上限に補助	建築住宅課	0596-21-5596
三重県	志摩市	空き家バンク制度	市内にある空き家を有効活用し、定住促進による地域の活性化を図るため、定住等を希望される方に空き家に関する情報提供を行う。	企画部まちづくり課	0599-44-0208
三重県	志摩市	志摩市移住促進空き家改修支援事業	県外から移住を行う者等(Uターン等)が、市内に存在する空き家住宅・空き建築物を、住宅(店舗併用住宅等を含む)として使用するために必要となる改修費用等について補助する。	建設部都市計画課	0599-44-0305
三重県	大紀町	大紀町空き家バンク制度	空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的として、売買や賃貸借を希望する空き家の情報を町のホームページを通じて移住希望者に紹介。	企画調整課	0598-86-2214
三重県	大紀町	大紀町空き家等有効活用推進事業支援補助	大紀町空き家バンク制度を通じて売買若しくは賃貸借の契約に至った空き家所有者又は利用希望者に対して、不必要な物の処理や修繕等にかかった費用の一部を補助。	企画調整課	0598-86-2214
三重県	南伊勢町	南伊勢町空き家バンク制度	空き家バンク制度に登録された「空き家物件」を、南伊勢町に住もうと考えている「利用希望者」に紹介します。	行政経営課	0599-66-1366
三重県	南伊勢町	南伊勢町空き家等有効活用促進事業支援補助金交付制度	空き家バンク登録物件が成約に至った場合、簡易な改修に要する経費等に対し上限10万円まで補助します。	行政経営課	0599-66-1366
滋賀県	高島市	空き家リフォーム補助	空き家を貸し出そうとする者が行うリフォーム工事に対する補助。補助率は1/4(上限50万円)、地域通貨アイカで5年分割均等払いで補助	政策部企画調整課	0740-25-8114
滋賀県	日野町	空き家情報登録制度	日野町空き家情報登録制度に登録された「空き家物件」を、日野町に住もうと考え登録されている「利用希望者」に紹介します。	企画振興課	0748-52-6552
京都府	舞鶴市	舞鶴市農村集落空き家情報バンク	市内の農村集落における空き家情報を提供します。	産業振興部農林	0773-66-1023
京都府	綾部市	綾部市Uターン者住宅取得等資金融資あっせん制度	綾部市空き家登録制度(空き家バンク)に登録された空き家を、居住を目的に取得又は改修する場合の経費として、定住希望者へ300万円を上限に融資あっせん。	定住促進課	0773-42-3280
京都府	綾部市	綾部市空き家活用定住支援事業費補助金	空き家を有効活用した定住誘導を推進するため、補助対象要件を満たす定住者が行う改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付。補助対象経費の3分の2以内。上限1,000千円。	定住促進課	0773-42-3280
大阪府	高槻市	高槻市樫田地区空き家再生事業補助金	樫田地区への子育て世代をはじめとする移住者の誘致及び定住の促進を目的として、高槻市樫田地区空き家情報バンク制度で賃貸借契約又は売買契約が成立した空き家等の改修費用等の一部を補助する制度です。 ・補助金交付額:上限50万円・・・夫婦いづれかが45歳未満の世帯(上限25万円・・・上記以外の世帯)	市民生活部 コミュニティ推進室	072-674-7462
兵庫県	洲本市	洲本市田舎暮らし応援サイト「SUMOTTO」空き家バンク制度	空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者から申込みを受けた情報を登録し、市内への移住、定住を目的として空き家の利用を希望する方に対して、空き家情報を紹介します。	企画情報部企画課	0799-24-7614
兵庫県	豊岡市	豊岡市空き家情報登録制度「空き家バンク」	豊岡市内の空き家などを賃貸および売却希望する所有者が、物件をバンク登録し、利用を希望する方へ情報の提供を行う制度。登録件数22件(H27.5.29現在)	大交流課	0796-21-9096
兵庫県	豊岡市	空き家改修補助金	豊岡市空き家バンク制度を利用して移住される方に、購入(賃貸)物件の改修に要する経費の一部を支援。補助率:対象事業費の4分の3以内(上限100万円)	大交流課	0796-21-9096
兵庫県	赤穂市	空き家情報バンク制度	Uターン等で住宅情報を希望する利用者に、市内の不動産業者が登録した賃貸・売買の空き家情報をHPをとおして提供する。	企画広報課	0791-43-6867
兵庫県	養父市	空き家情報登録制度「空き家バンク」	市内の空き家などを賃貸及び売却希望する所有者が、物件をバンク登録し、利用を希望する方へ情報の提供を行う制度。		
兵庫県	養父市	やぶ暮らし住宅支援制度(空き家購入奨励金)	延床面積が75平方メートル以上で、300万円(土地の取得費用を含む。)以上の費用を要して空き家を購入した場合、空き家購入奨励金(上限30万円)を交付する制度。年齢要件等あり。		
兵庫県	養父市	やぶの空き家活用支援事業	満40歳未満のUターン者が空き家を購入し、水回りの改修や雨漏り補修等の空き家の機能回復及び設備改善のための工事を行う場合、対象経費の2分の1(上限150万円)を補助。		
兵庫県	宍粟市	空き家活用推進事業	空き家バンク制度を利用し、空き家の売買又は賃貸をする契約を締結した者が、改修工事を行う際に補助対象経費の1／3以内の額(上限50万円)を補助する。ただし、市内業者施工の場合、上限75万とする。	市民協働課	0790-63-3123
兵庫県	宍粟市	定住促進支援事業(若者定住促進助成)	市内に居住する世帯が、空き家バンクにより住宅を取得し定住を目的として転居した場合、1世帯につき2万5千円を支給する。ただし、当該世帯の世帯主が、当該転居したときにおいて40歳以下の世帯に限る。 なお、世帯に中学生以下の子女がいる場合は、1人につき2万5千円を加算する。	市民協働課	0790-63-3123
兵庫県	神河町	さとの空き家活用支援事業	6ヶ月以上空き家の住宅を改修して住居または賃貸住宅とする場合、最高2／3、200万円を補助する。	地域振興課	0790-34-0185
兵庫県	神河町	空き家バンク事業	町内の空き家を掘り起こし、所有者が売りたい貸したい案件を町のホームページで広く広報する。	地域振興課	0790-34-0185
奈良県	奈良市	空き家バンク活用支援制度	空き家バンクに登録された物件を購入または賃貸した場合の購入費・リフォーム費用及び空き家所有者の荷物の撤去費用等について補助。(平成27年10月開始予定)	奈良ブランド推進課	0742-34-5172
奈良県	五條市	五條市空き家バンク制度	五條市への定住を促進し、地域の活性化を図る事を目的として、市内に居住することを希望している方に空き家についての情報提供を行い、仲介に関する協定を締結した協力事業者を介して契約を交わしていただく制度で	まちづくり推進課	0747-22-4001
奈良県	宇陀市	空き家情報バンク	市内にある空き家や空き地の有効利用を通じて、市外からの定住促進を図る。	企画財政部 まちづくり支援課	0745-82-3910
奈良県	吉野町	吉野町空き家バンク制度	吉野町ではNPO法人と連携し、移住・交流や町内の空き家活用を目的として『吉野町空家バンク制度』を行う。	協働推進課	0746-39-9070
奈良県	黒滝村	住宅新增改築等支援事業	黒滝村の若年層の人口増加を目的に、村内に住宅を新增改築する若者、空き家を取得及び賃借する若者、Uターンする若者に空き家住宅を賃貸する者に対して支援金を交付します。(対象条件あり)	企画政策課	0747-62-2031
奈良県	黒滝村	若者定住促進空き家取得支援金	黒滝村で定住目的に空き家を購入する者を対象とした補助金がある。(対象条件あり)	企画政策課	0747-62-2031
奈良県	黒滝村	若者定住促進空き家賃貸借支援金	黒滝村で定住目的に空き家を賃借する者及び空き家を賃貸する者を対象とした補助金がある。(対象条件あり)	企画政策課	0747-62-2031
奈良県	十津川村	空き家情報バンク	村内の利用可能な空き家の情報を提供します。空き家情報の詳細に関するお問い合わせや見学の申し込みも受け付けています。	地域創生推進課	0746-62-0910
奈良県	東吉野村	東吉野村定住促進空き家改修事業補助金	移住される方が、村内の空き家に住まわれる場合、生活するために必要な改修等に要する費用を補助します。10万円以上の修等に要する場合、補助対象経費の2分の1(上限100万円)を補助します。	総務企画課	0746-42-0441
和歌山県	和歌山県	空き家改修補助金	県外からの移住を推進するため、移住推進市町村(地域)にある空き家の改修費用の2／3(上限80万円)を補助。(※随時受付、移住に際し市町村及び受入協議会の支援を受けることなど、条件有)	過疎対策課	073-441-2930
和歌山県	和歌山県	空き家お片付け補助金	所有物件を「和歌山県空き家バンク」に登録している者で、移住を希望する者に所有する空き家を賃貸又は売買する際の、家財の整理・撤去・処分活動費用(上限10万円)を補助。	過疎対策課	073-441-2930
和歌山県	高野町	定住促進住宅利活用事業	町が町内に所在する空き家を借上げ、改修後、子育て世代及び若者世代に転賃する。 ※子育て世帯 18歳以下の子女を養育している世帯 若者世帯 おおむね45歳以下の者で、配偶者を有する(予定)であること	産業観光課	0736-56-3000
鳥取県	鳥取県	とっとり暮らし住宅バンクシステム	県外の移住定住を希望される方が、田舎暮らし物件を条件を絞って検索できます。アパートやマンション物件もあります。県内市町村の空き家バンク情報も随時更新し、情報提供を行います。	とっとり暮らし支援課	0857-26-7128
鳥取県	岩美町	空き家活用情報システム	・移住を希望される方へ、空き家活用情報システム(空き家バンク)に登録された物件をホームページ等を通じて情報提供。	企画財政課 地域創生室	0857-73-1553
鳥取県	岩美町	Uターン推進事業	・空き家活用情報システムを利用し、一定の要件を満たす移住者が住宅を改修する場合、その費用の1/2を助成。【上限金額:県外からの移住者200万円、鳥取県東部以外の県内からの移住者100万円】	企画財政課 地域創生室	0857-73-1553
鳥根県	鳥根県	しまねUターン住宅相談員制度	鳥根県及び県内の建築・不動産関係団体等が連携して、Uターンに係る住宅の新築・リフォームに関する相談や土地・建物の売買及び賃貸に関する相談に対応。	鳥根県建築住宅センター	0852-26-4577
鳥根県	浜田市	浜田市空き家バンク制度	市内にある空き家を売却または賃貸を希望する方に登録していただき、市への定住等を希望されている人に紹介する制度です。	政策企画課	0855-25-9200
鳥根県	出雲市	空き家情報バンク制度	空き家情報バンクに登録してある物件について、所有者と利用希望者を引き合わせます。	縁結び定住課	0853-21-6629
鳥根県	出雲市	空き家情報バンク制度	空き家バンクに登録してある物件について、所有者と利用希望者を引き合わせます。	縁結び定住課	0853-21-6629
鳥根県	益田市	益田市空き家バンク制度	市内にある賃貸もしくは売却してもいい空き家を登録し、益田市での生活のために住宅を探している方に空き家の情報を提供しています。	政策企画局人口拡大課	0856-31-0173
鳥根県	大田市	空き家情報(空き家バンク制度)	大田市内にある空き家情報等を収集し、大田市定住サイト「どがどが」へ掲載しています。 そして、「おおだ定住支援センター(定住推進室内)」で空き家紹介を行っています。	地域振興課 定住推進室	0854-83-8029
鳥根県	大田市	空き家バンク制度促進事業	定住を目的に自ら所有する空き家を「空き家バンク制度」に登録し、定住サイトへの掲載による情報発信を行った場合に奨励金を支給します。■奨励金:1物件2万円(H25.4.1以降に登録された物件)	地域振興課 定住推進室	0854-83-8029
鳥根県	大田市	空き家活用促進事業(改修)	Uターンで大田市に定住される方、または空き家の所有者がUターン者の売買・賃貸することで住宅の改修をする場合に改修費の一部を助成します。助成額上限100万円(対象経費の1／2以内)その他、別途要件がありますのでお問い合わせください。助成金の予算がなくなり次第、終了となります。	地域振興課 定住推進室	0854-83-8029
鳥根県	大田市	空き家活用促進事業(残存家財撤去)	Uターンで大田市に定住される方、または空き家の所有者がUターン者の売買・賃貸することで残存家財の処分をする場合に処分費の一部を助成します。助成額上限15万円(対象経費の1／2以内)その他、別途要件がありますのでお問い合わせください。助成金の予算がなくなり次第、終了となります。	地域振興課 定住推進室	0854-83-8029
鳥根県	雲南市	空き家片付け助成事業	新たに空き家の片付けに要する費用に対し補助を行います。補助率等:2分の1(上限:5万円)	うなん暮らし推進課	0854-40-1014
鳥根県	川本町	空き家改修助成	定住を目的に空き家改修を行う方に対し、改修に要する経費を助成。(1/2 補助 上限100万円)	まちづくり推進課	0855-72-0634
秋田県	美郷町	空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業	空き家バンクに登録されている一戸建て住宅を購入し、改修又は賃貸借し、定住する場合に補助金を交付。【補助額】購入費及び改修費の1／2(上限180万円)・賃貸借の補助もあります。	商工観光交流課	0187-84-4909
鳥根県	吉賀町	空き家活用集落担い手確保事業補助金	吉賀町空き家情報バンクに登録の家屋改修に要する経費を助成。工事費 300千円以上。①補助率1/2、限度額500千円。②補助率2/3、限度額1,000千円。③補助率3/4、限度額1,500千円。	企画課	0856-77-1437
岡山県	笠岡市	空き家バンク制度	所有者から笠岡市内の空き家の提供を受け、現地調査等を行い、利用希望者への現地案内等を行っています。	定住促進センター	0865-69-2377
岡山県	高梁市	空き家活用事業助成金	空き家(中古物件)の購入・家財整理・改修に対して助成金を交付。 ・空き家購入:補助率1/10(上限75万円) ・空き家の家財整理:補助率2/3(上限20万円) ・空き家の改修:補助率1/3(上限75万円)	定住対策課	0866-21-0282
岡山県	瀬戸内市	空き家情報提供制度	空き家情報利用登録者に対して、市内の空き家に関する情報を提供する。	企画振興課	0869-22-1031

岡山県	鏡野町	鏡野町定住促進空き家改修補助金(27年度から新規)	1戸建て空き家の売買契約日又は最初の賃貸借契約日から1年を経過しない空き家の改修費について50万円を上限に2分の1を補助する。(ただし平成27年4月1日以降契約したものに限る。)	まちづくり課	0868-54-2982
岡山県	奈義町	空き家活用事業補助金	町内に定住するため空き家を購入する転入者に、その購入費の1/2(上限50万円)を補助。また、空き家売却のため家財整理を業者委託する所有者に、その委託費の1/2を補助(上限20万円)。	総務課	0868-36-4111
岡山県	久米南町	空き家活用促進事業	空き家の改修に必要な費用の4割を補助。【上限50万円】ただし、夫婦どちらかが40歳未満の方、40歳未満の単身の方又は義務教育終了までのお子さんがいる方は上限100万円。	定住促進課	086-728-2134
広島県	竹原市	竹原市空き家バンク	◆空き家情報を(社)広島県宅地建物取引業協会のホームページ上に掲載 ◆空き家利用希望者に対して斡旋を行う	産業振興課観光振興係	0846-22-7745
広島県	三次市	広島県宅地建物取引業協会空き家バンク	県内の不動産会社が登録する物件情報のほか、行政機関や関係団体と協力し、公有地や空き家情報等を紹介しています。	地域振興部定住対策課 定住対策係	0824-62-6129
広島県	三次市	空き家購入サポート事業	三次市に定住の目的で空き家バンクに登録されている空き家を購入し、改修工事を行った場合に、費用の2分の1以内(小学生以下の児童を有する世帯は、費用の3分の2以内)を補助(上限150万円)。	地域振興部定住対策課 定住対策係	0824-62-6129
広島県	庄原市	庄原市空家バンク	市内の空き家を有効活用し、定住促進につなげる制度で、利用には登録が必要。賃貸借・売買共に情報があり、ホームページでも公開している。	自治定住課	0824-73-1257
広島県	廿日市市	空き家バンク	ホームページ等で空き家情報を提供。	分権政策部 シティプロモーション室	0829-30-9221
広島県	廿日市市	廿日市市空き家改修費補助金	空き家バンク登録物件として売買または賃貸借した住宅等に係る改修費の一部を補助。	分権政策部 シティプロモーション室	0829-30-9221
広島県	安芸高田市	空き家情報バンク	安芸高田市内の空き家情報をホームページで情報提供	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
広島県	安芸高田市	空き家改修事業補助金	空き家バンクに登録されている空き家を市外の空き家利用者が市内の事業者を利用して改修を行う場合に、最大100万円の補助金を交付	建設部 住宅政策課	0826-47-1202
広島県	神石高原町	空き家情報バンク制度	売りたい・貸したい人の空き家・空き地の情報収集と、神石高原町へ住みたい・家を借りたい人への情報提供します。	特定非営利活動法人nina神石高原 神石高原町まちづくり推進課	0847-82-0288 0847-89-3332
広島県	神石高原町	空き家及び住宅改修補助金交付事業	空き家バンク物件を購入した移住者、自宅を改修するUターン者、新増定住者等が自宅改修工事をする場合、最高50万円を補助します。	神石高原町 まちづくり推進課	0847-89-3332
山口県	宇部市	住宅情報バンク	「住宅情報バンク」制度を開設し、ホームページで空き家の情報を提供しています。	北部地域振興課	0836-67-2812
山口県	宇部市	宇部市空き家家財撤去費助成金	購入または賃貸借の契約が完了し、居住し始める前の空き家に残存する家財の撤去費用の一部を助成します。	政策企画課	0836-34-8113
山口県	山口市	山口市空き家バンク改修事業補助金	山口市空き家バンクに登録された空き家を、居住することを目的に改修する場合に空き家の所有者に対して対象経費の2分の1、最大30万円を助成します。(45歳未満の子育て世帯は対象経費の3分の2、最大40万円を助成。)	定住支援室	083-934-4646
山口県	山口市	山口市空き家バンク家財道具等処分事業補助	山口市空き家バンクに登録された空き家の家財道具等の処分に係る費用の2分の1、最大10万円を助成します。	定住支援室	083-934-4646
山口県	萩市	萩市空き家情報バンク制度	「空き家等情報バンク」を開設し、市のホームページで住まいの情報を提供します。	企画政策課	0838-25-3819
山口県	萩市	萩暮らし応援事業	「空き家情報バンク制度」に登録している物件を、購入または賃借したUJターン世帯に対し、空き家の改修費または家賃の一部を補助します。	企画政策課	0838-25-3819
山口県	防府市	定住促進住宅情報バンク(空き家バンク)	市内の空き家について、賃貸を希望する所有者から申込を受けた情報を、利用を希望する人へ紹介	総合政策課	0835-25-2119
山口県	岩国市	空き家情報制度	岩国市の中山間地域にある空き家の紹介を行います。また、移住希望者が安心して定住できるよう、移住相談員や地域のIUJ(移住)応援団が、移住後も含めて様々なサポートを行います。	市民協働推進課	0827-29-5012
山口県	岩国市	空き家修繕助成制度	空き家情報制度に登録された空き家に移住された方に対して、20万円を限度に修繕費の助成を行います。	市民協働推進課	0827-29-5012
山口県	長門市	空き家リフォーム助成事業	市外からのUJターン者が空き家バンク登録物件を売買又は賃借した場合、必要となる改修工事に要する経費の一部を補助します。補助率：工事費の1/5以内(上限額：50万円)	企画総務部企画政策課	0837-23-1229
山口県	柳井市	空き家バンク制度	登録された空き家の情報を市のホームページ等で公開するとともに、移住希望者に空き家の紹介を行う。	総合政策部 政策企画課	0820-22-2111
山口県	柳井市	空き家改修費補助制度	市外からのUJターン者が空き家バンク登録物件を売買又は賃借した場合、必要となる改修工事に要する経費の一部を補助します。補助率：工事費の1/2以内(上限額：30万円)	総合政策部 政策企画課	0820-22-2111
山口県	柳井市	空き家残存家財等処分費補助制度	市外からのUJターン者が空き家バンク登録物件を売買又は賃借した場合、必要となる家財等処分に要する経費の一部を補助します。補助率：経費の1/2以内(上限額：10万円)	総合政策部 政策企画課	0820-22-2111
山口県	美祢市	空き家等情報バンク制度	「空き家等情報バンク」を開設し、市のホームページで住まいの情報を提供します。	総合政策部 企画政策課	0837-52-1112
山口県	美祢市	空き家リフォーム支援事業	空き家等情報バンク制度の利用促進のため、空き家等情報バンクに登録した空き家(登録空き家という。)のリフォームを実施する方に対して補助します。	総合政策部 企画政策課	0837-52-1112
徳島県	勝浦町	勝浦町移住定住支援事業	町内へ移住定住を目的に、新築又は空き家を賃借等し、改修をおこなった場合、工事等に係る経費に対し補助金を交付(対象経費の1/10～2/3以内で100万円を上限)	産業交流課	0885-42-1505
徳島県	石井町	石井町空き家のリフォーム助成事業	町外からの移住者：工事費用の50%(最高50万円)、移住者以外：工事費用の50%(最高30万円)を交付。(空き家を現に取得又は借用しており、工事後半年以内に空き家に転居・転入し、5年間以上空き家を適正に管理する等の資格要件あり)	建設課	088-674-1117
徳島県	つるぎ町	空き家バンク事業	空き家登録者の登録された必要な情報を利用希望者に提供する。	企画課	0883-62-3114
香川県	香川県	空き家バンク制度	定住促進による地域の活性化と都市住民の交流拡大を図ることを目的に、県内における空き家を有効利用するため「空き家バンク制度」を実施。	政策部地域活力推進課	087-832-3125
香川県	香川県	空き家改修補助	県内市町が空き家バンク制度に登録した空き家の改修①と家財の処分②に対し補助を実施した場合、①リフォーム：補助対象事業費の1/2(限度額50万円)②家財処分：補助対象事業費の1/2(限度額5万円)を上乗	政策部地域活力推進課	087-832-3125
香川県	丸亀市	丸亀市空き家バンク	市内にある空き家の物件情報を当該所有者から情報提供していただき、宅建協会や全日本不動産協会と連携の上、物件情報を登録・公開する。	市長公室 政策課	0877-24-8839
香川県	観音寺市	空き家バンク制度	定住促進による地域の活性化と都市住民の交流拡大を図ることを目的に、市内における空き家を有効利用するため「空き家バンク制度」を実施。	地域支援課	0875-23-3949
香川県	観音寺市	空き家リフォーム事業補助金	空き家バンク制度に登録した空き家の「リフォーム」と「不要物撤去」に対し補助を実施。①リフォーム：補助対象事業費の1/2(限度額100万円)②不要物撤去：補助対象事業費の1/2(限度額10万円)	地域支援課	0875-23-3949
香川県	三豊市	空き家バンク制度	市内にある賃貸・売買物件を紹介 (不動産業者による仲介)	田園都市推進課	0875-73-3011
香川県	三豊市	空き家バンク・リフォーム事業補助金	空き家バンク登録物件のうち、賃貸・売買契約に至った物件を市内業者によりリフォームした場合工事費の2分の1、100万円を上限に補助	田園都市推進課	0875-73-3011
香川県	琴平町	空き家バンク事業	琴平町空き家バンク制度に登録された物件を、ウェブサイト「かがわ住まいネット」にて情報を提供。	総務課	0877-75-6701
香川県	まんのう町	空き家リフォーム事業補助金	空き家バンク制度に登録して売買又は賃貸借された空き家の「リフォーム」に対し補助を実施。リフォーム：補助対象事業費の1/2(限度額50万円)。	企画政策課	0877-73-0106
愛媛県	愛媛県	えひめ空き家情報バンク	県下全域を対象にした空き家情報や、市町が制度化している「お試し住宅」の情報を一元的に提供するホームページ。	愛媛ふるさと暮らし応援センター ((公財)えひめ地域政策研究センター内)	089-922-4110
愛媛県	西条市	空き家情報紹介	市内の空き家情報を移住希望者の方に紹介。	地域創生室	0897-52-1476
高知県	高知県	市町村空き家バンク制度	各市町村で移住者向けの「空き家バンク制度」を設け、地域外からの移住者に対し物件情報を提供しています。	産業振興推進部 移住促進課	088-823-9755
高知県	高知市	高知市中山間地域空き家情報バンク制度	高知市中山間地域内にあり、所有者が移住希望者に賃貸する意思のある空き家に物件に関する情報提供(登録制)。	鏡地域振興課 土佐山地域振興課	088-896-2001 088-895-2312
高知県	高知市	高知市中山間地域空き家改修事業費補助金	高知市中山間地域空き家情報バンクに登録された空き家を改修するために必要な費用の2分の1以内(上限額50万円まで)を補助します。	鏡地域振興課 土佐山地域振興課	088-896-2001 088-895-2312
高知県	土佐清水市	移住総合案内業務	移住相談員を配置し、移住希望者の方へ空き家の紹介などを行っております。物件の紹介等、移住を総合的にサポートしています。	企画財政課地域づくり支援係	0880-82-1181
高知県	日高村	空き家バンク	日高村への移住・定住を支援するため、村内にある空き家物件(登録制)に関する情報を移住・定住を希望される方々に提供。	産業環境課	0889-24-4647
福岡県	田川市	空き家有効活用家賃補助金	・空き家バンク台帳に登録された空き家を賃貸借して入居する場合、住宅手当等を除く、実際に入居者が負担した家賃の2分の1に相当する金額を補助金として交付する。(上限2万円)	都市整備部 建築住宅課	0947-44-2000
福岡県	田川市	空き家バンク制度	・市内にある空き家の賃貸、売却等を希望する所有者から登録の申込みを受け、登録された空き家の情報を市のホームページで公開することで、空き家の利用を希望する人に情報提供を行う。	都市整備部 建築住宅課	0947-44-2000
福岡県	柳川市	空き家バンク制度	柳川市内の空き家や空き地を登録し、柳川市内での生活を検討している方に空き家や空き地の情報を提供する制度	柳川市定住サポートセンター (企画課内)	0944-77-8179
福岡県	八女市	八女市空き家バンク制度	市内にある空き家の売買・賃貸を希望する所有者から登録していただいた情報を、ホームページなどを通して公開し、定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する方に情報提供を行ないます。	地域づくり・文化振興課	0943-24-8013
福岡県	八女市	八女市空き家改修費補助金制度	空き家の有効活用を図るため、空き家バンクに登録された空き家を改修される人に予算の範囲内で費用の2分の1以内を補助します。(上限30万円)	地域づくり・文化振興課	0943-24-8162
福岡県	筑後市	空き家バンク事業	定住のための住居を探している方に空き家及び空き地の情報を提供します。	企画財政課	0942-53-4245
福岡県	中間市	住み替え補助金制度	高齢者世帯の方が、市内の高齢者住宅・福祉施設・空き家バンク登録物件へ住み替える場合に、前住居の空き家バンク登録、滞納がない、自治会加入、市内業者による引越などの要件を満たせば1回限り5万円補助。	住宅都市交通対策課	093-246-6155
福岡県	那珂川町	不動産事業者等向け転入促進事業補助金	本町の民間賃貸住宅の空家および空室を活用し、転入促進事業に取り組む不動産事業者などに対し、契約1件あたりの減額等の取り組み総額20万円を限度として補助します。	経営企画課	092-953-2211
福岡県	岡垣町	空き家バンク制度	町内にある売買または賃貸が可能な空き家に関する情報をホームページ上で情報発信し、不動産事業者と連携して契約まで支援するもの。	都市建設課	093-282-1211 内線136
福岡県	添田町	添田町空き家バンク制度	町内人口の増加、地域の活性化に寄与するため、空き家を貸したり、売りたい人、空き家に住みたい、購入したい人の情報登録を行い、相互に情報を共有する制度。	まちづくり課	0947-82-5965
福岡県	みやこ町	みやこ町空き家バンク みやこ町空き家成約奨励金	町内の空き家を賃貸及び売却希望する所有者から提供された物件の情報をホームページで紹介し、定住を希望する方へ提供。みやこ町空き家バンク制度に登録された空き家が、空き家バンクにより成約に至った場合、その所有者に対し奨励金を交付。※1物件につき5万円。	総合政策課	0930-32-2511
佐賀県	佐賀市	空き家バンク制度	佐賀市北部山間地域(大和町松梅地区・富士町・三瀬村)への移住・定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として、空き家をご紹介します。	協働推進課	0952-40-7039
佐賀県	佐賀市	空き家改修助成制度	本市の空き家バンク制度に登録された物件の改修を行う者に対して、経費の1/2相当額を補助を助成します。(上限50万円)また、不要物の撤去に要した経費の1/2相当額(上限10万円)を助成します。	協働推進課	0952-40-7039
佐賀県	多久市	空き家リフォーム補助事業	空き家バンクを介して売買契約をし、市内業者を利用して50万円以上のリフォームする場合、リフォーム代の10%を補助(上限30万円)。加算として、転入加算20万円がある。	総合政策課	0952-75-2116
佐賀県	多久市	空き家バンク制度	市内の空き家の有効利用を通じて、都市との交流や定住促進による地域活性化を目的で、空き家・空き地の売却・賃借を希望する所有者からの情報を収集し、その情報を市内外の購入・借入を希望する方に提供します。	総合政策課	0952-75-2116

佐賀県	武雄市	空き家バンク制度	空き家の所有者と購入等希望者に空き家バンクに登録してもらい、登録物件情報を購入等希望者に提供する(対象:武雄市全域)	つながる部 お住もう課	0954-23-9221
佐賀県	武雄市	家財撤去補助金制度	空き家バンクに登録いただいている物件で入居者が決まった家主の方への補助金制度 ◎空き家バンクに登録している物件に入居者が決定し、売買・賃貸契約が交わされている場合に家主への補助金 ◎限度額10万円 市外に3年以上居住していた転入者が、重要伝統的建造物群保存地区内の空き町家に5年以上居住又は営業する場合、建物の住居・店舗部分等の改装費の2/3を補助。ただし上限200万円。	つながる部 お住もう課	0954-23-9221
佐賀県	鹿島市	空き町屋改装費補助		都市建設課	0954-63-3415
佐賀県	鹿島市	空き家バンク	空き家を所有する方と空き家の利用を希望する方(U・Iターン者)に「鹿島市空き家バンク」に登録してもらい、市がその情報を提供。市外に3年以上居住していた転入者が当制度を利用し3年以上定住した場合は改修費の補助あり。	都市建設課	0954-63-3415
佐賀県	小城市	空き家バンク	市内に空き家となった住宅を所有している方より、物件情報を登録していただき、移住・定住を希望する方へ情報を提供。	まちづくり推進課	0952-37-6121
佐賀県	嬉野市	空き家バンク制度	嬉野市への定住促進と地域の活性化を図るため、嬉野市内にある空き家の所有者から情報を提供してもらい、住居を探している方へホームページなどで紹介する制度。	企画政策課	0954-66-9117
佐賀県	神埼市	空き家・空き地バンク制度	市のホームページ等で市内の空き家・空き地バンクを公開して、定住、移住のサポートをしている。	企画室	0952-37-0102
佐賀県	神埼市	空き家改修費助成事業補助金	市の空き家・空き地バンクを利用して、空き家の購入又は賃貸契約し、当該空き家を改修した場合、改修費にかかった費用の1/2(限度額50万円)を補助する制度。また、空き家に不要物があり、撤去した場合は、1/2(限度額10万円)を補助する。	企画室	0952-37-0102
長崎県	五島市	空き家バンク制度	移住定住促進を図るため、五島市内の空き家情報を登録して市ホームページに公開し、五島市への移住を希望している利用登録者へ紹介する。	市長公室	0959-72-6127
長崎県	五島市	空き家活用促進事業補助金	空き家バンク登録物件の所有者・入居者(市外からのUターン者)を対象に改修費用の1/2(上限100万円)を補助する制度。	市長公室	0959-72-6127
長崎県	西海市	西海市空き家情報バンク制度	空き家を貸したい方の空き家情報を市ウェブサイトで紹介し、空き家をお探しの方へ情報提供を行います。空き家を登録くださった方には、登録奨励金として1万円を支給します。	さいかい力創造部 まちづくり推進課	0959-37-0064
長崎県	雲仙市	空き家活用促進奨励補助金(家財道具片付け補助金)	中古住宅の売買契約や空き家等情報登録制度(空き家バンク制度)を活用して賃貸契約が成立した場合、空き家所有者に対して、家財道具の撤出、片付けに要する費用を補助します。(費用の全額:上限10万円)	政策企画課	0957-38-3111
長崎県	雲仙市	空き家活用促進奨励補助金(空き家物件調査補助金)	所有する中古住宅(空き家)を空き家等情報登録制度(空き家バンク制度)に登録して、売買や賃貸等の活用を図る所有者等に対して、空き家の状態を確認するための調査費用を補助します。(定額7千円)	政策企画課	0957-38-3111
長崎県	雲仙市	商店街活性化推進事業	空き店舗を活用した創業に対し①家賃補助(補助率:1/2、月額上限8万円)②店舗改修補助(補助率1/2、上限200万円)を補助します。※①は、条件により、補助期間が変わります。詳しくはお問合せください。	商工労政課	0957-38-3111
長崎県	南島原市	南島原市空き家バンク制度	市内にある空き家の物件情報を当該所有者から申し出ていただき、その物件情報を登録・公開し、購入・賃貸希望者に紹介する。	企画振興部 企画振興課	050-3381-5030
長崎県	東彼杵町	東彼杵町空き家BANK事業	空き家を貸したい人の情報を町のホームページ上で紹介し、空き家をお探しの方へ情報提供を行います。登録料として2万円を支給します。	まちづくり課企画係	0957-46-1111
長崎県	東彼杵町	東彼杵町空き家活用奨励金	空き家BANK登録家屋への入居が決まった場合、空き家の所有者等に20万円、入居者に20万円又は10万円を支給します。	まちづくり課企画係	0957-46-1111
長崎県	東彼杵町	東彼杵町空き家改修奨励金	空き家BANK登録家屋への入居に当って、その改修が必要な場合、改修に係る経費の一部を補助(最高50万円・補助率1/2)します。なお、公共下水道接続又は浄化槽設置を行う場合は、別途15万円を支給します。	まちづくり課企画係	0957-46-1111
長崎県	新上五島町	空き家活用事業補助金	空き家情報登録制度に登録している物件を改修する場合、改修工事費に要した経費の2分の1を補助(限度額50万円)	総合政策課	0959-53-1113
熊本県	玉名市	空き家バンク制度	市内にある「売りたい・貸したい空き家の情報」と玉名市内に住まいを探している「定住希望者」を登録し、ご紹介します。成約者には不要となった家財道具を撤去した場合、撤去に要した費用を一部助成します。	企画経営課	0968-75-1421
熊本県	宇城市	空き家バンク制度	空き家バンクに登録があった空き家情報を、市HPIにて紹介しています。	企画部 地域振興課	0964-32-1906
熊本県	和水町	和水町空き家バンク制度	町内の賃貸(販売)できる住宅を所有している人からの物件情報を「空き家バンク」へ登録していただき、移住・定住希望者へ情報提供する	まちづくり推進課	0968-86-5721
熊本県	山都町	空き家改修・活用事業補助金	移住定住を促進し空き家の活用を図るため、空き家の賃貸や売買を行うため家財の撤去や改修にかかる費用の一部を補助(50万円限度)します。	山の都創造課	0967-72-1158
大分県	中津市	空き家バンク制度	中津市内に所在する空き家の所有者から空き家情報を提供してもらい、中津市周辺に移住を希望する方へ情報提供することにより、地域活性化をめざします。	まちづくり政策課	0979-22-1111
大分県	中津市	空き家バンク制度推進補助金	空き家バンクを利用して、中津市に移住した方を対象に、 ①空き家の改修に係る費用の1/2、上限50万円までを補助 ②インターネットとテレビ環境の確保のためのケーブルネットワークの加入費の1/2、上限3万円) ③仲介手数料全額、上限5万円まで補助をそれぞれ行います。	まちづくり政策課	0979-22-1111
大分県	日田市	日田市空き家情報提供事業	日田市への定住を目的として空き家をお探しの方に、空き家所有者からの申込みによって登録された日田市内の物件情報を提供するもの。	地域振興課	0973-22-8356
大分県	日田市	移住者ひた暮らし支援事業	条件を満たす移住者が空き家バンク登録物件に入居した場合、入居にかかる費用の一部を補助するもの。(例:空き屋の購入:最大100万円)	地域振興課	0973-22-8356
大分県	臼杵市	空き家改修補助金	空き家バンクの契約が成立した場合、必要な改修について100万円を上限に補助	都市デザイン課	0972-63-1111 (内線1321)
大分県	津久見市	空き家情報バンク制度	空き家の情報を市のホームページで広く情報提供することにより、空き家の所有者と空き家を利用したいと考えている人を結びつける制度	政策企画課	0972-82-2655
大分県	津久見市	新築奨励・市内消費喚起事業	市内に家を新築又は新築住宅、空き家バンク登録物件を購入した者に対し、その取得に要する経費のうち、市内で消費された額に0.4を乗じて得た額(上限20万円)相当の商品券を贈るもの。子育て世帯及び市外からの転入者については、5万円の加算あり。	政策企画課	0972-82-2655
大分県	豊後大野市	不動産仲介手数料補助	空き家バンク制度や持家取得助成金制度において不動産に係る契約を行った際の手数料についての補助 補助上限5万円	まちづくり推進課	0974-22-1001
大分県	豊後大野市	空き家家財道具等処分補助	空き家バンク登録物件が、賃貸借契約または、売買契約が成立したときに空き家の家財道具を処分する経費の補助 補助上限10万円 補助率1/2	まちづくり推進課	0974-22-1001
大分県	豊後大野市	空き家改修補助金	Uターン、Iターン者が、空き家バンク登録物件に入居し空き家を改修する際の補助 補助上限額 購入(小規模集落)150万円、購入120万円、賃貸(小規模集落)80万円、賃貸 60万円、補助率2/3	まちづくり推進課	0974-22-1001
大分県	豊後大野市	引越費用補助	空き家バンク制度や持家取得助成金制度を利用して転入する際の引越に係る経費の補助 補助上限20万円、補助率2/3	まちづくり推進課	0974-22-1001
大分県	豊後大野市	定住促進ローン	大分県信用組合と提携し、市の空き家バンクに登録された物件の購入資金またはリフォーム資金を低利で貸し出す	まちづくり推進課	0974-22-1001
大分県	豊後高田市	移住者向け住宅「虹いろ住宅」	空き家を市が借り上げ、改装し移住希望者が優先して入居することができる市営住宅です。(営番館～四番館 家賃4万円/月)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	空き家バンク事業	市内の空き家と宅地を有効活用するため台帳に登録し、情報提供を行います。 http://www2.city.bungotakada.oita.jp/teijuu/	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	空き家バンク仲介手数料支援事業	空き家バンクの物件について、トラブル防止のために賃貸借契約等の仲介手数料を補助します。(上限5万円)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	空き家リフォーム事業	空き家バンク登録物件の改修や不要物の撤去に要する費用に対し、補助金を交付します。(①改修上限40万円、②撤去上限10万円)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	空き家マッチング奨励事業	居住可能な状態の空き家を市に紹介いただき、空き家バンクへの登録に至った場合、その紹介者等に対し奨励金を交付します。(2万円)	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	豊後高田市	”お試し”居住制度	市内の空き家物件(天空の空き家)で一定期間”お試し”居住し、豊後高田市での田舎暮らしを体験しながら、移住の準備を行っていただく制度です。	地域活力創造課	0978-22-3100
大分県	杵築市	空き家バンク事業	市内にある空き家を杵築市空き家バンクに登録し、移住希望者へ紹介する。	政策推進課	0978-62-1804
大分県	杵築市	空き家改修費等補助金交付制度	空き家バンクに登録された物件を取得又は賃借する転入者に対して、改修費用、家財処分費用、引越し費用、仲介手数料等の一部を補助する。最大140万円。	政策推進課	0978-62-1804
大分県	宇佐市	空き家バンク制度	市内にある空き家と所有者の情報を、地域活性化や定住促進を図るために、紹介します。	観光まちづくり課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	県外Uターン者移住支援事業補助金(引越し支援、移住奨励金)	県外の方が宇佐市に新築を行うか空家バンク登録物件を利用して移住する場合に、下記の支援を受けることができます。 (1)引越し補助→補助率2/3、上限20万円(単身世帯不可) (2)移住奨励金→1世帯10万円(単身世帯不可)	観光まちづくり課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	県外Uターン者移住支援事業補助金(新築・購入支援)	県外の方が宇佐市に新築や空家バンク登録物件を購入して移住する場合、下記の補助金を交付します。※移住前に申請する必要があります。 (1)新築・新築購入補助→上限100万円 (2)空き家購入補助→補助率10%、上限100万円	観光まちづくり課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	宇佐市空き家改修補助金	宇佐市への移住(Uターン)を目的として、空き家バンクに登録されている物件を改修する場合に、改修に要した経費の一部を助成します。(補助率2/3、上限100万円) ※県外の方が、空き家購入補助併用時は併せて100万円まで	観光まちづくり課	0978-32-1111
大分県	日出町	空き家バンク事業	町内における空き家等の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、町のホームページに「空き家」の情報を掲載	政策推進課	0977-73-3116
大分県	日出町	移住促進・空き家利活用奨励補助金	空き家バンク制度を介して町外在住の利用登録者と空き家登録者が賃貸又は賃貸借契約を結び、利用登録者が転入した場合に報奨金を交付	政策推進課	0977-73-3116
大分県	九重町	九重町空き家・土地バンク制度	九重町内の空き家・空き住宅用地と住居を求める人を結びつけるために行っている空き家・住宅用地紹介制	企画調整課	0973-76-3807
大分県	九重町	空き家活用定住促進事業仲介手数料補助金	九重町空き家・土地バンクに登録された物件を売買又は賃貸する際に発生する仲介手数料について50,000円を上限10分の10以内(1,000円未満切捨て)を補助。	企画調整課	0973-76-3807
大分県	九重町	空き家活用定住促進事業利用者改修補助金	九重町空き家・土地バンクに登録された物件を賃貸又は賃貸する際に居住に必要な部分の改修費用について売買200万円賃貸50万円を上限に3分の2以内(1,000円未満切捨て)を補助(工事費が30万円以上となるもの)。	企画調整課	0973-76-3807
大分県	九重町	空き家活用定住促進事業引越補助金	九重町空き家・土地バンクに登録された物件を賃貸又は賃貸し、大分県外から移住する方の引越し費用について20万円を上限に3分の2以内(1,000円未満切捨て)を補助。	企画調整課	0973-76-3807
大分県	九重町	空き家活用定住促進事業移住奨励金	九重町空き家・土地バンクに登録された物件を売買又は賃貸し、大分県外から移住を完了した際に10万円を給付。	企画調整課	0973-76-3807
大分県	玖珠町	空き家バンク事業	玖珠町への移住希望者等に、町内の空き家情報を玖珠町のホームページや役場窓口などで公開しています。	まちづくり推進課	0973-72-9031
大分県	玖珠町	空き家リフォーム補助事業	空き家バンク登録物件を賃借・購入した移住者の方が、当該空き家のリフォームを行う場合に、費用の1/2を補助します。上限50万円(18歳以下の扶養親族がいる場合は上限80万円)	まちづくり推進課	0973-72-9031
大分県	玖珠町	空き家活用準備補助金	空き家バンク登録物件を賃借・購入した移住者の方に対して、一律20万円を交付します。不動産の仲介手数料や、引越し費用など、移住される方の実情に併せてご自由にご活用できます。	まちづくり推進課	0973-72-9031
宮崎県	日南市	中心市街地空き家活用促進事業	中心市街地対象区域内に自らが居住するために新たに空き家を購入する方に最大で180万円の補助金を交付。(先着3件)	地域振興課	0987-31-1128
宮崎県	日南市	空き家バンク制度	登録された空き家・空き地の情報をホームページ上に公開し、市内への定住等を希望する方に対し情報提供する制度。	地域振興課	0987-31-1128
宮崎県	小林市	空き家バンク制度	市内にある空き家等の活用による移住促進を図るため、登録された空き家等の情報をホームページ等で情報提供する制度。	市民協働課	0984-23-1148
宮崎県	小林市	空き家バンク活動事業補助金	空き家所有者と移住者との間で賃貸借契約が締結され、移住者が5年以上定住する見込みがある場合、空き家の所有者が行う空き家の改修等に対して補助(上限40万円)。	市民協働課	0984-23-1148

宮崎県	日向市	日向市空き家等情報バンク	空き家等の売買又は賃借を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、本市への定住を目的として空き家等の利用を希望する市外在住者に対し提供を行う	総合政策課	0982-56-1630
宮崎県	えびの市	Uターン住宅改修等定住促進支援金	Uターンのために市内業者を利用して自己の空き家の改修、清掃、家財道具等の廃棄を行う場合にその経費の一部(補助率50%・上限50万円)を支援金として交付します。また、子育て加算金(上限20万円)が加算される場合があります。	企画課	0984-35-1111
宮崎県	えびの市	空き家バンク制度	市内の空き家・空き地等の売却、賃貸を希望し、空き家バンクに登録している物件情報を、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する方に対し提供する制度です。	企画課	0984-35-1111
宮崎県	えびの市	空き家賃貸借契約支援事業補助金	空き家バンク登録者間で行う賃貸借契約について、契約の安全上の確保のために市内の不動産業者に仲介を依頼した場合に、仲介手数料を補助します。	企画課	0984-35-1111
宮崎県	西米良村	空き家改修費補助	移住者が空き家バンクに登録されている物件に居住する場合、修繕費の1／2の費用(最大50万円)を補助す	むら創生課	0983-36-1111
宮崎県	椎葉村	移住・定住促進住環境整備事業	村内の空き家を購入または賃貸し、増改築を行う場合、もしくは新築を行う場合に、その工事費に対し1／2(100万円上限)を補助	地域振興課	0982-67-3203
鹿児島県	鹿屋市	空き家情報登録制度(空き家バンク)	鹿屋市内にある空き家の情報を市ホームページ上で市外の移住希望者に対して提供する。	地域活力推進課	0994-31-1147
鹿児島県	鹿屋市	空き家バンク登録のための家具等処分支援補助	・空き家バンクへの物件登録推進を図るため、登録にあたっての障害となる空き家内の家財道具等の処理費用について助成します。(補助率2/3 補助限度額5万円)	地域活力推進課	0994-31-1147
鹿児島県	鹿屋市	空き家バンク登録物件改修費補助	・空き家バンク登録物件について、賃貸借契約が成立し当該物件を改修する場合、改修費用について助成します。(補助率1/2 補助限度額50万円)	地域活力推進課	0994-31-1147
鹿児島県	鹿屋市	空き家バンク登録物件家賃補助	・空き家バンク登録物件について、賃借した方が40歳未満であり、起業・就業・就農のために転入する場合、月額家賃について助成します。(補助率1/2 補助限度額月額2万円 24ヶ月が限度)	地域活力推進課	0994-31-1147
鹿児島県	鹿屋市	空き家バンク登録物件車両燃料費等補助	・空き家バンク登録物件について、賃借した方が40歳未満であり、起業・就業・就農のために転入し、車を利用する場合、車両燃料費、車両リース代等について助成します。(補助率2/3 補助限度額月額1万円 24ヶ月が限度)	地域活力推進課	0994-31-1147
鹿児島県	薩摩川内市	空き家情報登録制度	市内にある空き家の賃貸、売買等を希望する所有者から登録の申込みを受け、登録された空き家の情報を薩摩川内市のホームページや広報で公開するとともに、定住などで市外から転入される方に空き家の利用を希望する方に情報提供を行うシステムです。	企画政策課 企画総務係	0996-22-5115 (4821)
鹿児島県	霧島市	移住定住空き家活用補助制度	霧島市の中山間地域における空き家等賃貸住宅に、市外から転入し入居された移住者及び中山間地域にある空き家(戸建て)を賃貸に供するために住宅改修、家財処分などを行った空き家所有者へ補助金を交付する制度です。家賃補助:家賃の2/3で最高3万円、空き家改修等補助:費用の1/3で最高30万円	共生協働推進課	0995-45-5111 (内線1543)
鹿児島県	南さつま市	空き家バンク制度	市における空き家の有効利用を通して本市への定住促進による地域の活性化を図るために実施する空き家情報登録制度を設けています。	企画政策課協働推進係	0993-53-2111
鹿児島県	志布志市	空き家バンク	空き家バンクとは、空き家や空き地を有効活用することにより、定住促進や地域活性化を図る事を目的として、市が空き家情報の提供を行う。	企画政策課	099-474-1111
鹿児島県	始良市	空き家バンク制度	始良市における空き家の情報を提供することにより、空き家の有効活用を図り、定住の促進及び地域活性化に活かすことを目的としたものです。	企画部地域政策課	0995-66-3111
鹿児島県	さつま町	さつま町空き家情報バンク制度	町内で空き家となり、所有者から登録希望があった物件に対して町内不動産業者等の協力を得ながら、空き家利用希望者とのマッチングを行う制度です。	企業誘致対策室	0996-53-1111
鹿児島県	大崎町	空き家リフォーム促進事業	1年以上空き家になっている町内の空き家の有効活用を促進するために、リフォームに係る経費の2分の1(最大で50万円)を補助。	企画政策係	
鹿児島県	南種子町	空き家バンク制度	空き家(売買・賃貸)の情報提供をします。	観光課	0997-26-1111
鹿児島県	徳之島町	定住促進住宅	定住促進及び地域の活性化を図るため、徳之島町定住促進住宅を設置。町内の集落に所在する空き家を町が借り上げ、改修のうえ、集落の活性化の担い手となる方を対象に定住促進住宅として転貸しています。	企画課	0997-82-1111
鹿児島県	和泊町	和泊町空き家等情報登録制度	賃貸・売却を希望する空き家等の所有者から、対象物件の情報を基に町が物件を登録し、和泊町で住宅等をお探しの方に情報提供するための制度です。	企画課	0997-84-3512

▶ [目次へ](#) ▶ [記事へ戻](#)

04.設備

都道府県名	市町村名	事業名	事業概要	お問い合わせ先	
北海道	北見市	住宅エコ改修補助事業(住宅省エネ・バリアフリー改修補助事業)	対象とする省エネルギー化、バリアフリー化の改修工事費用(基準額内の実費)の合計額が30万円(消費税等除く)以上のものに対し、補助対象工事費の20%、20万円を上限として補助(千円未満は切捨て)。	都市建設部 建設指導課	0157-25-1154
北海道	網走市	飲料水供給施設補助	水道がない地域で農業者の生活用水及び営農用水を確保するためにボーリングを行う場合に、その経費の一部を補助。補助金額(1件の場合、上限40万円。補助率は1/3以内。)	農政課農業振興係	0152-44-6111 (内線356)
北海道	苫小牧市	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	市内に自ら居住する住宅に対象システムを設置しようとする方で、出力1kW当たり4万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力を乗じて得た額(千円未満の端数は切り捨て)とし、12万円を上限に補助。	環境衛生部 環境保全課	0144-57-8806
北海道	苫小牧市	木造住宅耐震改修等補助金交付制度(耐震診断補助金)	個人の木造住宅の耐震診断に要する費用の一部に対して補助(補助額は、耐震診断経費の3分の2の額とし、上限は5万円)	都市建設部 建築指導課	0144-32-6527
北海道	苫小牧市	木造住宅耐震改修等補助金交付制度(耐震改修補助金)	個人の木造住宅の耐震改修に要する費用の一部に対して補助(補助額は、耐震改修工事の工事及び経費の額に0.2を乗じた額以内の額とし、30万円を超える場合は30万円が上限)	都市建設部 建築指導課	0144-32-6527
北海道	士別市	住宅設備設置等に対する助成(補助)	合併処理浄化槽を設置する場合に、工事費の9/10を助成。	建設水道部上下水道課	0165-23-3121
北海道	士別市	住宅設備設置等に対する助成(補助)	トイレ水洗化のための改造資金(限度額50万円)を無利子で貸し付け。	建設水道部上下水道課	0165-23-3121
北海道	士別市	住宅設備設置等に対する助成(補助)	融雪施設を設置するための資金(限度額80万円)を無利子で貸し付け。	土木管理課	0165-23-3121
北海道	名寄市	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	新たに住宅用太陽光発電システムを設置する場合、1kWあたり7万円補助(上限4kW、28万円/1補助対象者)。	総務部企画課	01654-3-2111
北海道	滝川市	滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金	対象世帯に対して、kW当たり2万円の助成。	くらし支援課	0125-28-8013
北海道	深川市	合併処理浄化槽整備事業	下水道事業区域外の合併処理浄化槽の設置・維持管理を市が実施(個別排水処理施設使用料、合併処理浄化槽への接続費用、分担金、合併処理浄化槽の電気料金の個人負担あり)	上下水道課	0164-26-2373
北海道	恵庭市	恵庭市住宅用新エネ機器設置導入促進補助金	既築住宅の太陽光発電設備の設置:1キロワットあたり2万円(上限8万円)、 ベレットストーブの購入設置:設置費用の2分の1(上限5万円)、を補助。	生活環境部 環境政策室環境 生活環境部 環境政策室環境	0123-33-3131 内線1141
北海道	恵庭市	恵庭市住宅用省エネ機器導入推進事業	家庭用のLED電球等を市内店舗にて購入した方に記念品をプレゼント。○合計3千円以上対象機器を購入した方・・・五百円相当の記念品。○合計5千円以上対象機器を購入した方・・・千円相当の記念品	環境課	0123-33-3131 内線1141
北海道	北広島市	飲料水等供給施設設置支援事業	市街化調整区域に居住する市民に対し、飲料水等供給施設の設置工事に対する費用の一部を助成します。	環境課	011-372-3311
北海道	北広島市	浄化槽設置奨励事業	合併浄化槽を設置する場合、浄化槽の規模により、1基につき352,000円～588,000円を助成します	環境課	011-372-3311
北海道	北広島市	太陽光発電システム設置支援事業	一般住宅用太陽光パネルを設置する場合、1キロワットあたり5万円(上限15万円)を補助します。	環境課	011-372-3311
北海道	当別町	耐震診断の助成	木造住宅の耐震診断を行う場合、費用の2/3(上限2万円)を助成	建設課管理住宅	0133-23-3147
北海道	蘭越町	住宅エコ化支援事業	窓又は外壁、屋根・天井若しくは床の断熱改修工事を施工する方へ上限50万円を補助	総務課企画防災対策室 まちづくり推進係	0136-57-5111
北海道	ニセコ町	浄化槽整備事業	合併処理浄化槽を設置する場合、設備費用の一部を補助	町民生活課生活環境係	0136-44-2121
北海道	岩内町	水洗便所等改造費補助金	既設のトイレや排水設備を下水道に接続するための改造費助成。 ※供用開始から3年以内に限る。	上下水道課	0135-67-7093
北海道	岩内町	防災街路灯設置費補助金	LEDの場合、設置費の3／4を補助(上限:35,000円) LED以外の場合、設置費の2／3を補助(上限:30,000円)	住民課 住民生活担当	0135-67-7094
北海道	岩内町	既存住宅耐震診断・耐震改修補助金	耐震基準を満たしていない既存住宅の耐震改修工事等を行う者に対し、その要する経費の一部を助成。 耐震診断は、対象経費の1／3(上限:30,000円) 耐震改修は、対象経費の10％(上限:200,000円)	建設住宅課 建築担当	0135-67-7097
北海道	南幌町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	みどり野団地、稲穂団地で新築住宅に太陽光発電を設置する場合に、上限を28万円として、1kW当たり7万円の補助金を交付(募集制限あり)	まちづくり課 企業誘致グループ	011-378-2121
北海道	南幌町	ベレットストーブ設置補助金	町民及び町民となる予定の方で、自らが居住する住宅等にベレットストーブを設置する場合、上限を10万円として、ベレットストーブ本体購入費用に1/2を乗じた金額の補助金を交付(募集制限あり)	まちづくり課 企業誘致グループ	011-378-2121
北海道	長沼町	住宅用太陽光発電システムモニター補助事業	町内に住宅用太陽光発電システムを設置する場合、太陽電池の最大出力数(kW)×6万円を補助。(上限18万円)	総務政策課 政策・行革係	0123-88-2111
北海道	長沼町	合併処理浄化槽設置整備補助事業	公共下水道及び集落排水事業区域以外の区域に合併処理浄化槽を設置する場合、設置に要する標準工事費の約70%を助成。(浄化槽の規模により補助額変動)	都市整備課 下水道係	0123-88-2111
北海道	長沼町	融雪施設設置費補助事業	融雪施設の設置費の一部を助成。申請者が65歳以上または身体障害1級、2級の方と同居している場合は、設置費の2分の1以内。(上限50万円) それ以外の場合は、設置費の3分の1以内。(上限30万円)	都市整備課 管理係	0123-88-2111
北海道	厚真町	住宅太陽光発電システム設置補助	国が定める基準にあった住宅用の太陽光発電システムの設置に対して町内業者施工、1KW当たり10万円(限度額30万円)町外業者施工、1kW当たり7万円(限度額20万円)を補助。	建設課 建築住宅グループ	0145-27-2325
北海道	厚真町	ベレットストーブ等の購入費の補助	木質ベレットや薪等を燃料とするストーブを購入する場合に本体購入価格の2分の1(町内で購入の場合:限度額15万円/町外で購入の場合:限度額10万円)を補助。	建設課 建築住宅グループ	0145-27-2325
北海道	厚真町	住宅用LED照明器具等購入費の補助	住宅用のLED照明器具等を町内で購入本体購入する場合に価格の2分の1(限度額4万円)を補助。	建設課 建築住宅グループ	0145-27-2325
北海道	妹背牛町	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	町内の既存住宅若しくは、住宅の新築にあわせて新設する太陽光発電システム設置費の助成。最大出力(10キロワット未満)に7万円を乗じた額(上限21万円)。	企画振興課	0164-32-2411
北海道	美幌町	ベレットストーブ購入補助事業	木質ベレットストーブ購入に要する経費の2/3以内(上限40万円)を補助しています。	耕地林務グループ 森林担当	0152-73-1111
北海道	美幌町	太陽光発電システムモニター制度	太陽光発電システムを設置し、1年間モニターとして定期報告をする方に10万円を支給しています。	商工観光グループ 商工労政担当	0152-73-1111
北海道	美幌町	美幌町住宅耐震改修助成事業	昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震改修工事を行う事により、最高30万円を補助します。	建築グループ指導担当	0152-73-1111
北海道	滝上町	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	公共下水道地域以外の地域で合併処理浄化槽を設置する方へ、予算の範囲内で補助を行う。(参考5人漕で上限90万円)	住民生活課	0158-29-2111
北海道	浦河町	合併処理浄化槽設置整備事業	下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する場合に、一基につき352,000～1,545,000円の補助金を交付	町民課	0146-26-9001
北海道	鹿追町	鹿追町住宅用太陽光発電システム導入費補助制度	町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを新設する場合で、システムの経費(補助対象経費)が1kWあたり50万円以下のものに補助金を交付。太陽電池の最大出力値に7万円を乗じた額で、20万円が上限。	企画財政課	0156-66-4032
北海道	幕別町	太陽光発電システム導入補助金	住宅用太陽光発電システムを導入する家庭を対象に、発電システムの出力値3kwまでの部分については1kwあたり4万円、3kwを超える部分については1kwあたり3万円 で計算した額(限度額15万円)を助成。	民生部町民課	0155-54-6601
北海道	幕別町	ベレットストーブ導入補助金	ベレットストーブを導入する家庭・事業所を対象に、対象経費(消費税は除く)に2分の1を乗じて得た額(1000円未満切捨て)を助成(限度額15万円)。	民生部町民課	0155-54-6601
北海道	厚岸町	住宅用太陽光発電システム設置補助金	住宅用太陽光発電システムを設置する場合、[1kW当たり3万円×太陽電池の最大出力値]の奨励金を交付(上限15万円)	まちづくり推進課 雇用雇用推進係	0153-52-3131
北海道	標茶町	標茶町えこほーむ(太陽光発電システム)報償制度	対象となる住宅用太陽光発電システムを、居住する町内の住宅に設置した住民に、町内で使えるお買い物券10万円分を贈呈します。	管理課	015-485-2111
北海道	標茶町	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽を設置する場合に、浄化槽設置工事費から10万円を減じた額を補助。限度額あり。	水道課	015-485-2111
北海道	鶴居村	住宅用太陽光発電システム設置補助金	住宅に設置する太陽光発電システムに対し1kW当たり10万円を補助し、50万円を上限額として支給。	企画財政課 企画調整係	0154-64-2112
北海道	鶴居村	木質系燃料ストーブ購入助成	木質系を燃料とする家庭用ストーブ購入費の1/2以内、15万円を上限額とし補助。	産業振興課 林政係	0154-64-2114
北海道	白糠町	太陽のまち定住奨励助成事業	町内に定住することを条件に、住宅に太陽光システムを設置する場合・地域材を利用して新築住宅を建築される場合、またはその両方を行う場合にその経費を一部助成するもの。	経済課商工係	01547-2-2171
青森県	青森市	平成27年度青森市住宅用新・省エネルギー設備導入支援事業補助金	温室効果ガスである二酸化炭素を排出しない自然エネルギーの利用を促進するため、市内の住宅に太陽光発電システムや木質ベレットストーブ等を導入する方を対象に、設置費用の一部を助成します。	環境政策課	017-761-4412
青森県	青森市	青森市生ごみ処理機購入費助成事業	青森市内にお住いのかたを対象に、生ごみコンポスト容器の購入費を2分の1(上限3,000円)助成します。	清掃管理課	017-761-4424
青森県	八戸市	木質ベレットストーブ導入支援事業補助金	市内の住居及び店舗に木質ベレットストーブを設置する方に対し、木質ベレットストーブの設置費用の一部を補助します。助成額は設置費用の1/3、上限15万円です。	環境政策課	0178-43-9265
青森県	八戸市	電動式家庭用生ごみ処理機購入費補助金	電動式生ごみ処理機を購入する方に対し、電動式生ごみ処理機の購入費用の一部を補助します。助成額は購入費用の1/3、上限2万円です。	環境政策課	0178-43-9362
青森県	八戸市	コンポスト容器購入費補助金	コンポスト容器を購入する方に対し、コンポスト容器の購入費用の一部を補助します。助成額は購入費用の1/2、上限3千円です。	環境政策課	0178-43-9362
青森県	五所川原市	浄化槽設置費用の補助金制度	自らが居住する住宅に浄化槽を設置される方、浄化槽が新たに設置される住宅を建築・購入される方を対象。浄化槽・設置に要する経費を補助。(5人槽:352,000円～8～10人槽:588,000円)	下水道課	0173-23-6000
青森県	五所川原市	五所川原市新エネルギー設備導入促進事業	住宅用太陽光発電システム(太陽電池モジュール1kWあたり3万円以上上限12万円)、家庭用蓄電池(蓄電容量1kWhあたり2万円以上上限6万円)、木質ベレットストーブ(15万円までの設備購入費)の設置費用補助	企画課	0173-35-2111 (内線2154)
青森県	むつ市	住宅用太陽光発電システム導入支援事業	地球温暖化の一因とされる温室効果ガスの発生抑制と省エネルギーへの関心を高めることを目的に、個人住宅に太陽光発電システムを導入する方に対し、5万円を補助します。(要件有り)	企画調整課	0175-22-1111
青森県	つがる市	住宅用太陽光発電設備導入支援事業補助金	太陽電池モジュール1キロワット当たり3万円(上限12万円)を補助	企画調整課	0173-42-2111
青森県	平川市	平川市住宅用太陽光発電システム導入支援事業	個人住宅用の太陽光発電システムを導入する者に対し、補助金上限額を10万円(市内施工業者の場合は12万円)とし、補助金を交付。	企画財政課 企画調整係	0172-44-1111 (内線1434)
青森県	平内町	浄化槽市町村整備推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽市町村整備推進事業を行う者に対して補助金を交付する。	地域整備課	017-755-2116
青森県	平内町	浄化槽設置整備推進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業を行う者に対して補助金を交付する。	地域整備課	017-755-2116
青森県	蓬田村	蓬田村合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付事業	村内に合併処理浄化槽を設置する方及び住宅を購入する方に対して合併処理浄化槽設置の補助金を交付。5人槽:352,000円、6～7人槽:441,000円、8～10人槽:588,000円。	健康福祉課	0174-27-2111
青森県	板柳町	合併処理浄化槽設置整備事業補助	公共下水道、農業集落排水区域外において合併処理浄化槽を設置する方で、板柳町に在住する方。5人槽:234,000円 7人槽:294,000円 10人槽:392,000円	上下水道課	0172-79-1057
青森県	板柳町	生活道路消雪施設設置事業補助	・町が実施する除雪道路以外の町道で、除雪車による除雪が困難な地区の住民が共同で実施する消雪設置事業。 ・さく井及び消雪施設に係る工事に要する経費 ※10万円を限度とし、補助対象経費の1/2とする。	建設課	0172-73-2111 (343)
青森県	板柳町	下水道事業の公共汚水ます新設	汚水ます設置に係る費用の負担 ○公共下水道、農業集落排水区域内で、使用者の原因以外で公共汚水ますが設置されていない土地、受益者負担金が納付されている土地、宅地造成等営利目的以外の土地であること。	上下水道課	0172-79-1057
青森県	七戸町	クリーンエネルギー促進事業費補助事業	町民、町内に事業所等を有している事業者を対象に、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等の整備費用を補助。	企画調整課	0076-68-2940
青森県	おいらせ町	浄化槽設置補助金	下水道施設が当面整備されない地区で浄化槽を設置する方に対し補助金を交付します。	地域整備課	0178-56-4819
青森県	三戸町	三戸町水洗便所改造等工事支援制度(助成金)	排水設備などを新設する工事とその付帯工事、汲み取り便所、浄化槽から下水道に接続する改造工事とその付帯工事を対象に、工事費の8% (一般世帯)・12% (高齢者世帯)の金額を助成。	建設課	0179-20-1154
青森県	三戸町	三戸町水洗便所改造等工事支援制度(利子補給)	排水設備などを新設する工事とその付帯工事、汲み取り便所、浄化槽から下水道に接続する改造工事とその付帯工事に係る工事費の借入金に対する利子及び保証料の全額を補給。	建設課	0179-20-1154
青森県	三戸町	三戸町浄化槽設置整備事業費補助金交付事業	浄化槽設置に係る費用を補助(5人槽:352,000円、7人槽:441,000円、10人槽:588,000円)	建設課	0179-20-1154
青森県	三戸町	三戸町木造住宅耐震診断支援事業	旧耐震基準の木造住宅を対象に耐震診断員を派遣し、総合的に耐震診断を実施。申請者負担額は住宅の延べ床面積により算定。	建設課	0179-20-1154
青森県	南部町	合併処理浄化槽設置補助	公共下水道事業及び農業集落排水事業の区域を除く地域において、合併処理浄化槽を設置する者へ助成金を支給。・5人槽:352,000円・7人槽:441,000円	建設課	0179-34-2518
岩手県	一関市	住宅用太陽光発電システム導入促進費補助金	市内の事業者との契約により、住宅用太陽光発電システムを設置、及び設置した建売住宅を購入した場合、10万円を上限に1Kw当たり2万円を補助します。	市民環境部生活環境課	0191-21-8342

岩手県	八幡平市	住宅水洗化リフォーム支援事業	市内の施工業者による住宅水洗化リフォームを行う市民に予算の範囲内において、水洗化リフォームに要した経費に対して、「八幡平市共通商品券」を交付(最大20万円)。	産業建設部 建設課	0195-74-2111
岩手県	雫石町	浄化槽設置整備事業費補助金	浄化槽の普及を促進するために、集合処理整備計画区域外の一般住宅および事業所に設置される浄化槽の設置費用の一部を補助金交付する制度です。	上下水道課	019-692-6408
岩手県	雫石町	クリーンエネルギー設備導入補助金	環境負荷の少ないクリーンエネルギー設備(木質燃料燃焼機器設備(薪ストーブなど)、太陽光発電設備、太陽熱利用設備)の導入に対し、補助金を交付しております。	環境対策課	019-692-6485
岩手県	葛巻町	地域情報通信基盤施設加入奨励事業	U・インターン者が、町内に定住する際に必要な情報通信基盤施設加入負担金63,000円を、全額補助する。	総務企画課	0195-66-2111
岩手県	一戸町	住宅用太陽光発電システム導入促進費補助	住宅用太陽光発電システムを設置した方に、太陽電池の最大出力1kWあたり3万円(上限9万円、千円未満は切り捨て。)相当の商品券を交付。	まちづくり課	0195-33-2111
岩手県	一戸町	一戸町薪ストーブ普及促進事業	薪ストーブ本体および、設置に係る経費の2分の1に相当する額(千円未満切り捨て)とし、10万円を限度とする商品券を交付。	産業課	0195-33-2111
宮城県	石巻市	危険ブロック塀等除却事業	通学路等に面する危険度の高いブロック塀等を除却して安全を確保する場合に費用の一部を助成する(上限15万円)。除却後に軽量フェンス等を設置する場合、設置費用の一部を助成する(上限10万円)。	建設部建築指導課	0225-95-1111
宮城県	石巻市	木造住宅耐震診断助成事業	耐震診断を希望する方に耐震診断士を派遣する。昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象。面積に応じ8,300円から3万9,200円の自己負担が必要。	建設部建築指導課	0225-95-1111
宮城県	石巻市	木造住宅耐震改修工事助成事業	市の耐震診断を受け、耐震改修が必要と診断された住宅を耐震改修する場合、工事費用の一部を助成する。(上限55万円。ただし10万円以上のリフォーム工事を同時に行う場合は上限65万円。)	建設部建築指導課	0225-95-1111
宮城県	名取市	木造住宅耐震改修工事助成事業	市の耐震診断を受け、耐震改修が必要と診断され耐震改修する場合、工事費用の一部を助成する。(補助対象経費上限額を90万円とし、その三分の一以内の額)	都市計画課	022-384-2111
宮城県	村田町	住宅用太陽光発電システム導入補助事業	住宅用太陽光発電システム(太陽光パネル)を設置する方であって、電力会社と太陽光発電余剰電力受給契約を締結する方に補助。1kWにつき2万5千円(限度10万円)。	町民生活課	0224-83-6401
宮城県	山元町	水洗便所改造資金融資あっせん制度	公共下水道、農業集落排水の供用区域で既設住宅の排水設備工費の融資斡旋。一般住宅50万円上限。利息は町が負担。36ヶ月以内の元金均等分割返済。	上下水道事業所	0223-37-1120
宮城県	山元町	浄化槽設置整備事業費補助金	下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する場合に、一基につき332,000～548,000円の補助金を交付。	上下水道事業所	0223-37-1120
宮城県	女川町	危険ブロック塀除却事業及び塀等設置補助事業	倒壊等の危険度の高いブロック塀などを除却して安全を確保する場合に除却費用について一部を助成、また、ブロック塀などの除却跡地に軽量の塀(生け垣、フェンス、板塀)などを設置する場合に設置費の一部を助成す	生活支援課	0225-54-3131
宮城県	南三陸町	浄化槽設置補助事業	浄化槽を設置するにあたり、費用の一部を補助	上下水道事業所	0226-46-5600
宮城県	南三陸町	住宅用太陽光発電システム普及促進補助事業	住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費に対し、出力1kWあたり3万円を補助(上限12万円)	環境対策課	0226-46-5528
宮城県	南三陸町	木造住宅耐震診断助成事業	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅が対象で、耐震診断に要する経費に対し最大14万5千円を助成	建設課	0226-46-1377
秋田県	鹿角市	住まいの耐震化補助制度	耐震診断に要する費用の2／3以内(上限30,000円)を補助します。	都市整備課 建築班	0186-30-0266
秋田県	鹿角市	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	耐震改修工事費用の23％以内(上限30万円)を補助します。	上下水道課 管理班	0186-30-0275
秋田県	鹿角市	水道給水装置等設備資金利子補給費補助金	合併処理浄化槽を設置する費用の一部(5人槽351,000円、7人槽441,000円)を補助します。	上下水道課 管理班	0186-30-0275
秋田県	由利本荘市	地域活性化バレットストーブ等設置費補助金	上水道又は簡易水道の給水装置の設置工事に係る資金について金融機関から融資を受ける際に利子分を補助します。	農林水産部農山漁村振興課	0184-24-6357
宮崎県	美郷町	合併処理浄化槽設置整備補助事業	市内に住所を有する個人、事業所等がバレットストーブ及びボイラーを設置する場合に設置費の一部を補助(上限20万円)。	町民生活課	0982-66-3604
山形県	川西町	川西町住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	住宅の生活排水用の合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助 対象システムの太陽電池の最大出力(9,99kwを上限)に、30,000円を乗じて得た額。最大299,000円※ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。	まちづくり課	0238-42-6613
山形県	三川町	住宅用太陽光発電システム設置補助金	太陽光発電の導入を促進し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システム設置補助金を交付します。	建設環境課	0235-35-7036
福島県	福島市	住宅用太陽光発電システム設置助成金	自ら居住する市内の住宅にシステムを設置したか、システムが設置された市内の新築住宅を購入し居住している市民を対象に、1kw当たり30,000円(助成上限120,000円、最大4kw分まで)を助成。	環境課	024-525-3742
福島県	会津若松市	住宅用太陽光発電システム設置補助金	※予算額に達成次第終了 住宅用太陽光発電システムを設置する場合、1Kwあたり1万円(上限4万円)の経費を補助。	環境生活課	0242-39-1221
福島県	会津若松市	水洗便所改造資金融資あっせん(利子補給)制度	公共下水道、農業集落排水、個別生活排水の供用区域で既設住宅の排水設備工事に係る費用の融資を斡旋 ＊融資限度額：一般住宅は100万円、集合住宅は400万円(80万円/戸) ＊貸付利息：市が全額負担 ＊償還方法：借りた月の翌月から80ヶ月以内で元金均等分割 一般住宅については便所以外の水回り改修工事可	市下水道課	0242-39-1264
福島県	会津若松市	個別生活排水事業(合併浄化槽の設置事業)	市街化調整区域において、希望する方の敷地に市が合併浄化槽本体を設置、維持管理し、使用者から分担金と使用料をいただくで運営する。	市下水道課	0242-39-1264
福島県	会津若松市	浄化槽設置補助金	公共下水道計画区域で、整備が概ね7年以上見込まれない区域において合併浄化槽を設置する場合に補助金を交付する。	市下水道課	0242-39-1264
福島県	田村市	住宅用新エネルギー設備等設置費補助制度	地球温暖化防止の観点から環境負荷の少ない資源循環型社会を構築するため、新エネルギーの利用拡大を目指し、新エネルギー設備を導入する方に設置費の一部を助成します。	総務部 協働まちづくり課	0247-81-2135
福島県	本宮市	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	適正な浄化槽の維持管理をしている方に補助金を交付。一律7,000円	建設部 上下水道課	0243-24-5413
福島県	本宮市	浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置者に補助金を交付。 転換：5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 転換以外：5人槽166,000円、7人槽207,000円、10人槽274,000円	建設部 上下水道課	0243-24-5413
福島県	本宮市	太陽光発電システム設置費補助金交付事業	住宅へ太陽光発電システムを設置する方に対して、予算の範囲内で設置費の一部を助成。 1キロワットあたり2万円(補助上限8万円、最大4キロワット分まで)	市民部 生活環境課	0243-24-5362
福島県	国見町	国見町太陽光発電システム設置費補助金	住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、その設置費の一部に補助金を交付。(太陽電池容量の最大出力値1kWあたり2万円(上限kW・10万円))	企画情報課 総合政策室	024-585-2217
福島県	浅川町	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金交付制度	自らが居住し、または居住しようとする町内の住宅へシステムを設置する場合に、1kwあたり3万円(上限4kwで最大12万円)を補助。	総務課	0247-36-4121
茨城県	大洗町	住宅用太陽光発電システム設置補助金制度	自ら居住する住宅に対し、1kwあたり4万円で最大限出力4kwまで補助します。(上限16万円)	生活環境課	029-267-5111
茨城県	八千代町	住宅用太陽光発電システム設置補助金制度	住宅用太陽光発電システムを設置される方に対し、その費用の一部を町の予算の範囲内において補助します。1キロワットあたり2万円(上限7万円)	生活環境課	0296-48-3818
栃木県	さくら市	さくら市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、その設置費の一部を補助。	環境課	028-681-1126
栃木県	上三川町	太陽光発電普及推進事業	町内の居住する住宅に太陽光発電システムを設置した方、又は太陽光発電システムの設置等が完了している住宅を購入した方に対して、太陽電池の出力1キロワット当たり15,000円を補助。上限60,000円(4キロワット)。 住宅用太陽光発電システムを設置する方にその費用の一部を補助することで、エネルギーに対する関心を高め、このような新エネルギーの普及促進を図る。	住民生活課	0285-56-9131
栃木県	益子町	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	補助額 1kwあたり3万円(12万円上限) 要件 システム設置後1年以内に町内に住所を有することが確実であることなど	民生部 環境課	0285-72-8519
群馬県	みなかみ町	浄化槽設置整備事業補助制度	浄化槽を設置する方に対して費用を補助する。上限額は279,000円～477,000円。	生活水道課	0278-25-5014
埼玉県	行田市	住宅用太陽光発電システム設置補助	市内事業者の請負により住宅用太陽光発電システム(1KW以上)を設置する場合、費用の一部として一律8万円を補助。	環境課	048-556-9530
埼玉県	行田市	住宅用高効率給湯器設置補助	住宅用高効率給湯器を設置する場合、費用の一部を補助。 ガスエンジン給湯器の場合、2万円。燃料電池コージェネレーションシステムの場合、5万円。	環境課	048-556-9530
埼玉県	飯能市	住宅用太陽光発電システム設置補助金	戸建て住宅、店舗等の兼用住宅(住宅の用途に供する面積が2分1以上)に太陽光発電システムを設置する場合に補助金を交付。太陽電池の公称最大出力値1kW当たり30,000円(上限3.5kW)	環境緑水課	042-973-2125
埼玉県	羽生市	浄化槽設置整備事業	既存単独処理浄化槽または汲み取り便屋から転換して合併処理浄化槽を設置する場合(一部の区域を除く)、設備費用の一部を補助します。	環境課	048-560-3111
埼玉県	羽生市	生ごみ処理機器購入費補助事業	コンボスター1機につき2,000円上限、1世帯2基まで、生ごみ処理機1機につき10,000円上限(ただし購入額の1/2以内の額)、1世帯1機まで、補助金を交付します。	環境課	048-561-1121
埼玉県	羽生市	住宅用太陽光発電装置設置補助事業	個人の住宅への太陽光発電装置設置者に対し、補助金を交付します。太陽電池モジュールの最大出力合計が10キロワット未満のもの。1kwあたり2万円、上限8万円。	環境課	048-561-1121
千葉県	いすみ市	家具転倒防止事業	市民の生命及び財産を守るため、居住する住宅の家具転倒防止措置を講じた方に対して、1万円を上限に助成する。	危機管理課 情報危機管理班	0470-62-2000
新潟県	三条市	三条市高齢者等木造住宅耐震診断士派遣事業	昭和56年5月31日以前に建築された高齢者等の居住する木造住宅の耐震診断を市が無料で実施	建設部建築課	0256-34-5511
新潟県	三条市	三条市木造住宅耐震診断費補助金交付事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断費について、診断費から1万円を差し引いた額を補助(上限8万3千円)	建設部建築課	0256-34-5511
新潟県	小千谷市	克雪住宅補助金	市内に個人で克雪住宅を建築、または既存の住宅を克雪住宅に改良した場合、最大44万円を補助する。	建設課	0258-83-3514
新潟県	十日町市	再生可能エネルギー活用促進費補助金交付事業	再生可能エネルギーの活用を図り、地球温暖化対策の推進を目的に、「バレットストーブ購入」「太陽光発電システム設置」「太陽熱利用システム設置」「地中熱利用」など自然エネルギーを利用した機器及び設備の設置費用の一部を補助。	環境衛生課	025-752-3924
新潟県	糸魚川市	住宅用太陽エネルギー利用設備設置補助	新エネルギーの普及と環境保全を推進するため、住宅用の太陽光発電設備または太陽熱利用温水器を設置する方に、設備費の一部を支援します。	環境生活課 環境係	025-552-1511
新潟県	糸魚川市	バレットストーブ設置補助	バレットストーブを設置する方に、設備費の一部を支援します。(設備費等の1/3に相当する額で上限100,000円 ※条件によって拡充あり。)	環境生活課 環境係	025-552-1511
新潟県	五泉市	住宅用省エネ設備等設置事業費補助制度	設置工事を市内業者に発注する方に、太陽光パネルの場合1kw当たり5万円(上限20万円)、エネファーム又はエコウィルの場合、機器購入費と設置工事費の20%(上限エネファーム20万円、エコウィル10万円)を補助。	環境保全課	0250-43-3911
新潟県	阿賀野市	木造住宅耐震改修等支援事業補助金	地震による建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、地震に強いまちづくりを促進するため市内に存する木造住宅の耐震改修等を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付。【最高50万円】	建設課	0250-61-2481
新潟県	阿賀野市	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	自らの住宅に太陽光発電システムを設置する方に設置費用の一部を補助。【最高10万円】	商工観光課	0250-61-2479
新潟県	阿賀野市	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	補助対象地域で個人の専用住宅及び併用住宅に合併処理浄化槽等を設置しようとする者に対し補助。【5人槽の場合、最高352千円】	上下水道局	0250-62-2833
新潟県	南魚沼市	バレットストーブ等設置補助	市内に住所を有する個人、事業所等がバレットストーブ及びボイラーを設置する場合に設置費の一部を補助。補助率は個人住宅、事業所1/4以内(限度額10万円)、集会所・農林業施設ボイラー1/3以内(限度額15万円)	農林課 農地林務係	025-773-6663
新潟県	南魚沼市	住宅用太陽光発電システム設置費補助	市内に住民登録をしている者が市内事業者の施工によって、住宅用太陽光発電システムを設置する場合に、設置工事費の一部を補助。補助額：最大出力1kwあたり8万円(限度額24万円)※売電契約が必要	環境交通課 環境交通班	025-773-6666
新潟県	南魚沼市	克雪すまいづくり支援事業補助	市内居住者または居住確定者が市内で住宅の克雪化(屋根融雪施設等の設置)を行う場合や、地盤沈下区域内で事業所が克雪化を行う場合の工事に対する補助。補助率：補助対象工事費の17.6%(上限44万円)	都市計画課 施設係	025-773-6662
新潟県	南魚沼市	宅地等消雪設備普及促進事業補助	地盤沈下区域内の住宅宅地または事業用敷地に消雪設備を設置する工事に対する補助。(地下水を利用した融雪施設は対象外)補助率：補助対象工事費の1/3(限度額50万円)	都市計画課 施設係	025-773-6662
新潟県	胎内市	住宅用太陽光発電システム補助	自ら居住する市内の住宅に未使用の太陽光発電システムを設置する等の要件を満たす方を対象に、1kwあたり7万円とし、21万円(3kw)を上限に補助。	市民生活課	0254-43-6111
新潟県	胎内市	排水設備工事資金融資制度	公共下水道または集落排水施設へ接続するために行う排水設備の工事で、工事資金を必要とされる方を対象に融資。・融資金額：限度額120万円・融資利率：年1.8パーセント・償還期間：84ヶ月(7年)以内	上下水道課	0254-43-2394
富山県	高岡市	住宅用太陽光発電システムの設置補助	自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方へ、1件当たり4万5千円(H27.3末までの工事契約の方は5万円)を補助(1回限り)。	市民生活部 地域安全課	0766-20-1352
石川県	七尾市	下水道等排水設備工事費補助金	くみ取り式便所、単独浄化槽、合併処理浄化槽を使用している人が、下水道に接続する場合に、最高30万円を助成。	建設部 上下水道課	0767-53-1972
石川県	七尾市	水洗便所等改造資金利子補給	供用開始後3年以内に下水道に接続する人が工事に必要な資金の融資を受ける場合に、最高100万円(利子の全額)を助成。(償還期間60カ月以内)	建設部 上下水道課	0767-53-1972
石川県	七尾市	市指定ごみ袋支給事業	基準を満たす対象世帯に本市指定ごみ袋を1年間に40枚支給。	市民生活部 環境課	0767-53-8421
石川県	七尾市	家庭用ごみ減量機器設置費補助金	市内の個人が設置した家庭用ごみ減量機器の費用に対して、2分の1(最高3万円)を助成。	市民生活部 環境課	0767-53-8421
石川県	七尾市	住宅用太陽光発電システム設置モデル事業	市内で住宅用太陽光発電システムを設置する人に対して、最高20万円を助成。	市民生活部 環境課	0767-53-8421

石川県	珠洲市	木質バイオマストロブ購入費補助金	市民及び市内事業者等を対象に、木質バイオマストロブの購入費の1/3以内、上限10万円を助成。	自然共生室	0768-82-7720
石川県	珠洲市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	市民を対象に、住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費に対し、1kWあたり7万円(上限30万円)を助	自然共生室	0768-82-7720
石川県	加賀市	下水道接続促進補助金制度	公共下水道(農業集落排水施設地域を除く)の整備済地域内で、既設の合併処理浄化槽、単独処理浄化槽や汲み取り式便所を廃止して、下水道供用開始後1年以内に下水道に接続する場合に、補助金を交付。	上下水道部 経営企画課	0761-72-7953
石川県	加賀市	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業	自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する人又は、自ら居住するために市内の太陽光発電システム付き住宅を購入する人に一律50,000円を補助。ただし最大出力2kw以上のシステムが条件。	市民生活部環境 安全課	0761-72-7892
石川県	加賀市	耐震改修工事費補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅に耐震改修を行う場合、補助率2/3上限60万円を助成	建設部建築課	0761-72-7936
石川県	加賀市	耐震設計補助事業	*加賀市が指定する緊急輸送道路沿いは上限80万円 古い木造住宅に耐震診断を行う場合の一部助成制度	建設部建築課	0761-72-7936
石川県	加賀市	耐震診断補助事業	昭和56年以前に建築された木造住宅に耐震診断を行う場合、無料。但し図面が無い等の理由により現地調査を行う場合5千円自己負担。	建設部建築課	0761-72-7936
石川県	加賀市	合併処理浄化槽設置助成事業	合併処理浄化槽整備区域内の専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取便所から合併処理浄化槽(処理対象人員50人以下に限る)に転換しようとする者に助成。※新築に伴う設置は対象から除外	上下水道部 経営企画課	0761-72-7953
石川県	かほく市	『かほく市住宅用自然エネルギーシステム設置費補助金』制度	環境にやさしい自然エネルギーを利用する下記の住宅用設備を設置する方に補助制度を設けています。※対象自然エネルギーシステム(太陽光発電、小形風力発電、太陽熱利用、ペレット・薪利用)により金額が異なりま	市民部防災環境 対策課	076-283-7124
石川県	かほく市	ケーブルテレビ引込工事費(無料)	住宅を新築時に、かほく市ケーブルテレビネットワークに加入いただいた方は、加入金・引込工事費が無料になります。	総務部企画情報 課	076-283-7112
石川県	能美市	自然エネルギー設備設置補助	太陽光発電(10kwまで最大5万円)小型風力発電、薪ストーブ等を設置する人に最大5万円補助。	環境生活課	0761-58-2217
石川県	志賀町	住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金	町内におけるグリーンエネルギーの導入を促進するため、住宅用の太陽光発電システムの設置に要する費用の一部を補助します。(70,000円/kW、上限280,000円)	環境安全課	0767-32-9321
山梨県	都留市	都留市住宅用自然エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金交付事業	自宅に自然エネルギー発電システム及び省エネルギー機器を設置した場合に補助金が受けられます。	地域環境課 環境政策担当	0554-43-1111 (内線108)
山梨県	大月市	大月市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助します。補助金額：5万円(一律)	市民課 生活環境担当	0554-23-8023
山梨県	大月市	浄化槽設置補助事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、大月市内の下水道未整備区域において合併浄化槽を設置する方(ただし下水道法第4条第1項の認可区域を除く。)を対象に、設置費用の一部を補助します。補助金額：5人槽33万2千円 6～7人槽41万4千円8人槽以上54万8千円	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855
山梨県	大月市	大月市浄化槽設置奨励補助事業	下水道法第4条第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域で、下水道が未整備の地域において、浄化槽を設置する方を対象に、大月市浄化槽設置奨励補助金を交付しています。補助金額：人槽に関わらず 8万円	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855
山梨県	大月市	下水道事業に係る宅地内排水設備設置工事費補助事業	下水道の供用開始から3年以内に下水道に接続するために宅地内排水設備工事を行う方を対象に、工事費の一部を補助します。補助金額：工事費の2分の1(限度額10万円)	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855
山梨県	大月市	資金融資斡旋制度	下水道の供用開始から3年以内に宅地内排水設備を行う方を対象に、資金の融資斡旋を行います。市内の金融機関(郵便局を除く)から融資を受けられます。「融資を受けた場合に生ずる利子は市が補助します。」「ただし、利子の補給額は、年利率5パーセントを限度とし、延滞金利利子は含まれません。融資斡旋限度額：1世帯に	地域整備課 都市整備担当	0554-20-1855
山梨県	甲斐市	生け垣及び花壇の設置補助制度	市民が居住する目的で管理する宅地に、新たに生け垣若しくは花壇を設置する場合は、その設置に係る費用を一部補助する。	都市計画課	055-278-1669
山梨県	甲斐市	太陽エネルギー利用機器導入促進奨励金	太陽光発電又は太陽熱温水器設置者に奨励金を交付(太陽光発電一律50,000円、太陽熱温水器一律30,000	環境課	055-278-1706
山梨県	甲斐市	市町村設置型浄化槽設置事業	市内一部地域を対象に市町村設置型浄化槽設置事業を実施	環境課	055-278-1706
山梨県	甲斐市	生ごみ処理機(容器)購入費補助金	市内に在住する者が、生ごみ処理機を購入した場合に購入費の2分の1以内の額(2万円が限度額)を補助す	環境課	055-278-1706
山梨県	市川三郷町	自然エネルギー有効活用促進奨励金	環境負荷の少ない再生可能なエネルギーの導入を促進し、地球温暖化防止の取り組みの一つとして、一般住宅に太陽光発電システムを設置する方を対象に、機器の最大出力1kW当たり3万円(上限額12万円とする)の奨励金を交付します。	生活環境課	055-272-6092
山梨県	富士川町	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	住宅用太陽光発電システムを設置する方に、設置費の一部を補助します。1kw当たり2万5千円(上限7万円)町外からの転入者については、上限15万円	町民生活課	0556-22-7209
山梨県	道志村	浄化槽設置事業	みなし浄化槽から浄化槽への転換もしくは新設を設置者負担10%で村で整備。	産業振興課	0554-52-2114
山梨県	道志村	戸別端末の設置	村内光回線を利用したサービス。村内での無料テレビ電話や端末を利用した村からの情報発信など。利用料月額100円。	総務課	0554-52-2111
山梨県	道志村	エコライフ促進助成	太陽光発電、木質バイオマストロブ、生ごみ処理機、電気自動車、風呂薪がま購入者に上限10万円を助成(生ごみ処理機のみ上限2万円)。	産業振興課	0554-52-2114
長野県	諏訪市	再生可能エネルギー等導入設置補助事業	太陽光発電システム(1キロワットあたり3万円、上限9万円)、太陽熱利用システム(上限10万円)の設置等に要する経費について補助金を交付。	生活環境課	0266-52-4141
長野県	大町市	太陽光発電システム普及促進事業	市内に自ら居住し、又は居住する予定の住宅に太陽光発電システムを設置する場合に、1キロワット当たり2万円、上限10万円を助成します。	生活環境課 環境保全係	0261-22-0420
長野県	大町市	地中熱ヒートポンプシステム補助金交付制度	市民が居住する住宅及び市内事業所が設置する地中熱ヒートポンプシステムの設計費及び設置費の10/1(国・県等の補助対象経費は除く、50万円限度)を助成します。	生活環境課 環境保全係	0261-22-0420
長野県	茅野市	合併浄化槽設置に対する補助金	下水道区域外または、7年以上公共下水道が整備されていないと認められる地域の一般住宅、別荘、飲食店等に補助金を交付	生活環境課	0266-72-2101
奈良県	川上村	川上村合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併処理浄化槽へ転換・新設する方に対する補助金。【5人槽：796,000円】【6.7人槽：824,000円】【10人槽：884,000円】単独処理浄化槽を撤去は、60,000円を上乗せ交付。	水源地課	0746-52-0111
奈良県	川上村	川上村浄化槽維持管理費補助金	浄化槽の適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)を実施した方に対する補助金。【単独浄化槽6,500円】【合併浄化槽(50人槽以上)14,000円】	水源地課	0746-52-0111
長野県	富士見町	太陽光発電システム設置補助金	自然環境にやさしい循環型のまちづくりを推進するため、町民自らが居住する住宅に新たに太陽光発電システムを設置する際に要する経費に対して補助金を交付	建設課生活環境 係	0266-62-9114
長野県	原村	太陽光発電システム設置補助金	住宅に太陽光発電システム(最大出力10kw未満)を設置した場合に、設置費用の10%を補助する。村内事業者が施工した場合は限度額20万円、村外事業者が施工した場合は限度額10万円)	建設水道課	0266-79-7933
長野県	原村	合併処理浄化槽設置補助金	高度処理合併処理浄化槽の設置費用を補助する。	建設水道課	0266-79-7933
長野県	飯島町	飯島町太陽光発電設置補助金	地球環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅等へ太陽光発電システムを設置する方に対し、1kwにつき2.5万円・最大10万円を補助	生活環境係	0265-86-3111
長野県	飯島町	飯島町太陽熱利用システム設置補助金	地球環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅等へ太陽熱利用システムを設置する方に対し、設置経費の1/10・最大3万円を補助	生活環境係	0265-86-3111
長野県	飯島町	飯島町家庭生ごみ処理施設事業補助金	生ごみの減量化を推進し、ごみに対する意識の向上を目指して、町民の方が生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機を購入する場合に、それぞれ購入金額の1/2・最大3千円、同8/10・最大4万円を補助	生活環境係	0265-86-3111
長野県	飯島町	飯島町合併処理浄化槽設置補助金	生活排水による公共水域の水質汚濁を防ぎ、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽の設置に要する経費に対し設置費用の一部を補助(※5人槽一般：最大33.2万円～)	水道係	0265-86-3111
長野県	飯島町	飯島町水道事業遠距離給水管町費施工	既設の配水管から申請までの距離が一戸当たり50m(未舗装の場合は2倍の距離)以上の設置工事を対象。布設管100m未満は50mを超える部分、100m以上は延長の1/2を超える部分が対象。限度額50万円	水道係	0265-86-3111
長野県	松川町	合併浄化槽設置補助金	生活排水による河川等の汚染を防止し、生活環境保全及び公衆衛生の向上を図る為、浄化槽の設置に要する経費に対して補助金を交付します。5人槽33万2千円 7人槽41万1千円	環境水道課	0265-36-7026
長野県	松川町	下水道利子補給金制度	下水道(合併処理浄化槽)対応のためのキッチン・トイレ・お風呂などの水まわりの改造工事、下水道への接続工事をされる方で、町内の金融機関から資金を借りた場合に利子補給が受けられます。	環境水道課	0265-36-7026
長野県	松川町	雨水貯留施設設置補助金	借入金 150万円以内、期間5年以内 借入額に対して年率1.0%以内	環境水道課	0265-36-7026
長野県	松川町	住宅用太陽光発電システム設置補助制度	健全な水循環の再生、水資源の有効利用及び総合的な治水対策の一環として、宅地内の雨水の有効利用及び流出防止を図るための雨水貯留施設の設置に対し補助金を交付します。	環境水道課	0265-36-7026
長野県	松川町	生ごみ処理機補助制度	対象経費の1/2以内、上限5万円 住宅用太陽光発電システムを設置した場合、設置費用の一部を助成します。1KW当たり5万2千円、上限20万8千円	環境水道課	0265-36-7026
岐阜県	多治見市	住宅用新エネルギーシステム設置事業補助金交付制度	家庭から出る生ごみの減量・堆肥化のため、生ごみ処理機・ぼかし容器を購入された場合設置費用の一部を助成します。対象経費bの1/2以内、上限4万円 住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システムの設置費用の一部を補助。太陽光発電システム15,000円/kW(上限60,000円)市内業者の場合は20,000円/kW(上限80,000円)家庭用燃料電池システム100,000円/基	環境文化部 環境課	0572-22-1175
岐阜県	羽島市	耐震補強工事助成	木造住宅の耐震対策を支援するため、「岐阜県木造住宅耐震相談士」が耐震診断を実施し、診断結果報告書に基づき耐震補強する住宅の所有者に国、県及び市がその経費の一部を補助するもの。	都市計画課	058-392-1111
岐阜県	羽島市	浄化槽設置整備事業	し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する方に対して、費用の一部を補助するもの。	生活環境課	058-392-1111
岐阜県	羽島市	水洗便所等改造資金利子補給	水洗トイレ化や公共下水道に接続する工事等の資金にかかる融資のあっせんと、その融資にかかる利子を補給するもの。	下水道課	058-392-1111
岐阜県	各務原市	接道緑化補助事業	市内の私有地で、建築物の敷地において新たに植栽をするときに補助金を交付します。ただし、当該敷地を販売する者・販売予定者を除きます。 ・道路と敷地の境界から5メートル以内で道路から見ることができるとする区域の緑化(最高10万円)	河川公園課	058-383-1111
岐阜県	山県市	山県市住宅用太陽光発電システム設置事業	市内の個人住宅に太陽光発電システムを設置した者に対し、1Kwあたり2万円をまちづくり振興券(地域通貨)で助成。	産業課	0581-22-6830
岐阜県	輪之内町	太陽サンサン補助金	町内の自ら居住する住宅に余剰配線構造の太陽光発電システムを設置または太陽光発電システム付き住宅を購入された方に、出力1キロワットあたり35,000円(上限4キロワット＝140,000円)を上限に補助	住民課	0584-69-3111
岐阜県	揖斐川町	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	住宅に太陽光発電システムを設置したり、太陽光発電システムを設置した建売住宅等を自らの住宅として購入する方に助成。補助金額は1kWあたり3万円。上限12万円。その他補助要件あり	住民福祉部 生活環境課	0585-22-2111
岐阜県	揖斐川町	木質ペレットストーブ購入補助金	町内に居住する住宅や事業所等に木質ペレットストーブを設置する場合に、本体購入に要する費用の一部を助成します。補助金額・購入経費の1/2以内。上限20万円	産業建設部 農林振興課	0585-22-2111
静岡県	沼津市	沼津市住宅用新エネルギー及び省エネルギー機器設置費補助金	市内に自ら居住する(居住を予定する)住宅において、太陽光発電システム、エコキュート等の省エネ機器を設置する者に補助金を交付する。	環境政策課	055-934-4741
静岡県	藤枝市	浄化槽設置補助金	自己所有住宅へ浄化槽を設置する人に対し設置費用の一部を予算の範囲内で補助する。新築、増改築、汲取り便槽からの転換による新設は、最大20万円。建築確認を伴わない単独処理浄化槽からの転換は、最大60万円	環境水道部 下水道課	054-644-8186
静岡県	藤枝市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	市内の住宅に10kW未満の太陽光発電システムを設置する方で、対象者要件を満たす方に、1kW当たり1万円(上限4万円)を補助。	環境水道部 環境政策課	054-643-3183
静岡県	藤枝市	新エネルギー機器等設置費補助金	①強制循環型太陽熱利用設備、②定置用リチウムイオン蓄電池、③家庭用燃料電池を設置する方で、対象者要件を満たす方に、①上限5万円、②上限10万円、③上限15万円を補助。	環境水道部 環境政策課	054-643-3183
静岡県	菊川市	自然エネルギー利用促進補助金	太陽光発電システム、太陽熱温水器などを設置する場合に、予算の範囲内で費用の一部を補助する。	環境推進課	0537-35-0916
静岡県	菊川市	合併処理浄化槽設置事業費補助金	合併処理浄化槽(合併槽)を設置する人に、設置費用の一部を予算の範囲内で補助する。	下水道課	0537-35-0933
静岡県	菊川市	生ごみ処理機器購入費補助金	一般家庭から出される生ごみ減量のため、生ごみ処理機器を購入する世帯に購入費の一部を補助します。	環境推進課	0537-35-0916
静岡県	伊豆の国市	新エネルギー設備整備事業費補助金	太陽光発電システム等の省エネ機器を設置する者に補助金を交付。(補助対象事業費の10分の1以内、種類ごとに上限あり)	環境政策課	0558-76-8002
静岡県	伊豆の国市	ごみ処理に関する助成事業	一般家庭から出される生ごみ減量のため、生ごみ処理機器を購入する世帯に購入費の一部を補助。EMIぼかしの無料配布等	廃棄物対策課	055-949-6805
静岡県	伊豆の国市	合併浄化槽設置に伴う補助制度	合併浄化槽を設置する人に、下水道事業全体区域外地域において、設置費用の一部を予算の範囲内で補助。	下水道課	055-948-2920
静岡県	牧之原市	自然エネルギー利用推進事業費補助金	市内の住宅への太陽熱温水器や太陽熱利用システム設置を推進することを目的に、予算の範囲内で補助金を交付。	環境課	0548-53-2609
静岡県	牧之原市	浄化槽設置事業補助金	自己の居住用の住宅に浄化槽を設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付。 H27年度補助額：新増築に伴い合併槽を設置する場合(上限額)5人槽 199,000円、7人槽 248,000円、10人槽 328,000円 など	環境課	0548-53-2609
静岡県	吉田町	住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助事業	住宅用新エネルギー機器等の設置に対して補助金を交付 ・太陽光発電システム：20,000円 ・蓄電池システム：100,000円	町民課	0548-33-2102
愛知県	新城市	合併浄化槽設置費補助金	公共下水道事業計画区域、農業集落排水事業採択区域、地下下水道処理区域を除く全市域で単独浄化槽及び汲取りから合併処理浄化槽へ転換しようとする場合、10人槽以下の合併処理浄化槽の設置に要する費用を5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円の範囲で補助。	建設部下水道課	0536-23-7644

愛知県	新城市	住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助金	住宅用太陽光発電システム、住宅用太陽熱高度利用システム及び住宅用燃料電池コージェネレーションシステムの設置に要する費用を補助。【太陽光】12,000円に太陽電池の最大出力を乗じた額で480,000円を上限に補助。【太陽熱】10,000円に集熱部・集熱器総面積を乗じた額で50,000円を上限に補助など。	環境部地域エネルギー推進課	0536-23-7690
愛知県	設楽町	木質バイオマスストーブ等購入設置費補助金	薪、チップ又はペレットを主燃料として使用するストーブ又はボイラーの購入費等に対し、費用の1/2を補助（上限30万円）。町内に住宅、事務所、農業用施設又は集会所を所有する個人、法人又は団体	企画ダム対策課	0536-62-0514
愛知県	設楽町	住宅用太陽光発電施設設置費補助金	住宅用太陽光発電施設の設置に要する経費を50000円／kw×最大出力(kw)補助する。※上限4KW	生活課	0536-62-0522
愛知県	設楽町	浄化槽設置補助	浄化槽設置費の補助。処理人数により補助額が異なります。	生活課	0536-62-0522
愛知県	設楽町	生ゴミ処理器設置補助	生ゴミ処理器購入費の1/3補助（上限2万円）	生活課	0536-62-0522
三重県	津市	津市木造住宅等耐震化事業	昭和56年5月末以前に着工された木造住宅を対象に無料耐震診断、耐震補強計画補助事業（上限16万円）、耐震補強補助事業（上限136万5,000円）等を実施。	都市計画部建築指導課	059-229-3187
三重県	鳥羽市	薪ストーブ等利用拡大促進事業	市内の住宅又は事業所に設置する薪ストーブ等の購入にかかる費用の1/2（薪ストーブの上限10万円、薪ボイラーの上限20万円）を補助。	農水商工課	0599-25-1231
滋賀県	甲賀市	ひと・もの・情報が集まる交通の要衝～充実した公共交通網～	全国でも有数な細やかな路線網を張り巡らせているの甲賀市コミュニティバス。通勤・通学にも十分対応できます。	公共交通推進室	0748-65-0672
滋賀県	甲賀市	甲賀市地域情報化基盤整備事業	市内全域に市独自の光ファイバーを整備し、音声放送をはじめ、ケーブルテレビ（光テレビ）、高速インターネット（光インターネット）、IP電話（ケーブルプラス電話）がご利用いただける環境をつくるとともに、安心安全のまちづくりをめざし、音声放送端末機の設置を全戸を対象に実施。	情報基盤推進室	0748-66-1193
滋賀県	日野町	住宅用太陽光発電システム設置推進補助金	居住されている住宅および店舗併用住宅に太陽光発電を設置した場合、1キロワット当たり3万円、上限10万円を助成します。	住民課	0748-52-6578
兵庫県	洲本市	洲本市風情ある住まいづくり支援事業助成金（生け垣部門）	市内に住所を有し、自ら居住する住宅の敷地において生け垣の新設又は増改築を行った者に対し事業費の1/3 上限5万円を助成します。	都市整備部 都市計画課	0799-24-7611
兵庫県	赤穂市	住宅用太陽光発電システム設置補助	市内に住所を有し、自己の所有する住宅もしくは自己の居住する住宅等に太陽光発電システムを設置する方に対し、設置費用の一部を補助。受給最大電力に応じ、市内施工業者利用と市外施工業者利用で上限補助額がそれぞれ160,000円、120,000円。	環境課	0791-43-6821
奈良県	十津川村	浄化槽設置整備補助	住宅等に浄化槽を設置する場合、人槽区分に応じて補助金を交付します。	地域創生推進課	0746-62-0910
奈良県	東吉野村	薪ストーブ設置費補助	山林に残る木を有効に利用していただくため、薪ストーブの購入及び設置経費の一部を補助します。	総務企画課	0746-42-0441
奈良県	東吉野村	太陽光発電システム設置費補助	環境に優しいエネルギー利用を支援するため、太陽光発電システム設置費を補助します。 1Kwあたり7万円の補助とし、上限は28万円（4Kw）とします。	総務企画課	0746-42-0441
奈良県	東吉野村	東吉野村山の学校協議会林業作業用具貸付	村内に移住した方が、薪ストーブ用の薪を作る時などに必要な作業用具（チェーンソー、薪割り用斧、軽トラック等）を、東吉野村「山の学校協議会」からレンタルします。	総務企画課	0746-42-0441
和歌山県	紀美野町	合併処理浄化槽設置整備補助金	生活排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に要する経費について補助します。補助金額は、設置する浄化槽の大きさ（人槽）により異なります。（332,000円～548,000円）	建設課	073-489-5904
和歌山県	紀美野町	家庭用生ごみ処理機購入補助金	生ごみ処理機器（電気式生ごみ処理機または生ごみ処理容器）の購入費用を補助します。電気式生ごみ処理機は1/2補助で上限30,000円、生ごみ処理容器は1/2補助で上限5,000円です。	住民課	073-489-5903
和歌山県	紀美野町	住宅用太陽光発電設備設置補助金	住宅用太陽光発電設備を設置しようする者で、補助金の額は出力1kw当たり25,000円で、上限は125,000円です。	住民課	073-489-5903
和歌山県	かつらぎ町	生ごみ処理機器購入費補助金	1世帯につき、生ごみ処理機器（コンポストまたは家庭用電気式生ごみ処理機）購入費用を補助。電気式生ごみ処理機は上限3万円まで1/2まで。 生ごみ処理容器（コンポスト）は上限3千円（百円未満切り捨て）	生活環境課	0736-22-0300
和歌山県	かつらぎ町	浄化槽設置整備事業補助金	健康で快適な生活環境の確保のため、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します。	生活環境課	0736-22-0300
和歌山県	串本町	新築住宅用太陽光発電システム設置補助金	新築住宅への太陽光発電システム設置費用として、1kwあたり14万円（上限50万円）を補助。平成27年度まで実施。その他要件有り。	住民課	0735-72-0083
鳥取県	米子市	排水設備工事融資あっせん制度	くみ取り便所を水洗便所にし、公共下水道・農業集落排水施設につなぎこむ工事・浄化槽からの接続切替工事をされる方に、融資をあっせんしています。	下水道営業課	0859-34-1371
鳥取県	米子市	合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽を設置する方に対し、補助金を交付します。	環境政策課	0859-23-5259
鳥取県	米子市	家庭用太陽熱利用機器導入推進補助金	ご家庭に設置される家庭用太陽熱利用機器の設置費を一部補助します。	環境政策課	0859-23-5256
鳥取県	米子市	家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置費一部補助	ご家庭に設置される家庭用燃料電池システム（エネファーム）の設置費を一部補助します。	環境政策課	0859-23-5259
鳥取県	米子市	米子市住宅用太陽光発電導入推進補助金	ご家庭に設置される太陽光発電システム設置費を一部補助します。	環境政策課	0859-23-5256
鳥取県	倉吉市	水洗便所改造資金融資	公共下水道・農林業集落排水・合併処理浄化槽に接続するため、従来のくみ取り便所や尿浄化槽を廃止して便器や洗浄用具などの改造、これに伴う排水設備の新設又は改修する方に、希望に応じて金融機関へ融資を生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、台所・風呂・洗濯などの生活雑排水と、し尿を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。	建設部 下水道課	0858-22-8176
鳥取県	倉吉市	合併浄化槽設置補助金	健康で快適な生活環境の確保のため、合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します。	建設部 下水道課	0858-22-8176
鳥取県	倉吉市	倉吉市震災に強いまちづくり促進事業	震災に強いまちづくりを推進するために、古い基準で建築された建物の「耐震診断・改修設計・耐震改修」にかかる費用を補助します。	建設部 建築住宅課	0858-22-8175
鳥取県	倉吉市	住宅バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額	高齢者や障害者の居住の安全性を高め、介助の容易性を向上させる改修工事（バリアフリー改修）を行った場合、翌年度の固定資産税を3分の1（100㎡相当分まで）減額します。	総務部 税務課	0858-22-8114
鳥取県	倉吉市	住宅省エネ改修に伴う固定資産税の減額	外壁や窓を通した熱の損失を防止する改修工事（省エネ改修）をすると、翌年度の固定資産税の一部を減額します。	総務部 税務課	0858-22-8114
鳥取県	岩美町	情報通信施設管理運営事業	町内全域にケーブルテレビ網が整備され、デジタル放送受信、最大120Mbpsの高速インターネットの環境が整っており、加入の際には工事費の一部を町が負担。	企画財政課	0857-73-1412
鳥取県	岩美町	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	下水道等の集合処理区域外の建物を対象に、台所・風呂・洗濯などの生活雑排水とし尿を併せて処理する合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付。	環境水道課	0857-73-1567
鳥取県	岩美町	水洗便所等改造資金融資の斡旋	公共下水道・農漁業集落排水・合併処理浄化槽に接続するため、従来のくみ取り便所や尿浄化槽を廃止して便器や洗浄用具などの改造、これに伴う排水設備の新設又は改修する方に、希望に応じて金融機関の融資を	環境水道課	0857-73-1567
鳥取県	岩美町	家庭用発電設備等導入推進補助金	住居に住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、薪ストーブ、太陽熱利用機器等を設置する方を対象に、設置費用の一部を助成。	環境水道課	0857-73-1567
鳥取県	岩美町	破砕型生ごみ処理機（ママサポート）貸付事業	住宅で破砕型生ごみ処理機の利用を希望する方を対象に、期間限定で無償貸与。また、貸与期間終了後は、補助金相当額を控除した割安価格で買い取りが可能。	環境水道課	0857-73-1567
鳥取県	岩美町	家庭用生ごみ処理機等購入費補助金	生ごみ処理機、水切り容器又はコンポストを購入し、家庭で生ごみの減量化、堆肥化に取り組む方に対し、購入費の一部を助成。	環境水道課	0857-73-1567
島根県	雲南市	住宅リフォーム支援事業	居住水準の改善、木造住宅耐震化の促進、下水道接続率の向上、環境にやさしい住まい環境の創造を目的として、住宅リフォームの支援を行います。	都市建築課	0854-40-1064
島根県	雲南市	雲南市太陽光発電導入促進事業補助金	住宅用及び事業所用の太陽光発電設備を設置する方に対して設置費の一部を補助します。	環境政策課	0854-40-1033
島根県	奥出雲町	奥出雲町環境リフォーム補助金	町内の建築組合又は町内の建築事業者が施工する住宅の新築・増改築に併せて、排水設備を公共下水道等に接続する方に対して上限10万円の助成をします。	水道課	0854-52-2676
岡山県	鏡野町	太陽光発電等機器購入設置費助成金	住宅用太陽光発電システムの設置費を最大出力に25,000円を乗じて得た額を助成する。（限度額4KW 100,000円） ペレットストーブの設置工事費の2分の1（限度額 100,000円）を助成する。	くらし安全課	0868-54-2780
岡山県	鏡野町	鏡野町家庭用生ごみ処理機等購入費助成金	生ごみ処理機器購入費の2分の1を助成する（限度額30,000円 1世帯1基） 生ごみ処理容器購入費の2分の1を助成する（限度額5,000円/1・1世帯2個まで）	くらし安全課	0868-54-2780
岡山県	久米南町	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用太陽光発電システム（10キロワット未満）を設置する方へ、1キロワットあたり5万円を補助。【上限20万円】	定住促進課	086-728-2134
広島県	竹原市	竹原市住宅用太陽光発電システム設置補助事業	◆市内において、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置するものに対し、太陽光発電システム出力1kwあたり1.25万円（限度額5万円）を助成 ※太陽光発電システム最大出力10kw未満のみ対象	まちづくり推進課	0846-22-2279
広島県	竹原市	竹原市小型合併処理浄化槽設置整備事業	◆市内の専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置するものに対し助成 ・建築確認申請を行う場合 一律20万円 ・建築確認申請を伴わない場合 5～6人槽 33.2万円、 7～8人槽 41.4万円、 9～10人槽 54.8万円	まちづくり推進課	0846-22-2279
広島県	三次市	ケーブルテレビ加入金助成	市外から転入された方に本市の情報をいち早く知っていただき、更なる定住促進を図るため、ケーブルテレビの加入金を助成	地域振興部定住対策課 定住対策係	0824-62-6129
広島県	三次市	飲用水供給施設補助	水道が無い地域で、生活用水を確保するために、井戸を整備したりボーリングを行う場合に、その経費の一部を補助。補助金額（1軒の場合の上限額）経費の1/2上限40万円。※水道事業等の区域外が対象	水道局 水道課建設係	0824-62-6165
広島県	三次市	小型浄化槽設置補助整備事業	合併浄化槽設置に対する補助。補助限度額：5人槽46万9千円、7人槽64万5千円、10人槽86万4千円。※公共下水道事業等の区域外が対象	水道局 下水道課管理係	0824-62-6151
広島県	三次市	住宅用太陽光発電システム設置事業	住宅の屋根等に太陽光発電システムの設置を行う費用の一部を補助します。（1kwあたり2万円（上限8万円まで））	環境政策課（環境政策係）	0824-62-6136
広島県	庄原市	市町村設置型浄化槽	公共下水道、農業集落排水の区域外の個人住宅を対象とし、分担金30万円を負担すれば浄化槽を市が設置し、個人は下水道などと同様に使用水量によって使用料を支払う。申請期間を毎年度9月末までとするが、予定数に達した場合は申し込みを締め切る。	下水道課	0824-73-1175
広島県	庄原市	飲料水供給施設整備費補助金	飲用水が不足する地域で、新たにボーリング方式等により水源を整備する方に、補助対象経費の2分の1を補助（上限80万円、2戸以上共同で申請の場合は1戸につき72万円）。	環境政策課	0824-72-1398
広島県	庄原市	生活道整備補助金	日常生活で通行道路として利用している国道・県道・市道以外の道路について、新設・拡幅工事・路面の舗装工事を行う際に、費用の40%を補助（上限64万円）。	建設課	0824-73-1150
広島県	庄原市	庄原市ペレットストーブ等購入促進補助金	木質バイオマスの有効活用を促進するため、市内事業者よりペレットストーブ・薪ストーブ・ペレットボイラーを購入される際、購入・設置等の経費の3分の1を補助（ストーブは上限12万円、ボイラーは上限50万円）。	林業振興課	0824-73-1130
広島県	北広島町	小型合併処理浄化槽補助金（設置・維持管理費）	◆下水道・農業集落排水区域以外で、小型合併処理浄化槽の設置及び維持管理費を補助する。	上下水道課	050-5812-1861
広島県	北広島町	生活用水取水施設整備補助金	◆水道が整備されていない地域において、生活用水を確保するための井戸等を整備する費用の一部を補助する。	上下水道課	050-5812-1861
広島県	神石高原町	雨水利用タンク設置費助成事業	雨水利用のための設備に対して助成（上限3万円）します。	神石高原町 環境衛生課	0847-89-3336
広島県	神石高原町	住宅用太陽光発電システム等設置費補助事業	住宅用太陽光発電システム等の設備に対して補助（最大20万円）します。	神石高原町 環境衛生課	0847-89-3336
広島県	神石高原町	住宅用太陽熱温水器設置費補助事業	太陽熱温水器を住宅に設置する場合に補助（最大10万円）します。	神石高原町 環境衛生課	0847-89-3336
広島県	神石高原町	情報通信基盤整備事業費補助金	神石高原町に移住した方で、ケーブルテレビに新たに加入される方に5万円助成します。	神石高原町 まちづくり推進課	0847-89-3332
広島県	神石高原町	ペレットストーブ等購入補助事業	木質ペレットや薪ストーブ等を設置する場合に補助（上限10万円）します。	神石高原町 まちづくり推進課	0847-89-3332
山口県	山口市	合併処理浄化槽設置整備事業	市では、生活排水処理対策として家庭用の浄化槽を設置される方のために、その費用の一部を補助しています。	下水道普及課	083-933-6691
山口県	山口市	木質バイオマスストーブ設置費補助事業	自らが居住するために用いる市内の住宅に、木質バイオマスストーブ（ペレット・薪ストーブ）を新たに設置する場合に、本体購入経費及び設置にかかる費用（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）の一部を補助します。補助率：1/3（上限10万円）	環境政策課	083-941-2181
山口県	山口市	生ごみ処理対策推進事業補助金	電動生ごみ処理機、生ごみ処理容器を購入した場合に、その購入費用の2分の1の額を補助。（ただし、電動生ごみ処理機は1台につき30,000円を、生ごみ処理容器については、1個につき3,000円を上限とする。）	資源循環推進課	083-941-2186
香川県	観音寺市	観音寺市民間住宅耐震対策支援事業	この制度は、地震に強い安全なまちづくりを目指すために、市内にある住宅の耐震診断を行う方に、これに要する費用の一部を支援し、耐震対策の必要性を普及及び啓発する制度。耐震診断に要した費用の10分の9（上限9万円）	建設課	0875-23-3942
香川県	観音寺市	観音寺市耐震シェルター等設置事業	地震による住宅の倒壊から住居者の生命を守る為、耐震診断の結果「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された住宅を対象に、耐震シェルター等設置を補助。耐震シェルター等購入・設置費用の5分の4（上限20万円）	建設課	0875-23-3942
香川県	三豊市	防災行政無線無料貸与	各世帯に個別受信機を無料貸与	総務課	0875-73-3000
愛媛県	東温市	太陽光発電システム、太陽熱高度利用システムの設置補助事業	太陽光発電システム及び太陽熱高度利用システムを市内の住宅に新たに設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付。	環境保全課	089-964-4415
愛媛県	東温市	家庭用リチウムイオン蓄電池システム、家庭用燃料電池システムの設置補助事業	家庭用リチウムイオン蓄電池システム及び家庭用燃料電池システムを市内の住宅に新たに設置する方に対し、設置費の一部を補助。	環境保全課	089-964-4415

高知県	日高村	ip告知端末配布	光ケーブル網による村内全域ネットワーク化(IP告知端末の整備・利用料は無料) 別途プロバイダ契約(有料)により高速インターネット利用可能。	総務課	0889-24-5113
高知県	津野町	住宅太陽光発電システム設置費補助金	町内に居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、5万円／KW(上限20万円)を補助します。	企画調整課	0889-55-2311
福岡県	飯塚市	住宅用太陽光発電システム設置補助	住宅用太陽光発電システムの普及のため、設置費用の一部を補助します。	市民環境部環境整備課	0948-22-5500
福岡県	田川市	環境配慮活動助成事業	・住宅用太陽光発電システム導入を支援するため、設置費用の一部を助成する。(1キロワット当たり2万円:上限8万円)	市民生活部環境対策課	0947-44-0171
福岡県	柳川市	住宅用太陽光発電システム設置補助	地球温暖化防止対策の一環として、市民の再生可能エネルギー利用を促進するため、住宅に太陽光発電設備を設置する個人の方を対象に補助を行っています。太陽光発電システムの発電出力1kwあたり2万円で上限は8万円です。	生活環境課環境係	0944-77-8485
福岡県	柳川市	合併処理浄化槽設置整備補助	河川や掘割の水質環境を守るため、合併処理浄化槽の設置を推進しています。そこで、合併処理浄化槽を設置する人に予算の範囲内で補助金を交付します。補助額は設置しようとする合併処理浄化槽の人槽(大きさ)によって決まります。	生活環境課浄化槽推進係	0944-77-8483
福岡県	八女市	情報通信基盤の整備	地域特性に応じた情報通信基盤の整備により、市全域で情報通信を活用したサービスを受けられる環境を構築します。ブロードバンド・ゼロ地域の解消を目指し、八女市で整備した光ファイバー網を利用した光インターネットの引込工事を無料で行います。	地域づくり・文化振興課	0943-24-8162
福岡県	八女市	浄化槽の設置に関する補助制度	八女市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置しようとする人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。	環境課	0943-23-1462
福岡県	八女市	住宅用太陽光発電設置費補助	自然エネルギーの有効活用による環境負荷の少ない循環型社会を構築するため、住宅用太陽光発電システムを設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。(1kw当たり2万5千円・上限10万円)	環境課	0943-23-1462
福岡県	筑後市	浄化槽設置整備補助事業	浄化槽を設置する場合、設置費の一部を補助します。	かんきょう課	0942-53-4120
福岡県	筑後市	排水設備工事補助事業	トイレを水洗に改造し、下水道に接続する場合などに工事費の一部を補助します。	上下水道課	0942-65-7036
福岡県	筑後市	太陽光発電設置補助事業	市内の業者によって、設備を設置する場合に設置費の一部を補助します。	かんきょう課	0942-53-4120
福岡県	添田町	添田町浄化槽整備事業	合併浄化槽の設置費用の一部を助成。	保健福祉環境課	0947-82-1232
福岡県	久留米市	生け垣設置奨励金	住宅や事業所の境界付近に設置した生け垣に対して、奨励金を交付しています。長さ5メートルで10,000円が基準です。6メートル11,000円、7メートル12,000円のように、長さが1メートル伸びるごとに1,000円ずつ加算されます。20メートルで25,000円が交付額の上限です。	都市建設部公園緑化推進課	0942-30-9085
福岡県	久留米市	一般住宅向け浄化槽の設置に関する補助制度	浄化槽を設置する時と、設置後の維持管理に対する補助があります。 ※最大54万8千円まで。	上下水道部給排水設備課	0942-30-8522
福岡県	久留米市	水洗便所改造の融資あっせん制度	処理区域になったら一日も早く下水道へ接続していただくために『水洗便所改造資金』の融資のあっせんを行っています。	上下水道部給排水設備課	0942-30-8522
福岡県	久留米市	利子補給制度	融資あっ旋制度を利用した下水道接続工事について、元金と利息を完済後、利子の補給をいたします。(元金52万円の利子額が上限となります。)	上下水道部給排水設備課	0942-30-8522
長崎県	東彼杵町	太陽光発電システム補助	住宅用太陽光発電システムを設置される方に、1kw当り3万円(限度額10万円)を補助します。	町民生活課環境衛生係	0957-46-1111
熊本県	八代市	畳表張替促進事業	八代産畳表による畳の張替に対して、張替にかかる費用を助成。 畳表1枚につき、1,000円	農業振興課	0965-33-8751
熊本県	水俣市	住宅用太陽光発電システム設置補助金	最大出力1kW(キロワット)当たり3万円を乗じた額(上限10万円)。ただし、市内業者が施工する場合は、1kWあたり10万円(上限30万円)。	環境課	0966-61-1612
熊本県	水俣市	住宅用太陽熱利用システム設置補助金	設置に要する費用に1/5を乗じて得た額(上限3万円)。ただし、市内業者が施工する場合は、設置に要する費用に2/5を乗じて得た額(上限7万円)。	環境課	0966-61-1612
熊本県	水俣市	自転車市民共同利用システム「チャリぞ〜くん」	市内5か所に自転車の共同利用ステーションを置き、いつでも好きなときに自転車を利用できるシステムで、18歳以上の市民や市内勤務者、観光で水俣に来られた方も無料で利用できる。	企画課	0966-61-1607
熊本県	水俣市	みなくるバス	地域住民の移動手段を確保するためにコミュニティバスを導入。料金は150円/小学生80円。	企画課	0966-61-1607
熊本県	玉名市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用の太陽光発電システムを設置する方に対し設置費用の一部を補助します。1キロワット当り2万円とし、上限5キロワット10万円を補助します。	環境整備課	0968-75-1118
熊本県	玉名市	生ごみ処理機等購入補助事業	家庭用電気生ごみ処理機やコンポストの購入費に対し1/2又は上限3万円を補助します。	環境整備課	0968-75-1118
熊本県	美里町	家庭用浄水器設置費補助金	安全な飲用水を保持し町民の健康保持のために、汚染が確認された飲用水に浄水器を購入・設置にかかる費用の一部を補助しています。 浄水器の購入、設置した費用の40%相当額(1,000円未満の端数は切り捨て)又は、8万円のうち、いずれか低い額を補助します。	水道衛生課	0964-47-1111
熊本県	美里町	太陽光発電システム設置補助金交付制度	住宅用の太陽光発電システムを設置する方に対し、設置費用の一部を補助します。1kwあたり2万円とし、上限5万円を支給します。	水道衛生課	0964-47-1111
熊本県	南関町	太陽光発電システム設置費補助金	太陽光電池出力1kwにつき35,000円(105,000円上限)	税務住民課	0968-57-8579
熊本県	御船町	生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入補助事業	堆肥化容器・電気式生ごみ処理機を購入され、できた堆肥を有効利用される方に対し補助を実施。	みず環境課	096-282-1604
熊本県	御船町	住宅用太陽光発電システム設置費補助事業	御船町に住所を有し、自己居住用の家屋に太陽光発電システムを設置される方に対し設置費の一部を補助。(上限10万円)	みず環境課	096-282-1604
熊本県	御船町	家庭用雨水浸透ますの支給事業	町内の個人所有の一般住宅に家庭用雨水浸透ますを設置される方に対し、浸透ますを現物支給。	みず環境課	096-282-1604
熊本県	御船町	合併浄化槽設置補助事業	下水道計画区域外での合併浄化槽の設置に対し補助。補助については、「5人槽」・「7人槽」・「10人槽」・「単独浄化槽撤去」に区分けをしている。	みず環境課	096-282-1604
熊本県	氷川町	住宅用新エネルギー等導入促進事業	町内業者を利用して太陽光利用発電施設・太陽熱利用施設・CO2冷媒ヒートポンプ給湯器を設置しようとする人へ補助金を交付します。	町民環境課	0965-52-5851
熊本県	氷川町	生ごみ処理機購入助成	生ゴミの減量化、再資源化及び生活環境の保全を目指して、町内業者から生ごみ処理機を購入する場合、購入費の1/2以内、2万5千円を上限として助成を行っています。	町民環境課	0965-52-5851
熊本県	多良木町	合併処理浄化槽設置補助金	下水道認可計画区域外の地域で合併処理浄化槽を設置する場合、定額を補助。5人槽502,000円～。	環境整備課	0966-42-1259
大分県	日田市	浄化槽設置補助事業	一般住宅に合併処理浄化槽を設置する経費に対して補助するもの。また、浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽を撤去する場合、その撤去費について補助を行うもの。	環境課	0973-22-8357
大分県	日田市	漏水減免	日田市指定給水装置工事事業者に漏水の修繕をしてもらった場合、地下給水管からの漏水なら、最大6ヶ月間、減免措置があるもの。(水道蛇口、給湯器、ソーラー器等からの漏水は対象とならない)減免対象は漏水箇所違ってきますので、くわしくは水道課までお問い合わせください。	水道課	0973-22-8220
大分県	宇佐市	耐震診断・耐震改修補助金	地震に備えて、住まいの耐震診断や耐震改修工事をするときの費用の一部を補助します。 ① 耐震診断→補助率2/3、上限3万円まで ② 耐震改修→補助率2/3、上限80万円まで	建築住宅課	0978-32-1111
大分県	宇佐市	合併処理浄化槽設置整備費補助金	下水道などの区域外で、新築・リフォーム等により、合併処理浄化槽を新たに設置する場合に経費の一部を補助します。 上限額①5人槽 332,000円 ②7人槽 414,000円 ③10人槽 548,000円 ※既存住宅の改修などで条件を満たす場合は、上記の上限額に20万円が上乗せになります。(平成28年度まで)	生活排水課	0978-32-1111
宮崎県	えびの市	浄化槽設置整備事業補助金	住宅に浄化槽を設置する場合に補助金を交付します。	市民環境課	0984-35-1111
宮崎県	椎葉村	合併処理浄化槽設置整備補助事業	住宅の生活排水用の合併処理浄化槽の設置に要する費用の一部を補助	税務住民課	0982-67-3205
鹿児島県	指宿市	浄化槽設置事業	既存住宅の単独浄化槽若しくは汲み取り便槽を合併浄化槽に設置換える方に補助金を交付します。(5人槽:432,000円～、※下水道地域は対象外です。)	市民生活部環境政策課	0993-22-2111 (内線244)
鹿児島県	西之表市	合併処理浄化槽設置費補助金	専用住宅又は建物の延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅等に合併処理浄化槽(10人槽以下)を設置する方に補助。	市民生活課環境安全係	0997-22-1111 (内線303・304)
鹿児島県	曽於市	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	市内の自ら居住する住宅に、太陽光発電システム(10kw未満)を設置する方に、1件当たり5万円を補助します。	企画課	0986-76-8802
鹿児島県	南さつま市	住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	市内に住所を有し、自ら居住している住宅に太陽光発電システムを設置する方、又は太陽光発電システムの設置済み建売住宅を購入する方に、太陽電池モジュールの最大出力値に、1kwあたり3万円を乗じて得た額。ただし、上限額は3kwまでの9万円です。	市民生活課 生活環境係	0993-53-2111
鹿児島県	南さつま市	浄化槽設置整備事業補助金	専用住宅に浄化槽(10人槽以下)を設置する方を対象に、5人槽: 332,000円、6～7人槽: 414,000円、8～10人槽: 548,000円を交付。	市民生活課 生活環境係	0993-53-2111
鹿児島県	志布志市	地域活性化住宅設置事業	児童数の減少を防ぎ、地域活性化を図るために、地域活性化住宅を設置している。	建設課	099-474-1111
鹿児島県	屋久島町	小型合併処理浄化槽整備事業補助金	町内全域において、建築物に小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、浄化槽の大きさ等に応じて100,000～746,000円を補助します。 小型合併処理浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じた場合には、上記の補助金に9万円を上限として加算できます。	環境政策課	0997-43-5900
鹿児島県	屋久島町	太陽熱温水器設置費補助金	町内に住所を有する者又は町内に居住を予定する者のうち、自らの居住の用に供する町内の住宅等又は事業所に自然循環型太陽熱温水器又は強制循環型太陽熱利用システムを、本町に事業所を有する施行業者が直接設置した場合、設置に係る経費の2分の1以内の額とし、6万円を限度として補助を行う。	環境政策課	0997-43-5900

[▶ 目次へ](#)
[▶ 記事へ戻る](#)